

財務省 御中

「財産回復に関する調査」 最終報告書

2026年3月31日

有限責任 あずさ監査法人

本報告書は、財務省の委託により有限責任あずさ監査法人が実施した調査結果を取りまとめたものです。有限責任あずさ監査法人では、調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本調査報告書の内容は、本調査の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点及びそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。また、本報告書は委託者である財務省に対して提出したものであり、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任あずさ監査法人が直接ないしは間接の責任を負うものではありません。

目次

【本報告書のサマリー】	6
【凡例】	9
1. 本調査の背景及び目的、調査内容	11
1.1. 本調査の背景及び目的	11
1.2. 本調査の方法	14
1.3. 調査期間	14
1.4. 調査方針及び調査内容	14
1.4.1. 調査方針及び調査内容の概要	14
1.4.2. 聴き取り調査を行った先（五十音順・敬称略）	14
1.5. 本報告書の構成	14
2. FATF 勧告、解釈ノート、報告書等における「財産回復」の整理	16
2.1. FATF 勧告 4（剥奪及び保全措置）及び勧告 38（刑事共助－凍結・没収）について	16
2.1.1. 勧告 4 及び勧告 38 のポイント	16
2.1.2. 勧告 4 及び勧告 38 の基準（Sub Criterion）	17
2.1.3. 勧告 4 と国際条約の関係	22
2.1.3.1. 剥奪と没収について	23
2.1.3.2. FATF 勧告に基づく剥奪措置の義務付けについて（勧告 4 と勧告 38）	25
2.1.4. 勧告及び解釈ノートの改定（2023 年 10 月）のポイント	27
2.1.4.1. 勧告 4 について	27
2.1.4.2. 勧告 38 について	32
2.1.5. FATF 有効性評価「犯罪収益等の没収」（Immediate Outcome、IO. 8）	35
2.2. 評価の着眼点（Core Issues）	36
2.3. FATF 報告書等	39
2.3.1. 「Recovering International Proceeds of Crime through Inter-Agency Networks」（2023 年 11 月、FATF）	40
2.3.2. FATF と INTERPOL の協働（FIRE）について	41
2.3.3. FATF 報告書「Asset Recovery Guidance and Best Practices（財産回復ガイドダンス及びベストプラクティス）」（2025 年 11 月公表）	44
2.3.3.1. 報告書の概要	44
2.3.3.2. 各国の紹介事例	47
3. 日本における財産回復制度の概要	51
3.1. 日本における財産回復、没収・追徴制度の概要	51
3.1.1. 刑法	51
3.1.2. 麻薬特例法	52
3.1.3. 組織的犯罪処罰法	53
3.1.4. 関税法	55
3.1.5. 振り込め詐欺救済法	55
3.1.5.1. 振り込め詐欺救済法の制定背景と目的	56

3.1.5.2.	被害者救済の仕組みと預金保険機構の役割	57
3.1.5.3.	振り込め詐欺救済法において対象となる金融機関・口座の条件	59
3.1.5.4.	振り込め詐欺救済法制度の運用状況と課題	60
3.1.6.	没収・剥奪における各根拠法の比較	63
3.1.7.	暗号資産の没収について	65
3.2.	FATF 第4次対日相互審査	67
3.2.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	67
3.2.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	70
3.2.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	71
3.2.4.	FATF 第4次対日相互審査報告書の評価を踏まえた日本の没収制度の課題	72
4.	諸外国の財産回復制度の概要 (FATF 相互審査報告書等)	74
4.1.	米国	77
4.1.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	77
4.1.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	79
4.1.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	79
4.1.4.	没収・追徴制度の背景と今後の方向性	80
4.1.5.	税関における没収制度について	83
4.1.6.	暗号資産の没収について	84
4.2.	英国	86
4.2.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	86
4.2.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	87
4.2.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	88
4.2.4.	FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について	89
4.2.5.	税関における没収制度について	93
4.3.	EU 指令	94
4.3.1.	指令の目的と背景	95
4.3.2.	EU 犯罪収益没収指令 2024 の主な内容	96
4.3.3.	関連する他の EU 法令・国際的枠組との関係	101
4.3.4.	EU 指令 2024/1260 に対する懸念	102
4.4.	フランス	102
4.4.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	103
4.4.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	104
4.4.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	105
4.4.4.	FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について	106
4.4.5.	税関における没収制度について	107
4.5.	ドイツ	107
4.5.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	107
4.5.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	108
4.5.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	109
4.5.4.	FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について	110

4.5.5.	税関における没収制度について	113
4.6.	イタリア	114
4.6.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	114
4.6.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	115
4.6.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	116
4.6.4.	FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について	117
4.6.5.	税関における没収制度について	119
4.7.	カナダ	119
4.7.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	119
4.7.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	120
4.7.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	121
4.7.4.	FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について	122
4.7.5.	税関における没収制度について	123
4.8.	オーストリア	124
4.8.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	124
4.8.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	125
4.8.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	126
4.8.4.	FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について	127
4.8.5.	税関における没収制度について	129
4.9.	オーストラリア	129
4.9.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	129
4.9.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	130
4.9.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	131
4.9.4.	FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について	132
4.9.5.	税関における没収制度について	134
4.9.6.	暗号資産の没収について	135
4.10.	ベルギー	136
4.10.1.	FATF 対ベルギー第5次相互審査	136
4.10.1.1.	FATF 第5次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	136
4.10.1.2.	FATF 第5次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	139
4.10.1.3.	FATF 第5次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	140
4.10.2.	FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について	142
4.10.3.	税関における没収制度について	147
4.10.4.	暗号資産の没収について	147
4.10.5.	FATF 第5次相互審査の総括	148
4.11.	韓国	149
4.11.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	149
4.11.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	150
4.11.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価	151
4.11.4.	FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について	152

4.11.5.	税関における没収制度について.....	156
4.11.6.	暗号資産の没収について.....	157
4.12.	マレーシア	158
4.12.1.	FATF 対マレーシア第5次相互審査	158
4.12.1.1.	FATF 第5次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価 ..	158
4.12.1.2.	FATF 第5次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価 ..	160
4.12.1.3.	FATF 第5次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価.....	161
4.12.2.	FATF 第5次相互審査の総括	164
4.13.	シンガポール	165
4.13.1.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価	165
4.13.2.	FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価	166
4.13.3.	FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価.....	167
4.13.4.	FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について	168
4.13.5.	税関における没収制度について.....	169
4.13.6.	暗号資産の没収について.....	170
4.13.7.	2023年の没収事案について	170

【本報告書のサマリー】

1. 調査の背景及び目的

財産回復とは、犯罪収益又はそれと同等の価値を有する財産を特定、追跡、評価し、必要に応じて凍結、押収、没収を行い、没収後は当該財産を管理し、被害者や正当な権利者に返還するまでの一連のプロセスを指す概念である。これは、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に係る資金、ひいては組織犯罪により得られた犯罪収益等を剥奪することにより、犯罪組織やテロリストへの資金供給を断ち、犯罪活動の継続や拡大を防止するとともに、正当な帰属者のもとに当該収益を返還することを目的とするものである。

本調査は、財産回復に関する国際的な基準及び各国における制度整備・運用状況を客観的に整理することを目的として、FATF が公表する勧告、解釈ノート、メソドロジー、ガイダンス報告書等の一次資料、並びに FATF 相互審査報告書、各国政府及び関係当局が公表している法令、政策文書、公式説明資料等に基づき、記載内容を事実として整理・比較する方針で実施したものである。特に、2023 年 10 月改定後の FATF 勧告 4（剥奪及び保全措置）及び勧告 38（刑事共助—凍結・没収）の内容、並びに有効性評価項目 I0.8 における着眼点を中心に、財産回復の概念、剥奪・没収の種類、有罪判決に基づく没収及び有罪判決に基づかない没収、拡大没収、資産の特定・追跡・評価、暫定的措置としての凍結・押収、没収命令の執行、没収財産の管理・処分及び被害者への返還等について、国際基準上求められている事項を整理した。また、日本における関連制度として、刑法、麻薬特例法、組織的犯罪処罰法、関税法及び振り込め詐欺救済法に基づく没収・追徴及び被害回復の仕組みの概要を整理するとともに、米国、英国、EU 諸国、アジア太平洋地域諸国等について、FATF 相互審査報告書及び各国公表資料に記載された制度構成、法改正の状況、運用上の特徴等を国別に整理し、財産回復に係る国際的な制度動向の全体像を明らかにすることとした。

2. 調査方法及び構成

本調査は、FATF が公表する勧告、解釈ノート、メソドロジー、ガイダンス文書及び相互審査報告書、並びに各国政府及び関係当局が公表する法令、政策文書、公式説明資料等を基礎資料とする机上調査を中心として実施した。調査にあたっては、制度の優劣や妥当性に関する評価、将来動向に関する推測的判断は行わず、一次資料に記載された内容を事実として整理し、比較・概観する方針とした。

報告書の構成は、まず FATF 勧告等における財産回復の位置付け及び内容を整理し、次に日本における財産回復制度の概要及び FATF 第 4 次対日相互審査における評価結果を整理し、最後に諸外国の財産回復制度について、FATF 相互審査報告書等に基づき国別に整理する構成としている。

3. FATF 勧告等における「財産回復」の整理

FATF 勧告 4 は、犯罪収益及びそれと同等の価値を有する財産等について、特定、追跡、評価、凍結、押収及び没収を可能とする国内法制度及び運用体制の整備を各国に求めるものである。勧告 38 は、これらの措置を国際協力の文脈において相互に提供し合う枠組の整備を求めるものであり、外国からの要請に基づく凍結・没収、外国裁判所命令の承認・執行、没収財産の管理及び返還等を対象としている。両勧告は、国内措置と国際的執行協力という補完的な関係に立つものと整理されている。

2023 年 10 月の改訂においては、財産回復を国家の政策上の優先事項として位置付ける

こと、国内法の基本原則に反しない範囲において、有罪判決に基づかない没収

(Non-Conviction Based Confiscation: NCBC) の導入や拡大没収の整備を求め、捜査初期段階における迅速な暫定的措置の確保、没収財産の管理・返還体制の整備、外国裁判所命令の相互承認及び執行の強化等が明確化された。

また、FATF の有効性評価項目である IO. 8 (犯罪収益等の没収) では、没収制度が国家のリスク評価や政策的優先事項と整合的に運用され、実際に犯罪収益の剥奪につながっているかが評価対象とされている。没収件数や金額そのものではなく、当該国が直面するリスクや国際金融システムにおける役割との関係で評価される点が特徴とされている。また、FATF 第 5 次相互審査においては、従来の制度整備の有無を中心とした枠組から、より一層、制度の実効性を重視する枠組への転換を示すものとされている。

4. 日本における財産回復制度の概要

日本は、刑法、麻薬特例法、組織的犯罪処罰法、関税法などで没収・追徴の規定を設けている。刑法では、全犯罪に係る没収・追徴について規定している。一方、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法では、マネロン罪・重要犯罪、薬物犯罪などに係る犯罪収益などの没収・追徴について特別の規定を設けている。そして、関税法では、税関において発見される輸入禁制品等の没収・追徴について規定している。このうち、没収が付加刑と位置付けられているものについては(刑法 9 条)、日本国憲法が保障する適正手続の基本原則

(FPDL, Fundamental Principles of Due Process of Law) が適用されるとされている。すなわち、国家が刑罰として財産を剥奪する以上、犯罪事実と責任を厳格な手続の中で立証し、裁判所が有罪を宣告することが不可欠であるという考え方である。憲法 31 条は、適正な刑事手続によらなければ刑罰を科すことはできない旨を定め、没収が刑罰である以上、この原理は直接に作用し、没収には有罪判決が当然に必要とされる。また、没収は財産権を永久に奪う措置であるため、憲法 29 条が求める財産権保障の観点からも、国家は特定の犯罪とその収益の関連を刑事手続において証明しなければならない。さらに、憲法 38 条に基づく無罪推定や黙秘権の保障は、国家に重い挙証責任を課し、刑罰的效果を伴う没収を行うためには、被告人の刑事責任が確定していることを前提とする構造を支えている。

他方で、上記のうち、関税法は輸入禁制品等の行政的な没収・追徴を定めるほか、振り込め詐欺救済法は、振込を利用した詐欺被害者の迅速な被害回復を目的とする特別法であり、犯罪利用預金口座の凍結、預金債権の消滅手続を経て、残存資金を被害回復分配金として被害者に分配する仕組みを定めている。これらの制度は、刑事手続による没収とは異なる民事・行政的枠組として運用されている。

FATF 第 4 次対日相互審査においては、日本の没収制度について法令整備の面では一定の評価が示された一方、有効性評価 (IO. 8) においては中程度 (四段階評価の上から三番目) との評価が示され、日本の当局は、様々な犯罪類型について、没収・追徴を行っているものの比較的少額である等が指摘されている。

5. 諸外国の財産回復制度の概要

諸外国においては、財産回復が刑事司法の付随的措置ではなく、follow the money のマネロン規制の原則どおり、独立した政策目的として位置付けられる傾向があり、各国とも、FATF 第 4 次相互審査結果における指摘事項や、2023 年 10 月に改定された FATF の勧告 4、勧告 38 を踏まえつつ、法整備の検討及び導入が行われている。

米国では、刑事没収に加え、有罪判決を要しない民事没収が制度として確立しており、

犯罪収益及び同等価値財産の剥奪が広範に行われている。没収資産は、被害者への被害回復や法執行活動への再配分を目的とする基金を通じて管理されている。英国では、犯罪収益法に基づく包括的な制度の下で、有罪判決に基づかない没収や説明不能財産に対する措置が整備され活用されている。

EU加盟国においては、EU指令により共通の枠組が構築されており、フランス、ドイツ、イタリア等では、専門的な資産管理機関の設置、拡大没収や第三者財産没収の制度化、没収資産の社会的再利用の検討及び導入が行われている。イタリアでは、組織犯罪対策の文脈で有罪判決に基づかない没収が法的に認められ、活用されている。

アジア太平洋地域においても、シンガポール、オーストラリア、韓国及びマレーシアでは、FATF 勧告に沿った財産回復制度の整備が進められている。これらの国では、国家戦略としての財産回復の位置付、国内法の原則に反しない範囲での有罪判決に基づかない没収制度等の検討及び導入や暗号資産を含む新たな資産形態への対応、国際協力ネットワークの活用の取組が行われている。

【凡例】

1. 用語集（アルファベット順）

用語	説明
Asset Recovery 財産回復	犯罪収益又はそれと同等の価値を有する財産について、特定 (identification)、追跡 (tracing)、評価 (valuation)、凍結 (freezing)・押収 (seizure)、没収 (confiscation)、管理 (management)、処分 (disposal) 及び被害者又は正当な権利者への返還 (return) までを含む一連の包括的プロセスを指す概念である。FATF 勧告 4 において政策上の優先事項として位置付けられている。
Confiscation 剥奪/没収	裁判所又はその他の権限ある当局の命令により、資金その他の財産を恒久的に剥奪することをいう。FATF Glossary (用語集)、ウィーン条約、パレルモ条約においては、forfeiture を含む概念とされている。
Conviction-Based Confiscation (CBC) 有罪判決に基づく没収	刑事裁判における有罪判決を前提として行われる没収制度をいう。
Core Issues 着眼点	FATF メソドロジにおいて、各 Immediate Outcome (IO) の有効性を評価するために設定された主要な論点群をいう。本報告書では、特に IO. 8 (犯罪収益等の没収) に関する着眼点を中心に整理・分析している。
Extended Confiscation 拡大没収	有罪判決を前提として、当該犯罪に直接結び付かない財産であっても、裁判所が犯罪由来であると認定した場合に没収を可能とする制度をいう。FATF 勧告 4 (2023 年改訂) において、国内法の基本原則に反しない限り導入が求められている。
FATF Financial Action Task Force 金融活動作業部会 ファトフ	マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び大量破壊兵器の拡散資金供与に対抗するための国際基準を策定し、その実施を促進することを目的とする、国際的な基準設定等を行っている国際的な政府間協議の枠組。
Forfeiture 没収	一般に confiscation と同義又は類似の意味で用いられるが、行政的又は民事的文脈で用いられる場合もある。FATF Glossary 等では、confiscation に含まれ得る概念として整理されている。
Freezing 凍結	財産の移転、処分又は取引を一時的に禁止する暫定的措置をいう。剥奪/没収を意味する confiscation とは区別される。
Immediate Outcome (IO) 有効性評価項目	FATF 相互審査において、有効性 (effectiveness) を評価するために設定された成果指標。本報告書では、犯罪収益等の没収に関する IO. 8 を中心に扱う。
Methodology メソドロジ	FATF が公表する相互審査の評価手法及び基準を定めた文書であり、Technical Compliance (法令等整備状況) 及び有効性評価 (Immediate Outcomes) の双方を対象とする。

用語	説明
Non-Conviction Based Confiscation (NCBC) 有罪判決に基づかない没収	刑事有罪判決を要件とせず、民事又は行政的手続により犯罪財産等を没収する制度をいう。被疑者の死亡、逃亡、不在等により刑事訴追が困難な場合にも適用され得る。FATF 勧告 4（2023 年改訂）により、国内法の基本原則に反しない限り導入が求められている。
Predicate Offence 前提犯罪	マネー・ローンダリング又はテロ資金供与の基礎となる犯罪行為をいう。FATF 勧告 3 において「重大犯罪」に限定することが認められている。
Seizure 押収	没収に先立ち、裁判所又は権限ある当局が財産の処分・移転を防止するために行う強制的な保全措置をいう。
Sub Criterion 基準	FATF メソドロジーにおいて、各勧告の Technical Compliance（技術的遵守）を評価するために設けられた詳細な評価基準。本報告書では「基準」と表記する。
Technical Compliance (TC) 法令等整備状況	FATF 相互審査において、各国が勧告の要求事項を国内法令等として整備しているかを評価する枠組をいう。

2. 日本の法令・国際条約等（五十音順）

正式名称	本文中の略称
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	麻薬特例法
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 United Nations Convention against Transnational Organized Crime (2000 年)	国際組織犯罪防止条約 又は パレルモ条約
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	組織的犯罪処罰法
テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際連合条約 International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism	テロ資金供与防止条約
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	振り込め詐欺救済法
腐敗防止に関する国際連合条約 United Nations Convention against Corruption	国連腐敗防止条約
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約 United Nations Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances (1988 年)	ウィーン条約

1. 本調査の背景及び目的、調査内容

1.1. 本調査の背景及び目的

財産回復とは、犯罪収益又はそれと同等の価値を有する財産等を特定、追跡、評価、凍結、押収、没収、執行、管理及び返還するプロセスを指し、マネー・ローンダリング等（マネロン等）¹により発生した犯罪収益を追跡・剥奪することにより、犯罪組織やテロリストへの資金供給を根本から断ち、国内外の犯罪活動の抑制を図ることを目的としている。

FATF（Financial Action Task Force、金融活動作業部会²）は、2012年以降、財産回復にかかる国際基準（勧告、Recommendations）を決定・公表しており、各国に対して、犯罪収益又はそれと同等の価値を有する財産等の剥奪を可能にするために必要な措置を講ずること等を求めている。FATFは、2023年10月に、財産回復の実効性強化のため、体制整備、取引の一時停止措置、（国内法の基本原則の範囲内での）有罪判決に基づかない没収を主たる内容とする、勧告4³（剥奪及び保全措置）、勧告38⁴（刑事共助—凍結・没収）、同勧告の解釈ノート（Interpretive Notes）及びメソドロジー（Methodology）を改訂した⁵。

¹ 本稿では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融を総称して「マネロン等」表記することとする。

² FATF（金融活動作業部会：Financial Action Task Force）は、1989年にG7の主導で設立された政府間機関であり、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び大量破壊兵器の拡散資金供与に対抗するための国際基準を策定し、その実施を促進することを目的とする国際的なスタンダード設定を行っている国際的な政府間協議の枠組である。FATFは、いわゆる「40の勧告」を通じて、加盟各国に対し、法令、規制及び運用面で講ずべき包括的な対策の枠組を提示するとともに、相互審査（Mutual Evaluation）を通じて各国の制度整備状況や実効性を評価し、必要に応じて改善を求めている。また、基準への対応が不十分な国・地域については、国際金融システム上のリスクとして注意喚起を行うなど、各国の政策対応に強い影響力を有しており、現在ではFATF加盟国及び地域機関を通じて、世界のほぼ全ての国・地域がその枠組の下でAML/CFT対策を進めている。

³ FATF勧告4（剥奪及び保全措置）は、マネー・ローンダリング、前提犯罪及びテロ資金供与から生じた犯罪収益並びにそれと同等価値の財産、さらに犯罪に用いられた道具について、迅速かつ効果的に凍結、押収及び没収できる法的・制度的枠組を各国が整備することを求めるものであり、犯罪による経済的利得を剥奪することで犯罪の抑止と被害回復を図ることを中核的な目的としている。勧告4は、有罪判決に基づく没収のみならず、十分な証拠があるにもかかわらず起訴や有罪判決が困難な場合にも犯罪収益の剥奪を可能とする多様な没収手法の活用、早期の暫定措置による資産の散逸防止、没収財産の適切な管理及び価値保全、並びに国際的な財産回復を含む包括的な対応を求めている。2023年10月の改訂により、FATFは没収及び財産回復を各国の政策上及び運用上の優先事項として明確に位置付けるとともに、各国の法原則との整合性を前提としつつ、有罪判決に基づかない没収制度や拡大没収の導入、初期段階からの迅速な凍結・押収権限の強化、外国当局の没収関連命令の承認・執行の促進を求めるなど、犯罪収益の剥奪を一層実効的に行うための枠組を大幅に強化している。

⁴ FATF勧告38（刑事共助—凍結・没収）は、犯罪収益が国境を越えて移転・隠匿される現実を踏まえ、各国が外国当局と迅速かつ実効的に協力し、凍結、押収、没収及び資産返還を円滑に行うための法的・運用上の枠組を整備することを求めるものである。勧告38は、相互法的支援に基づく協力のみならず、要請に基づく又は自発的な情報提供、暫定措置の相互執行、外国の没収関連命令の承認・執行、並びに国境を越えた財産回復を可能とする柔軟かつ迅速な協力手段を確保することを重視している。2023年10月の改訂により、FATFは国際協力を没収及び財産回復の中核的要素として明確に位置付け、各国に対し、外国当局の暫定的又は最終的な凍結・没収命令をより円滑に認識・執行できる制度の整備、捜査の初期段階から資産保全を可能とする協力の強化及び形式的手続に過度に依存しない迅速な情報共有の促進を求めるなど、国際的な財産回復の実効性を大幅に高める方向で勧告の内容を強化している。

⁵ FATF Methodologyは、評価ラウンドの切替えと勧告改訂への対応を軸に、段階的に改定・修正されてきた。まず、2022年2月に「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems」が採択され、第5次相互審査ラウンドの評価方法論として位置付けられた。このMethodologyは、マネー・ローンダリング、テロ資金供与（AML/CFT）に加えて拡散金融（CPF）を統合し、有効性（11の有効性評価項目（Immediate Outcomes））を重視する評価構造を強化したものである。その後、2023年を通じてMethodologyの基本構造自体は維持されたが、評価ラウンドの4次から5次の移行期に対応するため、第4次ラウンドに適用される2013年Methodologyが2023年6月に更新された。第5次ラウンドは2024年から本格的に開始され、2022年Methodologyを基礎としつつ、「評価時点で有効なFATF勧告」を前提に評価を行う運用が明確化された。さらに2025年には、2022年Methodologyが「As amended」の形で更新され、同年6月及び12月の改訂を通じて、財産回復、実質的支配者、拡散金融等の分野における勧告改訂を反映した評価観点や記述が明示的に整理された。

これらの流れの中で、勧告4（剥奪及び保全措置）及び勧告38（刑事共助—凍結・没収）の改訂がMethodologyに

これらの勧告及び解釈ノート、メソドロジーは、2025年以降実施されているFATFの第5次相互審査において適用される（日本の第5次相互審査は、2027年半ばに審査が開始され、2028年夏頃に審査団が来日する予定である⁶⁾）。この改訂後の勧告等に基づき、FATFは、各国に対して、財産回復を政策上の優先事項として位置づけるべきであることや、有罪判決に基づかない没収（NCBC、Non-Conviction Based Confiscation）の導入等を推奨している。

【参考1】FATF 勧告、解釈ノート、メソドロジーの位置づけ

FATFの勧告(Recommendations)、解釈ノート(Interpretive Notes)、メソドロジー(Methodology)は、それぞれ異なる役割を持つ文書である。

• 勧告 (Recommendations)

勧告は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策に関するFATFが示す国際基準であり、FATFの相互審査では、被審査国が勧告の要求事項を国内法令とし整備しているかが法令遵守状況(Technical Compliance, TC)の評価対象となる。

• 解釈ノート (Interpretive Notes)

解釈ノートは、勧告の条文を補足し、適用方法や具体的な運用指針を示すものである。FATFの相互審査では、被審査国が解釈ノートを参考に勧告の要求事項を国内法令とし整備しているかが法令遵守状況(Technical Compliance, TC)の評価対象となる。詳細な実施方法は各国の法制度に委ねられる。

• メソドロジー (Methodology)

メソドロジーは、各国が勧告をどの程度順守し、実効性を確保しているかを評価するための手続と基準や着眼点を定めた文書である。特に、重要な点は、審査団が審査を行う際に参考とする、各勧告の基準(Sub Criterion⁷⁾、各有効性評価項目の着眼点(Core Issues⁸⁾が記載されていることである。本報告書においても、各国の

反映されたのは、2023年10月のFATF総会(Plenary)であり、勧告4及び勧告38、並びに、それらの解釈ノートの改訂が正式に承認された。Methodologyの運用上、2022年Methodologyが「評価時点で有効な勧告」を評価基準とするため、2024年以降に開始される第5次ラウンドの相互審査では、この2023年10月改訂済みの勧告4、勧告38が評価対象として組み込まれた。その後、2025年のMethodology改訂において、改訂後の勧告4、勧告38を前提とした評価方法や観点が文書上も明示され、実務運用と文書表現の両面で完全に定着した、という整理になる。FATFの公表文書等には次のように記載されている。“The FATF amended its assessment procedures and methodology in 2022. The FATF commenced its 5th round of evaluations in 2024, using these revised Procedures.” (2022 Procedures for the Fifth Round, p.4)。さらに、“The FATF amended its assessment methodology in 2022. The FATF commenced its 5th round of evaluations under this methodology in 2024…” (Mutual Evaluations overview, p.7)と明示されている。また、“The Plenary should revise the 5th Round Methodology accordingly by October 2023, so countries have sufficient time to prepare for the next round, which is when countries’ compliance with these revised Standards will be assessed.” (5th Round Methodology Revisions, p.1)と記載され、改訂された勧告を含む新Methodologyが第5次ラウンドで評価に使われることが確認できる。これらの記述により、勧告4と38の改訂は第4次ラウンドでは適用されず、2024年開始の第5次ラウンドから正式に評価対象となることが明確となった。

⁶⁾ FATF, Global Assessment Calendar <https://www.fatf-gafi.org/en/calendars/assessments.html>

⁷⁾ FATFのMethodologyにおける各勧告のSub Criterion(基準)は、テクニカル・コンプライアンス(法令整備状況)の評価を行う審査員向けの具体的な基準として位置づけられている。その目的は、各勧告において「何を持って技術的に」満たしている」と評価するか」を明確化し、評価の一貫性と客観性を担保することである。本調査報告書では「基準」という表記を当てることとする。<https://www.FATF-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/FATF-methodology.html>

⁸⁾ FATFのMethodology文書(「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations

総合評価においては、勧告 4 及び勧告 38 の基準、有効性評価項目 (IO. 8) の着眼点を参照している。

日本においても、FATF 第 4 次相互審査報告書⁹の公表を契機として、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」¹⁰において「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針 (2022 年 5 月 18 日)」が決定・公表され、本基本方針において「犯罪収益の剥奪、財産回復の推進を図る」こととされた。更に、FATF 第 5 次対日相互審査を見据えて策定・公表した「行動計画 (2024-2026 年度)」においても、「8 (3) 財産回復に係る勧告 4 及び 38 の改訂対応」として、「財産回復に係る勧告 4 及び勧告 38 の改訂並びにそれを踏まえたメソドロジの改訂を踏まえ、政府内で諸外国の制度調査等を行うとともに、国内における対応を協議のうえ、必要に応じ措置を講じる。」としている。

以上の状況を踏まえ、改定後の FATF 勧告及び諸外国の取組状況の分析が必要となるところ、財産回復に係る FATF の勧告 4 (剥奪及び保全措置)、勧告 38 (刑事共助一凍結・没収) 及び同勧告の解釈ノート、メソドロジ、ガイダンス等の内容を整理・要約し、財産回復に係る既存の国内制度との違いを明確にするとともに、諸外国の制度調査を実施し、他国の改訂後の勧告への対応状況について取りまとめを行うことを本調査業務の目的とする。特に、2023 年 10 月改定後の FATF 勧告 4 (剥奪及び保全措置) 及び勧告 38 (刑事共助一凍結・没収) の重要なポイントと考えられる基準 (Sub Criterion) や、犯罪収益等の没収制度の有効性 (FATF 相互審査における有効性評価項目 IO. 8) の概要については、各国公表資料や FATF 第 4 次相互審査報告書、第 5 次相互審査報告書等を基に、諸外国 (G7 + オーストリア、オーストラリア、ベルギー、韓国、マレーシア、シンガポール)¹¹ の取組や法的枠組を調査する。なお、各国の FATF 第 4 次相互審査報告書の概要については、2023 年 10 月改定前の旧勧告に沿って説明することとし、ベルギー、マレーシアについては、公表時期も考慮し可能な限り FATF 第 5 次相互審査の結果も踏まえることとした。

and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems) では、各 Immediate Outcome (IO) ごとに設定された Core Issues が、審査員 (assessors) が有効性 (effectiveness) を検証する際の着眼点・論点フレームとして機能することを明示している。すなわち、テクニカル・コンプライアンスの Sub Criterion が「制度・手続の整備有無」を評価するためのチェック項目であるのに対し、Core Issues は成果 (outcomes) に照らした実効性の検証を進めるために、各 IO で「何を、どの観点から、どの程度まで」見るべきかを具体化したものである。Methodology 本文は、Core Issues を用いて各 IO の評価判断の基礎となる証拠の収集・分析を体系化し、その結果を Ratings に結び付ける運用を定めている。また、Methodology 文書は「有効性評価は各国のリスク・文脈・重要性に重点を置く」とし、Core Issues はその文脈の中で主要論点の一貫性と比較可能性を担保するためのガイドとなるポイントとして位置づけられている。したがって、Core Issues は「固定的なチェックリスト」ではなく、IO 達成度の判断に必要な論点と指標群 (例: 数量的成果、質的改善、実務運用、協調メカニズム、事例証拠等) を示すものであり、審査員の分析・記述 (MER) を構造化する評価基準 (focus points) として理解するのが適切であると考えられる。本調査報告書では、「着眼点」と記載する。<https://www.FATF-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/FATF-methodology.html>

⁹ FATF 第 4 次対日相互審査報告書 (2021 年 8 月 30 日) 財務省ホームページ (英文) <https://www.FATF-gafi.org/en/publications/mutualevaluations/documents/mer-japan-2021.html>、(仮訳) https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20221228.pdf

¹⁰ 本政策会議は、FATF (金融活動作業部会) による第 4 次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府が一体となつてマネロン等対策に取り組むために、2021 年 8 月に設置されたもの。主な目的は、マネロン等対策に関する、国の政策及び活動の企画・立案、それらの総合的な推進、関係行政機関の緊密な連携の確保。本会議は、関係省庁の局長級の構成員によって運営され、必要に応じて分科会を設け、個別具体的な政策にも対応。さらに、行動計画やリスク評価書の策定・公表を通じて、国内外のリスク環境に対応しながら、マネロン等対策の実効性向上を図っている。(出所) 財務省 HP https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/index.html

¹¹ 対象国の選択は、日本を含む G7 各国と FATF 第 5 次相互審査が開始されており、本報告書に調査結果を反映できる可能性のあったベルギー、マレーシア、オーストリア、イタリア、シンガポールに加え、アジア太平洋州からオーストラリアと韓国を調査対象国とした。対象国の記載順については、順不同。

1.2. 本調査の方法

基本的に、机上調査とする。ただし、メール等による海外当局や有識者等への照会も、必要に応じて実施（無償）した。

1.3. 調査期間

2025年10月～2026年3月末

1.4. 調査方針及び調査内容

1.4.1. 調査方針及び調査内容の概要

本調査は、財産回復に関する国際的な基準及び各国における制度整備・運用状況を客観的に整理することを目的として、FATFが公表する勧告、解釈ノート、メソドロジー、ガイダンス報告書等の一次資料、並びにFATF相互審査報告書、各国政府及び関係当局が公表している法令、政策文書、公式説明資料等に基づき、記載内容を事実として整理・比較する方針で実施したものであり、制度の評価や将来動向に関する推測的判断は行っていない。調査内容としては、2023年10月改定後のFATF勧告4（剥奪及び保全措置）及び勧告38（刑事共助一凍結・没収）の内容、並びに有効性評価項目I0.8における着眼点を中心に、財産回復の概念、剥奪・没収の類型、有罪判決に基づく没収及び有罪判決に基づかない没収、拡大没収、資産の特定・追跡・評価、暫定的措置としての凍結・押収、没収命令の執行、没収財産の管理・処分及び被害者への返還等について、国際基準上求められている事項を整理した。また、日本における関連制度として、刑法、麻薬特例法、組織的犯罪処罰法、関税法及び振り込め詐欺救済法に基づく没収・追徴及び被害回復の仕組みの概要を整理するとともに、米国、英国、EU諸国、アジア太平洋地域諸国等について、FATF相互審査報告書及び各国公表資料に記載された制度構成、法改正の状況、運用上の特徴等を国別に整理し、財産回復に係る国際的な制度動向の全体像を明らかにすることとした。

1.4.2. 聴き取り調査を行った先（五十音順・敬称略）

井上 聡 長島・大野・常松法律事務所 パートナー
後藤 出 シティニューワ法律事務所 オブ・カウンセラー
佐藤 拓磨 慶應義塾大学法学部 教授
澁谷 洋平 熊本大学大学院 法学系准教授
橋本 広大 南山大学法学部 准教授
焼尾 圭太 シティニューワ法律事務所 弁護士
横濱 和弥 北海道大学大学院法学研究科 准教授
世取山 茂 元警察庁東北管区警察局長 早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員

1.5. 本報告書の構成

本報告は、第2章では、FATF勧告、メソドロジー、報告書等における「財産回復」の整理として、FATF勧告4（剥奪及び保全措置）と勧告38（刑事共助一凍結・没収）及びこれらの勧告の解釈ノート、基準（Sub Criterion）及び有効性評価項目I0.8（犯罪収益等の没収）の着眼点（Core Issues）、FATFによる財産回復に関する報告書、ガイダンス文書

等について、第3章では、日本における財産回復制度の概要として、日本における没収・追徴制度の概要及び FATF 第4次対日相互審査について、第4章では、諸外国の財産回復制度の概要（FATF 相互審査報告書等）として、前述の国ごとに第4次相互審査の評価及びその後の没収・追徴制度に係る取組について説明する。

2. FATF 勧告、解釈ノート、報告書等における「財産回復」の整理

本章では、FATF 勧告 4（剥奪及び保全措置）と勧告 38（刑事共助－凍結・没収）及びこれらの勧告、基準（Sub Criterion）及び有効性評価項目 I0. 8（犯罪収益等の没収）の着眼点（Core Issues）について説明する。また、「Recovering International Proceeds of Crime through Inter-Agency Networks」（2023 年 11 月、FATF）報告書、FATF と INTERPOL の協働（FATF INTERPOL Roundtable Engagement、FIRE）の取組、FATF 報告書「Asset Recovery Guidance and Best Practices（財産回復ガイダンス及びベストプラクティス）」（2025 年 11 月公表）についても、それらの概要を説明する。

2.1. FATF 勧告 4（剥奪及び保全措置）及び勧告 38（刑事共助－凍結・没収）について

勧告 4（剥奪及び保全措置）、同勧告の解釈ノート、勧告 4 を適用する際の基準（Sub Criterion）、ウィーン条約・パレルモ条約等との関係、2023 年 10 月の改訂のポイントについて説明する。勧告 38（刑事共助－凍結・没収）についても概要を説明する。

2.1.1. 勧告 4 及び勧告 38 のポイント

FATF 勧告 4（剥奪及び保全措置（Confiscation and provisional measures））のポイント¹²は以下の通りである。

【参考 2】 勧告 4（剥奪及び保全措置）¹³のポイント

- 各国は、国内外において財産回復（アセットリカバリー）を優先する政策及び運用枠組を整備する必要がある。
- ウィーン条約、パレルモ条約、国連腐敗防止条約、テロ資金供与防止条約を踏まえ、以下の措置を講じるべきである。
 - a) 犯罪収益及びそれと同等の価値を有する財産の特定、追跡、評価を行うことができる体制を有すること。
 - b) 取引の一時停止や同意の保留ができる措置を有すること。
 - c) 必要な調査措置を講じることができること。
 - d) 犯罪収益やそれと同等の価値を有する財産の処分・移転・譲渡を防ぐため、凍結や押収等の仮措置を迅速に実施できること。
 - e) 有罪判決に基づき、犯罪収益やそれと同等の価値財産を没収できること。
 - f) 有罪判決に基づかない没収（NCBC）ができること。
 - g) 没収命令を執行できること。
 - h) 凍結・押収・没収された財産を効果的に管理できる体制を有すること。

¹² 勧告 4、勧告 38 のポイントについては、FATF Recommendations (2025 年 10 月) <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Fatf-recommendations.html> を基に、あずき監査法人で作成。

¹³ FATF 「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems」（2025 年 10 月改訂）における勧告 4（Confiscation and provisional measures）を基に、あずき監査法人がポイントを作成。<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html>

勧告 38（刑事共助－凍結・没収（Mutual legal assistance: freezing and confiscation））のポイントは、以下の通りである。

【参考 3】 勧告 38（刑事共助－凍結・没収）のポイント

各国は、外国からの要請に対し、犯罪財産及びそれに相当する価値を有する財産について、特定、追跡、評価、捜査、凍結、押収、没収を行うための措置を、立法措置を含めて迅速に講じることができる体制を整備すべきである。

これらの措置には、外国の凍結、押収、又は没収命令を承認し、執行することを可能とする制度を含むべきである。

さらに、各国は、財産回復プロセスのあらゆる段階において没収対象財産を管理し、没収財産を共有し、又は返還することができる体制を備えるべきである。

勧告 4 は、各国が国内において犯罪収益及びこれに相当する価値を有する財産の特定・追跡・凍結・押収・没収を可能とする法制度と運用体制を整備することを求めるものであり、勧告 38 は、これらの国内措置を国際協力の場面で相互に提供し合うことを求めるものであるため、両者は「国内措置」と「国際的執行協力」という補完的關係に立つものである。すなわち、勧告 4 が国内における財産回復の基盤を構築するのに対し、勧告 38 は、その基盤を用いて外国当局の要請に応じた迅速な凍結・没収の実施、外国命令の承認・執行、没収資産の管理・共有・返還を可能とするものであり、両勧告が連動することで、財産回復の国際的ネットワークが実効的に機能する構造となっていると考えられる。

2.1.2. 勧告 4 及び勧告 38 の基準 (Sub Criterion)

勧告 4 に関する基準 (Sub Criterion) は以下の通りである。これらの基準は、2023 年 10 月に勧告 4 の改定にあわせて改定されたものであり、第 5 次相互審査から適用される。第 4 次相互審査では改定前の基準に沿って評価されており、本件における各国の相互審査相互審査に関するコメントは、第 4 次と第 5 次の相互審査相互審査によって異なる点に留意が必要である。これらの基準は、FATF の「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems」(2025 年 10 月改訂、以下、「メソドロジー」と呼ぶこととする) に定められている。メソドロジーは、相互審査における審査員 (assessors) が各国の FATF 勧告への技術的遵守 (Technical Compliance、各勧告に沿った法令等整備状況の審査) 及び有効性を評価する際の評価基準・手順・指針を提供するものである¹⁴。FATF のメソドロジーにおける「勧告の項目にある Sub Criterion」とは、各勧告 (Recommendation) に設定された「評価基準 (criteria)」のことである (本稿では、Sub Criterion のことを「基準」と呼ぶこととする)。したがって、メソドロジーでは、各勧告について「技術的遵守 (Technical Compliance、勧告に沿った法令等遵守状況)」を評価するために、複数の細分化された基準 (Sub Criterion) が設けられている。これらは、審査員が各国の法制度

¹⁴ FATF の「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems」(2025 年 10 月改訂) の冒頭 (Introduction) (p. 8) より “This document provides the basis for undertaking assessments of technical compliance with the FATF Recommendations, as adopted in February 2012 (and updated from time to time) and for reviewing the level of effectiveness of a country’s Anti-Money Laundering / Countering the Financing of Terrorism / Countering Proliferation Financing (AML/CFT/CPF) system.

… This Methodology is designed to assist assessors when they are conducting an assessment of a country’s compliance with the international AML/CFT/CPF standards.” <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/methodology/FATF-Assessment-Methodology-2022.pdf.coredownload.inline.pdf>

や運用が FATF 勧告の要件をどの程度満たしているかを具体的に評価するための評価基準の役割を果たしている。例えば、勧告 4 では、4.1、4.2、4.3…といった形で細かく評価のための基準 (Sub Criterion) が列挙されている。同様に、勧告 38 でも 38.1、38.2…といった形で基準 (Sub Criterion) が設定されている。

勧告 4 の基準 (Sub Criterion) については、特に、財産回復体制の整備 (4.1)、疑わしい取引の一時停止措置 (4.3)、有罪判決を受けた者の犯罪行為から派生した財産の拡大没収 (4.8)、有罪判決に基づかない没収 (4.9)、税務当局との連携 (4.10) 及び没収財産の返還 (4.13) が重要と考えられる。

【参考 4】 勧告 4 の基準 (Sub Criterion) のポイント¹⁵

4.1 財産回復体制の整備

財産回復を国内外で優先事項とする政策・運用枠組を有し、定期的な制度評価、十分な資源配分、関係機関の協力体制を整備する必要がある。

4.2 犯罪財産の特定・追跡・評価

権限当局が犯罪財産やそれと同等の価値を有する財産の特定・追跡・評価、その他の調査措置を講じる法的手段を有する必要がある。

4.3 疑わしい取引の一時停止措置

FIU や他の権限当局が、関連情報に基づき、マネー・ローンダリング、前提犯罪¹⁶、テロ資金供与 (マネロン等) に関連する疑いのある取引について、即時に同意保留や一時停止を行える法的措置を有し、その期間を明確に定める必要がある。

4.4 仮押収等の迅速な実施

権限当局が犯罪財産等の凍結・押収を迅速に実施できる法的措置を有し、ex parte の申立て¹⁷や過度な制約の排除も求められる。

4.5 裁判所命令なしの凍結・押収

必要に応じて裁判所命令なしで凍結・押収が可能であり、後に司法審査を受ける仕組みを整備する必要がある。

4.6 財産の処分回避措置

¹⁵ 勧告 4 と勧告 38 の基準 (Sub Criterion) のポイントは、FATF “Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems” (FATF, 2025 年 10 月改訂) の勧告 4 及び勧告 38 の全 Sub Criterion (評価基準) を基にあずき監査法人が作成。下線は筆者が引いたもの。
<https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/methodology/FATF-Assessment-Methodology-2022.pdf.coredownload.inline.pdf>

¹⁶ この Predicate Offences (前提犯罪) については、解釈ノートの脚注で、FATF 勧告 3 に整合する「重大犯罪 (serious offences)」に限定してもよいとしている。” Countries may limit the application of extended confiscation to serious offences consistent with R.3.” (FATF Methodology Core Issue 4.3 の脚注)

¹⁷ 「凍結・押収の初期申立てを一方的 (ex parte) 又は事前通知なしで行えること」とは、資産の散逸・隠匿を防止する必要がある場合に、相手方に事前の通知又は意見陳述の機会を与えることなく、権限ある当局が裁判所等に対し暫定的な凍結又は押収を求めることができる制度的枠組をいう。「迅速性と実効性を優先するため、初動段階では対審を一時的に外し、その代わり事後的救済で適正手続を担保する」という資産保全モデルと言える。なお、日本法においても、捜索・差押許可状、没収保全のための差押え、仮差押え・仮処分、制裁・テロ資金の資産凍結といった制度により、凍結・押収の初期申立てを ex parte 又は事前通知なしで行うことが制度的に確保されていると考えられる。

権限当局が犯罪財産等の凍結・没収を妨げる行為を防止・無効化できる法的措置を有する必要がある。

4.7 有罪判決後の没収

有罪判決後に犯罪財産や同等価値財産の没収が可能な法的措置を有する必要がある。

4.8 拡大没収

有罪判決を受けた者の他の財産についても、犯罪収益由来と認められる場合は没収を拡大できる法的措置を整備する必要がある。

4.9 有罪判決に基づかない没収

有罪判決を要件とせずに犯罪財産等の没収が可能な法的措置を整備する必要がある。

4.10 税務当局との連携

財産回復や犯罪財産特定のため、関係当局と税務当局が協力・情報共有できる体制を整備する必要がある。

4.11 財産管理・処分

凍結・押収・没収財産の管理・保存・処分（必要に応じて売却等）に関する仕組みを有する必要がある。

4.12 没収命令の執行

没収命令の執行及び財産の現実的な剥奪を可能とする措置を有する必要がある。

4.13 没収財産の返還・補償

没収財産の正当な元所有者への返還や、犯罪被害者への補償に活用する仕組みを有する必要がある。

【旧勧告4の基準のポイント】¹⁸（第4次相互審査の基準）

4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

各国は、犯罪被告人が保有する場合であれ第三者が保有する場合であれ、以下の財産を没収できる措置（立法措置を含む）を備えているべきである。

- (a) 洗浄された財産
- (b) マネー・ローンダリング（ML）又は前提犯罪により得られた犯罪収益（その収益から生じる所得その他の利益を含む）や、ML 又は前提犯罪に使用された、又は使

¹⁸ 旧勧告の基準（Sub Criterion）の出所は、” FATF, Methodology for Assessing Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT Systems, June 2023” <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/methodology/FATF%20Methodology%202022%20Feb%202013.pdf.coredownload.inline.pdf?nocache=true>

用する意図があった道具類

(c) テロ資金供与、テロ行為、テロ組織の資金に充てられた、又は使用された、又は使用する意図・割当がなされた財産

(d) 同等価値財産

4.2 資産の特定・追跡等の権限

各国は、以下を可能とする措置（立法措置を含む）を備えているべきである。

(a) 没収対象となる財産の特定、追跡及び評価

(b) 没収対象財産の処分、移転その他の取扱いを防止するための凍結又は押収といった暫定措置の実施（措置は、没収の対象となる財産を凍結又は差し押さえるための最初の申立てを行えるようにしていなければならない）。

(c) 没収対象財産を凍結・押収、又は回収する国の能力を害する行為を防止又は無効化する措置

(d) 必要なあらゆる適切な捜査手法の実施

4.3 善意の第三者の権利保護

法令その他の措置は、善意の第三者の権利を保護する規定を備えていなければならない。

4.4 没収財産の管理・処分

各国は、凍結、押収又は没収された財産を管理し、必要に応じて処分するための仕組みを備えているべきである。

【参考5】 勧告 38 の基準（Sub Criterion）のポイント

38.1 国際要請への迅速な対応

外国からの要請に基づき、犯罪財産やそれと同等の価値を有する財産の特定・追跡・評価・調査・凍結・押収・没収を迅速に実施できる法的措置を有する必要がある。

38.2 外国命令の承認・執行

有罪判決型、有罪判決に基づかない没収命令や仮押収命令について、外国の命令を承認・執行できる法的措置を有する必要がある。

38.3 外国命令の事実認定の尊重

外国の凍結・没収命令の事実認定を尊重し、国内での独自捜査を要件としない執行が可能である必要がある。

38.4 国内裁判所命令による支援

国内法の原則等により裁判所命令が必要な場合、国外財産に対する命令や国内審

査・認証の仕組みを整備する必要がある。

38.5 財産管理・処分の仕組み

国際的な財産回復過程の全段階で、凍結・押収・没収財産の管理・保存・処分の仕組みを有する必要がある。

38.6 非公式な国際連携

要請前の情報提供や進捗状況の共有、追加支援の提供等、非公式な国際連携の仕組みを有する必要がある。

38.7 没収財産の共有・費用分担

没収財産の他国との共有や、執行に要した特別な費用の控除・分担が可能な仕組みを有する必要がある。

38.8 条約・枠組の整備

財産回復に関する国際協力を強化するため、幅広い条約や枠組を整備する必要がある。

【旧勧告 38 の基準のポイント】 （第 4 次相互審査の基準）

38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

各国は、外国からの要請に迅速に対応し、以下の財産の特定、凍結、押収又は没収を行う権限を有していなければならない。

- (a) 洗浄された財産
- (b) 犯罪収益
- (c) マネー・ローンダリング、前提犯罪又はテロ資金供与に使用された道具類
- (d) マネー・ローンダリング、前提犯罪又はテロ資金供与に使用する意図があった道具類
- (e) 同等価値財産 (property of corresponding value)

38.2 有罪判決に基づかない没収等の協力

各国は、外国からの要請に基づき、有罪判決に基づかない没収手続及びそれに関連する暫定措置に対する協力を提供する権限を有しているべきであり、少なくとも、行為者が死亡、逃亡、不在その他の理由で利用できない場合、又は行為者が不明である場合には、国内法の基本原則と抵触しない限り、当該協力を可能としない限り、当該協力を可能としなければならない。

38.3 資産管理・分配等の協力体制

各国は、(a) 他国との間で押収及び没収措置を調整するための取決めを有し、さらに (b) 凍結、押収又は没収された財産を管理し、必要に応じて処分するための仕組みを備えていなければならない。

38.4 没収資産の国際的な共有

各国は、没収が直接的又は間接的に国際的な連携捜査の結果である場合を特に念頭に、没収財産を他国と共有できるようにしておくべきである。

2.1.3. 勧告4と国際条約の関係

マネロン等対策を実効性あるものとするためには、マネロン等行為の犯罪化や適正な処罰とともに、違法な犯罪活動によって生じた犯罪収益やテロ資金を厳正に剥奪し、これを犯罪者の手元に残さず、「犯罪が割にあわないこと (crime does not pay)」を犯罪組織に示すことが重要となる。その観点から、FATF 勧告4 (剥奪及び保全措置) においては、加盟国に対して、ウィーン条約・パレルモ条約等に沿った措置を講じるべきとしており、両条約と FATF 勧告4は、犯罪収益やテロ資金の剥奪を通じて犯罪の経済的基盤を断つとの考え方を背景に、締約国に対し、犯罪収益等の没収・追徴を可能とする立法措置その他の必要な措置を講じることを義務付け、犯罪収益剥奪を通じて抑止力を高めることを目的とし、現代の没収・追徴制度の国際的な基盤となっている。

「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約 (United Nations Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances、ウィーン条約)¹⁹」は、1988年に採択され、麻薬及び向精神薬の不正な製造、流通、密輸並びにそれに関連する資金洗浄行為を犯罪として処罰の対象とし、犯罪収益の没収、犯罪人引渡し、捜査共助等の国際協力を強化することにより、国際的な薬物犯罪の抑止を目的とする条約である。また、「国際組織犯罪防止条約 (United Nations Convention against Transnational Organized Crime、パレルモ条約)²⁰」は、2000年に採択され、組織的犯罪集団への参加、マネー・ローンダリング、汚職、司法妨害などの行為を包括的に犯罪化し、締約国間の刑事司法共助や犯罪人引渡しを通じて、薬物犯罪を含む国境を越える組織犯罪全般に対する国際的な対処の枠組を定める条約である。

ウィーン条約及びパレルモ条約が犯罪収益等の剥奪、すなわち「犯罪は割に合わない (crime does not pay)」という原則を国際法に組み込んだ背景には、国際犯罪、とりわけ薬物犯罪や組織犯罪が高い収益性を動機として拡大・国際化してきたという国際社会共

¹⁹ ウィーン条約 (The United Nations Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances, 1988) は、序文で “Aware that illicit traffic generates large financial profits and wealth enabling transnational criminal organizations to penetrate, contaminate and corrupt the structures of government, legitimate commercial and financial business, and society at all its levels, determined to deprive persons engaged in illicit traffic of the proceeds of their criminal activities and thereby eliminate their main incentive for so doing…” と明記し、「犯罪収益の凍結・没収を行い、得られた資金を差し押さえる」主旨を明記している。また、条約第17条 (資金洗浄防止) では、凍結・没収・没収資産の返還が求められており、コメントリーでも「関係物件を早急に押収し、private or public seizure procedures を通じて犯罪者の利益を剥奪することが条約精神である」と明示されているなど、「criminal profits from illicit drug trafficking must not be allowed to benefit perpetrators」という理念が明確に示されている。
https://www.unodc.org/documents/commissions/CND/Int_Drug_Control_Conventions/Commentaries-OfficialRecords/1988Convention/1988_COMMENTARY_en.pdf

²⁰ パレルモ条約 (United Nations Convention against Transnational Organized Crime, “Palermo Convention”, 2000、国際組織犯罪防止条約) 第12条 (Article 12: Corporate liability)、第13条 (Article 13: Confiscation) 及びその前段にある義務規定において、“States Parties shall undertake… to adopt such measures as may be necessary to enable that their competent authorities… to restrain and when appropriate to confiscate… property that is either proceeds of crime… or property the value of which corresponds to that of such proceeds.” として、加盟国に対し、関連条文において、組織犯罪による資金だけでなく、資金洗浄や腐敗、司法妨害行為に関連する資産を凍結・押収する法制度を整備し、民事・刑事の両手段で強制的に没収する義務を課している。さらに、相互法的支援 (MLA, Mutual Legal Assistance) や指揮された摘発の枠組も含まれており、“criminals must not benefit” 原則が条文・序文を通じて明確化されている。
<https://www.unodc.org/documents/treaties/UNTOC/Publications/TOC%20Convention/TOCbook-e.pdf>

通の問題認識があった。国連薬物犯罪事務所（UNODC）は、1980年代以降、国境を越える薬物取引が莫大な不正収益を生み、その資金力が犯罪組織の持続・拡大、腐敗の蔓延、国家機能や金融システムへの深刻な脅威をもたらしている点を繰り返し指摘しており²¹、1988年採択のウィーン条約は、こうした状況を踏まえ、犯罪収益の没収やマネー・ローンダリングの犯罪化を通じて組織犯罪の「弱点」である経済的基盤を断つことを国際協力の中心手段とする初の包括的枠組として構築されたとされている。その後、1990年代に入り、薬物犯罪に限らず人身取引、密入国、銃器取引など多様な分野で組織犯罪が拡大したことから、2000年のパレルモ条約では、犯罪の種類を横断して犯罪収益の追跡・凍結・没収を可能とする制度整備を各国に求めることにより、犯罪の利益を剥奪することで組織犯罪の存立基盤自体を破壊し、「犯罪は割に合わない」というメッセージを国際社会として明確に示すという考え方が一層明確に打ち出されたのであり、これは国連自身が、処罰のみならず経済的利益の剥奪こそが有効な犯罪抑止策であると位置付けてきた流れの帰結であると説明されている。

このように、ウィーン条約及びパレルモ条約は、犯罪収益やテロ資金の剥奪を通じて犯罪の経済的基盤を断つとの考え方を背景に、締約国に対し、犯罪収益等の没収・追徴を可能とする立法措置その他の必要な措置を講じることを義務付けており、現代の没収・追徴制度に関する国際的枠組の基礎を形成している。さらに、これを踏まえ、FATF 勧告4（剥奪及び保全措置）においては、FATF 加盟国に対し、ウィーン条約及びパレルモ条約等に整合した没収・保全措置を国内制度及び運用として整備・実施することを国際基準として求めている。両条約は、犯罪収益剥奪を通じて抑止力を高めることを目的とし、現代の没収・追徴制度の国際的な基盤となっている。そして、FATF 勧告4（剥奪及び保全措置（CONFISCATION AND PROVISIONAL MEASURES））においては、加盟国に対して、ウィーン条約・パレルモ条約等に沿った措置を講じるべきであるとしているのである。

2.1.3.1. 剥奪と没収について²²

ウィーン条約・パレルモ条約では、「剥奪（confiscation）」とは、裁判所その他の権限のある当局の命令による財産の永久的な剥奪（deprivation）をいい、該当する場合は没収（forfeiture）を含む」（ウィーン条約1条(f)²³、パレルモ条約2条(g)²⁴）と定義

²¹ UNODC（及びその前身である国連薬物管制機関）は、1988年ウィーン条約に関する公式解説文書において、同条約が採択された背景として、薬物取引が「極めて高収益な国際的犯罪活動」に成長していたこと、その収益が組織犯罪を強化し、金融システムへの浸透や国家機関の腐敗を招いていたことを明示的に指摘している。とくに、UNODCが公表した“Money Laundering and the Financing of Terrorism: The United Nations Response”では、1988年ウィーン条約が「犯罪から生じる収益（proceeds of crime）」を初めて国際的に正面から規制対象とした理由について、国境を越える薬物取引が生み出す巨額の資金が組織犯罪の弱点であり、その資金を断つことが最も有効な対抗策であると説明している。<https://www.unodc.org/documents/archive/imolin/UNres03e.pdf>

²² 2.1.3.1. から 2.1.3.2. については、「逐条解説 FATF 勧告—国際基準からみる日本の金融犯罪対策」（尾崎 寛/野田恒平/中崎 隆【編著】、中央経済社、2022年12月30日）の第4節「剥奪と保全措置」（執筆：澁谷洋平、中崎隆）を参考としている。

²³ ウィーン条約（1988年）：Article 1(f)の記載：“… ‘Confiscation’, which includes forfeiture where applicable, shall mean the permanent deprivation of property by order of a court or other competent authority…” “Confiscation and asset recovery … ensur[es] that criminals do not profit from illicit activities …”（「没収（confiscation）とは、該当する場合には没収（forfeiture）を含み、裁判所その他の権限ある当局の命令による財産の永久的な剥奪をいう。」

「没収及び財産回復は、犯罪者が不正な活動から利益を得ることを防ぐことを確保する。」）

<https://treaty.mfa.gov.cn/tykfiles/20180718/1531876063443.pdf>

²⁴ パレルモ条約（2000年）：Article 2(g)の記載：“… ‘Confiscation’, which includes forfeiture where applicable, shall mean the permanent deprivation of property by order of a court or other competent authority…”（「没収（confiscation）とは、該当する場合には没収（forfeiture）を含み、裁判所その他の権限ある当局の命令による財産の永久的な剥奪（deprivation）をいう。」）

<https://leap.unep.org/sites/default/files/treaty/TRE160028.pdf>

し、FATF 勧告の用語集用語集 (Glossary) でも同様の定義を用いている²⁵。Confiscation は国際条約などで使用される包括的な用語であり、「裁判所又は他の公的権限を持つ機関の命令によって、犯罪収益や犯罪に直接関連する財産などを永久的に剥奪する」ことを指す。一方、forfeiture はしばしば confiscation と同義で用いられるが、伝統的には「契約違反や行政違反などの文脈で、物件を差し押さえる」意味に使われることが多い。UNODC Organized Crime Module 10 (2023 年)²⁶では、両者がしばしば混用されるが、上記の条約や FATF 定義においては “confiscation, which includes forfeiture where applicable…” (confiscation は、当てはまる場合に forfeiture を含む) という明確な区分が示されており、犯罪収益を剥奪する実効力を担保するためには confiscation を用いた法制度が必須である旨が国際法上の共通見解として位置付けられている。要するに、条文レベルでは、confiscation はより広く用いられる法概念であり、その一部として forfeiture が位置づけられる構造になっている。そして、「剥奪又は没収は、特定の資金その他の資産の所有権を国に移転する司法又は行政手続 (administrative procedure) を通じて行われるとしていることから (FATF 勧告用語集)、刑事有罪判決に基づく没収・追徴だけでなく、民事没収 (civil forfeiture) ・行政没収 (administrative forfeiture) を含む概念」²⁷として用いられている。

【参考 6】財産回復と剥奪・没収の関係性について

FATF 勧告 4 のタイトル「CONFISCATION AND PROVISIONAL MEASURES」は、資産の没収 (Confiscation) と一時的措置 (Provisional Measures) を対象とするものである。

他方、勧告 4 の本文で用いられる「Asset Recovery (財産回復)」は、犯罪収益等の資産を回収するための包括的なプロセスを指し、特定 (identification) ・追跡 (tracing) 、凍結 (freezing) ・押収 (seizure) 、没収 (confiscation) 、管理 (management) 、処分 (disposal) 、返還 (return) までを含む広い概念である。

したがって、Confiscation は Asset Recovery (財産回復) の中核的措置であり、永久的な剥奪を意味する法的措置であるのに対し、Asset Recovery はその前後の手続全体も包含する概念と捉えることが合理的と考えられる。

FATF の Glossary によれば、Confiscation とは「適用される場合には forfeiture を

²⁵ FATF 定義集 (Glossary) の記載: “Confiscation: The term confiscation, which includes forfeiture where applicable, means the permanent deprivation of funds or other assets by order of a competent authority or a court. Confiscation or forfeiture takes place through a judicial or administrative procedure that transfers the ownership of specified funds or other assets to be transferred to the State. In this case, the person(s) or entity(ies) that held an interest in the specified funds or other assets at the time of the confiscation or forfeiture loses all rights, in principle, to the confiscated or forfeited funds or other assets. Confiscation or forfeiture orders are usually linked to a criminal conviction or a court decision whereby the confiscated or forfeited property is determined to have been derived from or intended for use in a violation of the law.” ウィーン条約及びパレルモ条約と FATF Glossary は、いずれも confiscation を「権限のある当局又は裁判所の命令による資金又はその他の資産の永久的な剥奪であり、forfeiture を含むもの」と捉えており、その概念的な中核は共通しており、FATF Glossary は、条約の定義を前提として、手続や法的効果をより具体的に明示している点に特徴があると考えられる。

<https://www.FATF-gafi.org/en/pages/FATF-glossary.html>

²⁶ UNODC Organized Crime Module 10 (2023 年) とは、国際組織犯罪に関する国際協力を扱う大学教育向けモジュールであり、相互司法共助、犯罪人引渡し、共同捜査、組織犯罪集団など、多数の主要用語について国連越境組織犯罪防止条約 (UNTOC) に基づく定義や解説を体系的に示している。UNODC, E4J University Module Series: Organized Crime, Module 10: Sentencing and Confiscation in Organized Crime, Key Issues, Confiscation:

<https://www.unodc.org/e4j/en/organized-crime/module-10/key-issues/confiscation.html>

²⁷ 「逐条解説 FATF 勧告—国際基準からみる日本の金融犯罪対策」(尾崎 寛/野田 恒平/中崎 隆【編著】、中央経済社、2022 年 12 月 30 日、64 頁)

含み、権限を有する機関又は裁判所の命令により、資金その他の資産を恒久的に剥奪すること」を意味する。没収は司法的又は行政的手続を通じて国家に所有権を移転し、当該資産に権益を有していた者は原則として全ての権利を喪失する。通常、没収命令は犯罪の有罪判決や違法利用に関する裁判所の決定に関連している。

Forfeiture は、FATF の Glossary で「Confiscation に含まれる場合がある概念」とされ、基本的には没収 (Confiscation) と同義に近いが、文脈によっては行政的・民事的手続による剥奪を指す場合があると理解される。すなわち、両者とも「資産の恒久的剥奪」を意味するが、Confiscation はより刑事的な文脈で使われ、Forfeiture は、より広義で行政的措置や契約違反に伴う剥奪も含むことがあると考えられる。Glossary の定義に沿えば、勧告 4 では「Confiscation (没収)」が主要用語であり、必要に応じて「Forfeiture」を含むと明記されていることから、Asset Recovery (財産回復) のプロセスにおいては、没収 (Confiscation) は、恒久的剥奪の法的措置であり、その中に Forfeiture が含まれる場合がある、という整理も考えられる。

(出所：FATF Glossary、FATF Recommendations)²⁸

なお、Basel Institute on Governance のガイドラインによると、英語圏の法制度では Forfeiture は犯罪に利用された手段 (instrumenta sceleris) を取り上げる権限に対し、Confiscation は犯罪収益 (producta sceleris) を没収する手段として、それぞれ役割を分けて用いられているようである。ただし、実務上は両者が相互に用いられることも多く、本ガイドでは同義として扱われている。さらに、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) の資料では、「conviction-based confiscation or forfeiture」

「non-conviction-based confiscation or forfeiture」といった表現で、有罪判決の有無によっても両者が併記されており、制度的分類としては同一の枠組の中で用いられていることが示されている。したがって Confiscation と Forfeiture はいずれも「恒久的な資産剥奪」を指すが、対象の資産 (犯罪手段か収益か) によって法学的に区別し、実務上は相補的かつ併記的に用いられることが一般的であると考えられる。

(出所：Basel Institute on Governance²⁹、国連 (UNODC)³⁰)

2.1.3.2. FATF 勧告に基づく剥奪措置の義務付けについて (勧告 4 と勧告 38)

ウィーン条約及びパレルモ条約は、締約国に対し「前提犯罪により生じた収益、これに相当する価値を有する財産、並びに犯罪に使用され、又は使用されようとした財産等」を没収できる法制度を整備する義務を課しており、両条約のこれらの条文 (ウィーン条約 5 条 1 項、パレルモ条約 12 条 1 項)³¹は、裁判所又は当局による命令に基づき、犯罪収益及

²⁸ FATF Glossary <https://www.FATF-gafi.org/en/pages/FATF-glossary.html>

²⁹ Basel Institute on Governance “Targeting illicit wealth through non-conviction based forfeiture: Identifying human rights and other standards for Latin America”, Sep. 1, 2024, pp. 6-7 (2 pages) <https://baselgovernance.org/sites/default/files/2024-10/WP54.pdf>

³⁰ 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) モジュール資料 <https://www.unodc.org/e4j/en/organized-crime/module-10/key-issues/confiscation.html>

³¹ ウィーン条約 (1988 年) Article 5(1): “Each Party shall ensure that the court or other competent authority, when sentencing an offender for an offence established in accordance with Article 3, Article 4 or Article 6 of this Convention, may order confiscation of: (a) proceeds derived from the offence; (b) property the value of which corresponds to the value of the proceeds of the offence.” 「各締約国は、本条約第 3 条、第 4 条又は第 6 条に基づいて成立した犯罪について被告人を処罰する際、次の財産を没収する旨を裁判所又は他の権限ある当局が命じることができるよう措置しなければならない。(a) 犯罪から得られた収益／(b) 当該収益に相当する価値を有する財産であること。」

パレルモ条約 (2000 年) Article 12(1): “Each Party shall adopt such measures as may be necessary to

びその相当額、あるいは犯罪に使用された財産を没収・差し押さえる制度を義務付けている点で共通しており、これは「犯罪は割に合わない (crime does not pay)」という理念を、国際法上の義務として具体化した重要な条文である。

2023年10月のFATF勧告4と勧告38の改正では、この条約義務を踏まえつつ、各国がより効果的な財産回復体制を整備することを求めている。改正後の勧告4は、「財産回復を各国の政策的優先事項とすること」を新たな中心原則として据え、犯罪収益・相当価値財産・第三者保有財産を対象に、迅速な凍結・差し押え・没収を可能とする国内制度の整備を義務付けている。各国は犯罪収益の特定・追跡・評価のための十分な権限を備え、必要に応じて取引停止や同意保留による緊急の資産凍結が可能でなければならない。また、善意の第三者保護は継続して求められる一方、国内法の基本原則に合致する限りにおいて³²、有罪判決に基づかない没収制度の導入が新たに求められた³³。また、勧告4及びその解釈ノートは、国内法の基本原則に合致する限りにおいて、有罪判決がある場合に、当該犯罪に直接結び付かない財産についても、裁判所が犯罪由来と認定すれば拡大没収を可能とする措置を有するべきことを各国に求めるとともに³⁴、犯罪収益に係る財産について犯罪者に合法的出所の説明を求める措置については検討事項³⁵として位置付けている。

勧告38は、財産回復に関する国際協力を強化する方向で全面的に再構成され、外国の没収命令・暫定的措置（凍結、差し押え、取引停止等）を迅速かつ効果的に執行する仕組みを設けることが義務化された。各国は、相互の暫定的措置・最終没収命令を認証・執行するための明確かつ迅速なチャンネルを備える必要があるほか、金融情報及び資産追跡情報のタイムリーな共有、MLA（司法共助）や情報交換ネットワークの活用など、国際的な財産回復を機動的に行う枠組を構築することが求められる。

総じて、改正後の勧告4及び勧告38は、従来よりも強力な資産剥奪措置（有罪判決に

enable its competent authorities to: (a) identify, trace, freeze or seize proceeds of crime and property of corresponding value...” 「各締約国は、権限ある当局が次の行為を行えるよう必要な措置を講じなければならない。(a) 犯罪収益及び相当する価値の財産を識別、追跡、凍結又は差し押さえること。」

³² 勧告4、勧告38の解釈ノートには、有罪判決に基づかない没収と拡大没収に関して、「国内法の原則に合致する限りにおいて」という留保条件が記載されている。例えば、解釈ノート勧告4の paragraph 4 (下線部分)。“Countries should have measures, including legislative measures, to enable the confiscation of criminal property without requiring a criminal conviction (non-conviction based confiscation) in relation to a case involving money laundering, predicate offences (footnote 10, Countries may limit the application of non-conviction based confiscation to serious offences consistent with Recommendation 3.) or terrorism financing, to the extent that such a requirement is consistent with fundamental principles of domestic law. Countries have flexibility in how they implement non-conviction based confiscation.” (出所) FATF Recommendations (Updated October 2025)

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/recommendations/FATF%20Recommendations%202012.pdf.coredownload.inline.pdf?nocache=true>

³³ 勧告4本文及びその解釈ノートには、犯罪者の死亡、逃亡、所在不明、訴追不能といった具体的場面を列挙する明示的な文言は存在しないが、国際共助の文脈において協力義務の射程を明確化する必要がある勧告38解釈ノート脚注91において例示されており、有罪判決に基づかない没収を制度として可能とすることを義務づけている趣旨は、有罪判決が得られない典型的状況（死亡・逃亡等）を含むものと考えられる。解釈ノート勧告38の paragraph 1の脚注91 (下線部分)。“The reference to Recommendation 4 incorporates references to fundamental principles of domestic law which may relate to certain types of confiscation. With regard to requests made on the basis of non-conviction based confiscation proceedings, countries should have the authority to provide assistance, at a minimum, in circumstances when a perpetrator is unavailable by reason of death, flight, absence, or the perpetrator is unknown, to the furthest extent that such assistance is consistent with fundamental principles of domestic law. (page 118, footnote 91)”

³⁴ 勧告4の解釈ノートD. Confiscation paragraph 10は、国内法の基本原則に合致する限りにおいて、有罪判決がある場合に、当該犯罪に直接結び付かない財産であっても、裁判所が犯罪由来と認定すれば没収を可能とする措置を各国が有するべきこと (should have measures) を求めている。

³⁵ 勧告4の解釈ノート paragraph 12は、没収対象財産につき、犯罪者に合法的出所の説明を求める措置を「検討すること (should consider)」と記載しており、義務化や導入要求ではない。

基づかない没収・拡大没収・迅速凍結) 及び国際協力の枠組を導入、又は、導入の検討を要請することで、国家間の財産回復能力を抜本的に引き上げることを目的としており、欧州連合の没収指令を含む最新の国際基準とも整合的な内容となっていると考えられる。

2.1.4. 勧告及び解釈ノートの改定 (2023年10月) のポイント

2.1.4.1. 勧告4について

FATFは、2023年10月に、犯罪収益の剥奪と財産回復を強化する方向で、勧告4及び解釈ノートの改訂を行っており、各国は財産回復を政策上の優先事項として位置づけるべきであることや、有罪判決に基づかない没収 (NCBC、Non-Conviction Based Confiscation) の導入等が国内法の基本原則 (fundamental principles of domestic law) に反しない限りにおいて推奨されている。改訂の目的は、犯罪収益を効果的に没収し、国際的な協力を促進することであり、「犯罪は割に合わない」という環境を構築するため、国内外での財産回復をより実効的にすることを目的としている。これにより、法執行機関 (LEA)、金融情報機関 (FIU)、検察官、その他の財産回復の担当部署が、犯罪収益をよりの確に追跡し、没収できるよう、各国の制度強化を求めている。特に、テクノロジーの進展による資産の国際的な迅速移転という課題に対応し、犯罪行為のスピードに各国が効果的に対処できるようにすることを目的としている。改訂の主なポイントは以下の通り³⁶。

(1) 財産回復の優先課題化 (Priority to Asset Recovery)

国内外を問わず犯罪収益の剥奪と財産回復を犯罪対策の最優先事項とし、没収制度や運用の枠組を定期的に見直すことを義務付けた。これにより、捜査の初期段階から財産回復を重視する姿勢が必要となる。今回 (2023年10月) の改定により、勧告本文及び解釈ノートで初めて明確化された。

(2) 有罪判決に基づかない没収制度の導入 (NCBC)

国内法の基本原則に反しない範囲で³⁷、有罪判決に基づかない没収 (Non-Conviction Based Confiscation、NCBC、犯罪者の有罪判決がなくても没収できる制度) を導入することを新たに義務化した。これは、特に汚職事件などで刑事訴追が困難な場合に有効な手段である。旧勧告では、任意規定 (should consider) であり義務ではなかったものが、今回の改定において、勧告本文で、義務規定 (should have) となった。ただし、国内法の基本原則に反しない限りとの条件付き ([“Countries should have measures… to enable confiscation without a criminal conviction…”]) である。

³⁶ FATF “Amendments to the FATF Standards to Strengthen Global Asset Recovery” November 16, 2023 <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/FATFrecommendations/amendment-FATF-standards-global-asset-recovery.html> を基にアズサ監査法人が作成。

³⁷ 2023年10月のFATF勧告4改訂において、有罪判決に基づかない没収制度の導入について、「各国は、国内法の基本原則に反しない範囲で」と条件付きとなった背景には、各国の法制度や人権保障の違いがある。FATFは、犯罪収益の迅速かつ効果的な没収を実現するため、刑事訴追や有罪判決が困難な場合でも没収を可能とする有罪判決に基づかない判決型没収 (NCBC) の導入を強く推奨しているが、一方で、各国の憲法や刑事手続法には「適正手続 (due process)」や「無罪推定 (presumption of innocence)」などの基本的人権原則が存在し、これらに抵触する可能性があるため、FATFは「国内法の基本原則に反しない範囲で」という条件を設けたものであると考えられる。FATFも改訂の解説 (例: FATF “Best Practices on Confiscation (Recommendations 4 and 38) and a Framework for Ongoing Work on Asset Recovery”, 2023年10月) で、NCBCは財産回復の有効な手段であるが、各国の法的伝統や人権保障との調和が不可欠であると明記している。ここでいう「国内法の基本原則」とは、憲法や最高裁判例等で保障される適正手続、無罪推定、裁判所による審査権、財産権の保護などを指すものであると考えられる。

(3) 拡大没収の導入 (Extended Confiscation)

国内法の原則に従う範囲において³⁸、拡大没収 (Extended Confiscation) を可能とする措置を各国が有するべきことが求められている。拡大没収は、有罪判決がある場合に、当該犯罪に直接結び付かない財産であっても、裁判所が犯罪由来と認定した場合に没収を認め得る制度であり、具体的にどの範囲の資産を対象とするかは、各国が構築する国内法制の設計に委ねられている。このような制度は、適切に設計・運用される場合には、組織犯罪対策や犯罪収益剥奪の実効性向上に資するものと考えられる。旧勧告では、対応価値没収や推定的取扱いを「should consider」で述べるのみ³⁹で、拡大没収に関する記載はなく、今回の改定により、勧告4の解釈ノート (パラグラフ10) において、国内法の基本原則に合致する限りにおいて、マネー・ローンダリング、前提犯罪又はテロ資金供与について有罪判決を受けた者の財産について、当該犯罪に直接結び付かない財産であっても、裁判所が犯罪行為に由来すると認定した場合には没収の対象を拡大し得る制度 (拡大没収) を可能とする措置を各国が有するべきこと (should have) とされた⁴⁰。もっとも、当該財産が犯罪由来であるか否かの判断にあたって、財産の価値が合法的収入と不均衡であるかどうか等の事情を考慮し得ることが例示されているにとどまり、犯罪的ライフスタイルや正当収入超過を一律に推定根拠とする没収を義務付けるものではなく、具体的な要件や推定の構成は各国の国内法制の設計に委ねられている。また、重大犯罪に限定するとの条件付きとなっている⁴¹。

(4) 凍結・押収・取引停止の強化 (Freezing, Seizing, and Restraining Tools)

犯罪収益の早期流出防止のため、捜査初期段階での凍結・押収・取引停止の権限を強化した。これには、疑わしい取引に対する一時停止や同意保留の権限も含まれる。これらは、解釈ノートに新たに明記されたものであり、FIU 又は主管当局が疑わしい取引に対する即時の一時停止 (suspend) や同意保留 (withhold consent) を行う権限 (4 項)、裁判所のみ判断 (ex parte) による凍結・押収申立て (5 項)、裁判所命令なしの緊急凍結・押収 (6 項) 及び資産散逸を防ぐための妨害行為の無効化措置 (7 項) が新たに記載された。

³⁸ 「Extended Confiscation (拡大没収)」において「国内法の原則に沿った範囲で」という条件が付された背景は、各国の法制度や人権保障の違いに配慮したためと考えられる。拡大没収は、犯罪的ライフスタイルや正当な収入を超える資産など、直接特定の犯罪に結びつかない財産も没収対象とする強力な手段であるが、一方で、財産権の保護や適正手続、無罪推定といった憲法上の基本的人権原則との調和が不可欠である。FATF は、各国の法的伝統や憲法・最高裁判例等で保障される「適正手続 (due process)」や「無罪推定 (presumption of innocence)」などの基本原則を尊重する必要があるとし、これらに抵触しない範囲で拡大没収を導入することを求めている。こうした立場は、FATF の公表文書 (例: FATF “Best Practices on Confiscation (Recommendations 4 and 38) and a Framework for Ongoing Work on Asset Recovery”, October 2023, p.7-8) など公的資料で明記されている。

³⁹ 旧勧告該当箇所 “Countries may consider adopting measures that allow such proceeds or instrumentalities to be confiscated without requiring a criminal conviction, or which require an offender to demonstrate the lawful origin of the property alleged to be liable to confiscation...”

⁴⁰ 勧告4の解釈ノート パラグラフ10 “To the extent that such a requirement is consistent with fundamental principles of domestic law, countries should have measures, including legislative measures, which enable confiscation to be extended to other property of a person convicted of money laundering, predicate offences, or terrorism financing where the court is satisfied that such property is derived from criminal conduct.”

⁴¹ 勧告4の解釈ノート、パラグラフ10の脚注8と9について、脚注8は、拡大没収の適用対象について、各国が勧告3に整合する「重大犯罪」に限定することを認めており、拡大没収を全ての犯罪に一律に適用する義務までは課していないこと、すなわち犯罪の重大性に依じて対象犯罪を絞り込む裁量が各国に与えられている点を示していると考えられる。また、脚注9は、当該財産が犯罪行為に由来するか否かを判断するにあたって裁判所が考慮し得る事情の例を示すものであり、例えば財産の価値が当該人物の合法的な収入と比べて不均衡であるかどうかといった点が判断材料となり得ることを示唆しているにすぎず、犯罪由来性を一律に推定する制度や立証責任を自動的に転換する仕組みの導入を義務付けるものではなく、具体的な評価方法や要件の構成は各国の国内法制の設計に委ねられていると考えられる。

これらの改訂は、各国が犯罪者から不正資産を奪い、国際金融システムを守るための、より効果的な財産回復体制の構築を目指すものである。そして、FATF 勧告4の解釈ノートは、勧告4の本文の実施に必要な具体的な運用・法制度の方向性を示すものであり、改定後の勧告4の解釈ノートでは、6つの主要分野（次頁のAからF）で構成されている。

【参考7】 勧告4の新旧対照表⁴²

項目	改定前（～2023年9月）	改定後（2023年10月～）
財産回復の位置付け	犯罪収益の没収を可能とする法制度の整備が主眼であり、財産回復は刑事司法の一要素として位置付けられていた。	財産回復を国家の政策上の優先事項と位置付け、制度・運用の両面で定期的な見直しと有効性確保を求める。
没収の種類	有罪判決に基づく没収を中心に規定し、有罪判決に基づかない没収は必須要件とはされていなかった。	有罪判決に基づかない没収を含む多様な没収手段を、各国の基本法原則と整合する範囲で整備することを明確に要求。
暫定的措置	凍結・押収等の暫定的措置の必要性は示されていたが、早期・迅速な実施の要請は限定的であった。	捜査初期段階における迅速な凍結・押収、取引停止や同意留保等を通じた資産散逸防止を明確に要請。
同等価値財産・第三者保有資産	同等価値財産や第三者保有資産への対応は必ずしも明確ではなかった。	犯罪収益の同等価値財産や第三者が保有する資産も没収対象とし得ることを明確化（善意の第三者の権利保護を前提）。

【参考8】 勧告4解釈ノートの新旧対照表⁴³

項目	改定前（～2023年9月）	改定後（2023年10月～）
財産回復の概念	没収及び暫定的措置の法的要件の補足説明が中心であった。	財産回復を捜査・没収にとどまらない包括的プロセスとして位置付け、政策的優先性を明確化。
国内連携・戦略	国内当局間の連携について一般的言及にとどまっていた。	財産回復を優先事項とする国家戦略の策定、当局間連携、制度・運用の定期的評価を求める。
迅速性の要請	緊急時対応の必要性は示されていたが、具体性に欠けていた。	裁判所命令前後を問わず、緊急時に迅速な凍結・押収を可能とする権限と手続の整備を明確化。

⁴² FATF 「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems」(2025年10月改訂)における勧告4及び解釈ノート(Interpretive Note)を基にあずさ監査法人がポイントの新旧対照表を作成

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html>

⁴³ FATF 「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems」(2025年10月改訂)における勧告4及び解釈ノート(Interpretive Note)を基にあずさ監査法人がポイントの新旧対照表を作成

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html>

管理・処分	凍結・押収後の資産管理について限定的な言及にとどまっていた。	凍結・押収・没収後の資産管理体制の整備を明確に要求し、実効的な財産回復を制度全体で担保。
-------	--------------------------------	--

【参考 9】 勧告 4 に関する解釈ノート（2023 年 10 月改訂版）のポイント⁴⁴

A. 優先化と財産回復の枠組

1. 各国は財産回復制度を見直し、その継続的な有効性を確保し、財産回復を効果的に追求するために十分な資源を提供すべきである。
2. 勧告 2 に沿って、各国は以下の措置を効果的に活用できるよう、必要な国内協力・調整の枠組及び機関構造を確保すべきである。

B. 犯罪財産及び同等価値財産

3. 犯罪財産及び同等価値財産は、第三者が所有又は保有する財産にも及ぶが、善意の第三者の権利を害してはならない。非善意の第三者が所有又は保有する財産が犯罪財産又は同等価値財産となり得る状況の例として以下がある：
 - (a) 被告又は捜査対象者の実質的な支配下にある財産で、例えば家族、関係者、法人や法的取決めによって保有又は所有されている場合；
 - (b) 財産が市場価値を著しく上回る又は下回る額で第三者に贈与又は譲渡された場合。

C. 暫定措置

4. 関連情報に応じて、各国は FIU 又はその他の権限ある当局が、マネー・ローンダリング、前提犯罪、又はテロ資金供与に関連していると疑われる取引に対し、直接又は間接的に同意を保留又は取引を停止するための即時措置を講じられるようにすべきである。この措置の最大期間は明示され、取引の分析及び必要に応じて凍結又は押収のための行動を開始するのに十分な時間を確保すべきである。
5. 各国は、権限ある当局が暫定措置を迅速に実施できるよう、立法措置を含む制度を有すべきである。これには以下を含む：
 - (a) 犯罪財産及び同等価値財産の凍結又は押収の初期申立てを、片側のみの申立て（ex parte）又は事前通知なしで行えるようにすること；
 - (b) 暫定措置が、例えば散逸のリスクを立証することに関して、不合理又は過度に制限的な条件を伴わないようにすること。
6. 可能な限り迅速に行動する必要がある場合、各国は権限ある当局が裁判所命令なしで犯罪財産及び同等価値財産を凍結・押収できるようにすべきである。この措置は一定期間内に司法手続で審査可能でなければならない。裁判

⁴⁴ FATF 「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems」（2025 年 10 月改訂）における勧告 4 及び解釈ノート（Interpretive Note）を基にあずさ監査法人がポイントを作成

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html>

所命令なしでの凍結又は押収が国内法の基本原則と矛盾する場合、各国は犯罪財産及び同等価値財産の散逸を防ぐために迅速な行動を体系的に可能にする代替メカニズムを使用できる。

7. 各国は、権限ある当局が犯罪財産及び同等価値財産の凍結、押収、没収を妨げる行為を防止又は無効化する措置を講じられるよう、立法措置を含む制度を有すべきである。

D. 没収

8. 各国は、犯罪財産及び同等価値財産を没収するための包括的な措置（立法措置を含む）を利用可能にすべきであり、以下の9.～13.の措置を含む。どの措置又は措置の組み合わせを適用するかは事案の状況に依存する。また、これらの措置は没収により影響を受ける実体的・手続的権利及び保障を尊重する方法で実施されることが重要である。
9. 各国は、犯罪財産及び同等価値財産を、人物の有罪判決後に没収できるようにする措置（立法措置を含む）を有すべきである。
10. 国内法の基本原則と一致する範囲で、各国は、裁判所がその財産が犯罪行為に由来することを確認した場合、マネー・ローンダリング、前提犯罪、又はテロ資金供与で有罪となった人物のその他の財産に没収を拡大できる措置（立法措置を含む）を有すべきである。
11. 各国は、国内法の基本原則と一致する範囲で、マネー・ローンダリング、前提犯罪、又はテロ資金供与に関連する事案において、刑事有罪判決を要しない没収（有罪判決に基づかない没収）を可能にする措置（立法措置を含む）を有すべきである。各国は有罪判決に基づかない没収の実施方法に柔軟性を有する。
12. 各国は、没収対象とされる財産の合法的な起源を犯罪者に立証させる措置の採用を検討すべきである。

E. 財産回復と税務当局

13. 各国は、権限ある当局と税務当局が協力し、必要に応じて国内で情報を共有・調整できるようにすべきである。これは、財産回復の取り組みを強化し、犯罪財産の特定を支援することを目的とする。適切な場合、税務当局による税負債の回収を支援することもできる。

F. 資産管理、返還及び処分

14. 各国は、凍結、押収、又は没収された財産を管理、保存し、必要に応じて処分するための効果的なメカニズムを有すべきである。財産価値の維持には、適切な場合、没収前の財産売却を含むべきである。
15. 各国は、没収された財産の全部又は一部を法執行、保健、教育その他適切な目的のために拠出する財産回復基金の設立を検討すべきである。
16. 各国は、没収命令を執行し、命令対象の財産又は価値を実現し、対象財産又は価値の恒久的な剥奪につながる措置を確保すべきである。
17. 各国は、没収された財産を正当な元の所有者に返還するか、犯罪被害者への補

償に使用するためのメカニズムを有すべきである。

2.1.4.2. 勧告 38 について

2023 年 10 月改定における勧告 4 と勧告 38 は、財産回復を犯罪対策の「結果」として実現するため、国内措置と国際協力を機能的に連結する関係にある。すなわち、勧告 4 は、犯罪収益又は同等価値財産について、凍結、押収及び没収を可能とする国内法制度を整備し、政策及び運用の両面で財産回復を優先事項として位置付けることを各国に求めるものである。特に、有罪判決に基づかない没収を含む多様な没収手段や、捜査初期段階からの迅速な保全措置を可能とする枠組を整備することにより、犯罪収益の散逸を防止し、実効的な剥奪を可能とする点に主眼が置かれている。勧告 4 は、国際協力を実効あらしめるための国内的基盤を構築する規範であると位置付けられる。

これを前提として改定された勧告 38 は、国境を越えた財産回復を国際協力の中核に据え、相互法的支援の目的を単なる捜査協力から、犯罪収益の実質的な回収へと明確に転換した点に特徴がある。具体的には、外国当局からの要請に基づき、犯罪収益又は同等価値財産の特定、追跡、凍結、押収及び没収を迅速かつ効果的に行うための法的権限と手続を整備することを求めている。また、有罪判決に基づかない没収についても、被疑者の死亡、逃亡又は所在不明等により刑事裁判が困難な場合を含め、外国からの要請に基づく協力を可能とする体制整備を明確に要請している。さらに、凍結・没収に関する外国裁判所の暫定命令及び確定判決の承認・執行を強化することにより、多国間に分散する犯罪収益への実効的対応を図るものとされている。

あわせて改定された解釈ノートは、勧告 38 の運用を具体化し、相互法的支援の対象を没収手続に限定せず、資産の管理、処分、返還及び国際的な分配に至る財産回復の全過程を明確化した点に重要な意義がある。また、正式な相互法的支援要請の前後を通じた捜査当局間の非公式かつ迅速な情報共有の重要性を強調し、時間的制約が財産回復の成否を左右するとの認識を基準上明確化している。さらに、被害国や被害者への返還を含む資産の最終的処理を国際協力の一環として位置付け、没収件数そのものではなく、犯罪収益の剥奪と返還を確実にし、さらなる犯罪の抑制につなげた点に、今回の改定の特徴があると考えられる。

改訂の主なポイントは以下の通り。

(1) 裁判所命令の相互承認の強化 (Recognition of Court Orders)

没収対象資産に関する他国の仮命令や最終命令を相互に認識・執行する義務を強化した。これにより、金融犯罪やマネロン捜査の国際的性格に対応し、合法的な判決の執行力が高まる。これは旧勧告 38 に“expeditious action”（迅速な対応）の規定はあったが、「外国裁判所の命令を承認して国内執行する」義務までは書かれていなかったものを勧告 38 の解釈ノート（2 項）により、外国裁判所の凍結・没収命令を承認し、国内で執行できるようにする義務を明確化したものである。

(2) コミュニケーションと協力の強調 (Communication and Cooperation)

犯罪収益の剥奪と財産回復に関する各国間の良好なコミュニケーションや非公式協力の重要性を強調し、刑事共助条約(mutual legal assistance treaty、MLAT) や多国

間ネットワークを活用した迅速かつ建設的な国際協力が促進することを明確化。これは、旧勧告 38 等に国際協力規定はあったものの、非公式協力、迅速な協力、ネットワーク活用の具体的要求は明記されていなかったことから、勧告 38 の解釈ノートで明確化したものである。

【参考 10】 勧告 38（2023 年 10 月改定）の新旧対照表⁴⁵

項目	改定前（～2023 年 9 月）	改定後（2023 年 10 月～）
基本的性格	外国からの要請に応じた凍結・押収・没収に関する相互法的支援の確保が中心であり、捜査・裁判協力の一類型として位置付けられていた。	国境を越えた財産回復そのものを国際協力の中核目的として明確化し、実質的な犯罪収益の剥奪を達成することを主眼とする。
政策上の位置付け	相互法的支援の一分野として整理され、財産回復の優先性は必ずしも明示されていなかった。	財産回復を国際協力上の優先事項と位置付け、迅速性と実効性を重視する姿勢を明確化。
協力対象	主として凍結・押収・没収に係る手続的協力を焦点。	犯罪収益又は同等価値財産の 特定、追跡、凍結、押収、没収 を一体として迅速に実施する協力を要請。
有罪判決に基づかない没収	明示的な要請は弱く、各国の裁量に委ねられていた。	有罪判決に基づかない没収 についても、被疑者の死亡、逃亡、所在不明等の場合を含め、外国からの要請に基づく協力を可能とする体制整備を明確に要求。
外国裁判所命令の承認・執行	一般的な協力義務にとどまり、暫定命令の扱いは必ずしも明確ではなかった。	凍結・没収に関する 外国裁判所の暫定命令及び確定判決の承認・執行 を強化し、多国間に分散する資産への対応を重視。

【参考 11】 勧告 38 解釈ノート（2023 年 10 月）の新旧対照表⁴⁶

項目	改定前（～2023 年 9 月）	改定後（2023 年 10 月～）
相互法的支援の射程	凍結・押収・没収に関する法的手続の補足説明が中心。	相互法的支援の対象を、 資産の特定から管理・処分、返還・国際的分配に至る財産回復の全過程 を明確化。
運用の重点	正式な相互法的支援要請を前提とした協力が基本。	正式要請の前後を通じた 非公式かつ迅速な当局間協力・情報共有 の重要性を明示。

⁴⁵ FATF 「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems」(2025 年 10 月改訂)における勧告 38 及び解釈ノート(Interpretive Note)を基にあずさ監査法人が新旧対照表を作成

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html>

⁴⁶ FATF 「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems」(2025 年 10 月改訂)における勧告 38 及び解釈ノート(Interpretive Note)を基にあずさ監査法人が新旧対照表を作成

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html>

迅速性への要請	迅速な対応の必要性は示唆的に言及されるにとどまっていた。	時間的遅延が資産散逸を招くとの認識を前提に、早期凍結・押収を可能とする実務運用を強く要請。
財産回復の最終目的	没収の実施自体が中心的成果と捉えられていた。	没収後の 資産管理、被害国・被害者への返還、社会的回復の実現 までを含めて財産回復の目的と位置付け。
評価の視点	制度の有無や協力可能性が重視されていた。	没収件数ではなく、 犯罪収益の実効的剥奪と回復成果 を重視する成果志向を明確化。

【参考 12】 勧告 38 に関する解釈ノート（2023 年 10 月改訂版）のポイント⁴⁷

1. 各国は、できる限り広範な状況における協力要請に対し、迅速な措置（expeditious action）を講じることができなければならない。この中には、有罪判決に基づく没収手続だけでなく、有罪判決に基づかない没収手続（non-conviction based confiscation）及び勧告 4 で定められた関連する暫定的措置に基づく要請も含まれる。
2. 外国の凍結、押収、又は没収命令を承認し執行するにあたり、要請を受けた国は、外国命令に示された事実認定に依拠できるものとする。執行は、国内において新たな捜査を行うことを条件としてはならない。さらに、要請を受けた国の裁判所は、外国命令を審査し、要請国に所在する対象財産に対して当該命令に効力を持たせるために必要な命令を発することができるべきである。
3. 要請を受けた国が、国内法の基本原則その他の理由により、協力のために裁判所命令を必要とする場合には、要請国は、自国裁判所に対し、外国に所在する財産に関する凍結、押収、没収命令を発する権限を付与するか、あるいは、執行のために提出される命令を国内で審査し、妥当性を確認する司法審査・承認の仕組みを用意しておくべきである。
4. 各国は、適切な場合には、追加要請を必要とすることなく、当初の要請に関連するさらなる支援を提供する権限を有していなければならない。
5. 各国は、凍結、押収、没収された財産について、管理、保全し、必要に応じて処分するための有効な仕組みを備えていなければならない。これらの仕組みは、勧告 4 に定められた原則に従うものである。
6. 各国は、没収が単独又は共同の法執行活動の結果として直接又は間接に達成された場合には、没収財産を他国と共有することができるものとする。また、凍結、押収、没収命令を執行する際に生じた相当又は特別な費用の控除又は分担ができるよう、適切に取り決めを行えるべきである。
7. 各国は、財産回復案件において、他国との非公式コミュニケーションを可能とする措置を整備しておくべきである。これには、正式な要請が提出される前から協力を促進することや、要請への対応状況について適宜相手国へ進捗情報を提供する仕組みも含まれる。

⁴⁷ FATF 「Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems」（2025 年 10 月改訂）における勧告 38 及び解釈ノート（Interpretive Note）を基にあずさ監査法人がポイントを作成

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html>

2.1.5. FATF 有効性評価「犯罪収益等の没収」 (Immediate Outcome, IO. 8)

IO. 8 は、FATF 勧告 4 (剥奪及び保全措置) を受けて、犯罪により生じた利益や犯罪に使用され、又は使用されようとした道具等の没収について、その有効性を評価するものである。IO. 8 に係る効果的な制度の特徴として、以下の諸点が示されている。

【参考 13】効果的な制度の主な特徴 Characteristics of an effective system⁴⁸

効果的な財産回復制度とは、犯罪者が保有する犯罪収益やそれと同等の価値を持つ財産を、国内外を問わず、迅速かつ包括的な財産回復手段を通じて剥奪する体制が整っていることである。財産回復は国家の優先事項とされ、関連する法制度及び運用体制は定期的に見直されている。まず、犯罪収益の追跡と回収は、法執行機関、検察、金融情報機関 (FIU) などの主要関係者の業務目標や実務に統合されており、捜査の初期段階から財産回復戦略が策定され、必要に応じて更新される。

次に、関係機関間での効果的な戦術的・戦略的協力が行われ、関連情報が迅速かつ容易に共有される体制が整っている。また、リスクの性質に応じて、適切な技能と十分な資源が確保され、効果的に活用されている。さらに、犯罪収益やそれに相当する財産は、早期の並行的な金融捜査などを通じて迅速かつ効果的に特定・確保され、散逸を防ぐとともに、資産の価値が維持されるよう適切に管理される。最終的には、これらの財産が確実に没収され、没収命令が執行されるとともに、必要に応じて被害者への返還や補償にも活用される。このような制度は、犯罪を「儲からないもの」とし、マネー・ローンダリング、前提犯罪、テロ資金供与の抑止及び撲滅に資するものである。この有効性評価項目 (IO. 8) は、直接的には、勧告 1、4、32 と関連し、また、勧告 15、30、31、37、38 及び 40 の諸要素とも関連している。

このように、IO. 8 に関する FATF の評価基準では、効果的な没収制度は、まず犯罪収益、犯罪に使用された物件、そしてそれらに相当する価値を持つ財産を対象に含めることが求められている。単に犯罪収益そのものだけでなく、代替価値や関連資産まで広く没収できる仕組みを必要とされている。また、**刑事手続に基づかない没収、すなわち、有罪判決に基づかない没収 (Non-Conviction Based Confiscation, NCBC) の導入が重要**とされる。これは、被告が死亡、失踪、免責、時効などで訴追できない場合でも、民事や行政手続を通じて資産を没収できる制度であり、迅速な財産回復を可能にするという考え方に立脚している。さらに、挙証責任の転換を含む仕組みの導入も有効性評価の要素とされている。これは、当局が対象財産について犯罪収益である蓋然性を示した後、所有者にその財産が合法的に取得されたことを証明させる制度である。勧告 4 及びその解釈ノートは、没収に関する立証や判断の在り方について、国内法の基本原則を前提に各国の制度設計に委ねる構造を採っており、没収対象財産の合法的出所について犯罪者に説明を求める措置 (挙証責任の転換) も、そのような選択肢の一つとして位置付けられている⁴⁹。加えて、迅速かつ柔軟な凍結・没収を可能にする民事・行政手続の整備、専門的な資産追跡・管理体制の構築も不可欠である。ただし、これらの制度は財産権などの人権に関わるため、適

⁴⁸ FATF “The 2022 and 2013 Methodologies for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems” As amended in June 2025. 154 頁 <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/methodology/FATF-Assessment-Methodology-2022.pdf.coredownload.inline.pdf>

⁴⁹ 勧告 4 解釈ノートパラグラフ 12 は、没収対象財産の合法的出所について犯罪者に説明を求める措置を「検討すべき (should consider)」事項として位置付けており、拡大没収の場合のように措置を備えるべき義務として定めているわけではない。また、勧告 4 本文及び解釈ノート全体を通じて、挙証責任の転換そのものや、没収の効率化を価値として一律に推奨又は義務付ける規定は存在せず、財産権保障や適正手続との均衡を踏まえつつ、犯罪収益の剥奪をいかに実効的に実現するかは各国の判断に委ねられている。

切な司法審査や比例性の確保が前提となる。所有者に反証の機会を与えること、第三者の権利を保護すること、没収の範囲を必要最小限にすることが求められている。FATFは、こうした保障を組み込んだ上で、各国がより効果的な資産剥奪制度を整備することを促しており、これが IO. 8 の評価に直結すると考えられる。なお、本効果の評価に際しては、権限ある諸機関〔当局〕が関与している国際協調のレベルに関する知見をも考慮しなければならない。越境的な犯罪収益等に関連して、海外の対応部局からの適切な援助を法執行機関や訴追当局がどの程度求めているかを考慮することも伴うであろうことが、注記されている。

2.2. 評価の着眼点 (Core Issues)

IO. 8 における有効性評価に当たっては、犯罪収益や道具等の没収がどの程度政策目的どおりに追求されているか、権限ある諸機関が犯罪収益等をどの程度うまく没収しているか、国境検査における虚偽申告等に関する没収が効果的、比例的かつ抑止力のある形で行われているか、没収件数 (results) が ML/TF リスク評価や国家的な AML/CFT 政策及び優先事項をどの程度反映したものとなっているかなどが考慮されることとなっている (Core Issues 8.1-8.4)。

【参考 14】 着眼点 (Core Issues) の概要⁵⁰

8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

被審査国は以下の点にどの程度取り組んでいるか：

- (a) 財産回復を政策目標として優先しているか。
- (b) 財産回復制度の有効性を確保するために、定期的な見直しを行っているか。
- (c) 適切な資源を備えた効果的な機関構造及び協力体制を活用しているか。

8.2 犯罪収益等の特定・追跡の実効性

関係当局は、犯罪収益及びそれに相当する価値の財産をどの程度効果的に特定・追跡しているか。協力体制の評価にあたっては、各当局間の情報共有や協力の程度に加え、税務当局と関係当局との連携状況及びその成果（たとえば、犯罪者からの収益や財産の剥奪に至った事例）も考慮すべきである。

8.3 凍結・押収措置の実施状況

関係当局は、犯罪収益及びそれに相当する価値の財産をどの程度効果的に凍結又は押収しているか。財務調査（及び並行調査）に基づき、仮押収措置が積極的に講じられているか、特に複雑又は重大な事案においてどうか。必要な状況において、関係当局が迅速に行動しているか。

8.4 凍結・押収資産の管理と価値保全

凍結又は押収された財産の価値を維持するために、関係当局はどの程度効果的に資産を管理しているか。必要に応じて、没収前の売却や処分を通じて価値の保全が図ら

⁵⁰ 2022 Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems. (amended in December 2025) <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/methodology/FATF-Assessment-Methodology-2022.pdf> を基に、各 Core Issue のタイトル、内容をあずさ監査法人で作成したもの。

れているか。

8.5 犯罪収益等の没収及び没収命令の執行

関係当局は、犯罪収益及びそれに相当する価値の財産について、有罪判決に基づく又は非有罪判決に基づく手続を通じて、どの程度効果的に没収を実施し、没収命令を執行しているか。これには、国内外に所在する財産が含まれる。

8.6 没収財産の被害者返還・補償

被審査国は、没収された財産を被害者に対して返還、補償、又はその他の手段を通じてどの程度提供しているか。

8.7 国境を越える現金等の申告制度と押収・制裁

被審査国の申告・開示制度は、申告されていない、又は虚偽申告された現金や無記名支払手段の国境を越えた移動をどの程度特定・押収しているか。また、税関や国境管理当局などの関係機関が、効果的で、適切かつ抑止力のある制裁⁵¹をどの程度適用しているか。さらに、この制度がマネー・ローンダリング（ML）、テロ資金供与（TF）、又は前提犯罪に関連する現金や無記名有価証券の没収につながっている程度も評価される。

IO. 8の有効性評価においては、没収に関する法制度が形式的に存在するか否かではなく、当該制度が政策目的に沿って実際に機能し、犯罪収益や犯罪に用いられた道具がどの程度没収されているかが重視されている。具体的には、没収が国家のマネロン等対策に関する政策や優先事項にどの程度反映されているか、また、その運用結果が当該国のマネロン等リスク評価に対応しているかが評価の観点となる。このため、制度の整備状況だけでなく、リスクに応じた実効的な運用がなされているかどうか評価対象となる。

さらに、IO. 8では、権限を有する機関が犯罪収益をどの程度適切に特定、追跡し、没収に結び付けているかも評価の対象となる。この点に関して、捜査機関、検察、税関その他の関係機関の間での協力体制や、金融捜査・資産追跡に関する専門性や能力の水準は、没収の実績や成果に影響を与える要素であると考えられる。すなわち、これらの要素は、それ自体が独立した評価項目として扱われるというよりも、犯罪収益の没収という結果がどの程度達成されているかを評価する際に考慮される背景事情として、IO. 8の有効性評価と密接な関係を有していると考えられる。

また、税関や国境検査における虚偽申告や未申告の現金・資産に対する没収が、効果的かつ比例的で、抑止力を持つ形で行われているかも重要な指標である。過剰な措置や逆に不十分な対応は、制度の信頼性や抑止効果を損なうため、バランスの取れた運用が求められるであろう。重要な点は、没収件数や金額といった結果指標を、単なる数量ではなく、被審査対象国の役割（金融センターとしての重要性等）や直面するリスク、そして、国のリスク評価や政策目標との整合性で分析することが求められている⁵²。また、有罪判決に

⁵¹ 本項における「制裁（sanctions）」とは、FATF Glossary において用いられる包括的な概念であり、行政制裁、民事制裁及び刑事制裁を含むものである。IO. 8 Core Issue 8.7 においては、国境を越える現金及び無記名有価証券の虚偽申告又は無申告に対し、効果的（effective）、比例的（proportionate）かつ抑止的（dissuasive）な制裁が適用されているかが評価対象となる。当該制裁は、必ずしも刑事罰であることを要するものではなく、没収、過料、行政罰等の行政上の措置を含み得るが、それらが実質的に抑止効果を有しているかが重要であると考えられる。

⁵² FATF メソッドロジーは、有効性評価（Immediate Outcomes）は単純な数量比較や機械的基準ではなく、各国の状況に即して評価することを明記しており、有効性評価は、当該国が直面するマネロン等リスク、国の規模、経済構造、金融システム上の役割を踏まえて判断され、成果（outcomes）は、国のリスク評価（NRA）及び政策目標との整合性の観点

基づかない没収や挙証責任の転換など、より柔軟で効果的な手段の導入を進める一方で、比例性や人権保障を確保する制度設計が不可欠である。さらに、国境での現金申告制度の強化や、国際的な資産追跡・回収の協力体制を強化することが、IO. 8の評価を高めるための重要な課題となると考えられる。

【参考 15】有効性評価における「被審査国の文脈 (Context) という考え方」について

FATF 第 5 次相互審査に適用されるメソドロジー (Assessment Methodology) において、IO. 8 (Confiscation) の有効性評価は、「没収の金額や数量そのもの」ではなく「文脈 (Context) やリスク・プロファイルに照らして判断される」が、その根拠は、以下のとおりである。

1. 有効性評価全体に共通する「文脈・リスクに基づく評価原則」

Effectiveness Assessment (総論)

“Effectiveness is assessed on the extent to which the defined Outcomes are achieved, taking into account the country’s context, risks and other relevant circumstances.”

この総論規定により、すべての IO (IO. 1 ~ IO. 11) は、国の文脈・リスクを前提に評価されることが明記されている。

2. IO. 8 (Confiscation) における「結果指標の扱い」

Immediate Outcome 8 — Core focus

“Countries effectively confiscate the proceeds and instrumentalities of money laundering, predicate offences and terrorist financing.”

これは IO. 8 の達成目標が、単なる件数・金額の多寡ではなく、実効性のあるものとして没収しているかを示しており、以下の項目によって「有効性の考え方」が補足されていると考えられる。

3. 没収の量的データは「文脈と比例 (commensurate)」して評価

Results must be commensurate with the country’s risk profile

“The level of confiscation should be commensurate with the country’s ML/TF risks and the nature and scale of criminal proceeds generated.”

これは、没収水準 (件数・金額) は、被審査国のマネロン等リスク、犯罪収益の規模・性質に比例して評価されるとしている。

から分析される。これは、メソドロジー冒頭の有効性評価の共通原則として位置づけられている。とくに、IO. 8 では、「犯罪収益が効果的に回収されているか」が問われているが、メソドロジーは、没収の件数や金額それ自体は目的ではなく、評価では、当該国のマネロン等のリスク水準、国の役割 (例: 国際金融センター、資産保管国、資金の流入・集積地であるか否か)、国の犯罪収益の規模・性質、国家リスク評価や戦略文書で掲げた優先順位・政策目的、すなわち、「高額・多数であること」よりも、「その国のリスクや役割に見合った結果か」が問われるとされている。具体的には、Effectiveness Assessment (総論) で、“Effectiveness is assessed on the extent to which the defined outcomes are achieved, taking into account the country’s context, risks and other relevant circumstances.” と記載され、この総論規定により、すべての IO (IO. 1 ~ IO. 11) は、国の文脈・リスクを前提に評価されることが明記されている。

4. 国の役割（金融センター等）を考慮することの明示

Context and role of the country

“Assessors should take into account the country’s context, including its role in the international financial system, when forming conclusions on effectiveness.”

ここでは、国際金融センターや資産保管国としての規模、資金流入・中継・集積地としての役割といった「国の役割」を踏まえて IO. 8 を評価することを明示している。

5. 国家リスク評価・政策優先順位との整合性

Alignment with NRA and national strategy

“Confiscation results should reflect the country’s understanding of its ML/TF risks as identified in its national risk assessment and should be consistent with national AML/CFT policies and priorities.”

そして、この記載により、国のリスク評価（NRA, National Risk Assessment）、国家戦略・政策文書との整合性が、IO. 8 評価の重要な判断基準であることが明確に示されている。

すなわち、FATF のメソドロジーは、IO. 8 について、没収件数・金額はそれ自体が目的ではなく、被審査国のマネロン等リスク、犯罪収益の規模・性質、国際金融システム上の役割（文脈）、国家リスク評価や政策目標との整合性を踏まえ、「その国のリスクや役割に見合った没収が実現しているか」をポイントに評価されると規定していると考えられる。

2.3. FATF 報告書等

ここでは、「Recovering International Proceeds of Crime through Inter-Agency Networks」(2023 年 11 月、FATF)、FATF と INTERPOL の協働 (FIRE) の取組、FATF 報告書「Asset Recovery Guidance and Best Practices (財産回復ガイダンス及びベストプラクティス)」(2025 年 11 月公表) について説明する。

FATF が 2023 年 11 月に公表した「Recovering International Proceeds of Crime through Inter-Agency Networks」は、Asset Recovery Inter-Agency Networks (ARINs) の各国に対する影響力と機能、並びに現場での課題を体系的に評価した報告書である（以下、ARINs 報告書）。

FATF と INTERPOL の協働イニシアチブである FIRE は、財産回復を刑事捜査の附随的成果にとどめるのではなく、組織犯罪や越境犯罪に対する抑止やリスク低減に資する重要な政策手段として位置付けることを目的に、各国当局及び公私のパートナーが一堂に会して実務的課題を洗い出し、協力を強化する取組である。

2025 年 11 月の FATF 「Asset Recovery Guidance and Best Practices」報告書は、財産回復のライフサイクルを体系化し、専任体制、迅速な暫定措置、暗号資産対応、被害者補償、国際協力の実務を具体的手順とケーススタディで示し、制度化と評価可能性を担保した包括ガイダンスである。

三者を総合すると、財産回復の国際標準の可視化と実務・運用を強化する枠組を理解できると考えられる。

2.3.1. 「Recovering International Proceeds of Crime through Inter-Agency Networks」 (2023年11月、FATF)

FATFが2023年11月に公表した報告書「Recovering International Proceeds of Crime through Inter-Agency Networks」のExecutive Summary⁵³では、財産回復における国際協力の重要性と、Asset Recovery Inter-Agency Networks (ARINs)の役割が強調されている。

ARINs (Asset Recovery Inter-Agency Networks)とは、犯罪収益の追跡・凍結・押収・没収を目的として、各国の財産回復機関が非公式に連携する国際・地域ネットワークである。これらのネットワークは、法執行機関や検察当局などの実務者間で迅速な情報共有と信頼構築を促進し、国境を越えた財産回復の実効性を高める役割を担っている。

ARINsは、FATFの報告書によれば、2023年時点で178の法域が参加しており、地域ごとにARIN-WA (西アフリカ)、ARIN-AP (アジア太平洋)、CARIN (欧州)⁵⁴、ARINSA (南部アフリカ)などが存在する。これらのネットワークは、各国の制度や文化の違いを乗り越え、実務的な協力を通じて犯罪収益の剥奪を実現するための重要な枠組とされている。FATFは、ARINsの成功事例を評価する一方で、人的・財政的資源の不足、長期的な財政的持続可能性の欠如、言語・法制度の違いなどの課題も指摘している。これらの課題に対応するためには、各国政府による制度的支援や、ARINsの活動に対する戦略的な位置づけが不可欠であるとされている。ARINsは、犯罪収益の剥奪を通じて、マネー・ローンダリング、汚職、組織犯罪の抑止に貢献するものであり、FATFは今後もその強化と拡充を支援する方針を示している。国際的な財産回復の取り組みを実効性あるものとするためには、ARINsのような実務者ネットワークの活用が不可欠である。

報告書は、ARINsが情報共有や信頼構築を通じて、財産回復のプロセスを加速させる実務的な成果を上げていることを評価している。特に、ARINsは他の国際機関や地域ネットワークとの連携を通じて、複雑な国際犯罪における資金の流れを追跡し、資産の回収を可能にする中間的な役割を果たしていること、ARINsには178の法域が参加しており、FATFグローバルネットワークの一部として広範な地域をカバーしていることを評価している。

一方で、ARINsが直面する課題も明示されており、特に人的・財政的資源の不足、長期的な財政的持続可能性の欠如、文化的・言語的障壁、パフォーマンス測定の困難さなどが挙げられている。これらの課題は、要請への対応能力やネットワークの運営効率に影響を及ぼしており、ARINsの潜在力を十分に発揮するためには制度的な支援が不可欠であるとされている。FATFは、これらの課題を踏まえ、政策立案者に対してARINsの機能強化に向けた改善点を提案している。

報告書は、ARINsの活動を通じて得られた成功事例を紹介しつつ、財産回復を「犯罪収益の剥奪」という戦略的視点から位置づけることが、マネー・ローンダリングや汚職、組

⁵³ <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/reports/Recovering-Proceeds-Crime-Inter-Agency-Networks.pdf.coredownload.inline.pdf>

⁵⁴ CARINの正式名称はCamden Asset Recovery Inter-Agency Network。CARINにおける「Camden」とは地名や人物名ではなく、CARIN設立の契機となった会合の開催場所に由来する名称である。具体的には、2002年10月にアイルランド・ダブリンで開催された犯罪収益の特定・追跡・押収をテーマとする専門家会合が、Camden Court Hotel (ダブリン)において行われ、この会合で非公式な財産回復ネットワークの設立が提案されたことから、その開催地名を取ってCamden Asset Recovery Inter-Agency Network (CARIN)と命名されたもの。

織犯罪の抑止に直結すると強調している。これらの事例は、ARINs が国境を越えた犯罪収益の追跡・凍結・押収・没収において、実務者間の迅速な連携と信頼構築を可能にし、従来の正式な司法共助手続よりも柔軟かつ効果的な対応を実現していることを示している。たとえば、ある ARINs ネットワークでは、加盟国間での非公式な情報交換を通じて、複数国にまたがる資産の所在を特定し、迅速な凍結措置を講じることができた事例が報告されている。このような対応は、犯罪者が資産を隠匿・移転する前に措置を講じる上で極めて重要であり、ARINs の機動力と信頼関係が成果につながった典型例である。また、別の事例では、ARINs を通じて得られた情報が、国内の捜査機関による資産押収の根拠となり、最終的に数百万ドル相当の犯罪収益が没収された。このケースでは、ARINs が他の国際機関（例：UNODC、INTERPOL）と連携し、複雑な資金の流れを可視化することで、捜査の突破口を提供したとされている。さらに、ARINs の活動は、単なる財産回復にとどまらず、各国の制度改善や能力構築にも寄与している。成功事例の中には、ARINs の支援を受けた国が、自国の財産回復法制や手続の見直しを行い、今後の対応力を強化する契機となったものも含まれている。これらの事例は、ARINs が「犯罪収益の剥奪」という戦略的目標に向けて、実務的かつ柔軟な国際協力の枠組として機能していることを示しており、FATF は今後もその強化と制度的支援を推進する方針を示している。

報告書は、ARINs の役割と課題を包括的に分析し、国際的な財産回復の枠組をより効果的に運用するための政策的・実務的な指針を提供するものである。FATF は、今後も ARINs の活動を支援し、各国が「犯罪の利益を奪う」ための国際協力を強化することを促進していく方針であるとしている。

2.3.2. FATF と INTERPOL の協働 (FIRE) について

FATF と INTERPOL が共同で開催した「FIRE 2⁵⁵」は、2023 年 9 月にフランス・リヨンで開催された、財産回復と金融犯罪対策の強化を目的とした国際的なラウンドテーブルである。200 名以上の法執行機関、検察官、政策担当者、規制当局、民間セクターの専門家が参加し、犯罪収益の剥奪を通じて安全な社会の構築に貢献するための実務的な解決策が議論された。FATF の評価によれば、世界各国は犯罪収益のごく一部しか回収できておらず、これが犯罪組織の活動を助長し、法の支配や政府への信頼を損なっている。FATF 議長のリジャ・クマール氏（当時）は、財産回復を捜査や起訴の補助的な要素ではなく、犯罪抑止の中心的戦略として位置づけるべきであると強調し、犯罪者が不正資金で得た資産を享受できないようにすることが重要であると述べた。

INTERPOL 事務総長ユルゲン・シュトック氏（当時）も、犯罪グループが毎年数十億ドルの不正利益を得ている現状を国家安全保障上の脅威と位置づけ、国際的な協力と取り組みの連携が不可欠であると指摘した。会議では、サイバー犯罪など新たなリスク領域への対応や、FATF・INTERPOL・エグモントグループによる共同プロジェクトの進捗も共有され、犯罪収益の流れを可視化するための最新技術の活用が議論された。また、INTERPOL が 2022 年に開始した「I-GRIP (Global Rapid Intervention of Payments)」という国際送金の即時停止メカニズムが紹介され、これまでに 2 億ドル以上の不正資金の差止め成功していることが報告されている⁵⁶。FATF は、財産回復を国家戦略として位置づけるための基

⁵⁵ <https://www.FATF-gafi.org/en/publications/Methodsand Trends/FATF-Interpol-partnership.html>

⁵⁶ I-GRIP については、「I-GRIP (国際刑事警察機構の協力制度) を活用した域外移転詐欺被害金の追跡・保全・回収について」(世取山茂、警察学論集 78 巻 8 号・2025 年 8 月、立花書房) に詳しい。I-GRIP は、国際刑事警察機構 (INTERPOL) が運用する国際的な送金停止メカニズムであり、各国警察を結ぶ I-24/7 (Interpol Global Communication System 24/7) を通じて被要請国警察に迅速な停止措置を求める制度である。しかし、金融機関に直接的な停止命令を出す仕組みではなく、要請国警察 → INTERPOL → 被要請国警察 → 同国の金融機関という間接的ルートを経る構造となっているため、送金を即時に停止できるとは限らないという課題が存在する。I-GRIP は金融犯罪被害

準改正案を提示し、有罪判決に基づかない没収や税務当局との連携など、法的枠組の強化を求めている。最後に、効果的な財産回復には、専門性と資源を備えた専任機関の設置、官民連携、国内外の協力体制の強化が不可欠であるとされ、FATFは、財産回復ネットワークの強化に向けた提案を2025年10月の総会で発表した⁵⁷。FIREは、犯罪収益の剥奪を通じて「犯罪に利益をもたらさない」世界の実現に向けた戦略的・実務的な変革を促す重要な取り組みである。

このFATFとINTERPOLの協働の枠組であるFIREにおいては、財産回復は単なる捜査の一部ではなく、犯罪抑止の中核的な戦略として位置づけられている。犯罪者が不正資金を用いて得た高級資産や贅沢品を没収することは、犯罪の経済的インセンティブを根本から断ち切る手段であり、「犯罪は割に合わない」という明確なメッセージを社会に示すものである。財産回復の実効性を高めることは、被害者の救済や社会の信頼回復にもつながり、法の支配を強化する重要な柱とされている。FATFとINTERPOLは、こうした認識のもと、財産回復を各国の法執行戦略の中心に据えるよう強く促しており、今後の国際協力と制度整備の方向性においても、財産回復の優先度は一層高まることが期待されている。

FATFの公式サイトに掲載された「Asset Recovery」ページ⁵⁸では、FIREを含む国際的な財産回復の取り組みの中で、いくつかの好事例が紹介されている。これらの事例は、犯罪収益の追跡・凍結・押収・没収において、国際的な協力と情報共有が実効性を高める鍵であることを示している。特に、ARINs (Asset Recovery Inter-Agency Networks) を通じた成功事例では、複数国にまたがる資産の所在を非公式な情報交換によって迅速に特定し、凍結措置を講じることができたケースが挙げられている。

【参考16】 FATFの報告書「Recovering International Proceeds of Crime through Inter-Agency Networks⁵⁹」に記載のある、ARINs (Asset Recovery Inter-Agency Networks) を活用した財産回復の成功事例

- まず、南部アフリカのARINSAでは、2017年から2022年にかけて加盟国間の要請や情報交換を通じて、合計134億米ドル相当の資産没収が実現したと報告されている(96項)。この金額の大部分は一つの国に関連しているが、ネットワークを活用した国際協力が巨額の財産回復につながった好事例である。
- ラテンアメリカのRRAGでは、2016年から2019年の間に加盟国間で1億4,500万米ドル、他のARINsとの連携で1,100万米ドルの資産特定・追跡に成功している(96項)。年間平均162件(2019年から2021年)の情報交換が行われており、ネットワークを活用した財産回復の実績が示されている。
- 欧州のCARINでは、2014年から2020年にかけて加盟国間の財産回復ネットワークを

金の保全において有用な国際メカニズムであるが、警察間連絡を基盤とした制度であるがゆえに、即時停止は理論上の理想であり、実際には被害申請国の対応に左右されるため、その実現は容易ではないという課題を内包しているとの意見もある。

⁵⁷ FATFが2025年10月に採択した報告書は、正式には“Asset Recovery Guidance and Best Practices”として2025年11月4日に公開された。この文書は、犯罪収益の回復をグローバルに強化するために策定され、85件以上の実例を通じて、金融犯罪捜査手法、資産の早期凍結・差押え、法的手続の透明性と比例性、被害者への返還や補償に至る全面的な財産回復のライフサイクルに関する実践的技術や運用指針を提供している。FATFの2023年改正に呼応し、Non-Conviction Based Confiscation (有罪判決に基づかない没収有罪判決に基づかない没収) や司法・行政手続の迅速化、国際協力の強化を重視し、各国が犯罪の利益を奪い取り「犯罪は割に合わない」体系を実現するための政策・実務ツールとして位置づけられている。

⁵⁸ <https://www.FATF-gafi.org/en/topics/asset-recovery.html>

⁵⁹ <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/reports/Recovering-Proceeds-Crime-Inter-Agency-Networks.pdf.coredownload.inline.pdf>

通じて、年々増加する情報交換件数（2014年は約150件、2020年は1,500件超）を記録している（96項）。特にマネー・ローンダリング、詐欺、薬物犯罪など多様な犯罪類型に対応した財産回復が行われている。

- ケーススタディとしては、RRAGを通じて国Aに資産情報の要請が行われ、数日後に対象者の資産・企業持分情報が提供された。これを基に、要請国は資産凍結命令を取得し、正式な司法共助要請（MLA）を発出、資産凍結の実行に至った事例が紹介されている（100項）。
- また、CARINではCOVID関連詐欺の事例があり、ドイツ当局の要請に応じて複数国のARINsが連携し、30分以内に資金移動の追跡を開始し、2ヶ月以内に資産凍結と容疑者逮捕に至った事例が記載されている（100項）。これらの事例は、ARINsが国境を越えた犯罪収益の追跡・凍結・押収・没収において、実務者間の迅速な連携と信頼構築を可能にし、従来の正式な司法共助手続よりも柔軟かつ効果的な対応を実現していることを示している。

これらは、従来の司法共助手続では時間がかかる場面でも、実務者間の信頼関係と柔軟な対応によって成果が得られた典型例である。

また、FATFとINTERPOLの連携により、サイバー犯罪など新たなリスク領域においても、財産回復の実績が報告されている。INTERPOLが運用する「I-GRIP（Global Rapid Intervention of Payments）」は、国境を越えた送金の即時停止を可能にし、2022年以降、2023年9月の時点で2億ドル以上の不正資金の差止め成功している⁶⁰。

【参考17】INTERPOLが運用する「I-GRIP（Global Rapid Intervention of Payments）」による国境を越えた送金の即時停止の具体的な事例

INTERPOLが主導した「Operation HAECHI VI」（2025年4月～8月）は、40の国・地域が参加し、政府発行通貨で3億4,200万米ドル、現物・暗号資産で9,700万米ドルの回収に成功した事例である⁶¹。

- I-GRIP（Global Rapid Intervention of Payments）という即時送金停止メカニズムが広く活用され、サイバー犯罪や国際詐欺の資金流出を阻止するために、68,000以上の銀行口座の凍結と約400の暗号資産ウォレットの差止めが実施された。さらに、暗号資産ウォレットからも約1,600万米ドルの不正利益が回収されている。
- 具体的な事例として、タイ警察は日本の大手企業が被害に遭ったビジネスメール詐欺事件で、バンコクの偽装取引先に送金された660万米ドル相当の資産を差止めることに成功した。これはタイ国内で過去最大規模の単一事例であり、タイと西アフリカの犯罪組織が関与していた。ポルトガルでは、社会保障資金の不正流用事件で45名の容疑者が逮捕され、531人の被害者から盗まれた22万8千ユーロ（約27万米ドル）が回収された。マカオ（中国）では、人気のモバイル決済プラットフォームを悪用したなりすまし詐欺グループが摘発され、複数の逮捕と資産差止めが実現

⁶⁰ <https://www.interpol.int/News-and-Events/News/2023/FATF-INTERPOL-partnership-putting-trillions-in-illicit-profits-back-into-legitimate-economies>（2023年9月20日公表）

⁶¹ Operation HAECHI VIの成果報告（2025年9月、USD 439 million recovered in global financial crime operation）
<https://www.interpol.int/fr/Actualites-et-evenements/Actualites/2025/USD-439-million-recovered-in-global-financial-crime-operation>

している。

- また、韓国警察は、韓国の鉄鋼会社が偽造された船積書類によりドバイの偽口座に送金した約 391 万米ドル（約 66 億ウォン）を、I-GRIP を通じてエミレーツ当局と連携し、迅速なコミュニケーションにより全額回収した事例も報告されている。
- これらの事例は、INTERPOL の I-GRIP が国境を越えたサイバー犯罪や詐欺事件に対して、迅速かつ効果的な財産回復を可能にしていることを示している。

これらの事例は、財産回復が単なる法的手続ではなく、犯罪のインセンティブを断ち切る戦略的手段であることを示しており、FATF は各国に対して、財産回復を国家戦略の柱として位置づけるよう強く促している。成功事例の背景には、法執行機関、金融情報機関、検察、民間セクターの連携があり、これが制度の有効性を支える基盤となっている。FATF は、こうした事例を踏まえ、2023 年 10 月の総会で財産回復に関する FATF 勧告の改訂を承認し、各国がより強力な法的・運用的枠組を整備することを支援している。これにより、犯罪収益の剥奪を通じた国際的な金融犯罪対策が、より実効性のあるものへと進化することが期待されている。

2.3.3. FATF 報告書「Asset Recovery Guidance and Best Practices（財産回復ガイダンス及びベストプラクティス）」（2025 年 11 月公表）

ここでは、FATF 報告書「Asset Recovery Guidance and Best Practices（財産回復ガイダンス及びベストプラクティス）」⁶²の概要（背景、有効な取組）、報告書に記載のある各国の事例について説明する。

2.3.3.1. 報告書の概要

(1) 背景⁶³

2025 年 11 月 4 日、FATF は、犯罪収益の回収に向けた世界的な取組を強化するための新たなガイダンス及びベストプラクティスを公表した。INTERPOL 及び国連薬物犯罪事務所（UNODC）が公表したデータによれば、犯罪収益の没収率は極めて低い水準にとどまっている。FATF の評価でも、全体の 80%以上の国・地域が財産回復の有効性について低水準又は中程度の水準にとどまっていることが示されている。これらを踏まえ、FATF は、包括的な「財産回復ガイダンス及びベストプラクティス」を公表し、犯罪者から不正利得を剥奪することは、起訴と同様に重要であるとの認識の下、犯罪の経済的動機を断つことは、世界中の犯罪組織、テロリスト、詐欺師の活動を攪乱し、抑止する上で極めて重要であるとしている。本報告書は、現代的な金融調査や資産の迅速な確保から、権利保護や回収資産による被害者補償に至るまで、重要なテーマを網羅している。FATF 議長エリサ・デ・アンダ・マドラソは、「犯罪収益の回収は後回しにされるべきものではなく、世界中の人々の生活に実際の影響を与え、司法制度が機能していることを示すものである。この詳細なガイダンスは、各国がより迅速に、より広範に、より大胆に財産回復に取り組むための備えとなる。われわれは『犯罪は割に合わない』という明確なメッセージを発信しなければならない。」と述べている。

本報告書には、FATF 及び FSRB の専門家が寄稿した 85 件以上の事例や回収手法が盛り込

⁶² <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/reports/Asset-Recovery-Guidance-Best-Practices.pdf.coredownload.pdf>

⁶³ <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Methodsandtrends/asset-recovery-guidance-best-practices-2025.html>

まれており、調査・法的プロセスの全段階をカバーしている。

【参考 18】 紹介事例

- 米国では、ブロックチェーン分析により 4 億ドル超の不正取引を追跡した事例が裁判で信頼できる証拠として認められた。また、没収資産から設立された基金が 4 万人以上の被害者の損失の 91%回復に寄与した。
- スイスでは、3 億 1,300 万スイスフラン超の没収が命じられ、複数の関係者が参画する基金が設立され、広範な汚職犯罪の影響を受けた国民の利益のために活用された。
- モンゴルでは、没収されたロンドンのアパートからの収益が、300 人以上の子どもが利用する孤児院の運営資金となっている。

FATF は、2023 年 10 月に財産回復及び国際協力に関する勧告を改訂し、2024 年 6 月に評価方法(Methodology)も更新した。これらは 30 年以上ぶりの大幅な改正であり、犯罪収益の回収をより効果的にするための法的・運用的枠組の強化を目的としている。本報告書は、各国が新基準を理解し、実装し、実効的な没収結果を上げるための具体的な指針と事例を提供するものである。報告書において、財産回復とは、犯罪収益やそれに相当する財産の特定、追跡、評価、凍結、押収、没収、管理、処分（返還・分配を含む）までの一連のプロセスを指す、としている。また、報告書は政策立案者と実務家の双方を対象としており、新基準の理解と普及を促進し、実践的なヒントや先進的な手法を通じて実装を支援し、没収成果の全体的な向上を目指しており、研修担当者、技術支援提供者、民間部門、市民社会も本ガイダンスを活用し、財産回復の取組に貢献することができる。FATF は、各国・地域が財産回復を政策・運用の最優先事項とすることを求めており、新ガイダンスを活用して国際金融システムの健全性を守り、被害者や社会全体の利益向上を図るよう呼びかけている。

(2) 財産回復において有効な取組

報告書で記載のある財産回復における有効な取り組みは、以下の通り。

① 財産回復を政策的優先事項とすること

財産回復は、マネロン等対策の中核的要素であり、犯罪の経済的インセンティブを排除し、組織犯罪やテロ活動の資金源を断つことで、犯罪の抑止・防止、被害者救済、経済の健全化に寄与する。財産回復を政策的優先事項とするには、単なる方針表明にとどまらず、十分なリソース、専門性、国内外の関係機関との協力体制、定期的な制度評価・見直しが不可欠である。また、金融機関や民間事業者、NGO 等とのパートナーシップも重要である。

② 金融調査 (financial investigation) の強化

金融調査 (financial investigation) は、犯罪収益の特定・追跡・没収、犯罪組織の解明、犯罪立証に不可欠である。財産回復の実効性を高めるためには、収益を生む犯罪が発生したすべてのケースで、できるだけ早期に金融調査を開始することが求められる。金融調査は、犯罪活動に関連する財務面を調査し、犯罪ネットワークの規模や関与範囲を把握し、犯罪収益や同等価値財産を特定・追跡し、刑事訴追や没収手続に利用できる証拠を収集する一連の活動である。効果的な金融調査には、関係当局が必要な情報に迅速にアク

セスできる体制、技術的リソース、定期的な訓練が不可欠である。調査当局は、資産の特定・評価・管理のための法的権限と技術的能力を備え、実質的支配者情報へのアクセス、各種データベースの活用、専門的な調査手法を習得する必要がある。さらに、資産評価や管理においては、リスクやコスト、第三者権利者の保護も考慮しなければならない。これらの要素が整備されることで、財産回復の実効性が確保される。

③ 仮押収等の暫定措置

資産の迅速な凍結・押収は、犯罪収益の隠匿や消失を防ぐために不可欠である。FATF は、金融情報機関（FIU）や捜査当局に対し、疑わしい取引の即時停止や仮押収の権限を強化することを求めている。これらの措置は、必要最小限かつ一時的であり、適切な司法審査や権利保護措置が講じられるべきである。

④ 没収措置の多様化

没収には、有罪判決に基づく没収（CBC）、拡大没収、有罪判決に基づかない没収（NCBC）がある。拡大没収は、特定の犯罪に直接関連しない財産にも及ぶことができ、NCBCは被疑者死亡・逃亡等で刑事訴追が困難な場合にも適用可能である。いずれも、被疑者や第三者の権利保護、比例原則、適正手続の確保が重要である。近年は、説明できない財産に対する没収（UWO）など新たな手法も導入されている。

⑤ 国際協力の強化

犯罪収益の国際的な移転・隠匿が進む中、迅速かつ柔軟な国際協力が不可欠である。FATF は、相互主義・積極性・適合性・非形式性を重視し、ARINS等のネットワークやINTERPOLのシルバーノーティスなど、非公式な情報交換も推奨している。正式な司法共助（MLA）に加え、事前の情報共有や共同捜査、外国判決の執行など、多様な協力手段を活用すべきである。

⑥ 没収資産の管理・処分・返還

没収資産は、被害者への返還や社会的有益な用途（法執行、教育、医療等）に活用されるべきである。管理・処分にあたっては、透明性・説明責任・監督体制の確保が不可欠であり、不正や濫用を防ぐための外部監査や市民社会の関与も推奨される。国際的な資産返還においては、被害国や被害者の利益を最優先し、必要に応じて監査やモニタリング、第三者機関の活用等の条件を付すことが望ましい。

⑦ 権利保護と濫用防止

財産回復措置は強力な権限であるが、適正手続・比例原則・所有権・無罪推定・プライバシー等の基本的人権を十分に尊重しなければならない。法制度の設計・運用においては、事前・事後の司法審査、異議申立ての機会、第三者の権利保護、過度な負担や二重回収の回避、濫用防止のための監督・監査体制等を整備することが不可欠である。

⑧ 暗号資産の没収

ガイダンスは、資産押収のライフサイクル全体を対象としているが、暗号資産（Virtual Asset, VA）についても焦点を当てている。暗号資産は分散型で匿名性が高く、国境を越えた即時送金が可能であるため、犯罪収益の隠匿やマネー・ローンダリングに利用されやすい特性を有する。ブロックチェーン技術により取引履歴は公開されるが、実際の所有者を特定することは困難であり、ミキサーやタンブラーなど匿名化サービスの

利用により追跡はさらに複雑化する。このため、暗号資産を対象とした財産回復は、従来の金融資産よりも高度な技術と専門知識を必要とする。暗号資産の追跡には、法定通貨と暗号資産間の資金移動、異なるブロックチェーン間の取引、匿名化技術を用いた取引を特定する能力が不可欠である。各国は、暗号資産サービスプロバイダー（VASP）を監督し、取引所やウォレットに関する情報を迅速に取得できる体制を整備すべきである。特に、ハードウェアウォレットやシードフレーズの管理方法、取引所アカウントの特性を理解することは、資産の特定と押収に直結する。暗号資産関連の捜査には高度な技術基盤が必要である。大量の取引データを迅速に処理する能力、複雑な資金フローを解析するソフトウェア、そしてAIや機械学習を活用したパターン認識技術が求められる。これらの技術は、従来の人間による分析では困難な取引関係や資産の流れを効率的に把握することを可能にするが、同時に倫理的・法的課題への対応も必要である。暗号資産分野における能力構築は継続的な課題である。捜査官、検察官、FIU分析官に対し、初期訓練から専門訓練まで体系的な教育を提供し、暗号資産の特性、ブロックチェーン技術、ウォレット構造、取引所の仕組みに関する知識を習得させることが望ましい。さらに、国際協力や情報共有を強化し、暗号資産に関する専門知識を持つ人材を育成することが、財産回復戦略の中核となる。

暗号資産の没収に関しては、具体的な国際事例として、日本、英国、ルーマニアの取組が紹介されている。

【参考 19】 暗号資産の没収に関する紹介事例

- 日本では、暗号資産サービスプロバイダー（VASP）からの情報提供を受け、地下銀行による違法送金ネットワークを摘発した事例がある。捜査当局は、提供された取引履歴を基に資金の流れを追跡し、関係者を特定したうえで、暗号資産の凍結に成功した。この事例は、民間事業者との協力が財産回復において極めて重要であることを示している。
- 英国では、暗号資産の押収・管理に特化した法制度を整備し、専門機関を設置している。これにより、犯罪収益として利用される暗号資産を迅速に押収し、適切に保管・換価する仕組みが確立されている。特に、国家犯罪対策庁（NCA）や財産回復機関が連携し、暗号資産の追跡と没収を効率的に実施する体制を構築している。
- ルーマニアでは、暗号資産の管理に特化した専門部門を設け、押収後の資産を安全に保管するための技術的・法的枠組を導入している。これにより、暗号資産を含む犯罪収益の没収が円滑に行われ、資産価値の維持や換価が可能となっている。国際的な協力も重視され、欧州諸国との情報共有や共同捜査を通じて、越境的な財産回復を強化している。

2.3.3.2. 各国の紹介事例

報告書「Asset Recovery Guidance and Best Practices」には、各国の財産回復に関する多様な事例が豊富に紹介されている。以下、報告書に記載されている主な国別事例を記載する。

【参考 20】 各国の財産回復に関する紹介事例

(1) 米国

① ブロックチェーン分析による不正取引の追跡と証拠採用

米国では、暗号資産を利用した大規模な不正取引の追跡において、ブロックチェーン分析が極めて重要な役割を果たした事例が紹介されている。具体的には、連邦裁判所（コロンビア特別区地方裁判所）において、ブロックチェーン分析ソフトウェアによる約4億ドル（400 million USD）超の不正取引の追跡結果が、証拠能力のある信頼できる証拠として認められた。この事例では、被告がビットコインのミキシングサービス（いわゆるタンブラー）を運営し、複数の顧客のビットコインを混合して追跡困難にしていた。検察側は、民間のブロックチェーン分析企業が開発したソフトウェアを用いて、膨大なトランザクション（90万件以上、総額4億ドル超）を解析し、被告及びダークネット市場との関連を特定した。裁判所は、分析手法の妥当性（テスト・ピアレビュー・誤差率・業界での受容度等）を検討し、伝統的な分析や他の証拠との整合性、ソフトウェアの実用性、再現性などを総合的に評価した上で、証拠として採用した。

この判決は、ブロックチェーン分析が現代の金融犯罪捜査において有効かつ信頼できる手法であることを示し、今後の暗号資産関連犯罪の立証に大きな影響を与えるものである。

② 没収資産を活用した被害者救済基金

もう一つの米国の事例として、没収資産を原資とした被害者救済基金（Victim Fund）の設立・運用が挙げられている。特に有名なのは、バーナード・マドフによる巨額ポンジスキーム事件である。この事件では、マドフによる詐欺行為で数万人規模の被害者が発生した。米国司法省（DOJ）は、マドフ本人や関係者から没収した資産を活用し、「Madoff Victim Fund」を設立した。特別管理人（special master）が任命され、被害者からの請求を審査し、損失額に応じて分配を行った。この基金は、没収資産から40,000人以上の被害者に対し、損失額の91%（一部資料では94%）を回復することに成功した。没収資産の一部は、マドフの投資家や関係者からの民事・刑事没収、銀行との和解金等から構成されている。被害者救済のための基金運用は、被害者の経済的回復だけでなく、司法制度の信頼性向上にも寄与した。

(2) シンガポール

シンガポールは、国家財産回復戦略を策定し、政府横断的な取り組みを推進しており、2019年～2024年に約60億シンガポールドルの犯罪・マネロン関連資産を押収し、被害者への返還や国家没収を実現した。「検知」「剥奪」「被害者への返還」「抑止」の4本柱で、法整備・技術活用・国際協力・民間連携を強化している。

(3) ルーマニア

ルーマニアは、国家財産回復戦略（2021-2025）を策定し、ANABI（国家財産回復庁）が中心となり、資産の特定・管理・社会的再利用を推進している。犯罪収益の社会還元や被害者補償、教育・犯罪防止プロジェクトへの活用も進めている。

(4) 英国

英国は、財産回復統計年次報告を公表しており、犯罪収益の押収・没収・被害者補償・資産再分配の詳細データを公開し、透明性と説明責任を確保している。「Asset Recovery Incentivisation Scheme (ARIS)」により、没収資産の一部を犯罪対策や地

域プロジェクトに再投資（CashBack for Communities）を行っている。

(5) ニュージーランド

ニュージーランドは、詳細な財産回復データ管理を実施し、ケースごと・資産ごとに押収・没収・返還・管理状況を追跡し、警察年次報告や情報公開請求で公表している。2017年以降、押収・没収額に目標値を設定し、財産回復の戦略的優先度を高めている。

(6) インド

インドは、米国からの MLA（司法共助）要請を受け、暗号資産ビットコイン約 29 百万ドル相当を押収した。さらに不動産等も押収、被疑者の起訴と資産没収を進めた（詐欺事件で押収資産を被害者補償や空港建設用地に活用）。

(7) 南アフリカ

南アフリカは、民間企業との PPP（官民連携）で、サイバー鑑識や専門家派遣を活用し、大規模・複雑な財産回復案件に対応している。銀行・金融機関との連携で、犯罪収益の迅速な特定・凍結・回収を実現している。

(8) カザフスタン

カザフスタンは、被疑者死亡・逃亡等で刑事訴追が困難な場合、有罪判決に基づかない没収（NCBC）を活用し、2024 年には約 3.5 億ドル相当の資産を没収した。説明できない資産の没収命令（UWO）も導入し、PEPs（重要公職者）やその親族の不正資産を回収している。

(9) イタリア

イタリアは、マフィア対策として、NCBC を活用した世代間資産移転の阻止や、被疑者死亡後の相続資産の没収を実施している。没収資産の社会的再利用（住宅、女性保護施設、難民支援等）も推進している。

(10) フランス

フランスは、AGRASC（資産管理・回収庁）が中心となり、押収資産の管理・売却・社会還元を一元的に実施し、年間約 47 億ユーロの犯罪収益を没収・回収（2016-2020 年）している。

(11) スウェーデン

スウェーデンは、2024 年に有罪判決に基づかない没収（NCBC）法を導入し、組織犯罪グループの高額資産（特に暗号資産や高級品）を積極的に没収している。

(12) モンゴル

モンゴルは、英国・ラトビア等と連携し、ロンドンの不動産を没収し、回収資産の賃料収入を国内の孤児院運営資金として活用した。

(13) スイス

スイスは、ウズベキスタンやハイチ等の汚職事件で没収した資産を国連信託基金等を通じて社会インフラや教育・医療プロジェクトに還元した。

【参考 21】国際詐欺サミットにおける財産回復の重要性⁶⁴

2024年3月にロンドンで開催された第1回「グローバル詐欺サミット、Global Fraud Summit」においては、犯罪収益の没収強化と財産回復の徹底が国際的な最優先課題として位置付けられた。G7諸国の担当閣僚やFATF、INTERPOLなど国際機関の代表が集まった同会議では、「犯罪による利得を確実に剥奪し被害者に返還すること」が詐欺対策の柱であると認識され、各国ともこの分野における取り組み強化を政策上の最優先事項として掲げた。とりわけ参加各国は、FATF勧告4の2023年改訂（資産没収基準の強化）を歓迎し、そのグローバルな実施を支持する旨をコミュニケに明記した。これは、各国が有罪判決に基づかない没収（NCBC）や拡大没収といった先進的手法を法制度に取り入れ、国境を越えて「犯罪は割に合わない」体制を構築する必要性が共有されたことを意味する。実際、会議では英国が主導してきたNCB没収権限の有効性（英国ではその手法で2022-23年に1億6,001万ポンドを回収）が強調されるなど、犯罪収益剥奪の具体策について活発な議論が行われた。各国代表からは「犯罪者に逃げ場を与えないため、資産凍結・没収の法的ギャップを埋めるべきである」との強い決意が示され、国際協力の下で違法収益の早期没収・被害弁済を実現する方針が確認された。

国際詐欺サミットが2024年3月にロンドンで初開催された背景には、近年急増する国境を越えた詐欺犯罪の脅威がある。特に、通信技術やデジタルプラットフォームの進化により、詐欺行為はより巧妙かつ広域化し、個人・企業・政府機関に深刻な損害を与えている。こうした状況に対し、G7諸国をはじめとする主要国は、詐欺対策を国家安全保障及び経済安定の観点から最優先課題と位置づけ、国際的な連携強化の必要性を共有した。サミットは、2023年12月に水戸市で開催されたG7内務・治安大臣会合の宣言を踏まえ、詐欺対策に関する国際的な理解、能力、協力体制の構築を目的として開催されたものである。

同サミットでは、各国代表及び国際機関が「詐欺犯罪に逃げ場を与えない」ための国際公約として、以下の主要事項に合意した。

第一に、財産回復と被害者への返還を詐欺対策の中心に据え、FATFによる資産没収基準の改訂（勧告4及び38）を支持すること。

第二に、有罪判決に基づかない没収（NCBC）や拡大没収の導入を含む法制度の整備を各国に促すこと。

第三に、国際的な裁判所命令の相互承認や迅速な司法共助を通じて、資産の越境回収を可能にする協力体制の強化。

第四に、民間セクターとの連携を通じた詐欺防止策の強化と、被害者支援の充実。

これらの合意は、詐欺犯罪の抑止と被害者救済を両立させる国際的な枠組の構築に向けた重要な一歩と考えられる。

⁶⁴ 出所：警察庁 Web サイト「国際詐欺サミット [英国・ロンドン]」

https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/kokusai/global_fraud_summit.html

同サミット成果文書 <https://www.gov.uk/government/publications/communique-from-the-global-fraud-summit/global-fraud-summit-communique-11-march-2024>

3. 日本における財産回復制度の概要

本章では、日本における没収・追徴制度の概要（刑法、麻薬特例法、組織的犯罪処罰法、関税法における没収・追徴の規定）、FATF 第4次対日相互審査（法令順守状況、有効性評価）について説明する。

3.1. 日本における財産回復、没収・追徴制度の概要⁶⁵

日本は、刑法、麻薬特例法、組織的犯罪処罰法、関税法など⁶⁶で没収・追徴の規定を設けている。刑法では、全犯罪に係る没収・追徴について規定している。一方、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法では、マネロン罪・重要犯罪、薬物犯罪などに係る犯罪収益などの没収・追徴について特別の規定を設けている。そして、関税法では、税関において発見される輸出入の禁止物の没収について規定している。いずれの法律においても、基本的に、没収は付加刑と位置付けられ（刑法9条）、犯罪についての有罪判決がなければ、没収はできない。

この背景には、日本国憲法が保障する適正手続の基本原則（FPDL, Fundamental Principles of Due Process of Law）があるとされている⁶⁷。すなわち、国家が刑罰として財産を剥奪する以上、犯罪事実と責任を厳格な手続の中で立証し、裁判所が有罪を宣告することが不可欠であるという考え方である。憲法31条は、適正な刑事手続によらなければ刑罰を科すことはできない旨を定め、没収が刑罰である以上、この原理は直接に作用し、没収には有罪判決が当然に必要とされる。また、没収は財産権を永久に奪う措置であるため、憲法29条が求める財産権保障の観点からも、国家は特定の犯罪とその収益の関連を刑事手続において証明しなければならない。さらに、憲法38条に基づく無罪推定や黙秘権の保障は、国家に重い挙証責任を課し、刑罰的效果を伴う没収を行うためには、被告人の刑事責任が確定していることを前提とする構造を支えている。日本における刑法、麻薬特例法、組織的犯罪処罰法、関税法の没収制度のポイントと各々の違いは以下の通りである。

3.1.1. 刑法

没収・追徴に関する一般規定は刑法19条及び19条の2である。しかし、対象物が物に

⁶⁵ 「3. 日本における財産回復制度の概要」については、主に「逐条解説 FATF 勧告—国際基準からみる日本の金融犯罪対策」（尾崎 寛/野田 恒平/中崎 隆【編著】、中央経済社、2022年12月30日）の第4節「剥奪と保全措置」（執筆：澁谷洋平、中崎隆）を参考としている。

⁶⁶ 日本における没収・追徴制度は、刑法、麻薬特例法、組織的犯罪処罰法、関税法のほかにも、多数の個別法により広範に整備されている制度であり、たとえば覚醒剤取締法では覚醒剤そのものの没収が規定され、金融商品取引法ではインサイダー取引や相場操縦により得た違法利益の没収・追徴が定められているほか、銃刀法、風営適正化法、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法、著作権法、不正競争防止法、古物営業法、旅館業法、児童買春・児童ポルノ禁止法、商標法、関税法、酒税法、自動車運送に関する諸法令、食品衛生法等においても、犯罪の客体となった物の没収、違法行為により得た経済的利益の剥奪、犯罪に使用された物件の没収などが規定されているものであり、これらにより日本の没収・追徴制度は特別刑法を含む多数の法律にまたがる包括的な財産剥奪体系として構成されている。

⁶⁷ 法務省 Web サイト「我が国の刑事司法について、国内外からの様々なご指摘やご疑問にお答えします。」においては、日本の刑事手続の基本原則として、刑罰は有罪判決を前提とし、無罪推定と国家の挙証責任が厳格に働くことが明確に説明されている。特に Q5 「『無罪推定の原則』とはどのような意味ですか。」において、法務省は、刑事裁判の被告人は「裁判により有罪と認定されるまでは、有罪として取り扱われたい」と述べ（無罪推定）、さらに同 Q5 で、検察官は被告人の罪を「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度まで証明」できなければ「被告人は有罪とされず、無罪が言い渡される」と説明し、これを「検察官の証明責任」と明確に位置付けている（国家の挙証責任）。これらの法務省公式説明は、刑罰の賦課が必ず有罪認定に依拠するという憲法上の適正手続（憲法31条）の要請を示すものであり、没収が刑法9条で「付加刑」と定義される以上、没収もまた“刑罰である以上、有罪判決を経なければ科すことができない”という構造に立つことを説明している。<https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200120QandA.html>

限定されるため、特別法上の規定により対象が拡大されている。刑法における没収は、主刑に付随して科される付加刑である。原則として任意的没収であり、裁判官の裁量で没収が言い渡される。ただし、特別法で必要的没収が定められている場合はその規定が優先される。没収できない場合には、その価額に相当する金銭の追徴が認められている。すなわち、刑法 19 条は「没収の基本規定」であり、組成物件、供用物件、生成・取得・報酬物件、対価物件⁶⁸を没収できることを示しているが、有罪判決の付加刑として機能する。また、同法 19 条の 2 は「没収不能時の価額追徴制度」として設けられたもので、没収対象の物がすでに消失・紛失・第三者に譲渡された場合でも代替的にその価値を徴収できる手段であり、犯罪利益の回収において重要な制度である一方、有罪と認定する刑事手続を必要とする枠組となっている。

【参考 22】 任意的没収と必要的没収について

刑法 19 条 1 項各号の没収はいずれも裁判所の裁量に委ねられる任意的没収であり、同条柱書が「没収することができる」と規定することからも、没収が義務的ではなく、事案の性質や比例原則等を踏まえた個別判断に依存する制度構造が明確である。

他方、必要的没収は法が没収を必ず命ずべき場合に限られ、刑法では、賄賂の没収（197 条の 5）を除いて必要的没収の規定は存在せず、麻薬特例法や関税法などの特別法では、犯罪行為に関連する物件の没収を認めている。これらの特別法は、犯罪収益剥奪を政策目的として義務化し、犯罪の経済的基盤の遮断を図る点に特徴がある。

任意的没収と必要的没収との区別は、没収が刑罰として位置付けられている日本法の下で、没収という制裁的不利益をいかなる要件構造に基づいて発動させるかを明確化する点に意義を有する。とりわけ必要的没収は、特定の犯罪の成立を没収の直接の根拠として構成し、犯罪成立が認定される限り没収を命ずることを制度的に要請するものである。したがって、必要的没収の発動は、構成要件該当事実等の犯罪事実について検察官が合理的疑いを超える程度の立証を尽くし、当該犯罪について有罪認定がされることを前提とすることとなる。このように没収の発動根拠を有罪認定に結び付けて理解することにより、没収は、刑罰その他の制裁的不利益が適正手続を経た有罪判断を媒介としてのみ科されるべきであるという憲法 31 条の枠組に整合的に位置付けられる。他方、任意的没収は、有罪認定を前提としつつも、没収の可否・範囲に関して相当性等の判断を介在させる点で、犯罪成立それ自体から直ちに没収の必然性が導かれる必要的没収とは規範構造を異にする。

以上より、両者の峻別は、没収を刑罰体系の内部で把握し、その発動を有罪判決及び適正手続の要請に連動させるという観点から重要であると考えられる。

3.1.2. 麻薬特例法

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（1991 年成立、2013 年改正、通称：麻薬特

⁶⁸ 刑法 19 条が規定する没収対象物は、同条 1 項 1 号から 4 号に定められた四類型であり、すなわち、第 1 号の「犯罪行為を組成した物」である偽造文書行使罪の偽造文書や賭博罪における賭金などの犯罪組成物件、第 2 号の「犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物」である殺人に使用したナイフや住居侵入に用いようとして準備した懐中電灯などの犯罪供用物件、第 3 号の「犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物」である通貨偽造罪の偽造通貨、窃盗で得た盗品、殺人の依頼報酬などの犯罪生成物件・犯罪取得物件・犯罪報酬物件、そして第 4 号の「前号に掲げる物の対価として得た物」である盗品の売却代金などの犯罪対価物件が没収の対象となる物であり、刑法 19 条はこれら以外の物を没収対象とはしていない。

例法)は、薬物犯罪収益等の剥奪やマネー・ローンダリング防止を目的とする特別法であり、同法は、薬物犯罪の犯罪行為により取得された財産及びそれ由来する財産等に限って没収・追徴の対象とすることを明確にした上で(同法2条3項~5項)、任意的没収・追徴の規定のほか、必要的没収・追徴の規定(同法11条1項、13条1項)を置いている⁶⁹。さらに、起訴後の保全のみならず、起訴前の保全命令も可能であり(同法19条3項、20条2項)、薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等については、組織的犯罪処罰法の規定が準用される(同法12条)。麻薬特例法の最大の特徴は、いわゆる「物なし事件」に対応できる点であり、現物の麻薬が確認されなくても、薬物犯罪を犯す意思をもって規制薬物として交付を受けるなどした場合には、処罰可能であり(同法8条)、その場合の薬物犯罪収益等を没収・追徴することが可能である。さらに、麻薬特例法には、同法5条の業として行う不法輸入等の罪が成立する場合の薬物犯罪収益についての推定規定がある⁷⁰(同法14条)。これらの規定により、麻薬特例法は「薬物犯罪による収益を徹底的に剥奪し、抑止力を高める」ための制度として実効性ある財産回復手段を提供していると評価されている。

3.1.3. 組織的犯罪処罰法

組織的犯罪処罰法は、組織的な犯罪についての刑の加重や、犯罪収益を用いた事業支配や犯罪収益の隠匿・收受の禁止、さらには犯罪収益やこれに由来する財産の没収・追徴などを定めた法律である⁷¹。犯罪により得た財産やそれ由来する財産等(同法2条2項、3項及び4項)が没収・追徴の対象となる。組織的犯罪処罰法における没収・追徴制度は、マネー・ローンダリング罪や重大犯罪に関連する犯罪収益等を剥奪することを目的とする特別規定であり、犯罪収益の隠匿や資産の散逸を防ぎ、犯罪組織の経済的基盤を断つことを狙っている。この法律の特徴は、犯罪収益が、不動産、動産又は金銭債権のいずれにも当たらない財産である場合にも没収することができる点にあり、刑法より広範な没

⁶⁹ 麻薬特例法2条3項・4項・5項は、薬物犯罪に由来する財産の範囲を段階的に拡張する三層構造を採用している。同条3項は「薬物犯罪収益」として、薬物犯罪の実行により得た財産、その報酬として得た財産、並びに資金提供罪に係る資金を含むものと定義し、薬物取引の売上金や運搬の謝礼金等がこれに該当する。同条4項は「薬物犯罪収益に由来する財産」として、当該収益の果実、対価として取得した財産、その転化物その他収益の保有又は処分により取得した財産を含め、犯罪収益が形態を変えた場合をも広く対象とする。さらに同条5項は、これらに合法財産が混和した財産を「薬物犯罪収益等」として定義し、収益の追跡を可能とするための概念規定を設けている。

もっとも、これら薬物犯罪収益等が常に一体として没収・追徴の対象となるわけではない。すなわち、薬物犯罪収益等について隠匿等のマネー・ローンダリング行為が行われ、同法6条の罪が成立する場合には、11条1項3号及び同条3項3号により、薬物犯罪収益等全体について必要的没収・追徴が予定されている。他方、マネー・ローンダリング罪が成立しない場合には、12条の規定により、没収・追徴の対象は原則として薬物犯罪収益部分に限定され、混和財産全体の剥奪は認められない。このように麻薬特例法は、薬物犯罪の高い営利性と収益隠匿の危険性を踏まえつつも、没収・追徴の範囲をマネー・ローンダリング行為の有無に応じて差異化することにより、犯罪収益剥奪の実効性と財産権制約の限界との調整を図る制度構造を採用していると考えられる。

⁷⁰ 麻薬特例法14条は、業として行う不法輸入等(同法5条)の罪に関し、当該薬物犯罪収益を推定する特別規定であり、その趣旨は、大規模・反復的な薬物取引の実態上、裏付け資料が残りにくく、犯罪収益の把握が困難となりやすいことから、犯行期間中に取得した財産のうち、通常の稼働状況や法令に基づく給付状況を考慮して不相当に高額と認められるものは、犯罪収益であると法律上推定する点にあるとされる。これは、法文上も明確に、「第五条の罪に係る薬物犯罪収益については、同条各号に掲げる行為を業とした期間内に犯人が取得した財産であって、その価額が当該期間内における犯人の稼働の状況又は法令に基づく給付の受給の状況に照らし不相当に高額であると認められるものは、当該罪に係る薬物犯罪収益と推定する。」(麻薬特例法14条1項)と規定されているとおりである。この推定規定は、犯罪収益の学証責任を国家に過度に負わせることによって薬物犯罪の収益剥奪が空洞化することを防ぐための収益隠匿型の薬物犯罪に対する対抗手段として大きな意義を有するものであると考えられる。

⁷¹ 組織的犯罪処罰法は、薬物犯罪について設けられた措置とおおむね同様の措置をその他の一定の犯罪の収益に拡大するものであり、その没収及び追徴に関する制度を拡充、整備するものであることから、ここでいう「その他の一定の犯罪」は、組織犯罪に限られない一般の財産犯(詐欺・恐喝など)を含み、同法が定める没収・追徴(組織的犯罪処罰法13条、16条)とマネロン罪(同法9条~10条)については、組織犯罪であることを要件としていない点に留意が必要である。

収・追徴を可能にしている。

このように、組織的犯罪処罰法の没収は、麻薬特例法と同様に犯罪収益の徹底的な剥奪を目的としており、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産、さらに不法財産以外の財産と混在した混和財産まで対象とする広範な没収構造を採っている。同法 13 条 1 項は、財産の形態が変化しても剥奪を可能とする拡大的な没収を認めている⁷²。さらに、本法は財産を保全する制度も整備しており、22 条以下は没収保全命令（同法 22 条）及び追徴保全命令（同法 42 条）を規定し、捜査段階から犯罪収益を確保する仕組みを設けているほか、59 条以下には外国の没収・追徴の執行や財産保全を行う国際共助手続も規定され、FATF 基準に沿った国際的な資産凍結・没収の実効性を担保している。

このように、組織的犯罪処罰法は犯罪収益剥奪制度を刑法 19 条の任意的没収より大幅に拡張し、国内外の双方で犯罪収益を確実に押さえる構造を備えるものである。もっとも、同法による没収は拡大的であってもその法的性質は刑罰（付加刑）であり、有罪判決を前提とする点は維持されているため、憲法 31 条の適正手続、同法 38 条の無罪推定・国家の挙証責任、同法 29 条の財産権保障との調和が図られている。すなわち、収益剥奪が広範に認められていても、没収・追徴が科されるのはあくまで有罪認定後であり、推定や混和財産規定が導入されていても国家が挙証責任を負う構造は保持されている。この制度的基礎により、組織的犯罪処罰法の没収は「刑罰としての収益剥奪」であり、有罪判決に基づかない没収である NCBC（Non-Conviction Based Confiscation）とは本質的に異なる制度類型として理解される。

組織的犯罪処罰法においては、犯罪被害者の財産的回復を最優先させる観点から、加害者が財産犯等によって被害者から取得した「犯罪被害財産」については原則として没収・追徴を禁止する旨が同法 13 条 2 項及び同法 16 条 1 項但書に定められているが、他方で、犯罪被害財産が組織的な態様により隠匿されている場合など、被害者による損害賠償請求権等の行使が困難であると認められるときには、この禁止を解除し没収・追徴を可能とする例外が同法 13 条 3 項及び同法 16 条 2 項に規定されている。法務省もこれらの例外が導入された理由として、被害者の請求権が十分に行使されない結果として犯罪者が利益を保持してしまう事態を防止する必要性を指摘している⁷³。さらに、これらの例外規定に基づき国が没収・追徴した財産は、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」に基づく「被害回復給付金制度⁷⁴」の原資として活用され、検察官による公告・被害

⁷² 組織的犯罪処罰法 2 条 4 項は、「犯罪収益等」を①犯罪収益、②犯罪収益に由来する財産、③これらとそれ以外の財産が混和した財産と明示的に定義している。また、同法 13 条 1 項は、これら「犯罪収益等」を没収の対象として列挙している。（出所）組織的犯罪処罰法（条文）https://www.moj.go.jp/houan1/houan_soshikiho_orgcrime_refer01.html

⁷³ 法務省「財産犯等の犯罪収益のはく奪・被害回復関係の法整備」によれば、組織的犯罪処罰法は、被害者の損害賠償請求権等を優先させる趣旨から、財産犯等の犯罪行為により被害者から得た財産（いわゆる犯罪被害財産）について没収・追徴を原則として禁止しているが、現実には「当該請求権が十分に行使されない場合もあり、その結果、犯人に犯罪被害財産を利得させかねない事態を招来している」と法務省自ら指摘しており、この不都合を是正するために、組織的に行われた財産犯等や犯罪被害財産の隠匿等が存在する場合には、没収・追徴の禁止を解除する例外（組織的犯罪処罰法 13 条 3 項・16 条 2 項）が設けられているのである。さらに、これら例外規定に基づいて国が没収・追徴した財産は、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」に基づき、被害者へ給付金として還元される仕組みに組み込まれており、犯罪収益のはく奪と被害者救済を不可分に結びつける制度として機能している。
https://www.moj.go.jp/houan1/houan_soshikihanzai_refer05.html

⁷⁴ 詳細については、法務省：被害回復給付金支給制度 Q & A を参照 https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji36-2.html

組織的犯罪処罰法に基づく被害回復給付金制度は、国が没収・追徴によって確保した犯罪収益全般（現金・不動産・動産・債権等）を原資として、検察官による公告と被害者の申請手続を経て給付を行う仕組みであり、国が積極的に犯罪

者申請・裁定といった手続を経て被害者に給付される仕組みが設けられており、没収制度が単に国家の収入として終わるのではなく、被害者の実質的救済に直結する構造となっている点にも制度上の意義があると考えられる。

3.1.4. 関税法

関税法における没収は、密輸や関税法違反などの犯罪に関連する物品を対象とする。関税法には、刑罰として科される没収（いわゆる「刑事没収」）と、税関長が行政上の判断で行う行政処分としての没収（行政没収）が並立して規定されているという特徴がある。刑事没収は、関税法違反の刑事裁判において、裁判所が刑罰の一環として科すものであり、禁制品等が必要的没収の対象として明示されている（第118条）。他方、行政没収は、裁判所の刑罰とは独立して、税関長が行政権限として没収を行う制度であり、関税法第69条の11等に基づき、禁制品について税関が行政上の措置として没収・廃棄を行うことができる。このように、関税法は、刑事手続における裁判所の没収と、税関による行政権限としての没収を双方認めることで、国境取締りにおける迅速性と、重大な密輸犯罪に対する刑事制裁の双方を実現する構造を採用しているのである。なお、財務省は、2025年11月27日、臨時で開催した税関長会議で、同年12月から金の密輸に対する取り締まりを強化すると発表している。税関への申告なく無許可で輸入した場合、通告処分（第146条）による没収の対象とし、これまで密輸の罰則としてきた罰金についても、基準となる金額を時価相当に見直すことで事実上引き上げるとしている⁷⁵。

3.1.5. 振り込め詐欺救済法

振り込め詐欺救済法（正式名称：「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」、以下、「救済法」）は、オレオレ詐欺や架空請求詐欺など振込詐欺被害者の財産的損失を迅速に回復することを目的に2008年6月に施行された。この法律により、金融機関は被害金が振り込まれた預金口座等を即座に凍結し、一定の手続を経て口座に残っていた資金の全部又は一部を「被害回復分配金」として被害者に払い戻すことが可能になっている。なお、振り込め詐欺救済法4条2項1号は、「払戻しの訴え」や「強制執行等」が行われている場合には、振り込め詐欺救済法上の手続（以下、「本制度」）を適用しないと規定しており、制度上、民事手続による争奪が起こり得る枠組となっている。

収益を剥奪し、それを被害者救済に転用する「収益はく奪型」の制度である。他方、振り込め詐欺救済法による被害回復分配金制度は、犯人が利用した預金口座に残存する資金のみを対象に、金融機関が口座凍結・公告・按分支払を行う「残存資金返還型」の制度であり、没収や追徴は用いられず、口座に残っている金額の範囲でしか被害回復ができないという限界がある。したがって、両者は①原資（国家の没収財産か口座残高か）、②対象となる財産の範囲（犯罪収益全般か預金のみか）、③主体（国家か金融機関か）、④回復可能額（犯罪収益全額の剥奪も可能か、口座残高限りか）という点で本質的に異なる制度である。

⁷⁵ 臨時税関長会議 片山大臣訓示「(略) 密輸に対する抑止力を確固たるものとするための制度面の対応です。一点目として、現行法制下で初めて、無許可輸入に対する税関長の通告処分として金の没収を導入します。二点目として、通告処分の罰金相当額の算定基準を、犯則時価格から大幅に引き上げ、時価相当に変更します。」

<https://www.customs.go.jp/news/hodo/kunji.pdf>

【振り込め詐欺救済法4条2項1号】

「2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 前項に規定する預金口座等についてこれに係る預金等の払戻しを求める訴え（以下この章において「払戻しの訴え」という。）が提起されているとき又は当該預金等に係る債権について強制執行、仮差押え若しくは仮処分の手続その他主務省令で定める手続（以下この章において「強制執行等」という。）が行われているとき。」

救済法による手続は、「犯罪利用預金口座の預金債権を消滅させ、残余を被害者に分配する」という特別の清算手続であるが、これと別に、民事裁判・強制執行の制度はもともと個別の権利保護のために設けられており、すでに個別の権利主張（払戻訴訟・差押え等）が進行している場合に、救済法による一律の清算手続を優先させると、民法体系との衝突が生じる。したがって、振り込め詐欺救済法4条2項1号の規程は、すでに民事手続で権利主張している者の個別の権利を侵害しないための調整や二重手続・権利衝突を避けるための排他規定を設ける、というのが立法趣旨である。別の言い方をすれば、「民事手続と救済法手続との競合を防ぎ、既に民事的に争われている口座は救済法に乗せない」という趣旨である。このように、救済法では、口座名義人や第三者が裁判所に「払戻請求訴訟」や「仮差押え」「強制執行」を申し立てれば、救済法の公告手続は進められない

（救済法4条2項1号）という構造があり、近時、詐欺加害者側や口座名義人等が、実体のない架空請求で支払督促を申し立てる、形式的に仮差押えを申し立てる、名義人の債権者を装って訴えを提起する事例が多発していることが指摘されていることに照らし、「公告 → 債権消滅 → 被害者への分配」手続をストップする目的で裁判所手続が悪用されるという実態⁷⁶がうかがわれる点にも留意が必要である。

3.1.5.1. 振り込め詐欺救済法の制定背景と目的

2000年代半ば以降、日本全国で「オレオレ詐欺」や架空請求詐欺等の振り込め詐欺（特殊詐欺）が社会問題化した。犯人グループは被害者に預金口座へ振込送金させ、着金次第すぐに現金を引き出す手口を取ったため、犯人逮捕後も被害金を取り戻せない事例が続出した。こうした状況を受け、議員立法によって2007年12月「振り込め詐欺被害者救済法」が成立し、翌2008年6月21日に施行された。救済法の目的は、「被害者の財産的被害の迅速な回復」である。従来は犯人が利用した預金口座に存する金銭は法的に犯人側の財産であり、被害者への返還には時間がかかった。そこで救済法は、犯人が利用した預金口座の残存資金を速やかに被害者に返還する特別手続を定め、被害者救済を迅速化することを狙いとしている。正式名称が示す通り、犯罪に使われた預金の債権消滅手続及び被害回復分配金の支払手続を規定している。これにより、凍結口座の残高を被害回復分配金（返還金）として被害者に返還する道が開かれた。

なお、組織的犯罪処罰法や麻薬取締法等による没収・追徴の仕組と、いわゆる振り込め詐欺救済法に基づく凍結・被害回復の仕組とは、目的・対象財産・手続主体が異なる制度であることに留意する必要がある。前者は「犯罪者から不当利得を剥奪し、被害回復給付

⁷⁶ 裁判所公式サイトでは、「裁判所の手続を悪用した架空請求等にご注意ください」との注意喚起を発出しており、「支払督促の申立てが悪用されている」、「少額訴訟の申立ても同様に悪用されている」、「架空請求であるにもかかわらず、形式さえ整えば裁判所は督促を出さざるを得ない」と述べ、「支払督促などの手続を悪用し架空請求につき裁判所へ申立てを行う事例が報道されています」と明記し注意を呼び掛けている。

<https://www.courts.go.jp/about/topics/kakuuseikyuu/index.html>

金として再配分する」ための刑事法的手段であり、後者は「振込を利用した詐欺被害者への迅速な返金」を目的とする民事・行政的な特別回収制度である。まず、組織的犯罪処罰法や麻薬取締法等に基づく没収・追徴は、犯罪行為により得られた財産（犯罪被害財産）を国家が刑事手続を通じて取り上げる仕組みであり、犯罪被害財産等による被害回復給付金支給制度の下では、没収・追徴された財産や外国から譲与された相当財産を財源として、国が被害者に「被害回復給付金」を支給する。2023年（令和5年）には支給手続開始決定が23件、給付資金総額は約12億8,724万円であり、刑事裁判と国による公的給付が一体となって被害回復を図る制度であるとの特徴を有する。これに対し、救済法は、金融機関が不正利用口座を凍結し、預金等債権を消滅させた上で、その残存資金を「被害回復分配金」として振込詐欺等の被害者に分配する制度である。刑事裁判による没収を前提とせず、主役は金融機関と預金保険機構であり、あくまで迅速な民事的回復を重視する。2024年度（令和6年度）に支払われた被害回復分配金は約49億1,139万円で、特殊詐欺の拡大に対応した即時性の高い救済制度として運用されている。

3.1.5.2. 被害者救済の仕組みと預金保険機構の役割⁷⁷

救済法に基づく被害回復手続は、大きく以下のプロセスで進行する。

(1) 口座凍結と債権消滅手続

被害者が警察及び振込先金融機関へ連絡すると、金融機関は、当該預金口座が犯罪利用預金口座に該当する蓋然性があるなど、救済法3条所定の要件を満たすと認める場合に、当該口座について取引停止（凍結）措置を講ずることとされている。なお、取引停止措置は、被害申出があった場合に当然に行われるものではなく、救済法3条に基づき、犯罪利用預金口座に該当するとの合理的判断がある場合に限り、金融機関が行う措置である⁷⁸。金融機関がその口座を「犯罪利用預金口座」とであると疑うに足る相当な理由がある場合、預金保険機構に対し公告の実施を求める。預金保険機構は専用ウェブサイト当該口座の情報（金融機関名・支店・口座種別・口座番号・口座名義人・権利行使期間等）を公告し、口座名義人等が正当な権利を主張できる期間（権利行使届出期間）を設定する。法律上、この期間は60日以上と定められている。この期間内に口座名義人等から「その口座は犯罪利用ではない」との届出や権利主張が一切なかった場合、当該預金債権は消滅（失権）するものとされる。つまり、犯人のその預金に対する所有権が法律によって喪失し、以後は被害者への分配に充てられることになる。預金保険機構はこの債権消滅の事実を公告して次の手続へ移行する。なお、万一口座名義人が正当な権利を主張してきた場合（例：口座名義人が実は詐欺とは無関係であったなど）は、金融機関から「犯罪利用口座ではない」との通知が預金保険機構に行われ、消滅手続は終了する。

(2) 被害回復分配手続

口座の預金債権が消滅した後、被害者への返還プロセスが開始される。預金保険機構は消滅した口座ごとに被害回復分配金の支払手続開始を公告し、被害者からの申請受付期間

⁷⁷ 2. 令和6年度に実施した主要3公告について | 預金保険機構

金融庁 Web サイト「振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ」

<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html>

全国銀行協会 Web サイト「振り込め詐欺救済法とは」 <https://www.zenginkyo.or.jp/hanzai/rescue/>

⁷⁸ 振り込め詐欺救済法3条は、被害の申出や捜査機関等からの情報提供があった場合であっても、直ちに取引停止措置が講じられることを予定しているものではなく、金融機関が、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案し、当該預金口座等が「犯罪利用預金口座等」である疑いがあると認める場合に限り、当該口座について取引の停止等の措置を適切に講ずるものとしている（同条1項）。

を設ける。法律上、公告後の申請期間は30日以上と規定されるが、東日本大震災を機に実務上は約90日間まで延長されており、現在も概ね3か月程度の申請期間が確保されている。この期間内に被害者が所定の申請書と証拠資料（振込控え等）をもって振込先金融機関に申請を行う必要がある。金融機関は、被害者からの申請内容を審査し、振込事実及び被害額が確認できた被害者に対して、当該凍結口座の残高を上限として被害回復分配金の支払額を決定し、これを支払う⁷⁹。被害者が1名のみで、かつ当該残高が被害額以上である場合には、全額が返還される。

(3) 複数被害者への配分

もし複数の被害者が同一の凍結口座に送金していた場合、各被害者の被害額に応じて按分（比例）配分される。例えば残高に対し被害総額が2倍ある場合、各被害者には被害額の約50%ずつが支払われることになる。口座残高が被害総額以上である場合には、申請のあった被害者にはそれぞれ被害額全額が支払われ、なお残余が出る（申請者が一部のみ等）場合は後述のとおり預金保険機構に納付される。口座残高が1,000円未満の場合は法律上支払手続自体の対象とならないため、その口座については被害者への分配は行われな（残余は預金保険機構に納付）。

(4) 預金保険機構の役割

預金保険機構は、救済法に基づく公告・手続の中核を担う公的機関であるが、その具体的な役割は、以下の通りである。

- ① 金融機関からの求めに応じた公告の実施（債権消滅開始公告、消滅公告、支払開始公告、支払終了公告など一連の公告をウェブサイト上で行う）
- ② 被害者からの申請内容のとりまとめ・管理
- ③ 金融機関への指示援助
- ④ 預保納付金の管理・活用

預金保険機構の公式サイトでは「振り込め詐欺救済法に基づく公告」専用ページ⁸⁰が開設されており、被害者等が犯罪利用口座の公告情報（金融機関・口座番号・残高など）を検索・閲覧できるようになっている。また金融機関各社のサイトからも預金保険機構の公告ページへのリンクが提供されており、被害者への周知が図られている。

(5) 残余金の処理

被害者への支払手続終了後、被害者に返還されることのなかった残余金が金融機関から預金保険機構に納付される。残余金については、口座名義人への支払が必要となった場合に備え一定額を留保するほかは、犯罪被害者等の子どもへの奨学金の給付及び犯罪被害者等を支援する団体への助成の両事業（預保納付金支援事業）のために支出されることになっている。このように、本制度で被害者に分配されなかった資金も、広く犯罪被害者支援策

⁷⁹救済法13条は、被害回復分配金の支払に関し、被害者等からの申請を受けた金融機関が、振込利用犯罪行為による被害に該当するか否か、振込事実及び被害額の内容等を審査した上で、支払の可否及び支払額を決定する旨を定めている（同条1項、2項）。これに対し、預金保険機構は、同法5条等に基づき、預金等債権の消滅手続や被害回復分配金支払手続の開始に係る公告等の手続を担う主体と位置付けられており、被害者等からの申請内容について実体的な審査や支払決定を行う権限を有するものではない。

⁸⁰ 預金保険機構ウェブサイト「振り込め詐欺救済法に基づく公告」 <https://furikomesagi.dic.go.jp/>

に役立てられる仕組みとなっている。

3.1.5.3. 振り込め詐欺救済法において対象となる金融機関・口座の条件

(1) 対象金融機関

救済法の対象となる預金口座を扱う金融機関は、日本国内のほぼ全ての預金取扱金融機関を網羅する。具体的には、銀行法上の銀行（都市銀行、地方銀行、ネット銀行等）や信用金庫・信用組合、労働金庫、農協・漁協系金融機関（JAバンク・JF マリンバンク）及び商工組合中央金庫などが含まれる。ゆうちょ銀行（日本郵便株式会社の貯金事業）も本制度の対象に含まれている。したがって、日本国内で通常利用される預金口座であれば、大半が救済法のカバー範囲に入っているといえる。

(2) 対象となる口座取引の条件

本制度で救済の対象と認められるには、被害が発生した経緯が「預金口座等への振込を利用して行われた犯罪行為」であることが要件となる。典型例は振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺等）であり、犯人側が被害者に銀行振込をさせて財産を騙し取るタイプの犯罪である。この「振込利用犯罪行為」には、いわゆる振り込め詐欺だけでなく、ヤミ金融（違法貸付）や未公開株詐欺などで振込送金を伴うものも含まれる。したがって、必ずしも典型的な振り込め詐欺被害に限らず、振込送金手段が使われた詐欺全般が対象となる点に注意が必要である。

(3) 例外となるケース

一方で、対象外となるケースも存在する。例えば、被害金を現金手渡しで奪われた場合（例：自宅に現金集金に来るオレオレ詐欺の手口）や、電子マネー・暗号資産など預金口座以外の手段で支払ってしまった場合は、救済法の救済対象にはならない。これらは「口座振込を利用した犯罪」ではないため、本制度では救済することができない（現金手渡しなら犯人逮捕後に別途押収品から返還を受けるか、民事訴訟で取り戻す必要がある）。預金口座ではない金融商品口座（証券会社やFX口座など）が使われた場合も、救済法の枠組の対象外である。また、代金引換（代引）の場合にも、被害者自身が口座に振込送金しているわけではないため、例外となるものと思われる。例えば、健康食品や海産物の送り付け商法事件（消費者が注文していない商品を業者が勝手に郵便や宅配便で送り付けてきて、代金名下に金銭を騙取するという手口）において、日本郵便の職員が、ゆうパック配達時に、受取人から代金を現金で受け取った後、当該受領した代金を発送者である業者が指定するゆうちょ銀行口座に入金する場合も例外となる可能性が高い。つまり振り込め詐欺救済法の対象は「預金口座」に限定される点が制約である。

このように、振り込め詐欺救済法による救済を受けられるのは「犯行に預貯金口座への振込が利用された詐欺等」の被害者であり、かつ犯人のその口座に送金した資金が一定以上残っている場合に限られることになる。該当しないケースでは、別途警察・検察による犯罪収益の没収や、民事訴訟等による回復を図るしかない（例えば、組織的犯罪処罰法改正により2006年から施行された被害回復給付金支給制度⁸¹では、犯人から没収・追徴でき

⁸¹ 被害回復給付金支給制度は、犯罪被害者に対し、犯人から没収・追徴された被害財産を資金源として支給される制度である。平成18年（2006年）12月の刑法改正により、組織的犯罪による収益が没収・追徴可能となったことを受け、被害回復給付金を支給する枠組が整備された。支給対象は、刑事裁判で被害が認定された詐欺・恐喝などの財産犯の被害者及び相続人・一般承継人である。ただし、犯罪に関与した者や不正利益を得た者は支給対象外である。支給手続は、犯人の財産没収又は追徴が確定し、その財産が給付資金として保管された場合に、検察官が支給手続（官報掲載＋検察庁HPで支給決定の公示）を開始する手続となっている。検察庁webサイト、各種制度「被害回復給付金支給制度」<https://www.kensatsu.go.jp/higaikaihuku/>

た犯罪収益を国が被害者に分配する仕組みが用意されている。しかしこれは犯人逮捕と有罪判決が前提で、かつ犯人資産が残っている場合のみ適用される制度であり、犯人不明・逃亡中でも実行される振り込め詐欺救済法とは役割が補完的に異なる)。

3.1.5.4. 振り込め詐欺救済法制度の運用状況と課題

振り込め詐欺救済法は2008年の施行以来、振込型特殊詐欺の被害者救済を目的として運用されており、毎年数万件規模の犯罪利用口座に適用されている。近年の統計を見ると、制度の利用件数と対象金額は増加傾向にある。令和3年度には約2.6万件、令和4年度には約3.2万件、令和5年度には約4.9万件的口座が凍結・公告された。令和6年度においても、公告対象口座数は約6万件、対象債権額は約108億円に達しており、過去最大規模である。

【参考23】令和6年度中の主な公告の実施状況

(出所) 預金保険機構「振り込め詐欺救済法に基づいて令和6年度中に実施した公告について」(令和7年5月9日)⁸²

○対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告(25回)

金融機関数	655先
口座数	59,644件
対象預金等債権の額	10,778,075,592円

○消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告(25回)

金融機関数	516先
口座数	28,771件
消滅預金等債権の額	7,746,641,704円

○被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(28回)

金融機関数	485先
消滅預金等債権の額	5,603,234,933円
支払該当決定を受けた者に対する支払額の総額	4,911,390,495円
法第十九条の規定による預金保険機構への納付予定額	691,844,438円
(参考) 令和7年3月31日時点の納付金残高	109,640,424円
	(納付金に係る利息3,711,732円を含む)

(注)「口座数」、「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。

この増加の背景には、特殊詐欺被害の拡大と金融機関による不正口座摘発の強化があると考えられる。一方で、被害者への返還額も増加しており、令和3年度約14.7億円、令和4年度約17.6億円、令和5年度約24.1億円、令和6年度約49.1億円と推移している。しかし、凍結残高⁸³に対する支払率は毎年おおむね88%前後で推移しており、令和6年度も87.7%であった。残る約12%は被害者に支払われず、預金保険機構への納付金となっている。この未返還分の多くは、被害者から申請がなかったケースや、残高が1,000円未満で分配対象外となったケースであると考えられる。総じて、振り込め詐欺救済法は被害者にとって重要なセーフティネットであり、一定の成果を上げていると考えられる。

⁸² 預金保険機構 Web サイト <https://www.dic.go.jp/yokinsha/content/250509koukoku.pdf>

⁸³ 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告がなされた額

しかし、特殊詐欺の認知被害額が令和6年に718億円超であるのに対し、制度による返還額は令和6年度で約56億円にとどまっており、救済効果は限定的である。

このように、振り込め詐欺救済法には、制度の性質上、いくつか構造的な課題が指摘されている⁸⁴。

第一に、被害回復の実効性の限界がある。不正送金された資金は犯人側によって速やかに引き出されることが多く、金融機関が口座を凍結した時点で残っている残高はわずかであることが多い。結果として、被害回復分配金の総額は被害額全体に比して極めて小さく、制度本来の目的である「被害回復」は限定的になる傾向がある。また、複数の被害者が同一口座に送金していた場合、残額を按分するため、一人当たりの回復額はさらに減少する。

第二に、手続に時間を要する点が課題とされる。金融機関による凍結、預金等債権消滅手続、公告期間、被害者からの申請受付、金融機関による審査を経るため、実際の支払まで数か月を要することがある。詐欺被害は生活資金の喪失など緊急性の高いケースが多いが、制度として迅速性の確保には限界がある。また、被害者が公告を見逃すと申請ができず、救済が受けられない問題も生じている。

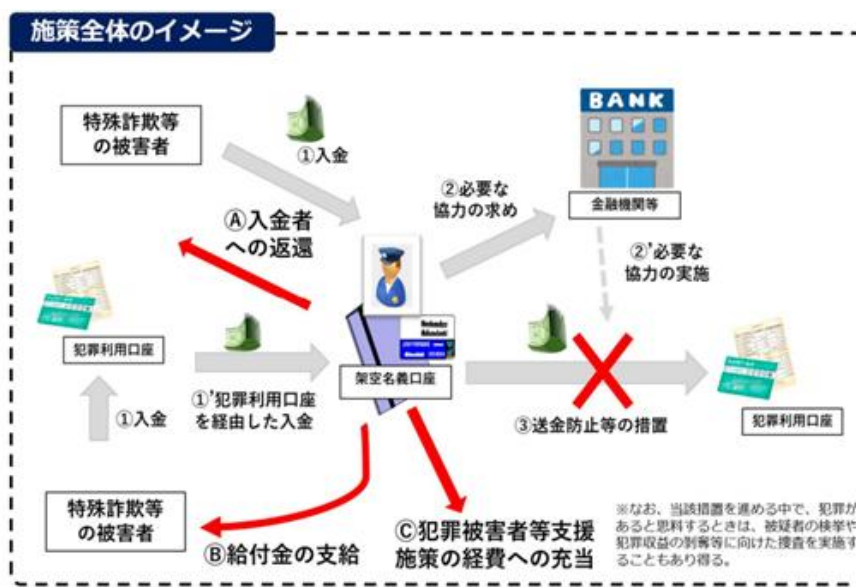
第三に、制度の対象が「振込を利用した詐欺等」に限定されている点が、特殊詐欺の多様化と乖離してきている。近年では、暗号資産詐欺、電子マネー詐欺、キャッシュレス決済を悪用した詐欺など、預金口座を経由しない手口が増加しているが、これらは現行の救済法の適用外であり、被害者は本制度による回復手段を持たない。特殊詐欺の進化に制度が追いつかず、救済の範囲が相対的に狭まっていることが制度上の課題となっていると考えられる。

なお、救済法において凍結の対象となるのは、「犯罪利用預金口座等」（同法3条1項）に該当する預金口座等であり、被害者が直接振り込んだ送金先口座に加え、当該口座から資金が移転した口座についても、専ら当該資金を移転する目的で利用され、かつ当該資金が実質的に同一であると認められる場合に限り、同法2条4項2号に基づき凍結対象となり得る。したがって、いわゆる移転先口座の全てが自動的に凍結対象となるわけではなく、その要件が一次振込先口座（同項1号）よりも限定的であることから、凍結に至る件数が相対的に少なくなることは、制度上想定された帰結でもあり得ると考えられる。他方で、こうした法的要件の存在とは別に、一次振込先口座の金融機関から移転先口座を管理する金融機関への情報提供や、その情報を踏まえた対応の在り方が、実務上の凍結の実効性に影響を及ぼし得る可能性も否定できないため、この点については、条文上の制約と実務運用上の要因とを区別した上で、個別具体的に検討する必要があると考えられる。今後は、本制度の周知徹底、手続の簡素化、金融機関と警察の連携強化、そして新たな詐欺手口への対応を踏まえた制度改正等の取組を通じて、より多くの被害者救済を実現することが求められると考えられる。

⁸⁴ （出所）内閣府 消費者委員会「消費者被害の実態～被害救済の現場・その課題～（2025年4月）」（第二東京弁護士会・消費者問題対策委員会所属 葛山 弘輝弁護士報告資料）
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/payment/doc/004_250417_shiryou2.pdf 同報告資料において、振り込め詐欺救済制度には複数の課題が存在している。第一に、被害発生後の口座凍結が遅れ、迅速な資金保全が困難である。第二に、凍結された口座に関する情報の開示が不十分であり、被害者の状況把握が難しい。第三に、犯罪者が利用する口座の有償譲渡に対する取締りが十分に機能していない。第四に、決済代行業者や収納代行業者に対する規制が不備であり、不正利用を防ぎきれしていない。第五に、決済に関する情報の開示が不十分で、取引の透明性が確保されていない。第六に、暗号資産を利用した詐欺への対処が困難であり、新たな手口への対応が遅れているという問題が指摘されている。

【参考 24】「架空名義口座捜査」について（検討中の取組）⁸⁵

警察庁のマネロン対策有識者懇談会（令和7年9月～12月）で提案された「架空名義口座捜査」は、特殊詐欺・SNS型投資詐欺などで不正に得られた被害金を、警察が管理する架空の人物名義の預貯金口座に犯行グループへ“取引口座”として利用させ、そこに振り込まれた被害金を即時に凍結・回収し、被害者へ返還することを目的とした新たな捜査手法である。この制度案は、匿名・流動型犯罪グループ（いわゆる「トクリュウ」）が第三者名義口座を使って資金を隠匿・洗浄する実態に対応するもので、犯罪側が求める「他人名義口座」の需要に、警察があらかじめ用意した“架空名義口座”を紛れ込ませることにより、被害金の流れを追跡し、資金を安全に確保したうえで被害者へ返還するという仕組みであるとされる。この検討は、同懇談会がまとめた報告書で「導入が必要」と整理されており、犯罪収益移転防止法の改正に向けた論点の一つとして提示されている。



【参考 25】警察から国税当局への課税通報

日本の課税措置通報制度は、警察が犯罪捜査をはじめとする警察活動の過程で把握した犯罪組織構成員等の所得情報を国税当局に通報し、これを受けた国税当局が調査・課税・徴収を行うことによって、犯罪組織の資金を剥奪することを目的とする制度である。この制度は比較的古くから運用されており、没収や追徴といった刑事手続による資産剥奪を補完する実務的手段として位置づけられてきた。

本制度は、主として暴力団を念頭に置いて発展してきたが、制度上、対象は暴力団構成員に限定されるものではなく、犯罪組織一般の構成員や関係者による不正な所得が通報対象となり得る。警察と国税当局の間では、都道府県警察と国税局の間でそれぞれ窓口が定められ、組織的かつ継続的な連携の下で運用されてきた。実務上は、警察が捜査や情報収集の過程で把握した収入状況、生活実態、資産形成の状況等を踏まえ、課税の必要性が認められる場合に国税当局へ通報を行う構造となっている。

⁸⁵ 出所：警察庁「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書」（令和7年12月）金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談（19～29頁）

警察庁は、都道府県警察に対し課税通報を積極的に行うよう指示しており、その根拠となるものとして「犯罪組織の構成員等に対する課税措置の促進について（通達）」（警察庁刑事局長等、令和6年3月15日）⁸⁶が公表されている。この通達は、犯罪組織の経済的基盤を弱体化させる観点から、課税措置を重要な手段の一つとして位置づけ、警察と国税当局との連携強化を求める内容となっている。

もともと、課税通報制度は租税法に基づく課税・徴収手続を利用するものであるため、通報対象となる所得や資産を100%剥奪できる制度ではない。課税はあくまで申告漏れや不正所得に対して税額を確定し徴収する仕組みであり、犯罪収益そのものを直接剥奪する没収・追徴とは性格を異にする。しかしながら、刑事手続では立証上の制約等から没収・追徴が困難な場合であっても、課税措置を通じて犯罪組織の資金を一定程度削減することが可能である点に、本制度の実務的意義がある。

このような課税通報の取組は、振り込め詐欺救済法が制定される以前から実施されており、犯罪収益対策の一環として長年にわたり運用されてきた。国税当局による調査や徴収に際しては、犯罪組織からの報復等の危険が想定されるため、国税職員の安全確保が重要な課題となる。この点については、警察が全面的に協力し、必要に応じて警戒・警護や情報提供を行う体制が取られている。

以上のように、課税措置通報制度は、刑事没収・追徴とは異なる法領域の手法を用いて犯罪組織の資金源を断つことを目的とする制度であり、日本における犯罪収益剥奪政策の中で、補完的かつ実務的に重要な役割を果たしていると考えられる。

3.1.6. 没収・剥奪における各根拠法の比較

刑法は原則として任意的没収であるが、特別法で必要的没収が定められている麻薬特例法及び組織的犯罪処罰法は、必要的没収が設けられている（組織的犯罪処罰法の定める没収は基本的には任意没収である）⁸⁷。関税法も必要的没収が原則であるが、関税法の没収には、刑罰としての没収と行政処分としての没収がある。いずれの制度も、「Crime Does not Pay（犯罪は割に合わない）」という理念に基づき、犯罪による経済的利得を根本的に否定し、犯罪抑止を図っている点で共通している。

【参考 26】 刑法と各特別法における没収の比較⁸⁸

	刑法の没収	麻薬特例法の没収	組織的犯罪処罰法の没収	関税法の没収
対象犯罪	全ての犯罪	薬物犯罪収益等隠匿罪・收受罪等	重大犯罪、犯罪収益等隠匿罪・收受罪等	関税法違反

⁸⁶ <https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/bouryokudan/kazei.pdf>

⁸⁷ 組織的犯罪処罰法の没収制度は、基本構造としては13条1項が「犯罪収益等は没収することができる」と規定する任意的没収である一方、犯罪収益剥奪の実効性確保という国際的要請（特にFATF基準）に対応するため、15条が犯罪収益等の没収を義務づける必要的没収を、16条が没収不能時の価額追徴を義務づける必要的追徴を定めており、これらが同一法内で併存する構造となっているのである。すなわち、同法は刑法19条型の任意的没収を基礎としつつ、国際的基準に適合するために、犯罪収益やその由来財産・混和財産の確実な剥奪を可能にする必要的没収規定を特別に設けていると考えられる。

⁸⁸ 「逐条解説 FATF 勧告—国際基準からみる日本の金融犯罪対策」（尾崎 寛/野田 恒平/中崎 隆【編著】、中央経済社、2022年12月30日）の第4節「剥奪と保全措置」（執筆：澁谷洋平、中崎隆）67-68頁に掲載の比較表を基に、あずさ監査法人が関税法を加筆し、他の法令部分も一部、法令に基づき修正したもの。

没収対象財産の範囲	狭い	広い（ただし、刑法と異なり、犯罪組成物件・供用物件を含まず。）		刑事没収と行政没収
没収対象財産の種類	有体物のみ ⁸⁹	財産の限定なし	犯罪収益・収益由来財産・混和財産など「財産一般（無体財産を含む）」	有体物。 関税法では、貨物そのもの（有体物）のうち、覚醒剤などの法禁物の他、酒、たばこの輸入制限貨物等が対象（必要的没収）。他方で、これら以外のもは対象にならない（刑法19条による任意的没収の対象となり得るのみ）。
没収が必要か	任意的没収（19条の2）	必要的没収 ⁹⁰ （11条）	任意的没収 ⁹¹ （13条1項）	関税法における没収は必要的没収（118条）
追徴	追徴可能 ⁹² （没収できない時）	追徴可能 （没収対象財産が、没収できない時、又は、没収可能であるが没収が相当でない時に追徴可能）		追徴可能（118条）
保全	「没収すべき物」は押収可能（刑事訴訟法99条、218条等）			（占有するという意味において）押収可（119条、121条等）
	—	保全 ⁹³ 可能（19条）	保全可能（22条—31条）	—
追徴保全	—	可能（20条）	可能（23条）	—
犯罪収益推定	—	あり（14条）	なし	—
被害者への給付金支給	なし	なし	あり（13条3項、16条2項）	被害者への給付金支給制度は存在しない。

⁸⁹ 刑法19条1項は没収の対象を「物」と規定しているが、この「物」は有体物（物理的実体のあるもの）に限定されると解される。これは、刑法の没収がもともと「物そのものを国庫に帰属させる処分」であり、物理的に存在しない財産（債権・利益など）は、本来の没収の対象には適さないからである。刑法19条の没収では、次のような無体財産は対象外である。預金債権、売掛金・貸金債権、利益・役務、電子的データ（物理的媒体に記録されていないもの）、暗号資産そのもの（※有体物でないため）。このため、これらについて没収を可能とするには、特別法（麻薬特例法・組織的犯罪処罰法）の規定が必要となり、これらの法律は「財産一般」「債権等」まで没収対象を拡大している。なお、有体物には、不動産・船舶・自動車・機械などあらゆる物理的実体が含まれる。

⁹⁰ ただし、一定の例外がある（麻薬特例法11条1項但書、同法12条による組織犯罪法14条の準用）。

⁹¹ ただし、一定の例外がある（組犯法13条4項参照）。

⁹² ただし、犯罪組成物件・犯罪供用物件については、追徴の規定はない。

⁹³ 組犯法・麻薬特例法での「保全措置」とは、一般に、裁判所（官）の命令により、特定財産の処分を一時的に禁止する措置をいう。

善意の第三者の保護	あり（19条2項）	あり（12条）	あり（18条）	関税法118条は、犯則事件に関連する貨物や船舶の没収を規定しているが、第三者の所有物については、悪意の場合に限り没収可能と解されている ⁹⁴ 。 善意の第三者（犯罪に関与せず、事情を知らなかった者）の所有物は没収できない。
国外犯の規定	例外はあるものの原則は属地主義。国外犯は原則不可罰	薬物犯罪収益等隠匿罪・收受罪等は国外犯も処罰可（麻薬特例法10条、刑法2条）	収益等隠匿罪・收受罪の国外犯は、日本国民による場合のみ処罰可（12条、刑法3条） ⁹⁵	関税法には国外犯の規定は存在しない。
国際共助規定	なし	あり（21条から23条）	あり（59条）	なし。

- 刑法と麻薬特例法・組織的犯罪処罰法・関税法とを比較した場合、麻薬特例法・組織的犯罪処罰法では、ウィーン条約、パレルモ条約等の条約を意識し、刑法よりも、没収・追徴の規定をかなり強化している。第1に、没収対象財産の範囲については、犯罪収益だけでなく、これが混和した財産等にまで範囲を拡張している。第2に、追徴が可能なケースを、没収対象財産の没収ができないケースだけでなく、没収が可能でも不相当と認められるケースに拡張している。第3に、国際共助の規定があり、他国の求めに応じて没収・追徴が可能である旨の規定がある。
- さらに、組織的犯罪処罰法では、国が「犯罪被害財産」を没収・追徴することにより被害者救済ができなくならないよう、(i)原則として、「犯罪被害財産」の没収・追徴を禁止し（13条2項、16条1項）、(ii)例外的に、民事訴訟による被害回復が期待できない場合には、没収追徴を許容する代わりに被害回復給付金支給法に基づく被害者への給付金支給を可能とすること（13条3項、16条2項）により、犯罪被害者保護を図っている。

3.1.7. 暗号資産の没収について

日本における暗号資産の没収・追徴は、暗号資産のみを対象とする独立の法制度として構築されているわけではなく、刑法及び組織的犯罪処罰法を中心とする既存の没収・追徴

⁹⁴ 最大判昭和32年11月27日は、旧関税法83条1項のもとで第三者の善意所有物を告知・弁解の機会なく没収することは、憲法29条・31条に反し許されないと判示し、「第三者の所有物を没収する場合において…告知・弁解・防禦の機会を与えずにその所有権を奪うことは、著しく不合理であって、憲法の容認しないところである」と明確に述べた。この判断を受け、現行関税法118条は犯則事件に関連する貨物・船舶の没収を規定するものの、条文構造・立法経緯及び上記判決の憲法判断から、善意の第三者の所有物は没収できず、第三者が当該犯則行為につき「悪意」（犯罪関与・認識）がある場合に限り没収が許容されると解されている。すなわち、現行法は最大判が確立した憲法上の要請（第三者の適正手続保障・財産権保護）を前提に運用され、没収対象は原則として犯人所有物等に限定され、第三者所有物については悪意の場合にのみ没収可能という限定解釈が制度的に引き継がれていると考えられる。

⁹⁵ 組犯法の他の犯罪では、12条で条約主義（刑法4条の2）が規定され、パレルモ条約に基づき、日本が自国民の引渡しを求められ、自国民であることのみを理由に日本が引渡拒絶する場合に日本に裁判権が生ずる（16条10項、15条3項）。

制度の枠組の中で位置づけられている。この点は、FATF 報告書「Asset Recovery Guidance and Best Practices (2025 年 11 月)」において、日本の暗号資産没収事案が個別に言及されている点からも確認できる⁹⁶。

日本では、2022 年の法改正⁹⁷及び判例⁹⁸により、暗号資産が犯罪収益等として剥奪の対象になり得ることが、制度上、明確化された。従来、組織的犯罪処罰法における没収対象は「不動産、動産又は金銭債権」に限定されていたが、法改正により没収対象の限定が緩和され、暗号資産も明示的に犯罪収益等として剥奪の対象に含まれ得る構造となったことは、FATF 勧告 4（剥奪及び保全措置）への対応という観点からも評価できると考えられる。

また、追徴制度により、暗号資産が既に移転・費消され、現物として没収できない場合であっても、犯罪による経済的利益を剥奪することが可能となっている⁹⁹。暗号資産は移転が迅速で、匿名性も相対的に高いため、現物没収が困難となる場面が多いが、追徴という代替手段を通じて犯罪収益剥奪の実効性を担保できることは、FATF が財産回復を「現物没収に限らず、価値剥奪まで含む機能的概念」として捉えている点とも整合的であると考えられる。

さらに、暗号資産交換業者に対する規制や捜査協力の枠組が整備されていることにより、交換業者が管理する口座内の暗号資産については、凍結・保全を通じて没収につながる余地が拡大している点も評価できる。実務上は、交換業者に対する保全命令や協力要請を通じて、暗号資産の散逸を防止する運用が一定程度機能している。

他方で、日本の暗号資産は、その法的性質や位置づけが必ずしも明確ではなく、物でも金銭債権でもないとの理解が判例・学説上共有されている一方で、現物没収と価額追徴の使い分けについて、条文構造上も解説上も体系的整理が十分とは言い難いという課題を残している¹⁰⁰。実務面でも、暗号資産の評価時点や評価方法、価格変動リスクの取扱いに統

⁹⁶ FATF は、2025 年 11 月公表の報告書「Asset Recovery: Guidance and Best Practices」において、日本の事案を「Box 22 –COUNTRY EXAMPLE: Identification of a Virtual Asset Case in Japan」として好事例の一つとして紹介している。同報告書では、暗号資産サービスプロバイダー（VASP）から提供された不審取引情報を端緒として、日本の当局が暗号資産を用いた違法な資金移転スキームを特定し、被疑者らが組織的犯罪処罰法違反で有罪判決を受け、裁判所は約 1,100 万円相当の犯罪収益について価額追徴を命じた事例が取り上げられている。特に、第三者名義で開設された暗号資産口座についても、通信情報等を用いた分析により被疑者による実質的支配を解明し、口座凍結及び刑事責任追及に結び付けた点は、民間部門と法執行機関の連携が有効に機能した実務例であると評価されている。本事例は、暗号資産という国境を越えて移転可能な資産についても、適切な情報共有と分析を通じて犯罪収益の把握及び回収が可能であることを示すものとして、FATF が示す財産回復のベスト・プラクティスに位置付けられている。出所：Financial Action Task Force (FATF), “Asset Recovery: Guidance and Best Practices, November 2025” URL: <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/reports/Asset-Recovery-Guidance-Best-Practices.pdf.coredownload.pdf>

⁹⁷ 令和 4 年法律第 97 号による改正組織的犯罪処罰法が 2022 年 12 月に施行され、暗号資産についても犯罪収益等として没収し得ることが立法上明確化された。

⁹⁸ 東京地方裁判所は、2024 年 10 月 11 日、組織的犯罪処罰法（2022 年 12 月施行の改正後）に基づき、犯罪報酬として受領された暗号資産であるビットコイン（BTC）について、その現物没収を命じる判決を言い渡した。本件では、被告人が有印公文書偽造等の犯罪行為の報酬としてビットコインを受領していた事実が認定され、裁判所は改正後の組織的犯罪処罰法を根拠として、約 0.03BTC を犯罪収益として没収対象に含める判断を示したとされている。暗号資産を犯罪収益として現物没収の対象とした点は、改正組織的犯罪処罰法の施行後、裁判所がその適用を具体的に示した初の判例。

⁹⁹ 日本の組織的犯罪処罰法は、犯罪収益等を没収できない場合に備え、価額追徴制度を明確に規定しており、暗号資産が既に移転・費消され現物として没収できない場合であっても、犯罪による経済的利益の剥奪を可能としている。具体的には、同法 16 条 1 項は、同法 13 条 1 項に基づき没収すべき財産について、「その財産を没収することができないとき」は「その価額を犯人から追徴することができる」と定めている。

¹⁰⁰ 日本において暗号資産は、物でも金銭債権でもないとの理解が、判例・学説上相当程度共有されている。まず判例

一的基準がなく、追徴額算定の基準時によって結果が大きく左右され得る点は、FATF 第5次相互審査で重視される「有効性」の観点から今後の検討課題であると考えられる。さらに、国外移転事案における国際共助についても、制度枠組はあるものの、分散型台帳技術を前提とした迅速な凍結・回復の実効性にはなお検証の余地がある。

金融庁・金融審議会においては、暗号資産を金商法の下で独立した金融商品として位置付ける方向性が正式に示されており¹⁰¹、この動きは、暗号資産の法的性質を明確化し、没収・追徴制度の理論整理と運用の透明性を高める契機となり得る。

日本の暗号資産没収・追徴制度は、独立の法制度を持たないものの、既存の没収・追徴制度の中で一定の実効性を確保しつつ発展してきたと評価できる。他方で、その位置づけや理論構成、運用上の論点については必ずしも整理し尽くされておらず、第5次相互審査に向けた制度整備や運用改善の要否を検討するためには、まず現行制度の中で暗号資産没収がどのように位置づけられているかを明示的に解説することが、有益な出発点になると考えられる。

3.2. FATF 第4次対日相互審査

3.2.1. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価

2021年8月に公表された日本のFATF第4次相互審査報告書(MER)¹⁰²における勧告4(剥奪及び保全措置)の評価については、Largely Compliant(概ね遵守)となった。主な不備は、没収に代わる「追徴」が強制履行義務の対象となるべきであり、その命令を取り消す権限は限定的であるべきであるという点¹⁰³であった。各基準(Sub Criterion)における評価は以下の通り¹⁰⁴。

として、東京地判平成27年8月5日は、所有権の客体には有体性が必要であるところ、ビットコインは有体物ではないとして、暗号資産が物権(所有権)の客体に当たらないと明示した。また、犯罪収益没収の文脈では、東京高判令和3年8月4日及び令和4年6月23日が、暗号資産は資金決済法上の「財産的価値」にすぎず、不動産・動産には当たらず、金銭債権にも該当しないと判示しており、暗号資産移転請求権についても金銭債権性を否定している。これらの裁判例は、法務省が公表した「犯罪収益等の没収・追徴に関する近時の裁判例の概要」(法制審議会刑事法(犯罪収益等の没収関係)部会配布資料) <https://www.moj.go.jp/content/001377474.pdf>)においても整理・紹介されている。さらに、立法・解釈レベルでは、内閣総理大臣答弁書(平成26年3月7日、内閣参質186第28号)が、ビットコインは通貨でも権利を表象するものでもないと明示し、その後の資金決済法が暗号資産を「財産的価値」と定義して金銭や通貨と区別する立法姿勢を示している。学説においても、暗号資産は有体物ではなく、特定の債務者に給付を請求する構造も欠くため、物権や金銭債権といった既存の私法概念には当てはまらなないと、一般的に整理されている。

¹⁰¹ 金融庁・金融審議会は、暗号資産の投資対象化の進展を踏まえ、従来の資金決済法中心の規律から転換し、暗号資産を有価証券とは区別した上で金融商品取引法の下で独立した金融商品として位置付け、不公正取引規制や情報開示規制等を適用する方向性を、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」最終報告書(令和7年12月10日公表)及び同WG事務局説明資料において正式に示している。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251210.html

¹⁰² <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/mer/Mutual-Evaluation-Report-Japan-2021.pdf.coredownload.inline.pdf>

¹⁰³ 日本の没収・追徴制度に関して、FATFの第4次対日相互審査報告書は、追徴を強制履行義務の対象とし、命令取消し権限を限定すべきと指摘している。日本では取消し権限が比較的広く、強制履行義務も十分に担保されていないため、資産剥奪の確実性が弱いと評価されたものと考えられる。諸外国でも、追徴命令に対する取消しや再審査は存在するが、重大な手続違反や事実誤認など例外的な場合に限られ、制度の安定性と実効性が担保されていると考えられる。

¹⁰⁴ 以下の基準は各国のFATF第4次相互審査に適用された旧勧告4(2023年10月改定以前)の基準であり、各国の第4次相互審査報告書の記載に沿ってポイントをまとめた内容としている。日本においては財務省Webサイト上の対日審査報告書(仮訳)を参考としている。なお、第5次相互審査報告書が公表されている国については、2023年10月に改定された勧告4の基準(旧勧告の基準とは異なる内容)に沿った評価に基づき記載する。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

犯罪収益の没収は、薬物関連犯罪に関する法律（麻薬特例法）と、特定の環境犯罪を除き、全ての重大犯罪（それらの犯罪収益及び手段）に適用されるより一般的な法律（組織的犯罪処罰法）という2つの特別法によって規定されている。

没収は、被告人及び情を知って没収対象となる財産を取得した第三者の両方に対して行うことができる（麻薬特例法 12 条、組織的犯罪処罰法 15 条、刑法 19 条 2 項）。

これらの規定により、以下が没収の対象となっている。

- (a) 洗浄された財産（麻薬特例法 2 条 4 項及び 5 項並びに同法 11 条、組織的犯罪処罰法 2 条 2 項及び 4 項並びに同法 13 条）
- (b) 薬物犯罪等の収益又は、その収益に由来する収入その他の利益（麻薬特例法 2 条 4 項及び 5 項並びに同法 11 条 1 項、組織的犯罪処罰法 2 条 2 項及び 4 項並びに同法 13 条）、犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物も、没収することができる（刑法 19 条 1 項 1 号及び 2 号）。
- (c) テロ資金提供等の罪又はこれらの罪の未遂罪により提供され又は提供しようとした財産（組織的犯罪処罰法 2 条 2 項 4 号）
- (d) 財産の性質、使用の状況、当該財産に対する第三者の権利の有無（麻薬特例法 13 条、組織的犯罪処罰法 16 条）、又はその他の理由（麻薬特例法 13 条、組織的犯罪処罰法 16 条、刑法 19 条の 2）によって没収が不相当であり、没収できない場合には、当該財産の価値に相当する金額が追徴される。相当価額の追徴は、検察官の命令により、民事執行法に従って強制執行される（刑事訴訟法 490 条）。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

- (a) 検察官、検察事務官及び司法警察職員は、没収対象財産の捜査・追跡・評価を行うための一般的な捜査権限を有する（刑事訴訟法 197 条及び同法 218 条）。また、没収手続が適用可能か、又は適用すべきかを判断するプロセスの一環として、資産を評価する権限も与えられている（組織的犯罪処罰法 14 条及び同法 16 条）¹⁰⁵。
- (b) 裁判所又は裁判官は、検察官の請求により、又は（起訴前においては検察官又は司法警察員からの請求に従い）職権で、没収のために、合理的な条件の下、保全命令を発することにより、刑事訴訟に関する財産又はその相当額の処分を禁止することができる。それには、当該財産を没収することができると思料する相当な理由があり、かつ、没収するため必要であることを要する（麻薬特例法 19 条、組織的犯罪処罰法 22 条～41 条）。法執行機関は、裁判官が発付する令状により、没収すべきものと思料される財産を差し押さえることができる（刑事訴訟法 99 条、同法 218 条、同法 220 条、同法 222 条）。組織的犯罪処罰法 24 条 2 項及び同法 44 条 2 項に

¹⁰⁵ 組織的犯罪処罰法 14 条・16 条は、犯罪収益等の没収・追徴の対象範囲と手続を定める規定であり、資産評価（valuation）権限や評価手続を定める条文ではないため、これらの条文を根拠に日本が「評価権限を与えている」と説明するのは正確ではないと考えられるが、FATF 第 4 次対日相互審査報告書の記載に従った記載とした。なお、英文の原文は以下のとおりであり、該当箇所は下線部分。” (a) Public prosecutors, their assistants and judicial police officers have general investigation powers that enable them to investigate, trace and evaluate property subject to confiscation (Criminal Procedure Code, Art. 197 and 218). They also have powers to evaluate the property, as part of the process to decide the confiscation procedure that can or should be applied (APOC, Art. 14 and 16).”

より、当局が事前の通知なしに保全命令を発することができる。

- (c) 権限ある当局が、没収の対象となる財産を凍結・押収・回復する能力を損なう行為を防止又は無効化するための措置を講じる権限。
- (d) 法執行機関が、没収の対象となる財産を捜索・捜査し、目撃者から強制的にステートメントを取得する権限は、あらゆる適切な捜査活動を行うことを可能としている。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

情を知らずに財産を取得した第三者から財産を没収することはできない。財産上に何らかの権利（抵当権など）があり、かつ、第三者が犯罪の前後に財産を取得した場合、その権利は存続する（麻薬特例法 12 条、組織的犯罪処罰法 15 条）。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

押収財産及び没収財産の管理及び処分に関する措置が講じられている（証拠品事務規程第 1 条～第 3 条及び第 26 条～第 43 条、刑事訴訟法 121 条～123 条）。これらはあらゆる保管・管理・処分行為を対象とし、また、押収可能な様々な物品について、種類ごとに異なる方法を想定する仕組みとなっている¹⁰⁶。

総括（FATF 第 4 次対日相互審査報告書における勧告 4 の法令遵守状況の総評）¹⁰⁷

日本は、犯罪収益や犯罪供用物を押収・没収するための法制度を相当程度整備しており、その結果、勧告 4 の要件のほとんどを満たしている。もっとも、法制度に一部未整備の点が残っているほか、その運用は我が国が抱えるリスク水準に見合った水準に達していないと評価されている。

制度面では、特定の環境犯罪や、逃亡者や死者、所在不明者により遂行された犯罪から生じた収益の剥奪に関して、不備が存在している。また、日本では有罪判決に基づかない没収制度が未整備であり、犯罪収益を効果的に剥奪する仕組みとして、この制度の導入検討が求められている。

運用面では、暴力団犯罪、薬物犯罪、国際的詐欺など主要リスク分野における資産の追跡・押収・没収の実績が限定的であり、国境を越える現金密輸に対する没収措置も十分に機能していない。暗号資産など新たな形態の財産についても、追跡や没収の実務が

¹⁰⁶ FATF 第 4 次対日相互審査報告書の TC Annex（法令等整備状況）における勧告 4・基準 4.4 は、押収財産及び没収財産の管理・処分に関する法的枠組の有無（刑事訴訟法 121 条～123 条、換価については同法 490 条等）を確認する記載となっている。他方、日本の没収制度が有罪判決を前提とする刑罰としての剥奪に限定されている点や、有罪判決を要しない没収制度が存在しない点、並びに麻薬特例法 14 条の推定規定と組織的犯罪処罰法との相違に関する評価は、TC Annex ではなく、報告書本文における有効性評価 10.8（没収）及びその要約部分において、審査団の分析として以下の様に示されている。

- 没収物の管理については、刑事訴訟法 121 条から 123 条等で規定されており、かつ、換金については、民事執行手続によることとされている（刑事訴訟法 490 条）。
- 日本の刑法、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法に基づく没収については、有罪判決の存在を前提としており、有罪判決を得ないことには、没収が不可能である。
- 有罪判決を前提とする刑罰としての剥奪以外の手段については、規定が存在しない。
- 剥奪対象となる財産が『犯罪収益でないこと』の举证責任を被告人に負わせる手続として、薬物犯罪を業として行っていた期間中に取得した不相当に高額な財産について薬物犯罪収益と推定する旨の麻薬特例法の規定がある（同法 14 条）が、組織犯罪法には、同様な規定は存在しない。

¹⁰⁷ FATF 第 4 次対日審査報告書（192 頁）の記載を基に作成。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20221228.pdf

追いついていない状況である。

総じて、制度面において整備が進んでいるものの、資産追跡と没収に関する取組を優先的に強化し、リスクに応じた積極的な執行が必要とされている、という評価である。結果、勧告4は「Largely Compliant」と評価されている。

【参考 27】 特定の環境犯罪について

FATF による評価のうち、「特定の環境犯罪の収益が没収追徴の対象外となっている」との指摘事項は、勧告3（資金洗浄の犯罪化）同様、勧告4でも指摘されている。これは、「一部の環境犯罪は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 25 条、鉱業法 147 条、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 57 条の 2 及び森林法 198 条によって犯罪化されている。（しかし、）日本は、違法伐採、違法漁業、野生生物の不正取引等その他の環境犯罪が前提犯罪に含まれていることを実証しなかった。」との指摘に基づくものである¹⁰⁸。例えば、特定水産動植物の無許可採捕（密漁）や密漁品の流通への関与については、3 年以下の拘禁刑又は 3,000 万円以下の罰金（又は併科）（漁業法 189 条 1 号、同法 194 条）が課せられる可能性があるが、FATF 審査団からは、前提犯罪となっておらず、環境犯罪による収益が特別法上の没収及び追徴の射程外に置かれているために、是正すべきとの指摘となっている。

3.2.2. FATF 第 4 次相互審査における法令等整備状況（TC） 勧告 38 の評価

日本の FATF 第 4 次相互審査報告書（MER）における、勧告 38（刑事共助—凍結・没収）の評価については、Largely Compliant（概ね遵守）とされた。各基準（Sub Criterion）の評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

日本は、組織的犯罪処罰法 59 条～74 条、麻薬特例法 21 条及び同法 22 条を通じ、外国の要請に基づく財産凍結・没収等の協力が可能である。主要ポイントは以下の通り。

- 外国最終没収命令の執行が、条約の有無に関わらず可能
- 起訴前段階の要請に対する保全命令（45 日間+30 日延長可）制度が整備
- 裁判所は外国命令の事実認定を審査できる¹⁰⁹
- 動産の差押、価値没収なども包括的に対応可能¹¹⁰

¹⁰⁸ FATF 第 4 次対日審査報告書（187 頁）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20221228.pdf

¹⁰⁹ 組織的犯罪処罰法 59 条以下及び麻薬特例法 21 条以下に基づく没収・追徴の裁判の執行又は保全に関する国際共助において、日本の裁判所は、外国裁判所が発した没収又は保全命令の存在を前提としつつ、当該外国命令がいかなる事実関係に基づいて発せられたものであるかについて審査を行うことができる。この審査は、外国裁判所による事実認定そのものを再度行い、その当否を判断する趣旨のものではなく、当該外国命令が前提とする事実関係が、日本法上、没収又は保全の執行を許容し得る性質のものであるか、また、法定要件や公序に反しないかといった観点から、日本における執行・保全手続の適否を判断するために行われるものである。したがって、「裁判所は外国命令の事実認定を審査できる」とは、外国命令に係る事実を日本の手続法秩序の下で確認・評価する権限を有することを意味し、外国裁判所の判断に代置して実体的な再審査を行うことを意味するものではない。

¹¹⁰ 動産の差押えや、原物没収が困難な場合の価値没収（追徴）を含め、有罪判決を前提とする範囲において、国際共助に対応した包括的な没収・保全措置が整備されている。ただし、これらはいずれも有罪判決を前提とする没収・追徴であり、有罪判決を要しない没収（NCB confiscation）については、日本法上、国際共助として実施できる権限はないと整理されています（FATF 基準 38.2 の評価）。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収や暫定措置への対応

日本は、逃亡・死亡・所在不明等で訴追不能なケースにおける NCBC に基づく協力根拠が不十分である。これは、国際基準とのギャップとして主要な指摘事項というべきである。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

没収財産の国際分配は、法務大臣の指示のもと、地検検事正が管理する枠組が組織的犯罪処罰法 64 条の 2 で整備されている。Joint investigation で得られた没収財産は、外国当局との協議によりケースごとに分配可能となっている。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

組織的犯罪処罰法 64 条の 2 に基づき、外国の要請に応じて没収財産を部分的・全部的に供与できる。また、被害者保護の観点や双方の貢献度等を基に分配割合が決定される。

総括（FATF 第 4 次対日相互審査報告書における勧告 38 の法令遵守状況の総評）

日本は、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を中心に、外国の没収命令・価値収集命令の執行、外国からの保存命令（凍結）要請への対応など、多面的な国際協力枠組を有する一方で、一部犯罪（環境犯罪等）について MLA 対象となる法的根拠不足、有罪判決に基づかない没収への協力根拠が不十分といった課題も指摘され、結果、勧告 38 は「Largely Compliant」と評価されている。

3.2.3. FATF 第 4 次相互審査における有効性評価項目 10.8 の評価

10.8 は、「犯罪収益の剥奪及び保全措置」に関する有効性評価項目であり、犯罪収益や犯罪に用いられた物の没収・追徴が、実効的かつ積極的に行われているかを評価するものである。日本の 10.8 の評価は「ME = moderate level of effectiveness」（四段階評価の上から三番目）となった。各着眼点（Core Issues）における評価のポイントは以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

日本は、犯罪収益を剥奪することの重要性を認識しており、有罪判決に基づく没収を中心とした概ね包括的な制度的枠組を有している。組織的犯罪処罰法等により、犯罪収益、犯罪に用いられた道具及び同等価値財産の没収が可能であり、法執行機関及び検察官は、犯罪収益の剥奪に一定の力点を置いているように見える。一方で、国のマネロン等対策全体として、没収や財産回復が明確な政策的優先事項として一貫して位置付けられているとは言い難く、犯罪者の検挙や前提犯罪の摘発に比して、資産の追跡・保全・没収が常に優先されているとは評価されていない。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

没収の実績は、詐欺事案については十分に示されているものの、その他の高リスクとされるマネロンの前提犯罪、特に薬物犯罪や組織犯罪に関しては限定的である。前提犯罪又はマネロン罪が起訴猶予となる事案が相当数存在することから、犯罪収益、犯罪に用いられた道具又は同等価値財産の没収が十分に行われていないとの課題が指摘されている。外国の前提犯罪が関係する事案については、国際協力を通じた対応実績は一定程度示されているものの、国外に移転された犯罪収益の回復や返還の実績は限定的であ

り、没収の全体的な水準は日本のリスク・プロファイルに見合ったものとは評価されていない。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

日本は、国境を越える現金又は持参人払い式の譲渡可能支払手段に関する申告制度を有しているものの、虚偽申告又は無申告による越境移動に関して、効果的な検知及び没収が行われていることを十分に示していない。日本は現金密輸のリスク、特に組織犯罪や金密輸との関連性を認識しているが、金地金の大量押収を除き、現金そのものの越境移動に対する没収実績は限定的である。これにより、国境を越える現金密輸に対する対応が、抑止的かつ効果的に機能しているとは評価されていない。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

日本は、国のリスク評価において、暴力団、薬物犯罪、詐欺、現金集約型犯罪などを主要なマネロンリスクとして特定しているが、没収の実績はこれらの高リスク分野と十分に整合していない。特に、現金を中心とする犯罪収益の流れや、組織犯罪に関連する資産の体系的な追跡及び没収は限定的であり、没収結果がリスク評価で特定された優先リスクを十分に反映しているとは言い難い。この点において、没収の実績は、国家のマネロン等対策及びリスクベース・アプローチと十分に整合していないと評価されている。

総括（FATF 第4次対日相互審査報告書における I0. 8 の「全体的な結論」）

日本は、政策的に、特に、相当価値のある財産に関連した没収をある程度行っている。当局は、様々な犯罪類型について、没収・追徴を行っているが、比較的少額である。法執行機関は、十分な資産追跡能力を有しており、資産の回復を目的とした資産の特定のための金融捜査を行っている。国境で現金が押収されることはほとんどない。日本は密輸された大量の金で押収したもののうち、ごく一部を没収したに過ぎない。これらの結果、日本は、I0. 8 について、「moderate level of effectiveness」（ME、中程度の効果）（四段階評価の上から三番目）と評価された。

【参考 28】FATF 第4次対日相互審査報告書「主な評価結果（エグゼクティブサマリー）」における「犯罪収益の没収」の評価コメント¹¹¹

g) 資産の仮差押えと没収 (restraint and confiscation) については、詐欺事案に関しては (有効性が) よく示されているが、その他のいくつかの高リスクのマネロン前提犯罪に関しては (有効性が) 示されていない。日本は、大量の金・地金の押収を除き、犯罪に用いられた道具の没収には概ね成功的なアプローチで行っている。前提犯罪とマネロンに係る起訴猶予の全体的な水準から見て、犯罪収益や犯罪に用いられた道具、相当価値のある財産の没収に関して課題がある。国境を越えた現金密輸のリスクがあるにもかかわらず、日本は、虚偽又は無申告での現金の国境を越えた移動についての効果的な検知と没収を行っていることを示していない。(注) () は筆者が文脈を踏まえ記載。

3.2.4. FATF 第4次対日相互審査報告書の評価を踏まえた日本の没収制度の課題

FATF 第4次対日相互審査報告書での評価を踏まえ、日本政府は「マネロン・テロ資金供

¹¹¹ FATF 第4次対日審査報告書 (5頁)

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20221228.pdf

与・拡散金融対策政策会議」において「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針（2022年5月18日）」を策定し、その基本方針において「犯罪収益の剥奪、財産回復の推進を図る」こととしている。また、FATF 第5次対日相互審査を見据えて策定した「行動計画（2024-2026年度）」においても、「8（3）財産回復に係る勧告4及び38の改訂対応」として、「財産回復に係る勧告4及び勧告38の改訂並びにそれを踏まえたメソドロジーの改訂を踏まえ、政府内で諸外国の制度調査等を行うとともに、国内における対応を協議のうえ、必要に応じ措置を講じる。」としている。

今後の日本の没収制度に関する検討は、犯罪収益の剥奪を通じて違法行為の経済的利得を抑制し、犯罪抑止や被害回復に資するという没収本来の機能を、より効果的に発揮させる観点から進めていくことが重要であると考えられる。そのためには、FATF 第4次対日相互審査報告書における指摘や評価、そして、I0. 8の勧告事項(Recommended Actions)を踏まえ、リスクの高い犯罪分野における資産追跡・保全・没収の位置付けをより明確にしつつ、犯罪収益の疑いが高い場合における没収の在り方、逃亡・死亡・所在不明事案への対応、没収・追徴命令の円滑な執行、押収資産の管理の在り方、国境を越える現金移動への対応強化といった個別の論点について、段階的かつ丁寧に検討を深めていくことが求められる。その際、英米法系諸国における取組は有益な示唆を与えることに加え、日本の刑事法制が権利保障や手続的公正との調和を重視して発展してきたことを踏まえれば、同様の法的伝統を有するドイツの制度運用や、法制度の調和を図りつつ没収制度を発展させてきたアジア諸国の経験にも目を向け、日本の法体系や実務に適合した形で没収制度の充実を図っていくことが、バランスの取れた検討の方向性であると考えられる。

【参考 29】 FATF 第4次対日相互審査報告書における I0. 8の勧告事項(Recommended Actions)

日本は、以下に取り組むべきである。

- a) 優先度の高いリスク分野について、資産の追跡捜査、保全措置及び没収をより優先的に行う。
- b) 全ての種類の犯罪の起訴率を大幅に高めるか、又は、十分な証拠がある場合には、当局が犯罪収益や犯罪に用いられた道具を没収できるようにするため、有罪判決に基づかない没収形態を検討する。
- c) 犯罪に用いられた道具の押収及び没収に積極的に焦点を当てる。
- d) 没収又は追徴命令の時間的制約と執行に焦点が当てられていないことに対応する。
- e) 逃亡、死亡又は所在不明の犯罪者が実行した犯罪によって生じたもので、特定されている犯罪収益の没収に関し、現行の没収の在り方の不備に対応する。
- f) 差し押さえた資産の管理を担当する法執行機関に対し、更なるガイダンスを提供する。
- g) マネロン罪の捜査を可能にするため、国境で現金又は持参人払い式の譲渡可能支払手段を留め置く権限を税関に完全に付与すべきである。
- h) 国境を越えた現金密輸の検知を強化するために、税関が、JAFIC と、現金又は持参人払い式の譲渡可能支払手段の全ての申告を共有することを検討する。

4. 諸外国の財産回復制度の概要（FATF 相互審査報告書等）

調査対象国（日本を除く G7、オーストリア、オーストラリア、マレーシア、ベルギー、韓国、シンガポール）の FATF 第 4 次相互審査結果について、勧告 4、勧告 38、IO. 8 の概要を記載した上で、FATF 第 4 次相互審査後の法令・制度改正の動向を公表資料に基づき記載している。さらに、これらの勧告 4 で求める措置の国内法や原則との平仄という観点から、財産権などの人権、推定無罪の原則、挙証責任の転換といった論点について、国会・議会、政府内でどのような議論が行われていたかについても、公表資料を基に、可能な範囲で記載した。また、EU の没収に関する指令が EU 加盟各国に求める要請についても記載した。さらに、国境管理や税関での没収制度や暗号資産の没収に関する動向についても可能な限り、各国の取組、現状について記載することとした。

国名	勧告 4	勧告 38	IO. 7 ¹¹²	IO. 8	有効性評価項目 IO. 8 の総括コメントのポイント
日本	LC	LC	ME	ME	日本は、政策的に、特に、相当価値のある財産に関連した没収をある程度行っている。当局は、様々な犯罪類型について、没収・追徴を行っているが、比較的少額である。法執行機関は、十分な資産追跡能力を有しており、資産の回復を目的とした資産の特定のための金融捜査を行っている。国境で現金が押収されることはほとんどない。日本は密輸された大量の金で押収したもののうち、ごく一部を没収したに過ぎない。
米国	LC	LC	SE	HE	米国は、犯罪収益等の没収に関して高い実効性を示しており、連邦当局は刑事・民事・行政の各手法を駆使して高額な財産回復を実現している。国外資産の回収や被害者への返還、資産共有協定も積極的に活用されている。一方で、すべての前提犯罪に対する道具類の没収権限や、判決前の非汚染資産の凍結・押収権限の不足、州レベルの統計整備の遅れなど、制度面・運用面での課題も残されている。
英国	C	C	SE	SE	英国は、犯罪収益の剥奪をマネロン等対策の重要な柱として位置付け、刑事没収及び民事没収を含む強固な制度と運用体制を有している点で高く評価されている。法執行当局は、国内外の重大犯罪に関連する資産の追跡・没収を積極的に行っており、没収は捜査・訴追戦略に組み込まれている。一方で、国際金融センターとして極めて大規模かつ複雑なマネロン等リスクを抱える英国の特性を踏まえると、没収の水準はリスクの大きさに完全には見合

¹¹² Immediate Outcome 7 (IO. 7) “Money Laundering Investigation and Prosecution”（マネー・ローンダリング捜査及び没収）は、各国がマネー・ローンダリング（ML）犯罪を効果的に捜査・起訴し、犯罪収益の没収を行えているかを評価する項目。

国名	勧告 4	勧告 38	10. 7 ¹¹²	10. 8	有効性評価項目 10. 8 の 総括コメントのポイント
					っていないとの課題も指摘されており、10. 8 は総じて強固であるが、さらなる実効性向上の余地がある。
フランス	C	C	SE	HE	フランスは、犯罪収益の剥奪を国家の明確な政策的優先事項として位置付け、包括的な法制度と専門的な制度基盤の下で、犯罪収益、犯罪手段及び同等価値財産の没収を一貫して追求している。税犯罪、麻薬犯罪、組織犯罪及びテロ資金供与といった主要な高リスク分野において、国内外を問わず高水準の没収実績を継続的に達成しており、国際協力を通じた財産回復の実務も確立されている。国境を越える現金移動に対する制度と運用も概ね効果的に機能しており、没収の結果は国家リスク評価及びマネロン等対策の優先事項と高い整合性を有している。
ドイツ	C	C	ME	SE	ドイツは、犯罪収益の剥奪を可能とする法的及び制度的枠組を整備し、近年の改革を通じて没収制度の強化を進めているものの、没収が一貫した政策的優先事項として十分に実務に反映されているとは評価されていない。没収の水準は、ドイツが直面するマネロン等リスクの大きさに見合っておらず、国境を越える現金移動や複雑な国際犯罪に関連する財産回復において特に弱みが認められている。
イタリア	C	LC	SE	SE	イタリアは、組織的犯罪を優先的に対象としつつ、汚職や税犯罪等の収益にも積極的に没収措置を講じている。反マフィア法の予防的措置を含む多様なツールを効果的に活用し、国内資産の没収において特に高い成果を上げている。国外資産の体系的な追跡・回収には改善の余地があるが、国際協力も積極的に活用している。全体として、犯罪者から多額の収益を剥奪しており、相応に高い評価を得ている。
カナダ	LC	LC	ME	ME	カナダは、犯罪収益等の没収に関して刑事・民事両面で一定の成果を上げているが、政策目標の徹底や「同等価値財産の没収」制度の欠如、資産追跡・回収の遅延、国外資産への対応、申告違反への罰則の弱さ等が課題である。制度的枠組及び一部の実績は認められるものの、リスクに見合った没収成果が十分に達成されておらず、政策目標としての財産回復が全国的に徹底されていない点が評価を制約してい

国名	勧告 4	勧告 38	10. 7 ¹¹²	10. 8	有効性評価項目 10. 8 の 総括コメントのポイント
					る。
オースト リア	C	LC	ME	ME	オーストリアは、犯罪収益の没収及び暫定措置に関する法的枠組を十分に整備しているものの、マネー・ローンダリング及び犯罪収益没収を優先的に追求する姿勢は弱く、実際の没収成果は限定的である。とりわけ、マネー・ローンダリング罪の立件数、有罪判決数及び没収額の低さは、制度の実効性に対する重大な制約要因となっており、同国の金融センターとしてのリスク・プロファイルに見合った十分な成果とは言えない。特に銀行口座等の凍結・押収の要件が厳しく、複雑な資産管理体制の未整備、現金等の越境移動に対する抑止力の弱さ等が課題である。
オースト ラリア	C	C	ME	ME	オーストラリアは、犯罪収益没収に関する包括的な法制度及び専門的な執行体制を有し、差押え実績の増加など前向きな成果も示しているが、没収の範囲や重点は依然として限定的である。特定の前提犯罪に偏った取組や、リスク全体を網羅した没収戦略の不足により、犯罪収益回復の実効性は一貫して十分とは言えない状況にある。CACT の活動も評価されているが、没収実績はリスク規模に比して限定的であり、犯罪者が利益を保持している可能性が高い。
ベルギー	LC (第4次審 査ではC)	LC	ME	ME	ベルギーは没収に関する法制度と機関の整備を進めており、一定の能力を有するものの、実際の没収成果は、同国のリスク・プロファイルに比べて不十分である。特に、国外資産の追跡・回収、有罪判決に基づかないベース没収の活用、資産管理・データ基盤の強化が必要とされる。今後は国全体としての資産剥奪戦略の確立、専門性強化、国際協力の拡充が求められる。(第5次相互審査)。
韓国	C	C	ME	SE	韓国は、犯罪収益の没収に関する強固な法的枠組と、強化された政策的優先付けを背景に、財産回復を積極的に追求しており、制度面及び運用面で多くの有効な要素を有している。一方で、前提犯罪の範囲の制約や一部リスク分野における没収の限定性が、犯罪収益剥奪の実効性を完全なものとする上での課題となっている。今後は、没収命令資産の実際の回収率向上や、詐

国名	勧告 4	勧告 38	10. 7 ¹¹²	10. 8	有効性評価項目 10. 8 の 総括コメントのポイント
					欺犯罪収益の没収拡大、クロスボーダー資産の摘発・制裁強化等が課題とされている。
マレーシア	LC	LC	ME	ME	マレーシアは 1 MDB 事件を中心に大規模な財産回復を実現し、政策的にも財産回復を重視しているが、刑事没収の活用や国外資産への対応、クロスボーダー現金の摘発・没収など、リスクに見合った運用面の強化が必要とされる。(第 5 次相互審査)。
シンガポール	C	LC	ME	ME	シンガポールが犯罪収益没収に関する包括的な法的枠組と高度な捜査能力を有していることを認めつつも、没収が主として国内事案や比較的単純なケースに集中している点を指摘しており、国際金融センターとしてのリスク・プロファイルに見合った没収実績を示すには、外国前提犯罪に関連する財産回復をより積極的に追求する必要がある。

4. 1. 米国

4. 1. 1. FATF 第 4 次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告 4 の評価

2016 年 1 月に公表された FATF 第 4 次対米国相互審査報告書 (MER)¹¹³における、勧告 4 (剥奪及び保全措置) の評価については、Largely Compliant (概ね遵守) とされた。基準 (Sub Criterion) ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 4. 1 犯罪収益等の没収の根拠法令

米国には、刑事没収 (in personam)、民事の有罪判決に基づかない没収 (NCBF¹¹⁴, in rem) 及び行政没収 (in rem) の 3 つの主要な没収メカニズムが存在する¹¹⁵。これらは、

¹¹³ <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/mer/MER-United-States-2016.pdf.coredownload.inline.pdf>

¹¹⁴ 米国法制度における「NCBF (Non-Conviction-Based Forfeiture)」とは、有罪判決を伴わない没収制度を指す。これは、刑事訴追や有罪判決を経ることなく、違法に取得されたとされる財産を国家が民事的又は行政的手続によって没収するものである。NCBF は、被告が死亡している、逃亡している、所在不明である、訴追免除を持つ、あるいは訴追時効が成立しているなど、刑事訴追が困難な状況に対応するために用いられる。証拠は存在するが刑事訴追に至らない場合にも適用される。この制度は民事訴訟として扱われるため、刑事訴訟に比べて証拠の基準が低く、通常は「優越する証拠 (preponderance of the evidence)」が求められる。財産そのものが違法行為に関与したとされるため、in rem (物に対する) 管轄が適用されることが多く、所有者が犯罪に関与していなくても、財産が違法に取得されたと認定されれば没収される可能性がある。

一方で、NCBF には法の支配や人権の侵害につながる懸念があり、政治的濫用のリスクや第三者の権利保護の不十分さが指摘されている。これらの懸念に対応するため、米国では所有者による異議申し立ての権利、裁判所による審査、財産の合法性を証明する機会の提供などの保障措置が導入されている。

NCBF は、国連腐敗防止条約 (UNCAC) や金融活動作業部会 (FATF) の勧告など、国際的にも認知されている制度であり、特に国際的な財産回復や腐敗対策において、刑事訴追が困難な場合の代替手段として重要な役割を果たしている。

¹¹⁵ 米国法制度において、没収及び追徴に関連する「in personam (イン・パーソナム)」とは、裁判所が特定の個人に対して直接的な法的責任を問う管轄権を指す概念である。刑事没収は、被告人が有罪判決を受けた後に、その者に対して財産の没収を命じるものであり、in personam の性質を持つ。これは、犯罪によって得た財産やそれ由来する財産が対象となり、被告人個人に対する判決として執行される。他人の財産には及ばない。

一方、民事没収は in rem (イン・レム) 管轄に基づくものであり、財産そのものが違法行為に関与したとされる場合に適用される。所有者が有罪でなくても、財産が違法行為に使用されたと認定されれば没収される可能性がある。

犯罪に関連する財産や第三者が保有する財産に対して適用可能である。

マネー・ローンダリング (ML) 及びその前提犯罪に関しては、犯罪に関与した財産、犯罪収益、収益から生じた利益、道具類 (instrumentalities) などが没収対象となる。

ただし、すべての前提犯罪に対して道具類の没収権限があるわけではなく、一部の犯罪に限定されている点が課題である。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

米国の当局は、没収対象財産の特定、追跡、評価を行うための召喚状、捜索令状、立ち入り令状等の幅広い調査権限を有している。裁判前の財産の押収や保全措置も可能であるが、非汚染資産 (non-tainted assets¹¹⁶) については、判決前に凍結・押収する一般的な権限が存在しない (ただし、一部の連邦司法管轄区では可能)。財産の移転や処分を防ぐための措置や、調査のための適切な手段も確保されている。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

善意の第三者の権利は、法律により保護されている。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

米国には、凍結・押収・没収された財産の管理及び処分のための多様なメカニズムが存在する。没収された現金や財産の売却収益は、司法省 (DOJ) や財務省 (Treasury) の没収基金に入金され、管理費や被害者への補償、捜査費用等に充当される。

総括 (第4次相互審査報告書における勧告4の法令遵守(TC)に関する評価)

すべての前提犯罪に対して道具類の没収権限があるわけではない点、判決前に非汚染資産を凍結・押収する一般的な権限がない点はマイナーな欠点であるが、主要なリスク分野 (麻薬犯罪や RICO 犯罪¹¹⁷等) ではこの権限が確保されている。結果、勧告4は

追徴は、被告人に対して犯罪によって得た利益を金銭的に返還するよう命じるものであり、in personam の性質を持つ。これは、被害者への損害回復を目的とする場合もあり、被告人個人に対する金銭的義務として課される。このように、刑事没収と追徴は in personam 管轄に基づいており、裁判所が個人に対して直接的な命令を下すことができる。一方、民事没収は財産そのものに対する命令であり、in rem 管轄に分類される。

¹¹⁶ 米国の没収制度において「non-tainted assets (非汚染資産)」とは、犯罪行為に直接関与していない、又はその収益ではないとされる合法的に取得された資産を指す。通常、政府は犯罪によって得られた「tainted assets (汚染資産)」を没収の対象とするが、一定の条件下では非汚染資産も没収の対象となることがある。その代表的な例が、代替資産 (substitute assets) としての没収である。これは、犯罪収益がすでに消費、隠匿、又は第三者に移転されてしまい、直接的な没収が不可能な場合に、被告が保有する合法的な資産を代替的に没収する制度である。米国連邦法では、21 U.S.C. § 853(p) に基づき、このような代替資産の没収が認められている。しかし、非汚染資産の没収には憲法的な問題も伴う。特に、米国憲法第六修正 (Sixth Amendment は、刑事訴訟における被告人の権利を保障する規定であり、1791年に「権利章典 (Bill of Rights)」の一部として制定されたものである) に基づき、被告が弁護士費用を支払うための合法的資産を凍結されることは、防御権の侵害につながる可能性がある。2016年の最高裁判決 Luis v. United States においては、被告が合法的に取得した資産を弁護士費用に充てる権利が認められた。

また、非汚染資産の没収に関しては、連邦裁判所間で判断が分かれており、代替資産としての範囲や正当性について法的議論が続いている。さらに、第三者の権利 (例: 配偶者の共有財産など) が関与する場合には、その保護も重要な論点となりえる。

このように、non-tainted assets の没収は、犯罪収益の回収を目的としつつも、憲法的権利や第三者保護とのバランスを慎重に考慮する必要がある制度である、との意見もある。

¹¹⁷ 米国の RICO 犯罪とは、「組織的な違法行為に関与する個人や団体を取り締まるための連邦法」である RICO 法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act) に基づく犯罪行為を指す。1970年に制定されたこの法律は、マフィアなどの組織犯罪に対抗するために導入されたが、現在では企業犯罪や政治腐敗など広範な分野に適用されている。RICO 法は、殺人、恐喝、詐欺、麻薬取引、資金洗浄など、州法又は連邦法により1年以上の懲役刑が科される犯罪行為を「ラケッティア活動」として定義し、これらの活動を通じて得た利益を企業に投資したり、企業を支配し

「Largely Compliant」（四段階評価の上から二番目）と評価されている。

4.1.2. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況（TC）勧告38の評価

米国のFATF第4次相互審査報告書（MER）における、勧告38（刑事共助—凍結・没収）の評価については、Largely Compliant（概ね遵守）とされた。基準（Sub Criterion）ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

米国は、外国からの要請に基づき、犯罪収益・犯罪関連資産の特定、凍結、押収、没収等の措置を講じる権限を有している。証拠収集、資産の特定・追跡、凍結・押収・没収等の措置を幅広く実施できる。外国の没収判決の執行も可能であり（28 USC 2467等）、米国独自の民事没収手続（NCBF）も活用できる。ただし、双罰性要件や米国でカバーされていない犯罪類型の場合、対応できない場合がある¹¹⁸。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収や暫定措置への対応

米国は、NCBFや関連する暫定措置についても外国からの要請に応じて対応可能である（18 USC 981(b)(4)等）。外国判決の執行前後を問わず、暫定措置の実施が可能である。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

米国は、他国と連携して資産の凍結・没収措置の調整、管理・処分を実施できる体制を有している。没収資産の管理・分配についても体制が整備されている。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

米国は、国際的な資産共有協定やMLAT（Mutual Legal Assistance Treaty）等に基づき、没収資産の分配・共有を実施している。近年も多くの国と資産共有実績がある。

総括（第4次相互審査報告書における勧告38の法令遵守（TC）に関する評価）

米国は、外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の国際共助について、法制度・実務体制ともに高い水準を有している。有罪判決に基づかない没収や資産管理・分配、国際的な資産共有も実施可能であり、実績も豊富である。一方、双罰性要件や米国でカバーされていない犯罪類型が障害となる場合がある点が課題と評価され、総合評価は「Largely Compliant（概ね遵守）」（四段階評価の上から二番目）となった。

4.1.3. FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8 の評価

米国のFATF第4次相互審査報告書（MER）における、有効性評価項目 I0.8（Immediate Outcome 8: Confiscation）の評価は、HE = high level of effectiveness（高い有効

たりすることを禁止している。また、これらの活動に関与することや、それらに関する共謀も違法とされる。RICO法の特徴は、刑事罰だけでなく民事訴訟による損害賠償請求も可能である点にある。被害者は、損害の3倍額（トリプルダメージ）と弁護士費用を請求することができるため、民間による法的追及の手段としても強力である。このように、RICO犯罪とは、組織的かつ継続的な違法行為に関与する者に対して、刑事・民事の両面から厳しく対処するための法的枠組に基づく犯罪である。

¹¹⁸ 双罰性要件（dual criminality requirement）とは、国際的な刑事共助や犯罪人引渡し、国外犯罪に対する処罰・没収などを行う際に、当該行為が「要請国（外国）」と「受領国（自国）」の双方で犯罪として規定されていることを必要とする要件を指す。米国の国際没収協力では、外国での犯罪行為が米国法上の犯罪に該当しない場合、米国は没収・追徴手続を進める法的根拠を欠くため「対応できない」。双罰性要件や犯罪類型の相違は、米国内に逃避した外国犯罪収益を回収できない結果をもたらすと考えられる。

性、四段階評価の最上位) となった。各着眼点(Core Issue)に対する評価は以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

米国では、犯罪収益を剥奪することがマネロン等対策の中核的な政策目的として明確に位置付けられており、没収は捜査・訴追の初期段階から積極的に追求されている。刑事没収及び民事没収を含む包括的な法的枠組が整備されており、連邦及び州当局はいずれも資産の追跡、保全及び没収を日常的な執行手段として活用している。相互審査報告書(MER)では、財産回復が制度的にも運用上も高い優先度をもって扱われている点が米国の強みとして評価されている。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

米国当局は、国内犯罪のみならず、外国の前提犯罪に由来する犯罪収益についても、国際協力を通じて積極的に没収を行っている。テロ資金供与、組織犯罪、麻薬犯罪、汚職などの重大犯罪に関連する資産が継続的かつ高水準で没収されており、没収額及び件数はいずれも実効性を示していると評価されている。また、外国当局との資産の共有や返還についても豊富な実績があり、犯罪収益の国際的な流動に対して効果的に対応できている点が強調されている。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

米国は、国境を越える現金及び持参人払い式の譲渡可能支払手段に関する包括的な申告制度を有しており、虚偽申告又は無申告に対して押収及び没収を含む強力な制裁が適用されている。税関・国境警備当局は、現金の物理的移動を高リスク分野として位置付け、体系的な検知及び押収を行っている。MERでは、これらの措置が効果的かつ抑制的に機能しており、国境を越える現金密輸への対応は全体として良好であると評価されている。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

米国における没収の実績は、国家リスク評価で特定された主要なマネロン及びテロ資金供与リスクと高い整合性を有している。特に、麻薬取引、組織犯罪、汚職、テロ資金供与といった高リスク分野に対して重点的に財産回復が行われており、没収はリスクベース・アプローチに沿って戦略的に活用されている。MERでは、没収結果が政策的優先事項及びリスク評価を反映している点が、10.8における高評価につながっているとされている。

総括 (FATF 第4次相互審査評価書における 10.8の有効性評価)

米国は、犯罪収益等の没収に関して高い実効性を示しており、連邦当局は刑事・民事・行政の各手法を駆使して高額な財産回復を実現している。国外資産の回収や被害者への返還、資産共有協定も積極的に活用されている。一方で、すべての前提犯罪に対する道具類の没収権限や、判決前の非汚染資産の凍結・押収権限の不足、州レベルの統計整備の遅れなど、制度面・運用面での課題も残されているとの指摘を受けたが、10.8の評価は「High Level (HE、高い効果)」（四段階評価の最高位) とされた。

4.1.4. 没収・追徴制度の背景と今後の方向性

米国の没収制度は、17～18世紀のイギリス海事法における「deodand」に起源を持ち、

船舶や貨物を「罪を犯した物件」として没収する慣習が植民地法に継承された¹¹⁹。1789年には税関違反に対する没収条項が連邦法に盛り込まれ¹²⁰、1920年代の禁酒法時代¹²¹や1980年代の麻薬戦争期に制度は大幅に拡大された。1984年の総合犯罪抑制法（Comprehensive Crime Control Act）やRICO法改正により、民事没収と刑事没収の両方が強化され、equitable sharing制度を通じて連邦・州・地方警察間で没収収益を分配する仕組みが確立された。米国のRICO法（Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act）¹²²は1970年に成立し、マフィアや麻薬カルテルなどの組織犯罪に対応するために制定された。

法律は「エンタープライズ（個人、法人のほか、個人の事実上の結合体を含む）」による継続的な違法活動を規制し、有罪判決後の刑事没収と民事訴訟による救済措置を規定している。米国の民事没収は有罪判決に基づかない制度であり、裁判所が当該財産と犯罪との関連性を「証拠の優越」によって認定すれば、起訴前・起訴後・さらには起訴が全くない場合でも没収手続を開始できる点に特徴があるとされる。その一方で、没収対象財産が善意の第三者に移転していた場合には、その第三者は、連邦法 18 U.S.C. § 983(d)(3) や 21 U.S.C. § 853(n)(6)(B) に基づき、自らが善意であったことを、証拠の優越によって立証すれば、没収財産の返還を受けうる仕組みが整備されている¹²³。したがって、民事没収においては、収益金が犯罪行為と関連すると裁判所が認定すれば、被告の有罪を待たずして資産が没収され、また、第三者の保護も図っている。

1984年の総合犯罪抑制法やRICO法の改正によって、民事没収制度が拡大され、州や地元自治体にも資産配分される“equitable sharing”制度¹²⁴が創設された。これによりRICO法は組織犯罪対策の中核に据えられたが、一方で無罪の所有者の財産が奪われるケー

¹¹⁹ 「Founders’ Forfeiture」(Columbia Law Review, 2019)によれば、米国の民事没収制度は17～18世紀の英国海賊法 (maritime deodand) に源流があるとされている。“Early American forfeiture laws derived from our country’s British heritage. Forfeiture in old England was rooted in the principle of the ‘deodand,’ meaning a thing given to God under religious law because it was used to cause a death.” 英国における maritime deodand (海上ディオダンド) は、英海事法を通じて船舶・漁具など海難や死傷事故の原因となった旅客船・貨物船を国庫没収する制度。

¹²⁰ 米国国立公文書記録館 (National Archives) 「Records of the United States Customs Service」によれば、1789年7月31日付法令 (1 Stat. 29) により、関税区及び指定港に関する税関業務が正式に設立されたことが記載されている。また1789年8月1日以降に米国に入港する船舶は許可や報告が必要とされており、没収権限法制化と考えられる。<https://www.archives.gov/research/guide-fed-records/groups/036.html>

¹²¹ 米国国立公文書記録館 (National Archives) の「Classification 23: Prohibition」では、1920年の18修正憲法とその実施立法 (ニコチン禁止等) は連邦当局に対しアルコール密輸の捜査・押収権限を明示していたことが記録されている。<https://www.archives.gov/research/investigations/fbi/classifications/023-prohibition.html>

また、「Smugglers, Bootleggers, Scofflaws」(Prologue 2011年)には、違法取引が検知されれば容器まですべて没収可能だったと記されている。<https://www.archives.gov/publications/prologue/2011/fall/smugglers-bootleggers-scofflaws>

¹²² Racketeer は、英語で「恐喝や詐欺などの組織的な犯罪行為を行う者」を意味し、“racketeering (恐喝や違法な収益活動)” から派生している。RICO法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act) は、こうした組織犯罪に関与する個人や団体を取り締まるために制定された。RICO法は、単発の犯罪ではなく、継続的な違法行為のパターンを対象とし、組織犯罪の収益剥奪を目的に刑事・民事両面で強力な措置 (懲役刑、資産没収、損害賠償) を規定している。

¹²³ 川崎友巳「アメリカ合衆国の没収制度に関する一考察」(同志社法学 73 巻 3 号) を参照。なお、18 U.S.C. § 983 は「一般民事没収手続 (General Civil Forfeiture Procedures)」を定める包括規定であり、§ 983(d) は民事没収に対する “innocent owner defense” (善意取得者の抗弁) を規定。21 U.S.C. § 853 は主に薬物犯罪に関する刑事没収 (criminal forfeiture) の一般規定で、§ 853(n) は、刑事没収判決の後に第三者が自らの権利を主張する手続 (ancillary proceeding) を定めている。

¹²⁴ “Equitable sharing” 制度とは、米国司法省 (DOJ) が運営する資産没収収益の分配プログラムである。連邦捜査に協力した州や地方警察、部族当局に対し、没収された資産や換金額の一部を還元する仕組みで、1984年の総合犯罪抑制法 (Comprehensive Crime Control Act) で導入された。目的は、連邦と地方の法執行機関の協力を促進し、麻薬や組織犯罪対策を強化することである。この制度では、没収資産は連邦の Asset Forfeiture Fund に集約され、協力度に応じて分配される。現金や物品の形で還元されるため、地方警察の予算補填や装備購入に利用されてきた。しかし、こうした仕組みは「警察が収益目的で没収を乱用する動機を生む」と批判され、透明性や説明責任の欠如が問題視されているとの意見もある。

スや手続の透明性に対する懸念指摘されている¹²⁵。民事没収は、有罪判決を必要とせず、資産そのものを「犯罪に関与した物件」として扱う in rem 手続である¹²⁶。証明基準は「証拠の優越性」に基づき、刑事手続よりも低いハードルで資産を没収できる。この制度は、麻薬取引や組織犯罪の収益剥奪に有効とされてきたが、同時に「無実の所有者から財産を奪う」「警察の収益目的化」という批判も招いている¹²⁷。

2000年のCAFRA (Civil Asset Forfeiture Reform Act of 2000、民事資産没収改革法)は、無実の所有者防御、弁護士費用の補償、通知義務などを導入したが、改革効果は限定的であったとの意見もある¹²⁸。近年、GAO報告等¹²⁹は透明性不足や濫用の懸念を指摘し、最高裁判例「Culley v. Marshall」(2024年)は押収後14日以内の司法審査を適正手続の要件と認めた¹³⁰。こうした動きは、民事没収の権利保護を強化する方向に作用してい

¹²⁵ 州警察に対する「equitable sharing 制度に関する監査 (2021年5月・2020年公表)」では、シカゴ警察やボルチモア郡警が必要な会計手続を怠り、記録不備や資金の流用が散見されたとの指摘がなされている。

Audit of the Chicago Police Department's Equitable Sharing Program Activities (May 2021)

<https://oig.justice.gov/sites/default/files/reports/21-076.pdf>

Baltimore County Office of the Inspector General Annual Report FY 2021 (2021年7月)

<https://www.scribd.com/document/515483115/Baltimore-County-IG-Fiscal-2021-Annual-Report>

¹²⁶ 米国の民事没収制度における in rem 手続とは、対象が「人」ではなく「物」であるということであり、通常の刑事手続では、犯罪者本人に対して有罪判決を得る必要があるが、民事没収では資産そのものが「犯罪に関与した物件」とみなされ、物件に対する訴訟 (in rem) として扱われる。したがって、in rem 手続では、訴訟の被告は「資産」そのものであり、裁判文書には「United States v. \$50,000 in U.S. Currency」や「United States v. One 2018 Mercedes-Benz」などと記載される。このため、所有者が犯罪で有罪になっていなくても、その資産が犯罪行為に使われた、又は犯罪収益であると立証されれば没収が可能である。証明基準も刑事事件の「合理的疑いを超える証明」より低く、通常は「証拠の優越性 (preponderance of the evidence)」で足りる。つまり、検察側が「資産が犯罪に関連している可能性が高い」と示せば没収できる。この仕組みは、麻薬取引や組織犯罪の収益剥奪に有効とされてきたが、逆に「無実の所有者が財産を失う」「警察が収益目的で没収を乱用する」などの批判を招いているとの意見もある。

¹²⁷ The American Civil Liberties Union (ACLU) は、1920年に設立された米国最大の人権擁護団体であり、合衆国憲法や法の下で保障された自由と権利を「国籍、人種、性別、性的指向、政治的信条、宗教などに関係なくすべての人に守られるべきもの」と位置づけて活動しているが、2021年の米国下院での議会公聴会における ACLU による証言書では、「民事没収は刑事訴追なしに財産を差し押さえ、所有者に「無罪を証明する」負担を課す」「費用や時間のコストが支払いし選択肢を残さない」「FAIR法は市民の自由を守るために不可欠」等の批判的なコメントが記載されている。

<https://www.congress.gov/117/meeting/house/114293/witnesses/HHRG-117-G002-Wstate-AhmadA-20211208.pdf>

¹²⁸ Daniel Reed 「Catholic University Law Review」は、CAFRA は、「無罪者から財産を奪う続ける」「手続的な Due Process 保障が脆弱」であるとの声が継続しているとして、さらなる改革が必要であると指摘している。Daniel Reed, The Next Step in Civil Asset Forfeiture Reform: Passing the Civil Asset Forfeiture Reform Act of 2014, 66 Cath. U. L. Rev. 933 (2017).

<https://scholarship.law.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=3434&context=lawreview>

¹²⁹ 米国の Government Accountability Office (GAO、会計検査院) は、GAO 報告「GAO-12-736」(2012年)「Justice Assets Forfeiture Fund: Transparency of Balances and Controls over Equitable Sharing Should Be Improved」

(米国司法省の Asset Forfeiture Fund に対する透明性と令和共有制度の運用実態を精査した報告書)において、総収入と地方警察への配分が大幅に増加している中、配分基準が文書化されておらず、会計や執行ルールの統制と透明性に欠けるとの意見を記載している。<https://www.gao.gov/products/gao-12-736>

¹³⁰ 米国アラバマ州で母親が息子に車を貸した際、薬物所持で息子が逮捕され、所持車が押収された。母親らは 42 U. S. C. § 1983 (政府機関の権限を外見上行使する公務員等が憲法上の権利を侵害した場合に、その「行為者 (人)」を相手取って民事訴訟が可能となる条文) にもとづき「押収後～没収訴訟までの間の財産保持は、Due Process への違反」と主張し、連邦地裁・第 11 巡回控訴裁判所に提訴した。最高裁は、本件において「財産押収後に迅速な没収審理があれば、別途の予備審理 (preliminary hearing) は必要ない」と判断し、有罪審理を待たずに行われる民事没収でも、押収後 14 日以内の司法審理を実施すれば、適正手続が担保されるとした。

<https://www.law.cornell.edu/supremecourt/text/22-585>

今回の判決では、1842年の「United States v. Von Neumann」や1983年の「United States v. \$8,850.00」といった判例を踏襲し、迅速な没収審理のみを裁量の範囲に含めた「Barker v. Wingo 型の手続審理」を支持した。一方で、マシューズ・テスト (Mathews v. Eldridge: 「私益・誤刺のリスク・政府負担」の三要素による判断) が採用されなかったことから、保守多数派判事 (ソトマヨール判事ら) は「簡略的な手続だけで不当な没収が横行する」と反発し、憲法上の保障が不十分であると批判している。本判決の意義は、「民事没収という制度においても迅速な裁判による審査が Due Process 条件となる」という最低限の手続を確認した点であるが、同時に「預かり中の財産を守る予備審理の保障までは不要」としたこと、重大な抜け穴が残されたとの指摘もある。これにより、今後も FAIR 法案などによる制度的改善や、裁判所へのアミカス (amicus curiae brief (法廷助言書)) による意見提出など、制度改革を促す方向での議論が継続されると考えられる。

る。現在、FAIR 法案 (Fifth Amendment Integrity Restoration Act of 2023 (FAIR Act of 2023)) は、証明基準の引き上げ、弁護人付添い義務、比例性の考慮、equitable sharing の廃止などを提案し、FAIR 法案 2025 (FAIR Act of 2025) として、2026 年 3 月現在、上院で審議中である¹³¹。司法省も政策マニュアル改訂や没収基金報告の公開を進め、透明性と説明責任を強化している。

これらの米国における民事没収制度の改革は、FATF が求める「有罪判決に基づかない没収の導入・強化」と方向性が異なるように見えるが、むしろ「没収制度の正当性と実効性を高める」という共通目的を持っているとの見方も可能であると考えられる。今後の動向としては、憲法上の権利保護と犯罪対策のバランスを図りつつ、国際基準との整合性を保ちながら、民事没収の制度改革を進めていくと考えられる。

4.1.5. 税関における没収制度について

米国税関・国境警備局 (U. S. Customs and Border Protection, CBP) は、国土安全保障省 (DHS, Department of Homeland Security¹³²) 傘下の連邦機関であり、国境管理、通関業務、違法輸入防止を担っている。CBP は、麻薬や現金キャッシュクーリエの摘発において、広範な権限を有し、犯罪収益の剥奪を目的とした没収制度を積極的に運用している。没収の法的根拠は、19 U. S. C. § 1595a (違法輸入の助長に関する没収規定) や 21 U. S. C. § 881 (麻薬関連資産の没収)、さらに 19 U. S. C. § 1613b (没収収益の管理) など複数の連邦法に基づいている。これらの規定により、違法輸入に関与した貨物、輸送手段、現金は、刑事訴追を待たずに行政的に押収・没収されることが可能である。手続は in rem 方式で行われ、資産そのものが「犯罪に関与した物件」として扱われる。近年の事例では、2025 年 11 月に、テキサス州の国境検問所でトレーラーに隠されたメタンフェタミン数百ポンドを押収したケース¹³³や、2025 年 6 月にカリフォルニア州の港湾で麻薬精製に必要な化学物質を大量に摘発したケース¹³⁴が報告されている。また、現金キャッシュクーリエの摘発も増加しており、CBP の統計では 2023 年度から 2025 年度にかけて数千万ドル規模の現金が没収されている¹³⁵。これらの措置は、麻薬取引や組織犯罪の資金流通を阻止するための重要な手段であり、国際的な資金洗浄対策の一環として位置づけられている。

¹³¹ 下院提出の H. R. 1525 “FAIR Act of 2023” の正式名称は “Fifth Amendment Integrity Restoration Act of 2023” (略称: FAIR Act of 2023) であり、2023 年 3 月 9 日に改正法 (民事没収改革) として提出されている。提案内容には、無実の所有者防衛、証明基準の引き上げ、equitable sharing の廃止などが含まれ、2023 年 6 月 14 日には司法・エネルギー・金融委員会では全会一致 (26 対 0) で報告された。上院提出: S. 263 “FAIR Act of 2025” の正式名称は “Fifth Amendment Integrity Restoration Act of 2025” で、2025 年 1 月 27 日に Senator Rand Paul により提出された。主要な改正点 (証明基準の引き上げ、通知期限の短縮など) を含む概要とともに取り上げられた。2026 年 3 月 13 日現在、FAIR Act of 2023 (H. R. 1525) は第 118 議会の終了により失効しており、同趣旨の法案は第 119 議会において FAIR Act of 2025 (S. 263) として再提出され、上院で審議中である。

¹³² DHS (Department of Homeland Security (国土安全保障省)) は、2003 年に設立され、米国の国境管理、移民管理、テロ対策、災害対応などを統括する連邦政府機関であり、CBP (U. S. Customs and Border Protection) や ICE (Immigration and Customs Enforcement) などを傘下に持つ。

¹³³ テキサス州コロンビア・ソリダリティ橋でバッテリー荷台内から約 132kg のメタンフェタミン (見積額 2.6 百万ドル相当) を押収した事案。High voltage: CBP officers seize more than \$2.6 million in methamphetamine at Colombia-Solidarity Bridge in box truck hauling batteries <https://www.cbp.gov/newsroom/local-media-release/high-voltage-cbp-officers-seize-more-26-million-methamphetamine>

¹³⁴ 2025 年 6 月、カリフォルニア州ロングビーチ港で麻薬カルテル向けに調達された 50,000kg のメチルエフェドリン (methamphetamine) の生成に必要な化学物質を押収した事案。<https://www.ice.gov/news/releases/ice-cbp-seize-50000-ki-lograms-meth-precursor-chemicals-destined-sinaloa-cartel>

¹³⁵ CBP データでは、大型 NII 機器を使用し、FY2023 年 (10 月 1 日- 9 月 30 日) で 1.9 百万ドル、FY24 に 59 万ドル、FY25 に 87 万ドルの US 通貨が没収されている。Non-Intrusive Inspection (NII) systems とは、貨物や車両を開封せずに内部を検査するための技術・装置の総称である。米国税関・国境警備局 (CBP) や他の国際税関当局が使用しており、違法薬物、武器、現金などの密輸品を効率的に検出することを目的としている。<https://www.cbp.gov/newsroom/stats/cbp-enforcement-statistics>

一方で、GAO や監察官報告では、押収後の通知や抗弁手続の遅延、記録管理の不備など、透明性と権利保護に関する課題が指摘されている¹³⁶。CBP は、犯罪収益剥奪の実効性を維持しつつ、憲法上の適正手続保障を強化するため、技術的な検査能力の向上と法的手続の改善を進めている。今後は、FATF が求める国際基準との整合性を確保しながら、透明性・比例性・国際協力を軸に制度改革が進むと考えられる。

4.1.6. 暗号資産の没収について

米国では、暗号資産に関する没収制度が刑事・民事両面で整備されている。主たる根拠法令は 18 U.S.C. § 981 (マネー・ローンダリング、詐欺などによる民事没収) 及び 21 U.S.C. § 881 (Controlled Substances Act (麻薬取締法) に基づく没収制度の主要規定) であり、刑事・民事を問わず、麻薬関連犯罪に関与する財産を差し押さえ・没収) である。更に 2025 年 3 月の「Strategic Bitcoin Reserve」創設¹³⁷により、政府が没収した暗号資産を長期保有し公共の目的に活用することが定められた。捜査体制も強化されており、財務省・司法省・FBI・DEA・国土安全保障省 (CBP、HSI など)、IRS (内国歳入庁) など複数の連邦機関が、ブロックチェーン分析ツールや VASP (暗号資産サービスプロバイダー) との協力を通じた追跡・押収体制を整備している。押収実績としては、司法省が 2025 年 6 月に 2 億 2530 万ドル超の暗号資産の押収を含む事例¹³⁸を公表し、2024 年 9 月には Tether などステーブルコインを含む 6 百万ドル相当の凍結事案¹³⁹が報じられている。2025 年 8 月には 280 万ドル超の暗号資産+現金を押収した事案¹⁴⁰も公表されており、摘発

¹³⁶ GAO 報告書 “LAND PORT INSPECTIONS CBP Should Improve Performance Data and Deployment Plans for Scanning Systems” <https://www.gao.gov/assets/gao-25-107379.pdf>

U.S. Department of Homeland Security OFFICE OF INSPECTOR GENERAL 報告書 “CBP’s Detection Capabilities at U.S. Ports of Entry Risk Missing Contraband” <https://www.oig.dhs.gov/sites/default/files/assets/2025-06/OIG-25-27-Jun25-Redacted.pdf>

¹³⁷ 2025 年 3 月 6 日、トランプ大統領は「Strategic Bitcoin Reserve 及び United States Digital Asset Stockpile」を創設する大統領令 (E.O. 14233、法令番号 2025-03992) に署名した。この大統領令は、司法省や財務省に対し、没収されたビットコインやその他の被没収デジタル資産を管理する機関を設置し、これらが換金デフォルト資産として保持・凍結されることを定めている。<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/03/establishment-of-the-strategic-bitcoin-reserve-and-united-states-digital-asset-stockpile/>

¹³⁸ 2025 年 6 月 18 日付、米司法省は、ワシントン D.C. 地方裁判所に対して「暗号資産詐欺及びマネー・ローンダリング」に関連する約 2 億 2,530 万ドル相当の暗号資産に対する民事没収訴訟を提起した。調査は、FBI 及び米国シークレットサービスのサンフランシスコ支局が主導し、ブロックチェーン分析によって該当暗号資産が「いわゆる暗号投資詐欺 (“pig butchering” 信頼詐欺)」の被害収益であることを特定した。司法省はこの事件を最大規模の没収と位置づけ、数百万人規模の被害発生を伴う詐欺ネットワークに対する警告としての意味を強調している。また、U.S. Attorney Jeanine Pirro 及び刑事部門長 Matthew R. Galeotti は声明において、「米国民を標的とした海外犯罪者から資金を剥奪し、被害回復をめざす」との方針を掲げている。この押収は、政府が被害者資金の回復に向けた strategic bitcoin reserve への転用を想定している、としている。“J United States Files Civil Forfeiture Complaint Against \$225M in Funds Involved in Cryptocurrency Investment Fraud Money Laundering” <https://www.justice.gov/opa/pr/united-states-files-civil-forfeiture-complaint-against-225m-funds-involved-cryptocurrency>

¹³⁹ 2024 年 9 月、米司法省 (DOJ) は、ワシントン D.C. 地方検察局とテネシー東部地方検察局、司法省刑事課、FBI クノックスビル支局が連携して、東南アジアを拠点とした「Crypto-Confidence 投資詐欺」に関連する犯罪収益として、600 万ドル以上の Tether (USDT) 等の暗号資産を凍結・押収したと発表。詐欺手口はテキストメッセージや出会い系アプリ、偽の投資プラットフォームなどを通じて被害者の信頼を獲得し、暗号資産を不正に送金させるもので、司法省は FBI によるブロックチェーン分析によって複数のウォレットが犯罪収益と判明したと説明している。また、Tether はプレスリリースで「180 以上の機関と協力し、USDT での凍結総額は 18 億ドルを超え、被害者へ 1.28 億ドル超を返還している」と支援実績を発表した。司法省も声明で、「被害者の米国民から不正な資金を剥奪し、デジタル詐欺への明確な対処を示した」と強調しており、これは民事没収制度を通じた暗号資産による犯罪対策の実効的モデルとされている。<https://www.justice.gov/usao-dc/pr/united-states-seizes-more-6-million-alleged-proceeds-crypto-confidence-scheme>

¹⁴⁰ 米司法省は 2025 年 8 月 13~14 日、東部バージニア・中部カリフォルニア・北部テキサスの連邦地裁から計 6 件の捜索令状を取得し、Zeppelin ランサムウェアを使用して世界中で被害を拡大させてきたイアニス・アントロペンコ被告の所有ウォレットから、約 280 万ドル相当の暗号資産、7 万ドルの現金及び高級車を押収した。<https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-announces-seizure-over-28-million-cryptocurrency-cash-and-other-assets>

の規模や頻度の増加が確認できる。また、2023年10月に公表されたGAOの報告書（GAO-23-105346: Blockchain in Finance）は、デジタル資産市場の規制不足を指摘し、米国議会に対してより包括的な監督の枠組導入を勧告している¹⁴¹。

また、Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act（通称 Genius Act）は、2025年7月18日に第119回議会で可決・成立し、同日に Public Law No. 119-27 として施行された。本法はステーブルコインの規制枠組を整備し、発行者に対して法的命令に基づく即時の凍結・バーン能力（burn、暗号資産やトークンを永久に流通から除外する処理）の技術的実装¹⁴²を義務化するものである。本法では発行者が金融機関として KYC/CDD/疑わしい取引報告（SAR）などの AML 義務を負うとともに、命令不履行への罰則や許可取消しが明記されている。さらに、海外発行者であっても米国市場に参加するには凍結や出資停止などの法的責任を負う必要があり、国際的な協力と越境的抑制が制度面でも自ずと担保される構成となっている。このように、Genius Act は FATF が求める「暗号資産の有罪判決に基づかない没収機能」や「VASP に対する即時凍結能力/国際協力の囲い込み」を制度的に実現するための具象化された法的装置として位置づけられる¹⁴³。凍結・没収の実効性、透明性、比例性、国際協力という要件を満たす点で、FATF における評価対象としても注目されており、2026年以降の FATF 相互審査において制度の実効性が検証されると見込まれている。

これら一連の取り組みから、米国は「暗号資産の没収能力と権利保護」という2つの要請を両立させる法制度・運用体制を構築しつつあり、2026年以降の FATF 相互審査や国内訴訟でもその透明性と比例性の実効性が検証されると考えられる。

¹⁴¹ GAO 報告書は、ブロックチェーンや暗号資産関連サービスの急速な普及に対し、規制当局が消費者保護やマネー・ローンダリング防止、金融安定性のリスクに対応できていない実態を指摘している。GAO は、規制の空白及び監督の不均一性が、暗号資産市場を完成されていない高リスク状態にしているとの見解を示し、現行ルールでは包括的な監視体制を構築できないことを懸念している。また、報告書は、連邦レベルで、現物（スポット）市場やステーブルコインに関する規制立法を検討すべきと提言し、証券取引委員会（SEC）、商品先物取引委員会（CFTC）、財務省、FinCEN、IRS など少なくとも7つの機関にまたがる連携メカニズムの構築を勧告している。GAO は、これらの提言を通じて、暗号資産の規制強化・監視体制の整備を速やかに行う必要性を議会に求めている。<https://www.gao.gov/assets/gao-23-105346.pdf>

¹⁴² “即時の凍結・バーン能力の技術的実装”とは、Genius 法により、暗号資産の発行者に対して法的命令に応じてオンチェーンで資産を凍結（freeze）し、必要に応じて“焼却”又は送金巻き戻しを技術的に実行できるシステム構築を義務付けるものである。技術要件としては、ウォレットやプラットフォームがキー管理・スマートコントラクトを用いて、指定アドレスの残高を即時ブロックし、バーン又は返還操作を実行するロジックを実装することが含まれる。この実装義務により、AML や経済制裁法令に基づく法執行命令（凍結命令等）が発せられた際に、発行者が「実行できる環境」を保証しなければ登録・許可を継続できなくなる。この技術義務は、中間者を排除する自律型リカバリ技術とは異なり、「法的命令に応じて即時差押えやバーンを実現するための行政・技術的体制」を法制化する点に革新性がある。FATF 勧告 38 など求められる“freezing capacity”を国際標準として制度的に取り込んだ点では、実効性の高い財産回復のモデルとなっている。

¹⁴³ FATF 勧告 38（刑事共助—凍結・没収）では、民事没収命令等の freezing capacity（凍結能力）を各国が保有すべきことが明示されており、同勧告の改訂版解釈ノート（2023年10月発効）でも、特に暗号資産に関して、法執行命令に基づく取引凍結・マルチレジャーへの即時対応を可能にする技術的手段の確保を求めている。米国財務省も、2025年8月に GENIUS 法に基づき発出した AGPR（Advance Notice of Proposed Rulemaking（事前規則案通知）” Request for Comment on Innovative Methods To Detect Illicit Activity Involving Digital Assets”）で、API、AI、デジタル ID、ブロックチェーン監視ツール等に対応する“freeze capacity”を法執行命令により実装できる仕組みを明確化し、“responsible”なデジタル資産運用のために“freezing capacity” is essential としている。<https://www.federalregister.gov/documents/2025/08/18/2025-15697/request-for-comment-on-innovative-methods-to-detect-illicit-activity-involving-digital-assets> なお、AGPR とは、Advance Notice of Proposed Rulemaking（事前規則案通知）の略称である。これは、米国の行政機関が新しい規則や制度を導入する前に、その概要や方向性を公示し、関係者や一般市民から意見を募集するための公式手続である。通常、連邦官報（Federal Register）に掲載され、規制の目的、技術的要件、法的根拠などが示される。Genius 法に関連する AGPR では、ステーブルコイン発行者に求められる即時凍結・バーン機能の技術的実装や AML/CFT 義務について、具体的な実装方法や監督基準に関するパブリックコメントを求めている。

4.2. 英国

4.2.1. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価

2018年12月公表のFATF第4次対英国相互審査報告書(MER)¹⁴⁴における勧告4(剥奪及び保全措置)は、Compliant(完全遵守)となった。基準(Sub Criterion)ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

英国には、犯罪収益、犯罪に使用された財産、又はそれらに相当する価値を有する財産の没収を可能とする法的枠組が整備されている。Proceeds of Crime Act 2002 (POCA)により、刑事没収¹⁴⁵(有罪判決後)、民事回復¹⁴⁶及び税務当局による没収が可能である。テロ関連犯罪についても、通常の刑事没収、民事回復に加え、特別な没収制度が適用される。犯罪収益、犯罪に使用された道具類(instrumentalities)及びテロ関連財産の没収が可能である。刑事・民事いずれの没収制度でも、犯罪収益等と同等の価値を有する財産の没収が認められている。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

英国当局は、没収対象財産の特定、追跡、評価を行うための開示命令、捜索・押収命令、口座監視命令、説明不能資産命令(Unexplained Wealth Orders)等の幅広い調査権限を有している。裁判前の財産の保全措置も可能であり、財産の移転や処分を防ぐための措置や、調査のための適切な手段も確保されている。裁判所は、没収対象財産の凍結や保全を命じることができる。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

善意の第三者の権利は、POCA等の法律により保護されている。没収手続において、善意の第三者が異議を申し立てる機会が確保されている¹⁴⁷。

¹⁴⁴<https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/mer/MER-United-Kingdom-2018.pdf.coredownload.inline.pdf>

¹⁴⁵ 英国の刑事没収は、Proceeds of Crime Act 2002に基づき被告人に「回復可能額相当の金銭の納付」を命じ、その納付金が国庫に帰属する仕組みであることから、対象物そのものの剥奪ではなく価額ベースの金銭徴収を行う日本の追徴が「没収できない財産の価額納付を強制する処分」と定義されている点と構造的に類似しており、両者はいずれも金銭納付命令を中心とする制度として機能していると考えられる。

¹⁴⁶ 英国の主要な犯罪収益の没収法である Proceeds of Crime Act 2002 (POCA) では、民事手続による違法収益の取り戻し制度に“civil recovery”という用語が用いられ、司法省や国家犯罪対策庁(NCA)、実務文献でも正式名称として扱われている。POCAには“forfeiture”も存在するものの特定財産の没収に限られ、これに対してcivil recoveryは財産の根源的所有権を国家へ移転させるより広い制度であるため、英国法の“civil recovery”を忠実に訳す場合には「民事回復」とするのが適切であると考えられる。

なお、英国の民事回復には、厳密には「違法財産回復(高等法院管轄)」と「違法現金没収(治安判事裁判所管轄)」があるが、前者のみを民事回復と整理する考え方が一般的とされている。

¹⁴⁷ 英国においては、2002年犯罪収益没収法(Proceeds of Crime Act 2002、以下POCA)により、犯罪収益の没収制度が整備されているが、その中で善意の第三者の権利も一定の保護を受けている。特に、2015年重大犯罪法(Serious Crime Act 2015)によって導入されたPOCA第10条A項は、第三者の財産権を保護するための重要な規定である。POCAに基づく没収手続では、被告人が犯罪によって得たとされる資産に対して、裁判所が没収命令(Confiscation Order)を発することができる。この命令は、被告人に対して一定額の支払いを命じるものであり、その支払いに充てるために資産が特定される。しかし、これらの資産の中には、被告人以外の第三者が法的権利や利益を有するものが含まれている場合がある。このような場合、POCA第10条A項は、裁判所に対して、当該資産に関して第三者の利益が存在する、又はその可能性があると判断したときには、その第三者に合理的な機会を与えて意見を述べさせることを義務づけている。第三者は、自らの権利が正当であることを「証拠の優越(balance of probabilities)」の基準で立証する必要がある。裁判所がその主張を認めた場合、当該資産は没収命令の対象から除外される可能性がある。この手続は、没収命令が出される前の段階、すなわちクラウン・コートでの審理において行われることが望ましい。なぜなら、執行段階で異議を申し立てるよりも、早期に裁判所の判断を仰ぐ方が、第三者の権利保護にとって有利であるからである。第三者が主張できる権利には、所有権、共有権、信託上の利益などが含まれる。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

英国には、凍結・押収・没収された財産の管理及び処分のための多様なメカニズムが存在する。管理受託者や破産管財人の任命が可能であり、債権者保護や財産の適切な管理が図られている。

総括（FATF 第4次対英国相互審査報告書における勧告4の法令遵守（TC）評価）

英国は、犯罪収益等の没収に関して、刑事・民事・税務の各手法を駆使し、幅広い財産の没収・保全措置を実現している。テロ関連犯罪や第三者保護、国際協力も含め、FATFの要件を完全に満たしていると評価されている。勧告4は「Compliant（完全遵守）」と評価されている。

4.2.2. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況（TC）勧告38の評価

英国のFATF第4次相互審査報告書（MER）における、勧告38（刑事共助—凍結・没収）の評価については、Compliant（遵守）とされた。基準（Sub Criterion）ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

英国は、外国からの要請に基づき、犯罪収益・犯罪関連資産の特定、凍結、押収、没収等の措置を迅速に講じる権限を有している。捜索・押収、開示命令、顧客情報命令、口座監視命令等を通じて、要請国の捜査に協力できる。EU加盟国からの要請については、EUの枠組により裁判所や中央当局を経ずに直接執行が可能である。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収や暫定措置への対応

英国は、有罪判決に基づかない没収（NCBC）や関連手続にも対応可能である。被疑者が死亡、逃亡、不明の場合や、加害者が特定できない場合でも、関連資産の特定・凍結・没収等の措置を講じることができる。要請国での捜査・訴追の有無や、外国判決の有無に応じて、英国の裁判所が適切な命令を発出できる。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

英国の警察当局は、要請国と警察間協力や国際機関、合同捜査チーム（JITs）等を通じて、資産の凍結・没収措置の調整、管理・処分を実施できる体制を有している。没収資産の管理・処分については、管理受託者や執行受託者の任命等の仕組みが整備されている。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

英国は、没収資産の国際的な共有（asset sharing）についても対応可能であり、他国と50:50の分配協定を締結することを原則としている。汚職等による国家資産の返還については、要請国に全額返還（合理的な費用控除後）する運用を行っている。

総括（FATF 第4次対英国相互審査報告書における勧告38の法令遵守（TC）評価）

英国は、外国からの要請に基づき、犯罪収益や関連資産の特定・凍結・没収等に迅速に対応できる法制度・実務体制を有している。有罪判決に基づかない没収や関連手続にも対応可能であり、資産管理・分配、国際的な資産共有（asset sharing）も実施でき

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/29/section/10A>

る。EU加盟国からの要請については、EUの枠組により迅速な執行が可能である。全体として、Recommendation 38の各要件を満たしており、重大な技術的欠陥は認められない。総合評価は「Compliant（遵守）」である。

4.2.3. FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8 の評価

英国のFATF第4次対英国相互審査報告書(MER)における、有効性評価項目I0.8(犯罪収益等の没収)の評価は、SE: Substantial level of Effectiveness(相当程度の効果、四段階評価の上から二番目)となった。各着眼点(Core Issue)に対する評価は以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

英国では、犯罪収益の剥奪がマネロン等対策の中核的な政策目的として明確に位置付けられており、没収は捜査・訴追と並ぶ重要な手段として活用されている。刑事没収及び民事没収の双方を可能とする包括的な法制度が整備され、犯罪収益の追跡、凍結、没収を支える制度的基盤は強固であると評価されている。MERでは、財産回復が戦略文書や執行実務の中で高い優先度をもって扱われている点が、英国の強みとして明示されている。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

英国は、国内犯罪に由来する犯罪収益のみならず、外国の前提犯罪に関連する資産についても、国際協力を通じて積極的に没収を行っている。重大組織犯罪、汚職、詐欺、テロ資金供与に関連する資産が継続的に没収されており、没収の件数及び金額はいずれも実効性を示していると評価されている。一方で、複雑かつ高度な国際マネー・ローンダリング事案においては、没収の規模が英国のリスクの大きさに必ずしも見合っていないとの指摘もなされている。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

英国は、国境を越える現金及び持参人払い式の譲渡可能支払手段に関する申告制度を整備しており、虚偽申告又は無申告に対して押収及び没収を含む制裁を適用している。税関当局は現金の物理的移動を重要なマネロンリスクとして認識し、検知及び押収のための権限と手続を有している。MERでは、制度面は整備されているものの、押収・没収の実績は国境を越える現金移動に伴うリスクの大きさと比較すると限定的であり、さらなる活用の余地があると評価されている。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

英国は、国家リスク評価において、重大組織犯罪、国際的マネー・ローンダリング、汚職及びテロ資金供与を主要なリスクとして特定しており、没収はこれらの分野に重点的に用いられている。没収の実績は、全体としてはリスク評価や国家マネロン等戦略と概ね整合していると評価されているが、国際金融センターとしての英国の規模やリスクに照らすと、特定の高リスク分野では財産回復の水準が十分とは言えない点が指摘されている。この点が、I0.8の評価において一部課題として位置付けられている。

総括 (FATF 第4次対英国相互審査報告書における I0.8 の有効性評価)

英国は、犯罪収益の剥奪をマネロン等対策の重要な柱として位置付け、刑事没収及び民事没収を含む強固な制度と運用体制を有している点で高く評価されている。法執行当

局は、国内外の重大犯罪に関連する資産の追跡・没収を積極的に行っており、没収は捜査・訴追戦略に組み込まれている。一方で、国際金融センターとして極めて大規模かつ複雑なマネロン等リスクを抱える英国の特性を踏まえると、没収の水準はリスクの大きさに完全には見合っていないとの課題も指摘されており、IO. 8は総じて強固であるが、さらなる実効性向上の余地があるとして、IO. 8の評価は「Substantial Level (SE、相当程度の効果)」(四段階評価の上から二番目)とされている。

4.2.4. FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について

英国においては、古くからコモン・ロー上の概念¹⁴⁸として没収(forfeiture)の法概念が存在しており、その起源は11世紀以来のコモン・ロー上の概念である贖罪奉納(物)(deodands)にまで遡るとのことである¹⁴⁹。コモン・ローに由来する forfeiture は 衡平法・先例法の一部として、無報酬での相続・利益の剥奪を目的とし、特に被害者に直接不利益を与えた犯罪行為(例えば、殺人による相続放棄、自動車共有利益の喪失など)に対する自然的帰結とされる。これに対し、刑事没収(criminal confiscation)は2002年犯罪収益法等に基づく制定法手続であり、被告の「criminal conduct(犯罪活動)」や「criminal lifestyle」¹⁵⁰を認定した上で、刑事事件の一環として推定・算定された犯罪収益を没収金として追徴する制度である。一方、民事回復(civil recovery)は、犯罪行為の有罪判決に基づかず、資産の不正取得を立証することで国家が資産を回収する非刑事的手続である。両者は目的において共通して「犯罪収益の剥奪」を志向するが、手続構造と証明基準が異なる。刑事没収は刑事訴訟法上の厳格な証明(beyond reasonable doubt)を要求するのに対し、民事回復は衡平法的性質を持ち、証明基準は「balance of probabilities」である。英国における犯罪収益没収の規制は、主に、この刑事没収と民事回復の二本柱からなり、ともに、2002年犯罪収益法(POCA法)(Proceeds of Crime Act(2002年))に規定されている。英国では、この刑事没収と民事回復の両制度が相互補完的に機能し、刑事没収で対応できない場合に民事回復が補充的役割を果たす構造となっていると考えられる。民事回復の制度がPOCA法により導入された背景には、「犯罪収益の剥奪の観点において、有罪判決を前提とする制度では特に組織犯罪に対して十分に対処できていないという問題意識があった」とされている。すなわち、「犯罪の実行行為から巧妙に距離をとる首領について有罪判決を得ることは困難であるため、組織犯罪の首領に犯

¹⁴⁸ コモンロー(Common Law)は、裁判所の判例を基礎とする慣習法であり、歴史的に積み重ねられた司法判断が法規範として機能する。特徴は、柔軟性と事例ごとの発展性であり、立法によらず司法の解釈で新しいルールが形成される点にある。他方、制定法(Statute Law)は、議会によって制定された成文法であり、明文化された条文に基づいて適用される。特徴は、法の内容が明確で、議会の意思により改正・追加が可能な点である。

¹⁴⁹ 「国際組織犯罪対策における刑事規則—処罰の早期化・犯罪収益規制とイギリス比較法」(橋本広大南山大学法学部准教授、慶應義塾大学出版会、2022年、237頁)

¹⁵⁰ “criminal lifestyle(犯罪生活)”は、刑事没収(criminal confiscation)手続を機能させる基盤概念として、英国2002年犯罪収益法(POCA)で規定された概念。被告が「特定の犯罪行為」からの利益だけでなく、過去の「一般的な犯罪行為」からの利益も没収対象とするかを決定する基準である。犯罪生活と認定されると、資産の合法的起源を説明できない部分は没収される。認定基準は3つある。

- ① スケジュール2(英国の2002年犯罪収益法(Proceeds of Crime Act 2002, POCA)の第2部に付属する一覧であり、「criminal lifestyle(犯罪生活)」を自動的に認定する対象犯罪のリストに列挙された重大犯罪)で有罪(麻薬取引など、指定犯罪の有罪判決を受けた場合)
- ② 6か月以上継続し、合計5,000ポンド以上の利益を得た犯罪(単独又は同時考慮された犯罪を含む)
- ③ 複数犯罪による「犯罪活動の継続」(現行手続で4件以上の利益犯罪、又は現行手続で1件+過去6年以内に2件以上の利益犯罪があり、合計利益が5,000ポンド以上)。

この制度は、犯罪で生活していると合理的に疑われる者に資産説明義務を課し、説明できない資産を没収するという原理に基づく。犯罪生活が認定されると、没収額算定において「推定規定」が強制適用され、過去の広範な犯罪収益まで対象となる。

legislation.gov.uk “Proceeds of Crime Act 2002, Section 75” “criminal lifecycle” - <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/29/notes/division/5/2/21/1>

罪収益が帰属する構造が出来上がっていると、有罪判決を前提とする刑事没収では犯罪収益の剥奪に限界があり、実際に犯罪収益が新たな犯罪に再投資されてしまっている状況が認識されていた」とされている。民事回復は、有罪判決を前提とせずに犯罪収益の剥奪を可能とすることで犯罪収益の再投資を防ぎ、もって犯罪を予防するために導入された制度であり、その性質は、「不法に財産を入手した者から財産を剥奪する点において回復的(reparative)であり、新たな犯罪への再投資をされる財産を剥奪する点において予防的(preventive)であって、刑罰的(punitive)ではない」¹⁵¹と考えられる。

FATF 第4次相互審査(2018年)以降の英国における没収・追徴制度は、この2002年犯罪収益法(POCA法)(Proceeds of Crime Act(2002年))の改正と司法・行政の運用改善を通じて、強化と透明性の向上が進められている。すなわち、国際組織犯罪防止条約やFATF勧告との整合性を確保するため、英国では刑事没収と民事回復の両制度を併存させ、刑罰的な没収に加えて、不法に財産を入手した者から財産を剥奪する点において回復的(reparative)であり、新たな犯罪への再投資をされる財産を剥奪する点において予防的(preventive)な没収制度のバランスをとる政策が採用されていると考えられる。2021年6月に改訂された刑事没収権限に関するHome Officeガイダンス(s.2A Guidance)¹⁵²では、裁定なしの民事回収手続を推奨し、金融調査と押収の開始を調査開始段階から行うよう推奨している。また、2024年9月にイギリス政府統計局とHome Officeが公表したAsset Recovery Statistics User Guide(2024年版)¹⁵³では、POCA法に基づく財産回復の手続体系(凍結→押収→没収→返還・再配分)について定義と統計算出方法も示されており、2023/24行政年度において、没収額は約2億4,330万ポンドに達し、その内訳は、刑事没収が1億2,850万ポンド、民事没収が1億730万ポンド、民事回収は740万ポンドとなっている(【参考30】)。同ガイドでは、Victim Compensation(被害者補償)やAsset

¹⁵¹ 「国際組織犯罪対策における刑事規則—処罰の早期化・犯罪収益規制とイギリス比較法」(橋本広大南山大学法学部准教授、慶應義塾大学出版会、2022年、260-261頁)、2000年6月刊行のUK, Cabinet Office(Performance & Innovation Unit)刊行報告書“Recovering the Proceeds of Crime”における、民事回復(civil recovery)に関する記述やRecovering the Proceeds of Crime, Cabinet Office Performance & Innovation Unit, June 2000. Deposit paper Dep 00/969, Hansard(Commons), 14 June 2000, “Criminals (Confiscation Of Assets)”、Explanatory Notes, Proceeds of Crime Act 2002, background on PIU report recommendations、Proceeds of Crime Bill(2001)CM 5066, includes High Court civil recovery provisions等の記載。

¹⁵² 2021年6月に英国Home Office(内務省内務局)が更新したPOCA(2002年)Section 2A Guidanceは、犯罪抑止の実効性を高めるために、刑事捜査と民事回収(non-conviction asset recovery)の併用を推奨している。調査の初期段階から、裁判なしに資産を押収・凍結できる民事権限(Sections 5-6)を検討し、必要に応じて関係当局に移譲するように促されており、いずれの権限も優先順位をつけず、ケースに応じて選択されるべきと明記されている。このガイダンスは、the National Crime Agency(国家犯罪局(NCA))、Serious Fraud Office, Financial Conduct Authority, Her Majesty’s Revenue and Customs, the Crown Prosecution Service and Public Prosecution Service in Northern IrelandなどのRelevant Authoritiesに向けて発出されており、捜査の段階から民事・刑事手続を視野に入れて行動する体制の構築が求められている。財務相や法務長官と連携しつつ、透明性と効率性を兼ねた財産回復を制度化する意図が明確とされている。これは、FATF第4次相互審査で指摘された「民事回収の実効性強化」と「民事権限の適切な活用」に対応し、民事回収を刑事捜査の単なる代替手段ではなく、独立した財産回復の柱として位置付ける変更となっている。

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60ec44e78fa8f50c716bcc38/June_2021_amended_s.2A_guidance_.pdf

¹⁵³ 2024年9月12日にイギリス政府統計局とHome Officeが公表した「Asset Recovery Statistics User Guide」(2024年版)は、2019年から2024年までの没収・凍結・回収実績を集計した統計公表(Financial Bulletin)を補足するものであり、根拠となる法律(Proceeds of Crime Act 2002)や各措置(裁判所命令による資産凍結、押収・没収、犯罪収益の返還やAsset Recovery Incentivisation Scheme(ARIS)の活用など)について解説している。

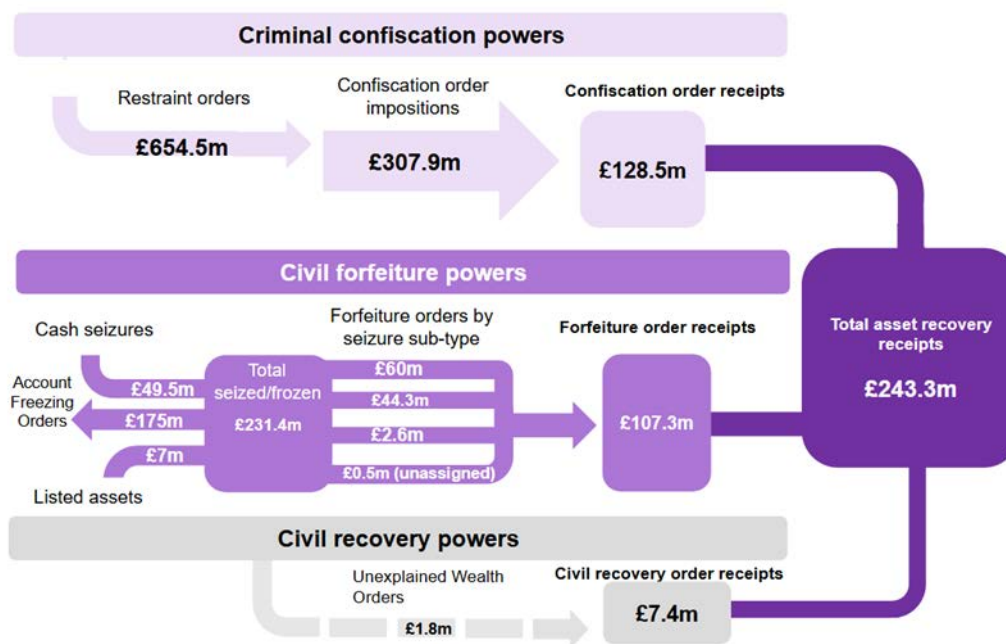
<https://www.gov.uk/government/statistics/asset-recovery-statistics-financial-years-ending-2019-to-2024/user-guide-to-asset-recovery-statistics>

統計欄では、年度ごとの“restrain → seize → confiscate”のフェーズ別の資産件数・金額が示され、2023-24会計年度においては約2億4,330万ポンドが没収されたとしている。この資料は各種法改正や報告様式の変更に応じて毎年更新されており、国内での財産回復制度の透明性と信頼性を高める資料となっている。

<https://www.gov.uk/government/statistics/asset-recovery-statistics-financial-years-ending-2019-to-2024/asset-recovery-statistical-bulletin-financial-years-ending-2019-to-2024>

Recovery Incentivisation Scheme (ARIS) を通じた資金再投資制度の仕組みも説明されており、2023/24 行政年度では約 9,780 万ポンドが地方警察へ再割当されている。また、制裁対応や贈賄資産の国際送還にも言及しており、財産回復の政策的役割を明確にするガイダンス文書となっている。

【参考 30】 イングランド、ウェールズ、北アイルランドの 2023/24 会計年度（2023 年 3 月～2024 年 3 月末）における財産回復制度の概要¹⁵⁴



また、仮差押え・押収段階の効率化も含む 2023 年 ECCTA 法¹⁵⁵ (Economic Crime and Corporate Transparency Act) の審議においては POCA 法を改正する条項も含まれており、2024 年 4 月 26 日から施行された POCA 改正では、Magistrates’ Court (治安判事裁判所) が令状なしで、暗号資産を含む資産の凍結・押収する権限を新たに得るなどした¹⁵⁶。また、必要証拠基準は「reasonable grounds for suspicion (合理的根拠)」に引き下

¹⁵⁴ (出所) 英国政府内務省 (Home Office) ” Official Statistics Asset recovery statistical bulletin: financial years ending 2019 to 2024” (Published 12 September 2024) “Figure 2: Overview of the asset recovery system in the financial year ending March 2024 in England and Wales and Northern Ireland” <https://www.gov.uk/government/statistics/asset-recovery-statistics-financial-years-ending-2019-to-2024/asset-recovery-statistical-bulletin-financial-years-ending-2019-to-2024> を基にあずき監査法人作成。

¹⁵⁵ ECCTA 法 (Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023) は、英国が幅広い経済犯罪対策強化を図る目的で制定された法律である。その成立背景には、長年にわたる金融犯罪の横行に加えて、2022 年のロシアによるウクライナ侵攻後、ロシア資産やオリガルヒによる英国国内資産の悪用の懸念が高まり、英国が “dirty Russian money” を排除する必要性高まったことがある。また、対ロシア制裁を背景に、EU や G7 諸国との協調的規制強化の流れを受け、この法案は 2023 年 10 月に Royal Assent (=法令承認は、王又は国王代理 (現在は国王チャールズ 3 世) が議会で可決された法案に正式に同意し、「Act of Parliament (成文法)」として成立させる最終的な儀式及び手続) を得て成立した。 <https://www.gov.uk/government/publications/economic-crime-and-corporate-transparency-act-2023-factsheets/economic-crime-and-corporate-transparency-act-overarching-factsheet>

¹⁵⁶ ECCTA には、POCA (Proceeds of Crime Act 2002) を改正する複数の条項が盛り込まれた。具体的には、Magistrates’ Court (治安判事裁判所、イギリスの下級裁判所の一種で、主に軽微な刑事事件、初期審理、保釈判

げられ、従来よりも迅速な没収が可能になっている。さらに、イングランドとウェールズにおける検察機関である Crown Prosecution Service (CPS) が 2025 年 1 月に公表した「資産没収戦略 (Proceeds of Crime Strategy 2025)」¹⁵⁷では、「criminal confiscation (刑事没収、有罪判決後)」と「civil recovery (民事没収、判決不要)」を統合的に活用し、凍結→押収→没収のプロセスを強化すると共に、被害者補償や国際共助 (MLA、Mutual Legal Assistance) に注力するとしている。同戦略では、さらに、デジタル技術への対応強化 (暗号資産やオンライン犯罪資産の識別・管理)、専門人材・研修の拡充、被害者の支援・補償手続の円滑化を重点項目と位置づけており、CPS は英国国内外の財産回復の取組 (CARIN 等) とも積極的に連携し、2024 年～2025 年にかけて、英国の財産回復の能力と透明性を向上させることを目指すとしている。また、2024 年 9 月には、スコットランドの POCA 法の担当者による「Appointed Person (裁判所外の独立した機関 (Appointed Person) が適正手続を担保する仕組) に関する報告書 (SI 2024/1123)」¹⁵⁸において、没収に関する捜査過程・手続の透明性を図ると共に、暗号資産 (cryptoasset item) の没収資産の対象化を明記し、ノーフォーク治安判事裁判所がこれに基づき暗号資産の没収権限を行使した事例¹⁵⁹も報告されている。2025 年 2 月に下院で提案され、2025 年 6 月に中間審議が行われた Crime and Policing Bill 2025¹⁶⁰では、没収訴訟の迅速化や電子盗難・SIM ファームなどの即時押収対応が正式に導入され、FATF 第 5 次相互審査に向けた財産回復の制度強化が進められている。このように、英国では、犯罪趨勢の変化にも対応し、制度の効率化・被害者重視・透明性強化を目指す包括的法制度改正が進行中であ

断、令状発付などを扱う司法機関) による暗号資産の凍結・押収権限の拡充 (POCA Parts 8-9) が 2024 年 4 月に施行され、ステーブルコインやウォレットにも迅速対応可能な仕組みに改正された。また、この改正により、従来は刑事判決前には利用が難しかった民事回収制度が、より柔軟・効果的に運用できる体制が整えられた。

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/56/pdfs/ukpgaen_20230056_en.pdf

¹⁵⁷ CPS Proceeds of Crime Strategy 2025 <https://www.cps.gov.uk/publication/cps-proceeds-crime-strategy-2025>

¹⁵⁸ スコットランドにおける“Appointed Person”報告書は、POCA 2002 (イギリス犯罪収益法) 適用の監督強化を目的とする制度である。2024 年 9 月に発行された「Report of the Appointed Person for Scotland for 2023/24」では、警察が令状なしで行った押収・差押えについて、48 時間以上資産を押収せず放置した場合には 14 日以内に文書で理由を説明しなければならないと定められている。当該制度は、停止された捜査過程の透明性と司法審査を確保するため、裁判所外の独立した機関 (Appointed Person) が適正手続を担保する仕組みであり、暗号資産などの没収対象が拡大された POCA 改正 (ECCTA 2023) に対応したものとして導入された。これにより、警察や NCA による即時措置の裁量が強まる一方で、「令状なしの押収=即時差押え」ルールに対する牽制と透明性の担保が図られている点で、財産回復制度のバランスを取る重要なガバナンス制度となっている。Proceeds of Crime Act 2002: Report of the Appointed Person for Scotland for 2023/24 <https://www.gov.scot/publications/proceeds-crime-act-2002-report-appointed-person-scotland-2023-24/>

¹⁵⁹ 2024 年 10 月以降、ノーフォーク治安判事裁判所 (Magistrates' Court, Norfolk) が application for detention/freezing orders under section 303Z23 of POCA を受理し、一部の“unhosted”暗号資産ウォレットに対し即時差押えを認める判決を下した。この判決では、Crypto Asset に対する“detention”が 48 時間許可された後、Magistrates' Court が 72 時間超の extended freezing order を発行し、被疑資産が犯罪収益であることが合理的に疑われた場合の凍結が認定された。ノーフォーク裁判所の対応により、暗号資産に対する従来なし得なかった令状発付と即時差押えの制度運用が初実施されたことが明確に記録された。

これは、VASP や Unhosted ウォレットへの対応を可能にした技術要件と POCA 制度の統合手法であり、FATF 勧告 38 の“freezing capacity”を実効的に具現化した英国の国内事例であると考えられる。Proceeds of Crime Act 2002: Report of the Appointed Person for Scotland for 2023/24 <https://www.gov.scot/publications/proceeds-crime-act-2002-report-appointed-person-scotland-2023-24/>

¹⁶⁰ Crime and Policing Bill (2024-25 年) は、2025 年 2 月 27 日に下院で初起案され、5 月 13 日の委員会審査を経て 6 月 17-18 日に報告段階が実施された法案であり、政府の「Safer Streets」戦略に沿い、ナイフ犯罪・対テロ作戦・暴力防止など多岐にわたる犯罪抑止を目的としている。本法案は従来の犯罪抑止の枠を超え、刑事事件化される軽犯罪の初動を迅速化するほか、SIM ファーム摘発や電子機器の同時差押え、さらにポリシング・権力の透明化・責任強化 (捜査警察の増強、警察行動の匿名性保障) も網羅している。また、POCA 改正 (ECCTA/SI 2024/1043) と連動し、Crown Court に至る前段階での没収訴訟手続の高速化・暗号資産差押えへの対応を可能にする条項 (「SIM farm offence」[seize stolen phones] [civil recovery of proceeds of crime]) が強化されており、FATF 第 5 次相互審査に向けた財産回復の実務適合性を国内法レベルで高度化を図っているものと考えられる。「Crime and Policing Bill」(Volume 769: debated on Tuesday 17 June 2025) <https://hansard.parliament.uk/commons/2025-06-17/debates/CEAC32EB-971E-4A0D-BD3A-80A92B6DC230/CrimeAndPolicingBill>

る。

他方、英国の「犯罪生活 (criminal lifestyle) 推定規定」は、POCAに基づき過去6年間に取得・保有した財産や支出を自動的に犯罪収益と推定するいわゆる 6-year rule が適用され、これは実務上、被告人側に反証責任を転換させる極めて強力な推定であり、6年以内の財産保有・移転は犯罪由来と推定され、被告人が合法性を立証しなければならないことから、巨大な利益額 (benefit figure) が算定されやすい構造となっている。この制度は、没収命令額の不履行時に科されるデフォルト刑 (default sentence) が重いこととも相まって、欧州人権条約第一議定書 (A1P1) の財産権保障との比例原則上の緊張を引き起こしており、実際に法律委員会 (Law Commission) ¹⁶¹は、現行の刑事没収制度が「非現実的な没収命令」を生み出し、制度目的や人権保護との整合性を欠いていること、さらに「比例性判断には没収制度の目的の明確化が不可欠だが、現在の制度は多様な目的が重なり合い一貫性を欠く」と指摘し、過剰没収と不均衡の問題を公式報告書の中で明確に示しているとの指摘もあり、今後は、人権とのバランスも考慮した議論も踏まえ、制度改革が進められてゆくと考えられる。

4.2.5. 税関における没収制度について

英国 HM Revenue & Customs (HMRC) は、税関及び国境警備において、Proceeds of Crime Act 2002 (POCA § 294-298) や「Take cash in and out of the UK 制度¹⁶² (2025年更新)」などに基づき、10,000ポンド以上の現金や金貨、禁制品の不申告・密輸について即時に押収・没収する権限を持っている。HMRCのガイダンス (Police Authorized Professional Practice 2021) ¹⁶³は、警察・税関・HMRCが1,000ポンド以上の現金を犯罪に関連すると判断すれば仮差押え・押収、最終的には没収できるとして、合理的な疑いの要件を明確化している。麻薬摘発では、National Crime Agency (NCA) が2024年に

¹⁶¹ Law Commission は、イングランド及びウェールズにおける法律を継続的に見直し、簡素化・近代化・合理化するために Law Commissions Act 1965 に基づいて設置された独立立法改革機関であり、専門家による調査・諮問・最終報告書の作成を通じ、政府に対して法制度改革の提言を行う役割を担っている。Law Commission は、POCA 2002 Part 2 (刑事没収制度) が「非効率・複雑・執行不能で、没収目的も不明確」という幅広い批判に直面していると指摘し、包括的な見直しを提言している。
https://cdn.websidebuilder.service.justice.gov.uk/uploads/sites/54/2025/12/Confiscation_of_proceeds_of_crime_LC_Summary.pdf

¹⁶² 「Take cash in and out of the UK 制度 (2025年更新)」は、英国・グレートブリテン及び北アイルランド間で10,000ポンド (あるいは北アイルランド間非EUの場合は10,000ユーロ) 以上の現金又は価値物 (外貨、トラベラーズチェック、有価証券、金地金等) を運ぶ際には、出発72時間前から税関に申告し、専用フォームで渡航者・所持者情報、金額・出所・用途などを報告する義務があると定めた制度である。この義務は、旅行者だけでなく家族・グループなど複数人で合計金額が基準を超過するケースにも適用され、北アイルランドへ現金輸送する場合は、グレートブリテンからの移動でも申告義務がある。申告はオンライン又は電話で行い、発行される参照番号を携帯して税関立ち合いの際に提示する。未申告又は虚偽申告の場合、没収+最大5,000ポンドの罰金が科されることが明記されている。この制度は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策の一環として導入されたほか、特に2025年のTreasury Committee 報告 (Acceptance of Cash, July 2025) が指摘した「キャッシュ依存層の保護」の観点を反映し、罰則付きで申告義務を定めながらも、アクセスの利便性を確保するという政策のバランスが図られている。同制度の法的根拠は、Customs and Excise Management Act 1979 (CEMA) 第62条、第83条及び The Control of Cash (Penalties) Regulations 2007 (SI 2007 No. 1509) である。Take cash in and out of the UK <https://www.gov.uk/bringing-cash-into-uk>

¹⁶³ 本ガイダンスは、国家犯罪局 (NCA)、警察、検察庁 (CPS)、HMRC など「Relevant Authorities」が、金融犯罪捜査から財産回復への対応を計画段階から総合的に運用できるよう指導するもので、刑事没収 (有罪後) と民事回収 (判決不要) を併用しながら、捜査開始時点から両制度をケースに応じて柔軟かつ効率的に使用すべきであると明記されている。具体的には、[Proceeds of Crime Act] の第2~4部と第5~6部の平衡の利用を推奨し、「まず刑事で起訴し、有罪が得られない場合は速やかに民事回収へ移行する」など、状況に応じた戦略策定の重要性が強調されている。この変更は、実効性重視のFATF評価で指摘された「民事回収措置の初期導入・可視化強化」に対応し、英国財産回復制度の透明性及び即応性を高める実効性ある制度改革と考えられる。Guidance, HMRC's criminal investigation powers and safeguards, Updated 13 July 2021 <https://www.gov.uk/government/publications/criminal-investigation/criminal-investigation>

322kg・£26.5 m 相当のコカイン摘発¹⁶⁴や、「Operation Venetic」¹⁶⁵による£1.1 m の詐欺犯没収などを実施しているほか、2025 年 10 月に実施された「Operation Lockstream」¹⁶⁶により、216,000 ポンド超の現金が密輸阻止の現場で差し押さえられている。これらの事案は、NCA と NPCC（警察）、さらに Border Force や HMRC などが連携するマルチエージェンシー捜査モデルが極めて高い成果を上げていることを示している。特に「Operation Lockstream」は、FATF が求める「協力体制に基づく資産の迅速凍結・没収」の実践モデルと考えられる。なお、英国の「財産回復統計 Asset recovery statistical bulletin: financial years ending 2019 to 2024 及び Asset Recovery Statistics User Guide (2024 年 9 月 12 日公表)¹⁶⁷」では、2023/24 会計年度に 243.3 百万ポンドの没収額（うち £128.5 m が刑事没収、107.3 百万ポンドが没収命令、7.4 百万ポンドが民事回収）を報告し、キャッシュクーリエや現金没収の年々の件数・金額のトレンドが向上傾向であることが示されている。このように、英国では税関・警察・NCA が法的権限を体系的に整備し、摘発・没収・被害者補償・透明性強化までを包括する財産回復体制を確立していると考えられる。

4.3. EU 指令

犯罪収益の没収に関する EU 指令 (Directive (EU) 2024/1260¹⁶⁸、2024 年 4 月 24 日採択) は、犯罪者の不正な利得を徹底的に追跡し剥奪するための EU における法的枠組 (指

¹⁶⁴ 2024 年 8 月、National Crime Agency (NCA) はサマセット州ウオッチェットの港に接岸したリジッド・ホール・インフレータブル・ボート (RHIB) 「Guzzla」から、322kg の高純度コカイン (約 £26.5 million 相当) を押収した。同船を操っていたクレイグ・ナタル氏 (英国籍) と弟のレイモンド (英国籍)、ギリシャ国籍のアネストイス・ツェパ氏、アルバニア国籍のメリオス・デルヴィナ氏の 4 名が 30 July 2025 にボートで沖合に出漁し、暫定密輸作業に関与していたところを NCA が摘発した。また、英国内務省と国境管理局 (Border Force) は、2025 年 10 月 9 日付のプレスリリースで、わずか 3 か月 (6~8 月) で 15.6 トン、時価 10 億ポンド超のコカインを押収したと発表した。この量は英国史上最大の単年度押収量であり、その多くは南米からのコンテナ輸送によるもので、NCA と沿岸警備隊の連携が効果を上げた結果だと説明されている。<https://www.gov.uk/government/news/1-billion-of-cocaine-seized-by-border-force-this-summer>

¹⁶⁵ Operation Venetic: “Teflon” 薬物密売人への没収 (2024 年 11 月)
National Crime Agency (NCA) は、EncroChat を介した麻薬犯罪捜査「Operation Venetic」の一環として、322kg のコカイン・MDMA を押収し、2024 年 11 月には “Teflon” drugs boss” Craig McKenzie 被告に対し、約 1.12 百万ポンドの犯罪収益没収を命じた。McKenzie 被告は 2023 年に懲役 20 年の判決を受けており、裁判所は没収命令が、「組織犯罪の利益を奪い、社会への影響力を削ぐ手段である」としている。
<https://www.nationalcrimeagency.gov.uk/news/operation-venetic-teflon-drugs-boss-ordered-to-pay-back-1-1m?highlight=WyJjb2NhaW5lI10=>

¹⁶⁶ Operation Lockstream: 強制国際捜査によるキャッシュ没収 (2025 年 10 月)
2025 年 10 月 21 日、National Police Chiefs’ Council (NPCC) は、Multi-Agency Organised Immigration Crime Domestic Taskforce による「Operation Lockstream」で、英国内の港湾・空港・道路検問などで 216,000 ポンド以上の現金 (cash seizures, fixed penalties) を押収したと発表した。また、5,516 人の取調べ、68 人の逮捕、34 件の入国拒否を含む大規模捜査だったと報告している。<https://www.nationalcrimeagency.gov.uk/news/operation-venetic-teflon-drugs-boss-ordered-to-pay-back-1-1m?highlight=WyJjb2NhaW5lI10=>

¹⁶⁷ これらのデータは、2024 年 9 月 12 日に Home Office から発行されたもので、POCA に基づいて実施される資産凍結、押収、没収、没収資産の返還及び地域社会への再投資などの制度運用を説明している。同年の統計速報では、2023/24 会計年度に 243.3 百万ポンドの没収額が報告され、その内訳は刑事没収 128.5 百万ポンド、民事回収 7.4 百万ポンド、没収命令 107.3 百万ポンドとなっている。現金没収も前年に比べて 8 増増加し、被害者補償額 17.8 百万ポンド及び ARIS を通じた資金分配 98.1 百万ポンドも公表された。<https://www.gov.uk/government/statistics/asset-recovery-statistics-financial-years-ending-2019-to-2024/asset-recovery-statistical-bulletin-financial-years-ending-2019-to-2024>

また、ユーザーズガイドは、POCA の条文と統計の整合性を高める定義、分類基準、算出方法を詳細に解説し、没収制度の透明性と説明責任を強化する役割を担っていることが明記されている。
<https://www.gov.uk/government/statistics/asset-recovery-statistics-financial-years-ending-2019-to-2024/user-guide-to-asset-recovery-statistics#s12>

¹⁶⁸ Directive (EU) 2024/1260 of the European Parliament and of the Council of 24 April 2024 on asset recovery and confiscation <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/1260/oj/eng>、本稿では、Directive (EU) 2024/1260、犯罪収益没収指令 2024/1260、もしくは、本指令と表記する。

令、Directive)¹⁶⁹である。EU加盟国当局の資産追跡・没収能力を飛躍的に高め、組織犯罪や汚職によって得られた犯罪収益を逃さず回収することを目指している。加盟国は2026年末までに必要な国内立法措置を講じ、この指令に沿った法執行を実施する義務を負う。

4.3.1. 指令の目的と背景

Directive (EU) 2024/1260(犯罪収益没収指令 2024/1260)は、犯罪収益の追跡・凍結・没収をEU域内で強化するための指令である。EUでは犯罪収益が年間約1,390億ユーロ¹⁷⁰に上ると推計されており、実際に凍結・没収されるのはわずか1～2%¹⁷¹に過ぎず、「犯罪が割に合ってしまう」状況が課題となっていた。組織犯罪グループの約70%は複数の国を跨いで活動しており、得た資金が国境を越えて洗浄・隠匿するため、各国の対応ばらつきや法制度の隙を突いて違法利益を保持するケースが後を絶たなかったとされている¹⁷²。こうした背景から本指令は、犯罪による利得を確実に剥奪することを最優先目的に掲げ、EU全域で財産回復・没収に関する共通ルールを整備するものである。具体的には、犯罪捜査と並行した資産トレース(追跡)、迅速な資産凍結、幅広い没収手段及び没収資産の適切管理について各国が最低限備えるべき基準を統一し、国境を越えた協力を円滑化することで、犯罪組織による「犯罪収益の逃げ得」を防止する狙いがある。

本指令の策定にあたっては、過去のEU指令等(2014年の犯罪収益没収指令や2007年の理事会決定など)の評価を踏まえた上で検討が進められたとされており、例えば、欧州委員会の2020年の報告書¹⁷³による評価では、現行制度では対象犯罪の範囲が狭く、各国の資産追跡能力に格差があり、資産管理の不備も没収率の低さにつながっている、と指摘されていたことも背景にある。2021年の欧州委員会の報告書¹⁷⁴でも、拘束力を持つ資産凍結・没収ルールの対象犯罪が不十分(対象犯罪の限定)との評価に基づき、既存の指令の改訂案が検討されていた。また2022年のロシア制裁強化の潮流を受け、制裁違反による利益も確実に押収する必要性が高まっていた。EUは2022年5月に対ロシア制裁違反の犯罪化指令¹⁷⁵を提案し、制裁逃れ行為をEUにおける犯罪と定義し、2024年に採択した。本指令

¹⁶⁹ Treaty on the Functioning of the European Union (欧州連合の機能に関する条約)に基づく法律行為であり、「その目的(結果)を達成する」ことが法的に義務付けられるが、手段(国内法の方法)は加盟国に委ねられる。規則(Regulation)と異なり、EU域内で自動的に適用されず、各加盟国による国内法への「翻訳(transposition)」が必要。

¹⁷⁰ “Europol’s 2021 Serious and Organised Crime Threat Assessment (SOCTA) highlighted the rising threat from organised crime and criminal infiltration. Driven by the large revenue generated by organised crime, which amounts to at least EUR 139 billion every year and which is increasingly laundered through a parallel underground financial system, the availability of proceeds from criminal activities poses a significant threat to the integrity of the economy and society, eroding the rule of law and fundamental rights. According to the Communication from the Commission of 14 April 2021 on the EU Strategy to tackle Organised Crime 2021–2025, that strategy aims to address challenges posed by organised crime by promoting cross-border cooperation and information exchange, supporting effective investigations of criminal networks, eliminating proceeds from criminal activities, and making law enforcement and judiciary fit for the digital age.” <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/1260/oj/eng>

¹⁷¹ “Europol estimates that only about 2% of criminal proceeds are frozen and 1% confiscated in the EU. This allows organised crime groups to invest into expanding their criminal activities and infiltrating the legal economy” <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020DC0217>

¹⁷² European Union Agency for Criminal Justice Cooperation, Annual Report 2023

3.11 Organised crime, <https://www.eurojust.europa.eu/annual-report-2023/organised-crime>

¹⁷³ 欧州委員会報告 COM(2020)217 (2020年6月) “Asset recovery and confiscation: Ensuring that crime does not pay”

https://www.europarl.europa.eu/RegData/docs_autres_institutions/commission_europeenne/com/2020/0217/COM_CO M%282020%290217_EN.pdf

¹⁷⁴ 欧州委員会報告 Document Ares(2021)1720625 “Evaluation Roadmap/Inception Impact Assessment” <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=intcom:Ares%282021%291720625> 制裁逃れ行為(資産凍結回避・制限対象財の提供など)を明示的に列挙し犯罪化した。

¹⁷⁵ “DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the definition of criminal offences and

はそれと連携して制裁対象者や制裁逃れにより得た資産の没収にも適用されることとなった。こうした状況を背景に、欧州委員会は2022年5月に本指令案を提出し、欧州議会・理事会での協議を経て2024年4月に成立、同年5月に発効した。なお、デンマーク及びアイルランドは司法協力分野の特例により本指令に参加しておらず対象外となっている

176。

4.3.2. EU 犯罪収益没収指令 2024 の主な内容

EU 犯罪収益没収指令 2024 は、違法収益の追跡から没収・管理まで一連のプロセスについて包括的な規定を設けている。主なポイントは以下の通り。

(1) 適用対象となる犯罪の範囲

本指令は、テロリズム、人身取引、麻薬密売、マネー・ローンダリング、組織犯罪など EU 法で定める重大犯罪（いわゆる EU のユーロクライム）¹⁷⁷ 全般に適用される。加えて、環境犯罪や汚職（民間部門の贈収賄）及び同年に採択された EU 制裁違反の犯罪にも適用が及ぶ。すなわち、ロシアへの制裁逃れ行為によって得た利益も本指令に基づき没収対象となる。もっとも、資産追跡調査の義務の一部については、各国の裁量で「重大犯罪」又は「組織犯罪」に限定して適用することも許容されている。このように本指令のカバーする犯罪範囲は広範であり、経済的利益にまつわる違法行為を網羅的に射程に収めている。

(2) 資産の追跡・特定（トレース）

加盟国当局は犯罪捜査と並行して違法収益や関連資産の所在を速やかに追跡・特定する態勢を整える必要がある。特に、多額の利益を生む犯罪（麻薬取引、汚職、組織犯罪等）では、捜査開始と同時に資産トレース調査を自動的に開始しなければならない。このため各加盟国は「財産回復事務所（Asset Recovery Office, ARO）¹⁷⁸」を少なくとも1つ設置し、資産追跡の専門機関として運用する義務がある。ARO には他機関との調整及び情報共有について強力な権限が与えられる。具体的には、国内の各種データベース・登録簿（銀行口座、不動産登記、自動車・船舶登録、商業登記、公益法人登記な

penalties for the violation of Union restrictive measures” COM(2022) 684 final <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0684>

¹⁷⁶ デンマーク及びアイルランドが Directive (EU) 2024/1226 の対象外となるのは、EU 域内における司法・内務（JHA）分野に関する特別な「オプトアウト制度」が背景にある。デンマークのオプトアウト（司法・内務分野）は、エディンバラ合意（1992年）により、デンマークは2015年の国民投票で、JHA 分野を全面的に不参加（オプトアウト）する制度を維持することを選択しており、刑事共助・逮捕手配・制裁逃れ違反の刑事化など JHA 関連法が成立しても、自国で採用する義務を負わない、とされている。他方、アイルランドのオプトイン制度（プロトコル21）は、リスボン条約付属のプロトコル21により、アイルランドは「自由・安全・司法の領域（JHA）」で裁量的に法律を選択して参加（opt-in）できる権利を有しており、2025年11月末現時点で、Directive 2024/1226 への本格的参加措置は取られていない。

¹⁷⁷ EU 法における ユーロクライム（EU 犯罪）とは、加盟国に刑事化・捜査・起訴義務を課す重大犯罪で、主に TFEU（欧州連合の機能に関する条約、Treaty on the Functioning of the European Union）83条に規定されている。83条（1）により、テロリズム、組織犯罪、人身売買など重大犯罪については、EU 指令で最低刑罰・刑事化を義務づけることが可能と定められている。83条（2）は、加盟国間で刑罰規範の差があるときに、EU が EU 犯罪として定める余地を提供する根拠を規定している。83条（2）によって、違法な制裁逃れ（2022年制裁逃れ指令）、重大脱税・環境犯罪（2024年/2025年）などが追加されている。<https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/treaty-on-the-functioning-of-the-european-union.html>

¹⁷⁸ AROs とは Asset Recovery Offices（財産回復事務所）の略で、EU 法に基づき各加盟国に設置される専門機関。2007年の理事会決定（2007/845/JHA）により設置義務化。目的は、犯罪収益の追跡・特定・凍結に関する情報交換を迅速化すること。主な機能としては、資産追跡・特定、国際協力、調整・支援。ARO ネットワークは、EUROPOL や CARIN（国際財産回復ネットワーク）とも連携している。Directive 2024/1260 では、ARO の権限強化と AMOs（Asset Management Offices、凍結された資産の管理・保全・価値維持を担う機能）との連携が義務化され、凍結資産の管理までカバーする仕組となっている。

ど)への直接アクセス権限、他国の ARO や欧州公共検察局 (EPPD) とのリアルタイム情報交換、他加盟国からの照会要請に対する法定期限内回答義務 (通常 7 日以内、緊急時 8 時間以内) といった措置を行うことが可能である。さらに ARO は、EU の制裁対象者の資産についても追跡する権限を持ち、自国における制裁対象者の財産搜索や、他国からの制裁関連資産の照会にも迅速に対応することとなっている。これらの仕組みにより、従来は捜査網をすり抜けていた国外の隠匿資産の発見やマネロン収益の検知・摘発を行うことを企図している。

(3) 資産の凍結 (freezing)

犯罪に関連すると疑われる財産について、裁判所、もしくは、権限のある当局が迅速に凍結命令を发出できる法律を各国が整備することも義務付けられている。凍結 (freeze) とは、没収に先立ち財産の移転・処分・変形等を一時的に禁止し、その財産価値を保全する措置である。本指令は、通常の裁判所による凍結命令に加えて、緊急時の即時凍結権限を強調している点が特徴である。すなわち、国外から犯罪収益が移されてくるなど「資産が消えてしまう差し迫った危険」がある場合には、各国の財産回復事務所 (ARO) 自らが暫定的な凍結措置を発動できるよう法整備しなければならない。これにより、他の権限のある当局の正式命令を待つ間に財産を逃されるのを防止する。凍結の対象は現金や銀行預金だけでなく、不動産や動産、車・船舶、貴金属、美術品、暗号資産、株式などあらゆる種類の資産に及ぶ。各国の ARO は緊急時において他国の凍結命令の代理執行も行えるため (越境凍結の相互承認¹⁷⁹)、EU 全域で不正財産の速やかな保全が可能となる。

(4) 犯罪収益の没収 (confiscation)

本指令の中核となるのが、犯罪収益等の没収に関する規定である。没収 (confiscation) とは裁判所の命令や法令等により財産権を最終的に剥奪する措置を指し、本指令では様々な形態の没収手段が規定されている¹⁸⁰。EU 加盟国は、以下のような種類の没収を自国法で可能としなければならない。

① 通常の没収 (有罪判決に基づく没収、Ordinary confiscation)

特定の犯罪について被告人が有罪判決を受けた場合、その犯罪によって得られた収益 (犯罪収益) や犯行に用いられた道具 (凶器・資金・設備等) を没収する。基本的な没収形態であり、直接の犯罪と因果関係のある財産が対象。

② 価値ベース没収 (Value-based confiscation)

犯罪収益そのものが既に所在不明、もしくは、消費済みの場合に、同等の価値を持

¹⁷⁹ 相互承認原則とは、EU 加盟国間で司法決定 (ここでは、資産凍結命令) を互いに自動的に認め、追加の国内審査や二重手続を最小化する仕組みである。これにより、ある加盟国が発した凍結命令は他国で迅速に効力を持ち、緊急時には受領国の財産回復事務所 (ARO) が代理執行を行えるため、資産移転や隠匿を防ぎ、EU 全域で不正財産の即時保全が可能となる。共通書式や電子通信ネットワークを用いることで翻訳や追加証明を不要化し、数日以内の承認を義務付けるなど、越境犯罪に対する迅速性と法的確実性を確保する仕組みとなっている。EU Commission (司法協力・凍結資産分野ページ) "Confiscation and freezing of assets" https://commission.europa.eu/law/cross-border-cases/judicial-cooperation/types-judicial-cooperation/confiscation-and-freezing-assets_en

¹⁸⁰ Directive (EU) 2024/1260 on asset recovery and confiscation, Proceedings in criminal matters - asset recovery and confiscation, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=LEGISSUM%3A4757305&qid=1755048733755>、もしくは、欧州議会調査報告書 (EPRS Briefing) "Revision of the EU rules on asset recovery and confiscation" (European Parliamentary Research Service, 2024 年 5 月) の本文中の「Glossary」セクション (p. 6~7) にて、各没収手段の定義が英語で記載されている。https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2023/739373/EPRS_BRI%282023%29739373_EN.pdf

つ他の財産を没収する。例えば犯罪収益を費消して手元に残っていない場合でも、その金額相当分の他資産（銀行預金・不動産など）を没収できるようにする。

③ 第三者からの没収 (Third-party confiscation)

被疑者・被告人が第三者に譲渡した財産について、当該第三者が財産の犯罪由来の情を知り（又は、知り得た）上で、没収回避目的の譲渡を受けたと認められる場合には、その財産（又は同等価値の財産）を第三者から没収する（例えば、犯人が家族名義に資産を移す等の典型的手口に対応した規定）。他方、善意取得者の保護にも配慮され、第三者が違法性の情を知らなかった場合は没収対象とならない。

④ 拡大没収 (Extended confiscation)

ある者が経済的利益を生み得る犯罪で有罪となった場合に、その者の他の財産についても犯罪由来であると裁判所が認定すれば没収可能とする。直接の犯行と無関係な財産であっても、正当な収入に比べて明らかに過大であったり、不正資金を投じて得た蓄財である疑いが強い場合には剥奪を可能にする措置で、犯罪組織のボスが部下名義で蓄財した資産などに対抗する目的がある。本指令により、この拡大没収の適用範囲が拡大されたが、すべての犯罪に適用可能になったわけではなく、条文上は「経済的利益が生じ得る犯罪」であり、かつ「Art. 2 の犯罪類型」で「最高刑 4 年以上の自由剥奪刑」のものに限定される¹⁸¹。加盟国は国内法でこれより広く適用することは可能だが、それは EU レベルでの相互承認や越境没収義務の範囲を自動的に広げるものではないと考えられる。

⑤ 有罪判決に基づかない没収

刑事手続が開始された後に、被疑者・被告人が「病気」「逃亡」「死亡」のいずれかの事由により公判を継続できなくなった場合、又は公訴時効が 15 年未満で起訴後に時効が完成した場合には、EU 指令 2024/1260（15 条 1 項）により、有罪判決なしでも当該犯罪に由来する収益・資産の没収が可能とされている。これらはいずれも、本来であれば有罪判決が得られた可能性が高いにもかかわらず、手続上の障害によって訴追が不可能となるケースで、犯罪者が違法財産を保持するという不合理を避けるための措置である。従来 2014 年指令では、無罪判決なし没収の対象事由は「病気」及び「逃亡」に限定され、「死亡」は含まれていなかったが、2024 年指令ではこれに加え「死亡」及び「時効完成」の事由が追加され、没収が可能となる場面が拡張された¹⁸²。

⑥ 「説明不能財産」の没収 (不明財産没収、Confiscation of unexplained wealth)

EU 指令 2024/1260 が新たに導入した「説明不能財産の没収」（16 条）は、捜査過程で特定された財産について、その由来が犯罪組織の枠組で行われた犯罪行為に関連し、かつ経済的利益を生じさせるおそれがあると裁判所が「納得」した場合に没収を可能とする制度である。その際、裁判所は利用可能な証拠及び具体的事実を含む“事件全体の状況”を総合的に考慮しなければならず、財産の価値が適法な収入と著しく

¹⁸¹ 横濱和弥「EU における没収制度の強化をめぐる近時の動向」『北大法学論集』75 巻 3・4 号（2024 年）371-372 頁。横濱准教授によれば、Directive (EU) 2024/1260 の拡大没収は、「対象犯罪が無限定に拡大された」と理解すべきではなく、条文上 ①経済的利益を生じさせるおそれのある犯罪（14 条 1 項）、②指令 2 条 1～3 項の犯罪類型、③最高刑 4 年以上の自由剥奪刑を科し得る犯罪（14 条 3 項）という三つの限定要件が維持されているとする（横濱・前掲論文 371-372 頁）。

¹⁸² 横濱和弥「EU における没収制度の強化をめぐる近時の動向」『北大法学論集』75 巻 3・4 号（2024 年）、374-375 頁

不釣り合いであることや、取得源の適法性を説明できないことなどは、あくまで考慮されうる事情の一部にすぎない（16条2項）。

以上のように、本指令は有罪判決を伴う通常没収から第三者・無罪没収、果ては「財産自体の出所不明」を理由とする没収まで、幅広い選択肢を各国法に備えることを求めている。これにより、犯人が資産を親族やダミー会社に移した場合でも追跡して剥奪でき、犯人死亡等で裁けない場合でも不正利得を逃さず押収できるようになる。特に、「説明不能財産」没収は革新的な規定であり、組織犯罪のリーダー層による巨額蓄財を狙い撃ちにしている。もっとも、基本的人権との均衡から厳格な証拠要件と司法の慎重な判断が要求される（各国で適用手続の詳細が定められる見通し）ため、恣意的な資産没収とならないよう配慮が払われている。

なお、没収手続において犯罪被害者への配慮も明示されている。各国は資産の追跡・凍結・没収を行う際に、被害者が有する返還・賠償請求権を考慮し、被害品や損害賠償分の優先返還を保証する措置を取らねばならない。さらに、没収した資産の社会的再利用（公共の利益や被害者支援への充当）についても各国の裁量で実施できることが奨励されている。

(5) 没収資産の管理と処分

凍結中又は没収決定後の財産について、その価値を維持し適切に管理する仕組みも本指令で強化された。加盟国は「資産管理事務所（Asset Management Office, AMO）」を少なくとも1つ設置し、凍結・没収資産の管理を専門に担わせる必要がある。AMOは、没収が確定するまでの間、差し押さえ資産の保存・保全措置（メンテナンス、評価、管理）を計画的に行い、必要に応じて事前売却（インターロキャトリ・セール）する権限を持つ。例えば、腐敗しやすい品物（生鮮品や家畜など）や急速に価値が減少する資産（高維持費の車両等）については、最終判決前でも売却処分し現金化できる。これにより長期の訴訟中に資産価値が目減りするのを防ぎ、最終的に没収された際に国庫や被害者賠償に有効活用できるようにする狙いである。AMO同士の国際協力も促進され、各国のAMOが互いに連絡調整を図りながら越境資産の管理を行う枠組も構築される見込みである。

(6) 手続上の保障（セーフガード）

強力な資産剥奪手段を導入するに当たり、基本的人権の保障にも配慮されている。加盟国は資産の凍結・没収・事前売却などで権利を侵害される者に対し、公正な裁判を受ける権利や効果的な不服申立ての権利を確保しなければならない。具体的には、凍結命令や没収決定への異議申立て手続、迅速な司法審査、誤凍結時の補償制度などを国内法で整備することが要請されている。また、「説明不能財産」の没収に関しては、適用場面を組織犯罪に限定しつつ証拠上のハードルを下げ過ぎないようにするなど、各種の歯止めが条文及び前文で示されている。被疑者の権利と治安確保のバランスを保つため、欧州人権条約（ECHR）との整合性も踏まえつつ各国で制度設計がなされる予定である。

(7) 加盟国に課される法的義務

Directive 2024/1260は上記の規定を実現するため、加盟国政府に対し具体的な法整備と制度構築の義務を課している。主な義務事項を以下にまとめる。

① 国内法への移植（トランスポジション）

2026年11月23日までに本指令を自国法に反映させ、必要な法律・規則の改正を完

了すること。この期限以降は各国で新ルールが発効し、指令違反（未履行）があれば欧州委員会が是正措置を求めることとなる。

② 財産回復事務所 (ARO) ・ 資産管理事務所 (AMO) の設置

各国は少なくとも 1 箇所の ARO 及び AMO を設置・指定し、それぞれ本指令で要求される権限と能力を備えること。既存の同種機関がある場合も、権限強化や組織再編を行い、即時凍結の実施や他国との迅速な情報共有ができるようにする。

③ 国家戦略の策定

2027 年 5 月 24 日までに国家アセットリカバリ戦略（財産回復戦略）を策定し、以後少なくとも 5 年ごとに更新すること。戦略には関係当局の役割分担、必要リソース、研修計画、数値目標などを盛り込み、国家として資産没収を推進するロードマップを示す。

④ リソースと人材の確保

ARO 及び AMO に対し、十分な人的・財政的・技術的リソースを提供し、職員に対する専門訓練を実施すること。高度な金融知識や国際協カスキルを備えた要員を配置し、必要機材や IT システムも整備する。

⑤ データ収集と報告

没収手続の成果について詳細な統計データを毎年収集し、翌年末までに欧州委員会へ提出すること。データ項目には凍結・没収件数や金額、被害者返還額等が含まれ、EU 全体での進捗把握に用いられる。

⑥ 主管当局の通知

2027 年 5 月 24 日までに自国の財産回復・管理の主管当局と連絡窓口を欧州委員会に通知すること。委員会は各国から報告された当局一覧をオンライン登録簿で周知し、国際協力の円滑化を図る予定である。

⑦ 国際協力の推進

EU 域外との協力強化も加盟国の責務である。第三国当局からの資産照会要請に誠実に対応し、国連・欧州評議会の関連条約（国連越境組織犯罪防止条約、汚職防止条約、2005 年ワルシャワ条約など）に基づく没収執行共助も積極的に図らなければならない。域内では Europol や EPP0 を通じた越境連携体制の構築が必須とされる。

(8) 施行時期と移行期間

Directive 2024/1260 は 2024 年 5 月 22 日に発効しているが、各加盟国での国内法化期限は 2026 年 11 月 23 日であり、それまでが実質的な移行期間と位置付けられる。各国はこの約 2 年半の間に必要な立法・制度改編を行い、2026 年末以降は新ルールに完全準拠した運用を開始する必要がある。なお、デンマーク及びアイルランドは本指令の枠組に参加していないため両国には適用されない。その他の加盟国では 2026 年 11 月までに新法制への移行が求められ、遅延すれば欧州委員会による制裁手続（EU 司法裁判所への違反提訴等）の可能性がある。なお、2014 年指令（2014/42/EU）や 2007 年理事会決定など従来の EU 資産没収法制は、本指令の発効により 2026 年 11 月をもって廃止・置換される。

4.3.3. 関連する他の EU 法令・国際的枠組との関係

Directive 2024/1260 は、既存の EU 法や国際基準とも密接に関連しており、主な関係性を整理すると以下の通り。

(1) EU 既存法との関係

本指令は、2005 年枠組決定¹⁸³（犯罪収益没収）、2007 年理事会決定¹⁸⁴（財産回復事務所協力）、2014 年没収指令という従来の法令を一本化・刷新するものである。これら旧来の枠組で不十分だった点（対象犯罪の限定、有罪判決に基づかない没収制度の不備、各国間協力の遅延など）を補強し、最新の EU 共通基準を定めている。なおデンマークとアイルランドはこれら旧規範に拘束され続ける（新指令には参加しない）ため、域内に一定の地理的例外が残る点には留意が必要である。

(2) 他の EU 刑事法との補完

本指令は、犯罪によって得られた「収益」や「資産」に対して、どのように追跡・凍結・没収するかという「結果面（財産面）」を規定する指令である。つまり、犯罪が発生した後に、その経済的成果を剥奪するための手続や制度を整備することが目的である。一方で、マネー・ローンダリング処罰指令（Directive (EU) 2018/1673）、テロ資金供与防止指令、汚職防止法制（例：Directive 2017/1371 など）は、犯罪行為そのものを定義し、どのような行為が違法であるか、どのような刑罰が科されるかを定める「原因面（行為面）」の指令である。このように、犯罪対策には「犯罪行為を定義し処罰する法令」と「犯罪によって得られた収益を剥奪する法令」の両方が必要であり、それぞれが役割を分担しながら連携して機能しており、どちらか一方だけでは十分な効果が得られず、両者が揃って初めて犯罪抑止・制裁・被害回復の目的が達成されるという関係性を有している。また 2018 年施行の没収命令の相互承認規則(2018/1805)¹⁸⁵と連携し、没収判決の域内執行を迅速化する枠組が整備されている。さらに 2024 年には EU 制裁違反の刑事化指令が採択され、本指令により制裁違反者の資産凍結・没収も含めた包括的対応が可能となった。これにより、ロシア制裁逃れ行為への抑止力が大幅に強化されている。

(3) 国際的枠組との整合

¹⁸³ 枠組決定（Framework Decision）は、2009 年 12 月まで有効だった EU の旧法体系（EU 第 3 柱：司法・警察協力分野）における立法手段の一つである。加盟国に対して「目的達成のための最低限の法的枠組」を定めるものであり、各国はこれを自国法に反映（トランスポート）する義務を負う。ただし、EU 指令（Directive）と異なり、枠組決定は直接的な法的拘束力を個人に対して持たず、欧州司法裁判所による違反審査も限定的であった。2009 年のリスボン条約発効により、枠組決定は廃止され、以後は指令（Directive）に置き換えられている。2005 年枠組決定（Council Framework Decision 2005/212/JHA）の正式名称は、Council Framework Decision 2005/212/JHA of 24 February 2005 on Confiscation of Crime-Related Proceeds, Instrumentalities and Property、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32005F0212>

¹⁸⁴ 理事会決定（Council Decision）は、EU 理事会が採択する法的文書であり、特定の政策分野や機関設置、協力枠組などに関する拘束力ある決定を意味する。加盟国に対して直接的な義務を課することができるが、通常は EU 法の一般市民への直接適用はなく、制度的・行政的な枠組を整備する目的で用いられる。2007 年理事会決定（Council Decision 2007/845/JHA）正式名称は Council Decision 2007/845/JHA of 6 December 2007 concerning cooperation between Asset Recovery Offices of the Member States in the field of tracing and identification of proceeds from, or other property related to, crime、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32007D0845>

¹⁸⁵ 2018 年施行の没収命令の相互承認規則（Regulation (EU) 2018/1805）は、EU 加盟国間における犯罪収益の没収命令や資産凍結命令の迅速かつ効率的な執行を目的とした法令である。正式名称：Regulation (EU) 2018/1805 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 on the mutual recognition of freezing and confiscation orders

本指令の内容は国連越境組織犯罪防止条約(UNTOC)や国連腐敗防止条約(UNCAC)、FATFの勧告4や勧告38など国際基準とも整合している。これら条約・勧告はいずれも「犯罪収益を剥奪する法制度の整備」を求めており、EUは本指令を通じて加盟国にその実施を義務付けたと言える。さらに、欧州評議会の犯罪収益没収に関するワルシャワ条約(2005)の要件も包含しており、EU加盟国が国際協調の下で没収措置を取る基盤が強化された。また非公式ネットワークであるCARIN(犯罪収益回収機関連絡網)を通じた各国の情報共有にも、本指令によって得られる統計データ等が活用される¹⁸⁶。

(4) 国際的な文脈で見た EU 指令 2024/1260

没収制度の発展過程を国際的視野で俯瞰すれば、その起源と理論的・制度的成熟の多くは英米法圏に先行事例を求めるべきであり、実際、米国の民事没収制度や英国のUnexplained Wealth Order (UWO)はEUより早期に確立してNCBC(有罪判決に基づかない没収)モデルを具体化してきたところ、EU指令2024/1260はこれら英米の制度を参照しつつ、EU加盟国間で刑事没収を調和的に拡充したものであると位置づけられる。もっとも、指令採択後には法域としてのEUの規範的影響力が作用し、2018年没収命令相互承認規則(Regulation 2018/1805)との組合せによりEU域外に対しても資産凍結・没収の実務基準を押し広げる効果が生じている。さらに、2023年10月のFATF勧告4の改正によりNCBC導入を各国に奨励していることにより、英米とEUの双方の動向は国際的な基準形成として再編され、EU・英米以外の国々でも説明不能財産の没収や有罪判決に基づかない没収の導入が本格的に議論・採用されつつあり、没収制度の世界的収斂が進行していると考えられる。

4.3.4. EU 指令 2024/1260 に対する懸念

EU指令2024/1260で導入された「有罪判決に基づかない没収」や「説明不能財産の没収」は、犯罪収益剥奪の実効性を高める強力な手段である一方、財産権などの人権との緊張関係も指摘されている。たとえば、EU基本権憲章第17条や欧州人権条約は財産権保護を規定しており、推定無罪原則との整合性が課題となる。さらに、比例原則や濫用リスクも懸念される。加盟国間で制度設計に差があるため、政治的に敏感な事件や少数派への差別的適用の危険性が指摘されている。欧州議会は、こうした制度を導入する場合、裁判所による厳格な審査、異議申立ての権利、透明性などの強力な手続的保障が不可欠と強調している¹⁸⁷。

4.4. フランス

¹⁸⁶ 本指令による統計収集義務(凍結命令数・没収額など)は、SIENA(Secure Information Exchange Network Application, Europolが運営する安全な通信プラットフォーム)やCARINネットワーク(Camden Asset Recovery Interagency Network, 財産回復に関する国際的な非公式ネットワーク)を通じた実務連携と合致し、AROとCARIN間に直接情報共有、EPP0(EU検察局)やEUROPOLとの多機関連携、SIENA経由で送信可能な共通書式により、迅速な越境対応というオペレーション上の生態系の一部として位置づけられている。また、CARINがEPP0を含むSteering Groupにオブザーバー参加しており、Directive 2024/1260とCARINの双方で同一フォーマット・電子通信を活用した情報交換が想定される。

¹⁸⁷ “The Commission has emphasised that the European Court of Human Rights has repeatedly considered non-conviction-based confiscation (including civil and administrative forms) and extended confiscation to be consistent with Article 6 ECHR and Article 1 of Protocol 1, if effective procedural safeguards are respected. In the same vein, the Committee on Legal Affairs and Human Rights of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe adopted a report calling on the Council of Europe Members to provide for non-conviction-based confiscation in their national laws, whilst establishing appropriate safeguards.” – European Parliament, Legislative Train Schedule, “Common rules for non-conviction based confiscation.” Available at: <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/package-organised-crime/file-common-rules-for-Non-Conviction Based Confiscation>

4.4.1. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価

2022年5月に公表されたFATFによる第4次対フランス相互審査報告書(MER)¹⁸⁸におけるRecommendation 4(没収及び仮押収措置)の評価については、Compliant(完全遵守)とされた。基準(Sub Criterion)ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

フランスには、犯罪収益、犯罪に使用された財産(instrumentalities)、及びこれらに相当する価値を有する財産の没収を可能とする包括的な法的枠組が整備されている。刑法第131-21条(Code pénal, art. 131-21)により、没収は刑罰(補充刑)として位置付けられ、原則として、犯罪及び1年超の自由刑を科し得るすべての軽罪について自動的に科され得る。没収の対象は、有形・無形を問わず、単独所有・共有(分割・非分割)を問わず、すべての動産及び不動産に及び、犯罪の実行に使用され、又は使用される予定であった財産並びに犯罪の直接又は間接の生成物・利益(objet, produit, profit)を含む。また、直接没収が不可能な場合には、同等価値による没収

(confiscation en valeur)が認められており、これは被告人が所有し、又は善意の第三者の権利を害しない範囲で自由に処分できるすべての財産に対して執行され得る(刑法第131-21条第9項)。さらに、一定の重罪又は5年以上の自由刑を科し得る軽罪で不当な利益が得られた場合には、正当な起源を立証できない財産についても拡張没収が可能とされている(同条第5項)。マネー・ローンダリング罪(刑法第324-1条)については、刑法第324-7条が適用され、犯罪収益及び犯罪に使用された財産の没収が補充刑として明示的に規定されている。テロリズム関連犯罪についても、刑法第422-6条により、犯行に関連する財産及びテロ活動から生じた利益の没収が義務的に科され得る。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

フランスには、没収対象財産の特定、追跡、評価を行うための多様な調査権限が存在する。捜査当局は、FICOBA(銀行口座ファイル)、BNDP(資産データベース)、RCS(商業登記簿)、信託・フィデュシアーの登録簿等、多数の記録にアクセスできる。複雑な資産調査には、専門部署(PIAC等)が指定される。全ての没収対象財産について、仮押収(preventive seizure)が可能であり、裁判所の命令により、動産・不動産・無形資産・権利等の押収が実施される。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

善意の第三者の権利は、フランス刑法第131-21条(Code pénal, art. 131-21)において明示的に保護されており、没収は、当該第三者が善意で取得した権利を害しない範囲に限って認められるとされている。この点については、刑事裁判所及び破産院(Cour de cassation)の判例においても、没収は善意の第三者の財産権を侵害してはならないことが一貫して確認されている。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

フランスには、AGRASC(没収資産管理・回収庁)を中心とした、押収・没収財産の管理・処分のための枠組が存在する。AGRASCは、刑事手続中に押収された全ての財産の管理・評価・処分を担い、現金・銀行預金・暗号資産・金融商品・不動産等を対象とす

¹⁸⁸ <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/mer/Mutual-Evaluation-France-2022.pdf.coredownload.inline.pdf>

る。

総括（FATF 第4次相互審査評価書における勧告4の法令遵守（TC）評価）

フランスは、犯罪収益等の没収に関して、刑事・民事の各手法を駆使し、幅広い財産の没収・保全措置を実現している。AGRASC の設立により、管理・処分の実効性も高まっている。勧告4は「Compliant（完全遵守）」（四段階評価の最上位）と評価されている。

4.4.2. FATF 第4次相互審査における 法令等整備状況（TC）勧告38の評価

フランスのFATF 第4次相互審査報告書（MER）における、勧告38（刑事共助—凍結・没収）の評価については、Compliant（完全遵守）とされた。基準(Sub Criterion)ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

フランスは、外国からの要請に基づき、犯罪収益・犯罪関連資産の特定、凍結、押収、没収等の措置を迅速に講じる権限を有している。EU加盟国からの要請については、欧州捜査命令（EIO）を通じて直接、管轄裁判所に送付され、非EU加盟国からの要請については中央当局（BEPI）を通じて処理される。資産の特定は、CARIN や欧州財産回復事務所（ARO）等のネットワークを通じた非公式な要請でも可能である。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収や暫定措置への対応

フランスでは、没収は原則として有罪判決に基づくが、2016年の法改正により、有罪判決がなくても、犯罪の直接的又は間接的な収益や道具であると認められる資産については返還拒否（non-restitution）が可能となった。また、外国裁判所による「民事」性質の判決の執行も認められている。被告人の死亡や法人の解散も没収執行の妨げとはならない。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

フランスは、EUROJUST や欧州司法ネットワーク、合同捜査チーム（JIT）等を活用し、他国と連携して資産の凍結・没収措置の調整、管理・処分を実施できる体制を有している。AGRASC は、国内外の要請に基づく没収資産の管理・処分を担い、判決前の資産売却も可能である。これらの管理措置は、外国からの要請に基づく場合にも同様に適用される。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

フランスは、外国の没収判決の執行に際し、没収資産の国際的な共有（asset sharing）を認めている。没収資産の所有権は原則としてフランス国庫に帰属するが、要請国との合意により分配が可能である。没収資産の売却額が1万ユーロ未満の場合は全額フランス国庫に帰属し、それ以上の場合原則として要請国と等分される。国際条約に基づく特別な分配・返還規定も存在する。

総括（FATF 第4次相互審査報告書における勧告38の法令遵守（TC）評価）

フランスは、外国からの要請に基づき、犯罪収益や関連資産の特定・凍結・没収等に迅速かつ効果的に対応できる法制度・実務体制を有している。有罪判決に基づかない没収（NCBC）や関連手続にも対応可能であり、資産管理・分配、国際的な資産共有（asset sharing）も実施できる。AGRASC（没収資産管理回収庁）による管理体制も整

備されている。フランスは勧告 38 の各要件を満たしており、重大な技術的欠陥は認められない。総合評価は「Compliant（完全遵守）」（四段階評価の最上位）である。

4.4.3. FATF 第 4 次相互審査における有効性評価項目 I0.8 の評価

フランスの FATF 第 4 次相互審査報告書（MER）における、有効性評価項目 I0.8（犯罪収益等の没収）の評価は、HE = high level of effectiveness（高い効果、四段階評価の最高位）を有していると評価された。各着眼点(Core Issue)に対する評価は以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

フランスは、犯罪収益の剥奪を国家レベルの明確な政策的優先事項として位置付けており、没収はマネロン等対策の中核的手段として体系的に活用されている。有罪判決に基づく没収及び有罪判決に基づかない没収を含む包括的な法制度が整備され、資産の追跡、凍結、管理及び没収を専門的に担う制度的基盤が確立されている。MER では、資産管理回復機関（AGRASC）の役割を含め、財産回復を支える制度と組織体制が成熟している点が強みとして評価されている。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

フランスは、国内の前提犯罪のみならず、外国の前提犯罪に由来する犯罪収益についても、国際協力を通じて積極的に没収を行っている。税犯罪、麻薬犯罪、組織犯罪及び汚職に関連する犯罪収益の没収において非常に良好な実績を有しており、犯罪者が実質的に不法利得を保持できない状況が作られている。MER では、没収額が恒常的に高水準にあり、国際的な資産返還や共有も含め、実効性の高い財産回復が実現されている点が明確に評価されている。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

フランスは、国境を越える現金及び持参人払い式の譲渡可能支払手段に関する申告制度を整備しており、虚偽申告又は無申告に対して押収及び没収を含む制裁を適用している。税関当局は、国境を越える現金移動をマネロン等の重要なリスク要因として位置付け、検知及び押収を継続的に実施している。MER では、制度と運用の双方において、国境を越える現金移動に対する対応が概ね効果的であると評価されている。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

フランスにおける没収の実績は、国家リスク評価で特定された主要なマネロン及びテロ資金供与リスクと高い整合性を有している。特に、税犯罪、麻薬取引、組織犯罪及びテロ資金供与といった高リスク分野に対して重点的に財産回復が行われており、没収はリスクベース・アプローチに沿って戦略的に活用されている。MER では、没収の結果が国家マネロン等対策及び優先事項を適切に反映している点が、有効性評価項目における高い評価につながっている。

総括（FATF 第 4 次相互審査評価書における I0.8 の有効性評価）

フランスは、犯罪収益の剥奪を国家の明確な政策的優先事項として位置付け、包括的な法制度と専門的な制度基盤の下で、犯罪収益、犯罪手段及び同等価値財産の没収を一貫して追求している。税犯罪、麻薬犯罪、組織犯罪及びテロ資金供与といった主要な高リスク分野において、国内外を問わず高水準の没収実績を継続的に達成しており、国際協力を通じた財産回復の実務も確立されている。国境を越える現金移動に対する制度と

運用も概ね効果的に機能しており、没収の結果は国家リスク評価及びマネロン等対策の優先事項と高い整合性を有している。軽微な改善が必要とされる課題はあるものの、IO. 8の評価は「High Level of Effectiveness (HE、高い効果)」(四段階評価の最上位)とされている。

4.4.4. FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について

2022年以降、フランスはFATF勧告やEUの動向を踏まえて没収・追徴制度を強化してきた。とりわけ2024年6月成立の新法「押収・没収制度強化法」(ワースマン法)により、捜査・公判・執行の各段階で法制度上の隙間が埋められ、「犯罪収益を漏れなく押さえ没収する」ための法的手段が網羅的に整備された。これにより、フランス当局は従来以上に強力な資産剥奪を実行できるようになり、実際に2023年には押収額は、前年比87%増と増加している¹⁸⁹。また、ワースマン法は、押収資産の長期保管による価値減少やコスト増を防ぐため、公判前売却の範囲拡大やAGRASC(没収資産管理庁)の権限強化を可能として没収資産の管理・処分の効率化を図ると共に、被害者が押収資産から補償を受ける権利を拡大するため申請期限を2か月→6か月に延長し、さらに、刑法第131-21条改正により、没収対象財産に関する善意取得者の権利保護を強化するなど、被害者・第三者保護策の充実によって、厳格な犯罪対策と人権保障のバランスを図っている。フランス国民議会も、総じて、フランスの没収・追徴制度はEU内でも最先端かつ効果的なモデルとして評価できる、としている¹⁹⁰。

また、EU指令2024/1260の成立により、今後フランスはこの指令を国内法へ完全に反映させる必要があるが、その達成度は高い状態にある。指令が要求する大半の事項(拡大没収、有罪判決に基づかない没収、第三者からの没収、資産管理当局の設置等)を既に国内法で実現済みであり、不明財産に対する新たな没収手続について検討・導入することで整合性は完璧なものとなろう。フランス政府は指令実施期限の2026年11月までに必要な追加立法を行うものと見られ、同国の制度はEU基準と完全に一致した強力なものとなると考えられる¹⁹¹。今後の展望として、フランスはこの強化された枠組を運用しながら、FATF第5次相互審査やEU域内の協調行動において引き続き指導的役割を果たしつつ、フランスの積極的な国内改革とEUレベルでの制度調和の努力は、「Crime does not pay」という原則の実現に向けて大きく前進している。これらの取組により、犯罪収益剥奪を通じた犯罪抑止効果や被害回復、そして透明で公正な経済秩序の維持に寄与することが期待される。

¹⁸⁹ 2023年に差し押さえられた資産総額は、約14億ユーロ(前年比増加分率+87%)となっている。

出所：フランス国民議会法務委員会報告書(Rapport n° 1911, 2024年)「En 2023, la valeur des saisies pénales s'élève à environ 1,4 milliard d'euros, soit une augmentation de 87 % par rapport à 2022」(Assemblée nationale, Rapport sur la proposition de loi visant à améliorer l'efficacité des saisies et confiscations, n° 1911, mai 2024) https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/cion_lois/l16b1911_rapport-fond

¹⁹⁰ 国民議会報告書(Rapport n° 1911, mai 2024)は、これらの改正により「l'efficacité des saisies et confiscations est améliorée tout en garantissant les droits des victimes et des tiers」(没収の効率性を高めつつ、被害者と第三者の権利を保障)と評価している。https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/cion_lois/l16b1911_rapport-fond

¹⁹¹ 2024年時点では新指令の「不明財産没収」などが国内法に無く、フランス法が未整備の部分もあったが、有罪判決に基づかない没収・不明財産措置についても2025年に具体的な法案を投入するなど速やかに対応策を講じている。上記法案は上院の超党派委員会報告書「『社会を蝕む何十億もの不正資金』」の提言を受けたもので、政府与党・野党間でも必要性について概ね認識が共有されており、立法化の可能性は高いものと見られる。これにより、遅くとも2026年にはフランス法は指令の全条項と整合すると考えられる。「不明財産」没収制度のフランス法制への適合が挙げられる。欧州人権条約上の財産権保障や無罪推定との関係で慎重な設計が必要のため、法案審議では手続保障(裁判所の関与や証明基準)について議論が予想される。しかし、提出法案も適用範囲を「組織犯罪に限定」し、「財産の違法性を立証」する要件を設けるなど、乱用防止に配慮した内容となっている。

4.4.5. 税関における没収制度について

フランスの税関・国境管理における没収・追徴制度は、主に 税関法典 (Code des douanes)¹⁹² に基づき、関税逃れや違法品の輸入に対して税関当局に押収権限を付与している。違法物品が発見された場合、下級裁判所 (Magistrate's Court)¹⁹³ における「condamnation」¹⁹⁴により没収が確定するか、没収できない場合は対象物の価値に相当する金銭を追徴できる措置が整備されている。

最新の実績としては、2024 年において税関は 麻薬 110 トン以上、たばこ 488 トン、偽ブランド品 2,100 万点、現金 6 億ユーロを押収し、2022-23 年には収益追徴額が 1 億 7,500 万ユーロ超に達した¹⁹⁵。密輸規制の強化策として、2024 年 11 月から 2025 年 4 月まで、国境検査の強化 (警察・税関・憲兵による検問実施)¹⁹⁶を実施しており、押収物の取り扱いや返還請求の手續を含め、フランスは国境管理と没収追徴の実効性を一層高めていると考えられる。

4.5. ドイツ

4.5.1. FATF 第 4 次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告 4 の評価

¹⁹² Code des douanes (関税法典) は、フランス国内における通関・検査・没収・税徴収などの税関業務を規律する成文法典であり、関税・消費税・輸入規制などに関する条文を体系化したもの。EU の関税法典 (Union Customs Code) への整合性を図りつつ、結合書類、没収・返還、罰則規定、ADR 手續の詳細も含まれる。また、2000 年に成立した Longuet 法 等により、違法品を含む没収関連手續の法的枠組が強化され、押収から condamnation・mainlevée に至る民事救済手續が整備されている。なお、「Longuet 法」とは、当時産業大臣であった Gérard Longuet 氏により起草・提案され、1993 年 12 月 15 日に成立した法令で、知的財産権侵害 (特にデザイン・商標) に対する税関による押収権限を大幅に強化したものである。従来は海賊版 CD・DVD の押収が中心であったが、同法により商標・デザイン等の侵害物品全般への対応が可能となり、罰則も最大罰金 100 万フラン (約 15 万ユーロ) 及び懲役 2 年と強化された。

¹⁹³ フランスの「Magistrate's Court」に相当するのは、第一審の基礎的司法裁判所 (tribunaux d'instance / tribunaux judiciaires) や警察裁判所 (tribunaux de police / tribunaux correctionnels) である。これらは軽微な刑事事件や民事小額事件を担当し、没収・押収の合法性判断や返還請求 (condamnation・restauration) にも関与する。

¹⁹⁴ フランス税関 (Douane) は違法物品や未申告の品を押収すると、所有者に “avis de détention” (拘留通知) を発出し、その正当性を巡って tribunal judiciaire 又は tribunaux d'instance において condamnation (没収許可) 申立てを行う。この裁判所が物品の押収を合法と認めれば、正式に没収され、逆に認められなければ物品は所有者に返還 (mainlevée) される。この制度は民事手續として構成されており、押収後 48 時間以内に申し立てが可能で、所有者の救済機会が保障されている。

¹⁹⁵ フランス税関年報等: Infographie - Chiffres du bilan annuel 2024 (Douane, 2025-03)

<https://www.douane.gouv.fr/sites/default/files/2025-03/24/Infographie-Chiffres-bilan-annuel-2024-douane.pdf>

Résultats détaillés 2024: <https://www.douane.gouv.fr/sites/default/files/2025-03/24/Bilan-annuel-2024-douane.pdf?v=1763115119>

¹⁹⁶ フランス政府は、2024 年 11 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで、ベルギー・ルクセンブルク・ドイツ・スイス・イタリア・スペインとの陸・海・空国境において、全面的な出入国検査を実施した。背景としては、政府及び当時の内務大臣ミシェル・バルニエは、「テロリズムの脅威」「組織犯罪ネットワークによる不法移民・密輸」、特に北仏沿岸地域 (ドンカールやカレー港) での不安定化と治安悪化の深刻化を理由とし、不法滞在や過激派の混入阻止の必要性から強力な国境管理を正当化したものである。2024 年 6 月の EU 域内の国境管理に関するシェンゲン協定 (Schengen Borders Code (Reg. 2024/1717)) では、25 条~27 条 a において、重大な公共治安・内政上の脅威がある場合に限り、最大 3 年間の国境検査再導入を条件付きで可能とする枠組を明確化しており、フランス政府はこの規定に従い、2024 年 10 月に実施した。これに対して市民団体が提訴した結果、2025 年 3 月 7 日付の Conseil d'État 判決 (ECLI:FR:CECHR:2025:499702) は、フランスの措置が Reg. 2024/1717 及びシェンゲン協定に違反するものではなく、テロ・組織犯罪等の「深刻で持続的な脅威」を理由とした正当な国境チェックであると判断し、政府の決定を認めている。<https://www.conseil-etat.fr/Pages-internationales/english/news/the-reinstatement-of-internal-border-checks-is-compliant-with-the-new-schengen-regulations>
https://home-affairs.ec.europa.eu/policies/schengen/schengen-area/temporary-reintroduction-border-control_en

2022年8月に公表されたドイツのFATF第4次相互審査報告書(MER)¹⁹⁷における勧告4(剥奪及び保全措置)の評価はCompliant(完全遵守)となっている。基準(Sub Criterion)ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

ドイツには、犯罪収益(「犯罪の対象物」、犯罪に使用された道具類(instrumentalities)、又はそれらに相当する価値を有する財産の没収を可能とする法的枠組が整備されている。刑法(StGB, ss.73-73b, 74, 74a)により、犯罪者又は第三者が保有する資産の没収が可能である。犯罪収益の第三者への移転についても、無償又は正当な理由なく移転された場合や、第三者が犯罪収益であることを知っていた場合等には没収が可能である。有罪判決に基づかない没収も、加害者が特定できない場合や死亡・国外逃亡等の場合に認められている。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

捜査当局は、没収対象財産の特定、追跡、評価を行うための幅広い権限を有している。刑事訴訟法(StPO, ss.94, 95, 98, 102, 103, 161, 161a, 163)等により、証拠書類やデータベースの検索・押収が可能である。仮押収(preventive seizure)は、裁判所の命令により、又は緊急時には検察官や警察官の判断で実施できる。仮押収の対象は、犯罪収益、犯罪に使用された道具類、同等価値財産に及ぶ。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

ドイツでは、善意の第三者の権利は、刑法 ss. 73b・73e 及び刑事訴訟法 ss. 111n により保護されており、没収及びその前段階である押収・仮差押えのいずれにおいても、正当な権利を有する第三者の利益が害されないよう制度的に担保されている。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

押収・没収財産の管理・処分のための仕組みが存在する。刑事訴訟法(StPO, ss. 111k, 111m, 111p)により、検察官が管理・処分を担当し、必要に応じて捜査官や執行官等に委任できる。没収資産は、被害者への補償や国庫への帰属等に活用される。

総括 (FATF 第4次相互審査報告書における勧告4の法令遵守(TC)評価)

ドイツは、犯罪収益等の没収に関して、刑事・民事(有罪に基づかない)没収の双方の手法を駆使し、幅広い財産の没収・保全措置を実現している。善意の第三者保護や管理・処分の枠組も整備されている。勧告4は「Compliant(完全遵守)」(四段階評価の最上位)と評価されている。

4.5.2. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況(TC) 勧告38の評価

ドイツのFATF第4次相互審査報告書(MER)における、勧告38(刑事共助—凍結・没収)の評価については、Compliant(完全遵守)とされた。基準(Sub Criterion)ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

¹⁹⁷ <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/mer/Mutual-Evaluation-Report-Germany-2022.pdf.coredownload.inline.pdf>

ドイツは、外国からの要請に基づき、犯罪収益・犯罪関連資産の特定、凍結、押収、没収等の措置を迅速に講じる権限を有している。EU加盟国からの要請については、EU規則や枠組決定により、凍結命令は48時間以内、没収命令は45日以内に対応することが求められている。非EU加盟国からの要請についても、国内の刑事手続と同様の手段を用いて、証拠収集、資産の特定・追跡、凍結・押収・没収等の措置を実施できる。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収や暫定措置への対応

2017年の法改正により、ドイツは有罪判決に基づかない没収にも対応可能となった。これにより、被告人が特定できない場合や死亡・国外逃亡等で裁判にかけられない場合でも、NCBC命令に基づく資産没収が可能である。外国からのNCBC命令についても、国内法に基づき支援が可能である。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

ドイツの警察（BKAやLKA）は、警察間協力やEUの欧州司法ネットワーク（EJN）、財産回復事務所（ARO）等を通じて、他国と連携して資産の凍結・没収措置の調整、管理・処分を実施できる体制を有している。没収資産の管理・処分は、各州（Länder）の検察庁が担当し、必要に応じて捜査官や執行官等に委任することができる。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

ドイツは、EU加盟国との間ではEU規則に基づき、非EU加盟国との間では二国間条約等に基づき、没収資産の国際的な共有（asset sharing）を実施できる法的枠組を有している。

総括（FATF第4次相互審査報告書における勧告38の法令遵守（TC）評価）

ドイツは、外国からの要請に基づき、犯罪収益や関連資産の特定・凍結・没収等に迅速かつ効果的に対応できる法制度・実務体制を有している。2017年の法改正により、有罪判決に基づかない没収にも対応可能となり、外国のNCBC命令に対しても支援が可能である。資産管理・分配、国際的な資産共有（asset sharing）も実施できる。勧告38の各要件を満たしており、重大な技術的欠陥は認められない。総合評価は「Compliant（完全遵守）」（四段階評価の最上位）である。

4.5.3. FATF第4次相互審査における有効性評価項目IO.8の評価

有効性評価項目IO.8（Immediate Outcome 8: Confiscation）に関する評価は、SE: Substantial Effective（相当程度の効果、四段階評価の上から二番目）となった。各着眼点（Core Issue）に対する評価は以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

ドイツは、犯罪収益の剥奪をマネロン等対策の重要な要素として認識しており、刑事没収及び拡大没収を含む法的枠組を整備している。近年の立法改正により、資産の凍結、差押え及び没収を可能とする制度的基盤は強化されており、法執行機関及び検察当局には財産回復を追求する法的権限が付与されている。一方で、MERでは、財産回復が国家レベルの一貫した政策的優先事項として必ずしも十分に浸透しているとは言い難く、資産追跡や没収の実務が当局間で均質に実施されていない点が課題として指摘されている。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

ドイツ当局は、国内の前提犯罪に関連する犯罪収益について没収を行っているものの、その水準はドイツのマネー・ローンダリングリスクの大きさと比較すると限定的であると評価されている。特に、複雑な組織犯罪や国際的なマネー・ローンダリング事案において、資産の追跡及び没収が十分に行われていない事例が認められている。外国の前提犯罪に由来する資産についても、国際協力を通じた没収の枠組は存在するが、実績は限定的であり、没収の実効性には改善の余地があると評価している。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

ドイツは、国境を越える現金及び持参人払い式の譲渡可能支払手段に関する申告制度を有しており、虚偽申告又は無申告に対して差押え及び没収を行う法的枠組を整備している。しかしながら、国境を越える現金移動に対する検知及び押収が、実際のマネー・ローンダリングリスクの水準と比較して十分に効果的であると示されていないと評価されている。この分野では、制度の存在に比して運用実績が限定的である点が課題として指摘されている。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

ドイツは、国家リスク評価において、組織犯罪、薬物犯罪及び国際的なマネー・ローンダリングを主要なリスクとして特定しているが、没収の実績はこれらの高リスク分野と十分に整合していない。特に、現金集約型犯罪や国際的な犯罪スキームに関連する財産回復が限定的であり、没収の成果がリスク評価で特定された優先分野を十分に反映していないと MER は指摘している。したがって、没収はリスクベース・アプローチに沿って戦略的に活用されているとは言い難い状況にあると評価されている。

総括 (FATF 第 4 次相互審査報告書における IO. 8 の有効性評価)

ドイツは、犯罪収益の剥奪を可能とする法的及び制度的枠組を整備し、近年の改革を通じて没収制度の強化を進めているものの、没収が一貫した政策的優先事項として十分に実務に反映されているとは評価されていない。没収の水準は、ドイツが直面するマネロン等リスクの大きさに見合っておらず、国境を越える現金移動や複雑な国際犯罪に関連する財産回復において特に弱みが認められている。IO. 8 の評価は「substantial level of effectiveness (SE、相当程度の効果)」(四段階評価の上から二番目)とされた。

4.5.4. FATF 第 4 次相互審査後の没収に関する法改正等について

ドイツの没収制度において、同国は 2017 年に「犯罪収益没収法の改革 (Reform der strafrechtlichen Vermögensabschöpfung)」を実施し、刑法 (StGB) 及び刑事訴訟法 (StPO) の没収関連規定を全面的に改めた。この改革で導入された重要な新制度が、刑法 76a 条第 4 項 (StGB, ss. 76a Abs. 4) に規定される「拡大独立没収 (erweiterte selbständige Einziehung)」である。同項は、重大犯罪の疑いに基づき確保された財産について、元の具体的犯罪を立証できなくても、違法由来性が認められれば没収を可能とするものである。これに対し、同法 76 a 条 第 1 項に規定される従来型の独立没収 (selbständige Einziehung) は改革以前から存在しており、特定の犯罪の成立が前提となる点で、第 4 項とは本質的に異なる。すなわち、第 1 項は「特定犯罪に由来する財産の没収」を扱うのに対し、第 4 項は「犯罪の特定が不要な、違法由来財産の没収」を扱う点で、立証負担と射程が大きく異なる¹⁹⁸。

¹⁹⁸ 「国際組織犯罪対策における刑事規則—処罰の早期化・犯罪収益規制とイギリス比較法」(橋本広大南山大学法学部)

大陸法系であるドイツ法は、原則として刑事手続における没収 (Einziehung) を「刑罰に付随する法的効果」として位置づけており、没収の前提として有罪判決が必要とされてきた。これは、日本の刑法による没収と同様に、犯人が特定され、起訴され、有罪とされた場合に限り、その犯罪に由来する財産を国家が剥奪できるという立て付けである。しかしこの立て付けのままでは、犯人が死亡・逃亡・免責等により起訴できない場合、たとえ犯罪収益が明白であっても没収が出来ないという問題が生じていた。特に、組織犯罪や国際的な犯罪収益の隠匿事案では、犯人の特定や訴追が困難なケースが多く、犯罪収益がそのまま残存するという問題が顕在化していた。このような状況を受けて、2017年の刑法改正により、刑法第76a条第4項が新設され、没収が有罪判決に依存せず、具体的な犯罪行為の認定がなくとも、犯罪由来性が認められる財産を有罪判決なしで没収できる、「独立没収制度」が導入されたのである。この制度は、犯人の訴追が不可能な場合でも、裁判所が独立して犯罪収益の没収を命じることを可能にするものであり、従来の「有罪判決前提主義」から一定の脱却を図るものである。しかし、犯人が逃亡・死亡等で起訴できない場合の限界や、複雑なオフショア構造を用いた財産隠匿への対応の難しさ、適用には具体的な犯罪行為の把握と一定の嫌疑を要件としているほか、対象犯罪も限定列挙されているなど、依然、課題が存在していた。これらの課題等を踏まえ、2022年11月、連邦・州の合同ワーキンググループ (資産没収制度の改善に関する Bund-Länder-Arbeitsgruppe, BLA) が設置され法制度の改善策を検討することになった¹⁹⁹。

准教授、慶應義塾大学出版会、2022年、234頁)によれば、「たとえば、ドイツにおいては、犯罪収益はく奪に係る重要な法改正が2017年に行われており、そこで加えられた変更の一つに、あらたな独立命令制度の導入 (ドイツ刑法第76a条第4項) というものがある。同制度は、大略、一定の犯罪についての嫌疑を理由として押収された客体については、違法行為の具体的な立証がなくとも、裁判所が当該客体の由来が違法行為であることの確信をもって、独立に没収することを認めるものである。このような没収が許容される根拠は、その法的性質が犯罪収益の利用・再投資の防止のために刑法上の違法な財産状態を除去することであり、行為者に対する制裁として科せられるものではないという点に求められる。」すなわち、独立没収制度における「独立」とは、没収が刑罰や有罪判決に依存せず、犯罪との関連が認められる財産を有罪判決なしで没収できることを意味するのである。これは刑事責任から切り離された予防的・回復的措置であり、財産そのものの違法性に基づいて社会から犯罪収益を排除する仕組みである。また、ドイツ連邦政府による議事資料 BT-Drucksache 18/9525 (2016年、連邦政府提出法案) では、「organisierte Kriminalität や Terrorismus の領域で、従来の制度では没収できなかった “Vermögen unklarer Herkunft (出所不明の違法資産)” を没収可能にするため、新たな Instrument を導入する」と明記されている。 “…Mit dem Ziel der Beseitigung strafrechtswidriger Vermögenslagen… hat der Gesetzgeber den Begriff des ‘Herrührens’ bewusst… in die Vorschrift der neu geschaffenen erweiterten selbständigen Einziehung (§ 76a Absatz 4) aufgenommen. “ (新しく創設された erweiterte selbständige Einziehung (§ 76a Abs. 4) の立法目的は、違法な資産状況の除去にある) また同資料には、第4項の導入で、違法由来性 (Herrühren) を広く解釈できる、個々の前提となる具体的な犯罪の立証が不要という点を立法目的としていることも記載されている。

¹⁹⁹ 資産没収制度の改善に関する Bund-Länder-Arbeitsgruppe (連邦・州合同作業部会) は、ドイツにおける犯罪収益剥奪制度 (Vermögensabschöpfung) の運用上及び制度上の課題を検討するため、司法大臣会議 (Justizministerkonferenz, JuMiKo) の下に設置された専門部会である。同作業部会は、2017年刑法改正による Einziehung 制度の統合以降もなお指摘されてきた、犯人の死亡・逃亡時における没収の困難性、暗号資産の新たな財産形態への対応、被害者補償との関係整理といった点を中心に、現行制度の運用状況を検証することを目的として設置された。

同作業部会は、連邦法務省及び各州司法当局の代表者により構成され、2024年3月に最終報告書を取りまとめた。同報告書は、刑法76a条 (有罪判決なき没収) の適用場面の整理や、暗号資産の取扱いの明確化、没収と被害者補償との調整の在り方などについて検討を加えているが、その目的については、現行法の枠内における調整 (Nachjustierung) にとどまるものであり、没収制度における証明責任の在り方といった根本的問題については、本作業部会の検討範囲を超える旨が明示されている。なお、同報告書において証明責任に関する言及が見られるのは、刑事訴訟法433条に基づく事後的没収手続の文脈に限定されており、犯罪収益性そのものの立証責任の転換を一般的に提言するものではない。Deutscher Bundestag Drucksache 20/14014 (2024年12月3日) において提出された議員動議は、かかる作業部会の最終報告書が提出されたことを踏まえつつ、EU法上の要請との整合性及び国内制度の実効性向上の観点から、連邦政府に対して没収制度に関する立法的検討を速やかに進めるよう求めるものである。同動議は、没収制度の改善必要性を指摘するとともに、証明責任の転換を含む具体的な制度設計を直ちに要求するものではない。(出所)

Bund-Länder-Arbeitsgruppe zur Optimierung des Rechts der Vermögensabschöpfung, Abschlussbericht, März 2024, abrufbar unter

<https://www.justiz.bremen.de/publikationen/bericht-zur-optimierung-des-rechts-der-vermoegensabschoepfung-21745>.

さらに、EU では 2024 年 4 月に「犯罪収益の没収に関する指令 (EU) 2024/1260」が成立し、加盟各国に対して 2026 年末までに国内法を整備する義務が生じている。本指令は、FATF 勧告や国連腐敗防止条約 (UNCAC) の流れを受けたもので、有罪判決に基づかない没収手続 (NCBC: Non-Conviction Based Confiscation) の導入や、「説明できない財産 (正当な収入と不釣り合いな資産)」の没収を可能とする命令 (いわゆるアンエクスプレインド・ウェルス・オーダー, UWO) の制度化を加盟国に求めている。

ドイツ連邦政府は、2025 年 4 月 9 日に CDU (キリスト教民主同盟) 及び姉妹政党 CSU (キリスト教社会同盟) と中道左派の SPD (ドイツ社会民主党) による連立政権 (いわゆる「黒赤連立」「大連立」) として発足した。この枠組では、資産押収制度 (Vermögensabschöpfung) 強化が連立協定に盛り込まれ、挙証責任の転換 (Beweislastumkehr) により出所不明資産は「所有者が合法性を証明しなければ没収可能」とされたほか、EU 指令 2024/1260 に即した犯罪確定なしでも没収可能な構造や「follow-the-money」戦略が導入された。

これに対し、野党勢力 (AfD [ドイツのための選択枝]、FDP [自由民主党]、同盟 90/緑の党、左派党 [Linke]、BSW [ザーラ・ワーゲンクネヒト同盟] など) は、ドイツ憲法の財産権 (憲法 14 条) や推定無罪原則 (欧州人権条約第 6 条) との整合性の観点から強い懸念と批判を表明している。なかでも AfD は極右政党として厳格な移民規制や反 EU 志向を掲げており、野党の中でも与党批判を主導する立場にある。また、こうした改革は、法曹界や学界からも、慎重な制度設計を求める声も強い²⁰⁰。連邦憲法擁護の観点からは「NCBC 型の没収手続を新設するなら、それは刑事訴訟ではなく民事手続として設けるべきだ」といった提案もなされており、証明責任転換が憲法 14 条 (財産権保障) や欧州人権条約第 6 条 (公正な裁判) に反しないか議論が交わされている。特に、証明責任の転換は、国家による財産剥奪のハードルを大幅に下げ一方、無辜の市民が不明瞭な資産構造ゆえに没収対象となるリスクを高める可能性がある。したがって、立法者は「犯罪収益の確実な剥奪」と「基本権の保障」のバランスをとる制度設計を迫られており、今後の法改正の行方は国内外の注目を集めているようである。こうした議論²⁰¹を経つつ、最終的な

Vgl. ferner Deutscher Bundestag, Drucksache 20/14014 vom 3.12.2024, abrufbar unter <https://dserver.bundestag.de/btd/20/140/2014014.pdf>.

²⁰⁰ Bundesrechtsanwaltskammer (BRAK/ドイツ弁護士会) は、2024 年 3 月の州・連邦「資産没収制度の改善に関する Bund-Länder-Arbeitsgruppe (連邦・州合同作業部会)」報告と、2025 年 4 月の連立合意に見られる没収制度の強化に対して、弁護士会として、憲法 14 条 (財産権) や無罪推定原則との比例原則、手続保障 (防御権・異議申立てなど) の充実を再確認する必要があるとして、「十分な審査なしの没収強化」「財産権・防御権が軽視される構造」は回避すべきと明言し、(司法判断以外の) 行政的介入には慎重であるべきと指摘している。Stellungnahme Nr. 21 (2025 年 6 月) https://www.brak.de/fileadmin/05_zur_rechtspolitik/stellungnahmen-pdf/stellungnahmen-deutschland/2025/stellungnahme-der-brak-2025-21.pdf

²⁰¹ Bund-Länder Digitalgipfel (司法分野におけるデジタル化促進や法制度改革に関する政府間協議報告) (2024 年 11 月 28 日) において、「挙証責任が逆転 (Beweislastumkehr) し、資産の所有者が「合法的な取得であることを証明しなければならない NCBC 型没収は、刑事訴訟ではなく Zivilverfahren (民事手続) として設計すべき」との議論がなされている。とくに、Beweislastumkehr を伴う NCBC 型没収とは、EU 指令 2024/1260 に基づき導入が検討されている「有罪判決なしの資産没収 (Non-Conviction Based Confiscation)」の一形態である。通常、刑事没収では国家が「資産が犯罪収益であることを証明する責任を負う。しかし、このモデルでは挙証責任が逆転 (Beweislastumkehr) し、資産の所有者が「合法的な取得であることを証明しなければならない。出所が不明な資産や犯罪との関連が合理的に疑われる資産について、所有者が証明できなければ没収が可能になる仕組みである。この制度は、犯罪収益のはく奪を目的としているが、推定無罪原則 (ECHR 第 6 条) や財産権保障 (GG 第 14 条) との緊張関係が指摘されており、ドイツでは「刑事訴訟ではなく民事手続として設けるべき」との提案や、比例原則・司法審査の確保を求める議論が続いている。プレーメン州司法省主導の約 100 名参加の合同作業部会が作成した「資産押収制度最適化報告」の中で、「Beweislastumkehr を伴う NCBC 型押収手続は、刑事訴訟ではなく民事 in-rem 手続として設計すべき」との記載があり、法務省内外の公式文書 (JuMiKo や Bund-Länder Digitalgipfel 資料など) にも引用されている。

なお、Bund-Länder-Arbeitsgruppe zur Optimierung des Rechts der Vermögensabschöpfung, Abschlussbericht, März 2024 は、EU 指令 2024/1260 を踏まえた Non-Conviction Based Confiscation (NCBC) に関する議論に言及し、とりわけ挙証責任の転換 (Beweislastumkehr) を伴うモデルについては、刑事訴訟ではなく民事的な in-rem 手続として

法改正案がまとめ次第、2026年までに議会提出・成立が図られると考えられる²⁰²。

4.5.5. 税関における没収制度について

ドイツ連邦税関 (Zoll) は、国内外からの輸出入貨物に対し、違反が疑われる場合には、国境において当該貨物を即時に押収する (Beschlagnahme) 権限を有する。ただし、最終的な没収 (Einziehung) は裁判所の判断によって行われる。ドイツ連邦税関における国境没収制度は、EU の統合関税法 (Unionszollkodex (UZK, EU 規則 952/2013 等)) 及びドイツ国内法 (例: 商標法、著作権法、実用新案法、農作物品種保護法など) に基づき、輸入・輸出貨物が違法又は権利侵害の疑いがある場合に、税関が即時押収を行う仕組みである。

特に、知的財産権保護の分野で活用され、権利者の申請により、商標・著作権・特許などを侵害する貨物を国境で差し止めることが可能である。知的財産権保護対策として運用される没収制度は、EU 規則 608/2013 に基づく「Union-Verfahren」と、ドイツ国内法による「National-Verfahren」の二重構造で運用され、申請者には保証金の提供や侵害の明白性を示す義務が課される。押収後は、簡易破棄手続や異議申立て制度が整備されており、正当な貿易を阻害しないための救済措置も設けられている。

実績として、ドイツ税関は毎年数万件規模の押収を行っており、主な対象は偽造ブランド品、違法医薬品、著作権侵害物品である²⁰³。2023年にはEU全体で約5万件の国境押収が報告され、そのうちドイツは高い割合を占めている。事案としては、アジアから輸入された偽造衣料品や電子機器の大量押収、オンライン販売向けの偽薬品の差し止めなどが典型例である²⁰⁴。この制度は、国境での迅速な対応により、権利者保護と市場の健全性維持

構想すべきとの問題提起を行っている。ただし、同作業部会はその検討目的を現行法の調整 (Nachjustierung) に限定しており、証明責任の在り方に関する根本的な制度設計については結論を留保している。

〔出所〕

https://www.justiz.bremen.de/sixcms/media.php/13/Abschlussbericht%20BLAG%20Verm%C3%B6gensabsch%C3%B6pfung_2024.pdf

²⁰² 現地報道等によれば、ドイツにおいては、組織犯罪対策を背景として、資産没収に関する挙証責任の転換

(Beweislastumkehr) を導入しようとする立法上の動きが具体化している。2026年3月3日、ベルリン州政府は、刑法76a条4項に基づく「独立した各題没収 (selbständige erweiterte Einziehung)」について、資産の価値と合法的収入との間に著しい不均衡が認められる場合には、当該資産が犯罪に由来するとの法的推定を設け、資産の所有者に対して合法的取得を立証させる制度を導入することを内容とする法案を、連邦参議院 (Bundesrat) に提出することを決定した。この構想は、現行法の下で国家側が犯罪収益性を全面的に立証しなければならないことにより生じている「構造的な立証困難 (strukturelle Beweisnot)」を克服し、組織犯罪による不正蓄財をより実効的に剝奪することを目的とするものであり、没収手続自体は引き続き刑事法制の枠内に位置づけつつも、挙証責任の配分を修正する点に特徴があると考えられる。このベルリン州の連邦参議院イニシアティブは、州政府による公式発表として公表されており、今後、連邦レベルでの立法過程において、無罪推定原則や財産権保障との関係を含めた本格的な憲法・刑事法的検討が行われることが予定されている。

²⁰³ ドイツ税関の2023年統計によると、違法薬物約55トン、52,000件の武器、1.29億本のたばこ、5,400万点の違法動植物・制品、さらに2億ユーロ相当の偽造品が没収されている。

https://www.bundesfinanzministerium.de/Monatsberichte/Ausgabe/2024/06/Inhalte/Kapitel-3-Analysen/3-2-zoll-bilanz-2023-pdf.pdf?_blob=publicationFile&v=4

2024年にはさらに強化され、32トンの薬物 (うち16トンがコカイン)、5,000万本のたばこ、5百万件の偽造品が押収されたとの報告もある。

https://www.zoll.de/SharedDocs/Downloads/DE/Publikation/Broschuere_Bestandteile/Die-Zollverwaltung/jahresstatistik_2024_4.pdf?_blob=publicationFile&v=2

²⁰⁴ EU全体では、2023年に約1億5,200万点 (推定34億ユーロ相当) の偽造品が押収されており、ドイツはEU内でも上位国に位置付けられている。類似の事例としては、Enforcement 2024 レポートで食品偽装対策「OPSON XIII」による関与 (約9,100万ユーロ相当の偽食品押収) も報告されており、違法薬物や金・地金の違法持出阻止措置もこれに類似した手続によって行われている。<https://www.europol.europa.eu/media-press/newsroom/news/eur-91-million-worth-of-counterfeit-and-substandard-food-seized-in-europe-wide-operation>

に寄与していると考えられる。

4.6. イタリア

4.6.1. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告4の評価

2016年2月に公表されたイタリアのFATF第4次相互審査報告書(MER)²⁰⁵における勧告4(剥奪及び保全措置)の評価については、Compliant(完全遵守)となった。各基準(Sub Criterion)における評価は以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

イタリア刑法第648条の4(art. 648-quater c.p.)は、マネー・ローンダリング犯罪(第648条の2(art. 648-bis c.p.)及び第648条の3(art. 648-ter c.p.))による収益又は利益の没収を規定しており、犯罪者が利用可能な同等価値の金銭、資産その他の財産の没収も認めている²⁰⁶。犯罪に使用された道具類は刑法第240条に基づき没収される。さらに、不相応没収(disproportionate confiscation)として、合法的起源を証明できない財産や、第三者名義であっても実質的に犯罪者に帰属すると認められる財産についても没収が可能であり(1992年法律命令306号第12条の6[1992年法律356号により転換])、テロ資金供与に関しても、関連する物品や利益の没収が義務付けられている(刑法第270条の2)。また、有罪判決に基づかない予防的没収は、アンチマフィア法(D.Lgs. n. 159/2011)第24条により認められている。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

刑事訴訟法第321条第2項(art. 321, comma 2, c.p.p.)は、裁判官の命令により、将来没収されることが見込まれる資産、金銭その他の財産について、予防的仮押収(sequestro preventivo)を行うことを認めている。この仮押収は、直接没収の対象となる財産に限られず、没収が同等価値財産により行われる場合には、その同等価値財産にも及ぶ。反マフィア法(Codice Antimafia: 立法令第159号/2011年)第26条は、予防的措置の対象となる資産が第三者に仮装的又は詐欺的に譲渡された場合には、その譲渡を国に対抗できないものとして無効と扱うことを規定している。また、同法第19条は、予防的措置の適用に先立ち、対象者の資産状況、収入源及び財産形成の過程を包括的に把握するための「資産調査(indagini patrimoniali)」を規定している。この資産調査は、特定犯罪の立証や刑事責任の認定を目的とするものではなく、予防的没収(confisca di prevenzione)等の適用要件を判断するための行政・予防的性格を有する調査である。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

善意の第三者は、刑事訴訟法(CPC)第263条により、押収財産の返還を請求する権利を有し、押収命令に対して再考請求や最高裁判所への上訴が可能である(CPC第322、322bis、324、325条)。マフィア関連事件についても反マフィア法に同様の規定が

²⁰⁵ https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/mer/MER-Italy-2016.pdf_coredownload_inline.pdf

²⁰⁶ イタリア刑法第648-quater条(art. 648-quater c.p.)は、2007年立法令第231号(d. lgs. n. 231/2007)により刑法に新設された規定であり、EU指令及び国際的なマネー・ローンダリング対策(資産剥奪)に関する基準を反映したものである。同条は、マネー・ローンダリング罪(第648条の2: art. 648-bis c.p.)及び違法収益の使用・再投資罪(第648条の3: art. 648-ter c.p.)(現在は自己洗浄罪[art. 648-ter.1 c.p.]を含むと解されている)に関し、犯罪による生成物(prodotta)及び利益(profitto)の没収を原則として義務付けるとともに、これらが直接没収できない場合には、同等価値の財産の没収(confisca per equivalente)を認める根拠規定となっている。

ある。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

没収資産の管理は、犯罪の種類に応じて複数の機関が担う。マフィア犯罪等に関連する場合は、ANBSC (National Agency for the Management and Allocation of Seized and Confiscated Assets to Organised Crime) が管理し、現金は Fondo unico Giustizia (FUG) が管理する。その他のケースでは Agenzia del Demanio (国有財産庁) が管理する。不動産や企業については、必要に応じて公的管理者が任命され、売却や公共利用が行われる。

総括 (FATF 第4次相互審査報告書における勧告4の法令遵守 (TC) 評価)

イタリアは、犯罪収益、犯罪に使用された道具類、同等価値財産の没収に関して、刑事没収、有罪判決に基づかない没収の双方の手法を駆使し、幅広い財産の没収・保全措置を実現している。善意の第三者保護や管理・処分の枠組も整備されている。勧告4は「Compliant (完全遵守)」(四段階評価の最上位) と評価されている。

4.6.2. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告38の評価

イタリアの FATF 第4次相互審査報告書 (MER) における、勧告38 (刑事共助一凍結・没収) の評価については、Largely Compliant (概ね遵守) とされた。基準 (Sub Criterion) ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

イタリアは、外国からの要請に基づき、犯罪収益・犯罪関連資産の特定、凍結、押収、没収等の措置を迅速に講じる権限を有している。刑事手続における没収 (有罪判決没収) だけでなく、予防的没収 (有罪判決に基づかない没収) も適用可能であり、関連する資産、財産、道具類、又は同等価値の財産についても対応できる。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収や暫定措置への対応

イタリアは、予防的没収 (有罪判決に基づかない没収) や「equivalent confiscation (同等価値没収)」に関する外国からの要請にも対応可能である。これらは主に組織犯罪、テロ資金供与、又は常習的なマネー・ローンダリング等の事案に適用される。ただし、アンチマフィア法の適用範囲外の事案には対応できない場合がある。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

イタリアは、他国との間で没収・凍結措置の調整に関する恒常的な枠組は有していないが、必要に応じて個別の協定を締結し、調整を行っている。没収資産の管理・処分については、国内法に基づき、複数の専門機関 (ANBSC、FUG、Agenzia del Demanio 等) が役割分担して対応している。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

イタリアの法律は、国際条約に基づき、外国からの要請があった場合に没収資産を他国に分配 (devolution) することを認めている。主に国連腐敗防止条約 (Merida 条約) 等に基づき、外国が明示的に分配を求めた場合に対応可能である。

総括 (FATF 第4次相互審査における勧告38の法令遵守 (TC) 評価)

イタリアは、外国からの要請に基づき、犯罪収益や関連資産の特定・凍結・没収等に対応できる法制度・実務体制を有している。特に、刑事手続に基づく没収（有罪判決没収）と、予防的没収（有罪判決に基づかない没収）双方の枠組が整備されている。国際的な資産共有（asset sharing）についても、国際条約に基づき対応可能である。一方で、他国との間で没収・凍結措置の調整に関する恒常的な枠組はなく、必要に応じて個別に協定を締結している点が軽微な課題である。総合評価は「Largely Compliant（概ね遵守）」（四段階評価の上から二番目）である。

4. 6. 3. FATF 第 4 次相互審査における有効性評価項目 I0. 8 の評価

没収に関する有効評価 I0. 8 は、SE = substantial level of effectiveness（相当程度の効果、四段階評価の上から二番目）となった。各着眼点（Core Issues）における評価は以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

イタリアは、犯罪収益の剥奪を長年にわたり国家の重要な刑事政策の柱として位置付けており、特に組織的犯罪対策において、没収は中核的手段とされている。有罪判決に基づく没収に加え、拡大没収や予防的没収（有罪判決に基づかない没収）を含む包括的な法制度が整備され、資産の特定、差押え、没収を専門的に担う機関や司法当局の体制が確立されており、財産回復が制度的にも運用上も高い優先度で扱われている点が、イタリアの顕著な強みとして評価されている。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

イタリア当局は、マフィア型組織的犯罪、薬物犯罪、汚職及び税犯罪に関連する犯罪収益について、継続的かつ高水準の没収実績を有している。特に国内の組織犯罪に由来する資産については、長年の運用経験に基づき、実効的な追跡及び没収が行われていると評価されている。外国の前提犯罪に由来する資産についても、国際協力を通じた凍結及び没収の枠組は整備されており、一定の実績が示されているが、MER では、国際的事案における没収の活用については引き続き改善の余地があると指摘されている。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

イタリアは、国境を越える現金及び持参人払い式の譲渡可能支払手段に関する申告制度を整備しており、虚偽申告又は無申告に対して差押え及び没収を行う法的枠組を有している。税関当局は、現金の越境移動をマネロン等リスク要因として認識し、一定の検知及び押収を実施しており、制度面は整備されているものの、越境現金の押収及び没収の実績はリスクの規模に照らして限定的であり、より一貫した運用が求められると評価されている。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

イタリアは、国家リスク評価において、組織犯罪、汚職及び税犯罪を主要なマネー・ローンダリングリスクとして特定しており、没収の実績はこれらの高リスク分野と高い整合性を有している。特に、マフィア型犯罪組織に関連する財産回復は重点的に行われており、没収はリスクに基づいて戦略的に活用されていると評価されている。一方で、国際的なマネー・ローンダリングや越境的資金移動に関する没収については、リスク評価との整合性を一層高める余地があると指摘されている。

総括（FATF 第 4 次相互審査における I0. 8 の有効性評価）

イタリアは、組織的犯罪を優先的に対象としつつ、汚職や税犯罪等の収益にも積極的に没収措置を講じている。反マフィア法の予防的措置を含む多様なツールを効果的に活用し、国内資産の没収において特に高い成果を上げている。国外資産の体系的な追跡・回収には改善の余地があるが、国際協力も積極的に活用している。全体として、犯罪者から多額の収益を剥奪しており、IO. 8の評価は「substantial level of effectiveness (SE、想定程度の効果)」(四段階評価の上から二番目)とされた。

4.6.4. FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について

イタリアは、刑法(「Codice Penale」(Regio Decreto 19 ottobre 1930, n. 1398))、刑事訴訟法(「Codice di Procedura Penale」(D.P.R. 22 settembre 1988, n. 447))、反マフィア法(「Codice delle leggi antimafia e delle misure di prevenzione」(Decreto Legislativo 6 settembre 2011, n. 159))を根拠法として没収・追徴を行っている。没収・追徴制度の骨格は、刑法における犯罪収益の剥奪を目的とする没収(confisca)規定、刑事訴訟法における裁判所命令による仮押収(sequestro preventivo)及び同等価値財産への拡大(confisca per equivalente)²⁰⁷、さらに、反マフィア法における予防的没収(confisca di prevenzione)²⁰⁸と没収資産の管理・回復の枠組から成る。これらは、犯罪収益の直接的な没収、価値の没収、第三者移転財産への没収をも認めており、組織犯罪や汚職等に対して、刑事手続型と有罪判決に基づかない没収(NCB, Non-confiscation based)の双方のアプローチを組み合わせた構成となっている。

2016年2月のFATF第4次相互審査(評価自体は2015-16年)では、現金の没収額がリスクに比して十分とは言えないことや国外資産の体系的な追跡・回収には改善の余地がある、との指摘を受け、2019年、義務的没収(confisca obbligatoria)や仮押収制度の強化、資産追跡(asset tracing)の迅速化、法執行機関間の連携強化が実施された。また、2018年には、CIPE(国家経済計画委員会)が「没収資産活用国家戦略²⁰⁹」を策定し、自治体への交付、調整強化、社会的再利用を強化した。2021年の下院反マフィア調査委員会報告²¹⁰では、手続の煩雑さなどの行政による犯罪収益の回復に関する課題が明らかにさ

²⁰⁷ Sequestro preventivo(予防的差押え)は、犯罪の証拠隠滅や再犯の防止、又は将来の没収に備えるために、裁判所が被疑者の財産を一時的に差し押さえる措置である。刑事訴訟法第321条に規定されており、捜査段階でも適用可能。Confisca per equivalente(同等価値財産の没収)は、犯罪収益や犯罪に使用された財産が直接没収できない場合に、被告人が所有する他の財産のうち、同等の価値を持つものを代替的に没収する制度。刑法(Codice penale)第240条の2項や、特定犯罪に関する特別法(例:反マフィア法典)に規定されている。

²⁰⁸ 裁判所命令による仮差押え(sequestro preventivo)と、反マフィア法で定める予防的没収(confisca di prevenzione)は、目的・法的性質・適用対象が異なる制度。仮差押えは、刑事訴訟法第321条に基づく措置であり、捜査段階において犯罪の証拠隠滅や収益の散逸を防ぐために、裁判所が命令する財産の一時的な差押えの措置である。これは将来的な没収に備える暫定的措置であり、刑事訴訟の枠内で行われる。対象は犯罪に関連する財産であり、被疑者に対して適用される。差押えの解除や没収には、別途裁判所の判断が必要である。一方、予防的没収は、反マフィア法(立法令159/2011)に基づく措置であり、刑事訴訟とは独立した治安措置である。これは、有罪判決を受けていない者であっても、社会的に危険と認定された場合に、その者が正当な収入では説明できない財産を国家に帰属させる制度である。対象はマフィア、テロ、汚職などの組織犯罪に関与していると疑われる者であり、刑罰ではなく行政的・民事的性質を持つ。裁判所の判断により、没収が直接命じられる。両者の違いは、仮差押えが刑事訴訟法に基づく捜査補助的措置であるのに対し、予防的没収は反マフィア法に基づく治安措置であり、有罪判決を前提としない点にある。また、仮差押えは一時的な差押えであるのに対し、予防的没収は財産の最終的な剥奪を目的とするものである。

²⁰⁹ Strategia nazionale per la valorizzazione dei beni confiscati attraverso le politiche di coesione(結束政策を通じた没収資産の価値向上に関する国家戦略)は、没収資産を地域開発や公共目的に活用し、法の支配を強化することを目的とし、制度能力の向上、不動産の価値再生、没収企業の合法経済への再統合を柱としている。さらに、Fondo per lo Sviluppo e la Coesione(開発・結束基金)を活用し、国・地方自治体・没収資産管理庁(ANBSC)の協働による多層ガバナンスを採用し、地域社会に利益をもたらすプロジェクトを推進することで、マフィア資産の社会的還元とEU結束政策との連動を図っている。

²¹⁰ 2021年にイタリア下院反マフィア調査委員会が公表した報告書「差押え・没収資産の管理手続に関する分析報告(Doc. XXIII n. 15)」では、行政による犯罪収益の回復に関して、制度の断片化、国家没収資産庁(ANBSC)の能力不

れ、2022年には没収資産再活用に関する法整備が進展した。

EU指令(Directive) 2024/1260は、財産回復の全工程に関する最低基準を再構成し、EU加盟国に対して、より強力な犯罪収益の没収、財産回復を要請するものであるが、イタリアについては、没収対策(反マフィア法 D. Lgs. 159/2011、刑事訴訟法の仮押収=c. p. p. 321条)の強化が必要とされている。具体的には、財産回復オフィス(AROs)の権限拡充、欧州検察庁(EPPO)との情報連携の常態化、同等価値没収や第三者移転財産の没収の運用強化、有罪判決に基づかない型(NCB)没収の適用要件の明確化に加え、「説明できない犯罪収益財産の没収」(指令第16条)の導入が必要となる。イタリアは2018年の国家戦略(CIPE決定)に基づき、没収資産の社会的再利用や自治体への割当の運用基盤を先行整備してきたが、新指令に沿うためには、追跡から凍結・確定没収・管理に至るガバナンスの一体化と国内法整備が必要であり、移行期限の2026年11月23日に向けた包括改正(反マフィア法・刑訴法等)と国会審議が予定されている。

特に、「説明できない犯罪収益財産の没収」の導入・受容に関しては、イタリア憲法の財産権(第42条)及び推定無罪原則(第27条)との整合性と、挙証責任の転換(被対象者側に資産の正当な出所の説明負担が転移・加重するか否か)が重要論点²¹¹となっている。憲法第42条が私有財産の承認と保障、社会的機能、公益目的での法律による制限・収用(補償付)を定める以上、没収は「違法利得の剥奪」という非制裁的目的に限定し、比例原則(対象財産の犯罪連結、必要最小限性、第三者善意保護)と防御権(反証機会、異議申立ての実効性、厳格な理由付け)を手続に緻密に織り込む必要がある。また、憲法第27条の「被告人は確定有罪に至るまでは有罪と見なされない」という推定無罪の下では、NCB没収や「説明できない犯罪収益財産の没収」が実質的な処罰性を帯びないように、in rem(対物手続)としての構造・証明水準の設定、検察側の犯罪連結の立証と被対象者側の説明負担の均衡ある配分、弁護権の強化が必要となる。学説は、指令第15~16条のNCBモデルを「処罰ではなく違法利得剥奪」に位置づけ、挙証責任を全面的に転換するのではなく、国家側の初期的連結立証→対象者の説明機会→裁判所の比例・理由付けで最終判断、という段階的・相互立証型の設計を推奨して、推定無罪原則を損なわないNCB設計と比例・防御権の丁寧な規律が重視されており、憲法第27条(処罰的性質を持つ措置か否か)との整合性が鍵とされる。

足、司法統一基金(FUG)の非効率な運用、地方自治体との連携不全、社会的再利用の困難、企業の清算率の高さなど、複合的な課題が明らかにされた。特に、没収資産の情報管理や自治体への通知の遅れ、資産の物理的・法的問題、資金・人材不足、手続の煩雑さが、資産の社会的活用を阻む要因として指摘されており、委員会は法制度の統合、ANBSCの体制強化、FUG資金の再設計、自治体支援の拡充、企業再建支援の制度化など、包括的な改革を提言している。正式名称(イタリア語): Relazione sull' analisi delle procedure di gestione dei beni sequestrati e confiscati (差押え・没収資産の管理手続に関する分析報告)採択日: 2021年8月5日(委員会承認日)、公表日: 2021年9月7日(両院議長への送付日)出所(公式サイト): イタリア議会公式文書(第18期反マフィア議会調査委員会報告、文書番号 Doc. XXIII n. 15) <https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/DF/363848.pdf>

²¹¹ イタリアにおける「説明できない犯罪収益財産の没収」(予防的没収及び拡大没収)は、憲法第42条の財産権と第27条の推定無罪原則との整合性をめぐり国会審議や政府見解で比例原則と非刑罰的性質(回復的措置)を根拠に合憲性が説明されてきたところ、政府提出のEU指令2014/42受入れ関連資料(A. G. 323)や司法省の技術分析ノートでは、財産措置は社会防衛目的であり刑罰ではないと明記され、無罪推定の侵害を回避する論理が示されている。司法省公式サイト・EU指令2014/42受入れ関連資料 Relazione semestrale al Parlamento ex art. 49 D. Lgs. 159/2011 (luglio 2024)

Ministero della Giustizia, Relazione semestrale al Parlamento ex art. 49 D. Lgs. 159/2011 (luglio 2024), https://www.giustizia.it/giustizia/page/it/pubblicazioni_studi_ricerche_testo_selezionato?contentId=SPS1418036 ;

Camera dei deputati, Attuazione della direttiva 2014/42/UE - A. G. 323, <https://documenti.camera.it/Leg17/Dossier/Testi/gi0521.htm>

4.6.5. 税関における没収制度について

イタリア税関における没収制度は、主に違法輸入・輸出、関税法違反、密輸、偽造品取引などに関連する財産を対象とし、行政的及び刑事的手続を通じて実施される制度である。根拠法は、イタリア関税法 (Testo Unico delle disposizioni legislative in materia doganale) 及び刑法第 240 条、さらに特定の経済犯罪に関する特別法 (例：反マフィア法典、薬物関連法) に基づいており、税関職員は司法警察官としての権限を有し、違法物品の押収及び関連財産の没収を裁判所に申請することができる。特に、EU 規則 (例：2018/1805) に基づく国際的な没収命令の執行も可能であり、越境犯罪に対応する枠組が整備されている。

没収事例としては、偽ブランド品の大量輸入に関与した企業に対する財産没収、麻薬密輸に使用された車両や船舶の没収、関税詐欺による不正利益に対する同等価値財産の没収 (confisca per equivalente) などが挙げられる。また、税関が摘発した事案において、犯罪収益が特定できない場合には、被告人が所有する他の財産に対して代替的没収が命じられることもある。これらの措置は、犯罪による経済的利益を剥奪し、国家財産として再利用することを目的としており、ANBSC (国家没収資産庁) や Agenzia del Demanio (国有財産庁) と連携して処分・再活用が進められる。

4.7. カナダ

4.7.1. FATF 第 4 次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告 4 の評価

2016 年 9 月公表のカナダの FATF 第 4 次相互審査報告書 (MER)²¹² における勧告 4 (剥奪及び保全措置) の評価については、Largely Compliant (概ね遵守) となっている。各基準 (Sub Criterion) における評価は以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

カナダ刑法 (CC) 第 462.37 条 1 項は、「指定犯罪」に関する有罪判決に基づく犯罪収益の没収を規定している。刑法第 490.1 条及び薬物・向精神薬取締法 (CDSA) 第 16 条・第 17 条も、犯罪に使用された、又は使用される意図があった財産の没収を規定している。いずれの場合も、検察官の申立てに基づき裁判所が没収を判断する。組織犯罪や CDSA 違反の場合、訴訟開始前 10 年以内に受け取った利益や説明できない収入に対する拡大没収 (extended forfeiture) が認められる。単独のマネー・ロンダリング事件では、刑法第 462.37 条 1 項により、ロンダリング活動の収益及びロンダリングされた財産の没収が可能であるが、後者についてはより厳格な証明基準が適用される。刑法第 462.37 条 1 項及び第 490.1 条は、第三者からの財産没収も認めている。被告が死亡又は逃亡した場合には、刑法第 462.38 条及び第 490.2 条に基づき、財産自体に対する没収 (in rem) が可能である。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

刑法及び CDSA は、捜索・押収令状 (刑法第 487 条、462.32 条、462.35 条、CDSA 第 11 条)、銀行口座の存在に関する証拠収集命令 (刑法第 487.018 条)、その他の生産命令 (刑法第 487.014 条、487.015 条)、データ伝送・記録のための令状 (刑法第 492.2 条)、一般情報令状 (刑法第 487.01 条)、税情報命令 (刑法第 462.48 条) など、幅広い措置を規定している。刑法第 487.01 条の権限は、口座モニタリングもカバーする。

²¹² <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/mer/MER-Canada-2016.pdf.coredownload.pdf>

PCMLTFA 第 23 条は、現金や無記名有価証券の押収・没収を認めている。刑法第 462.33 条及び第 490.8 条、CDSA 第 14 条は、没収のための財産の押収・仮差押え命令を規定している。これらの命令は、没収命令が出される合理的根拠がある場合に発出され、裁判官は ex parte（当事者不在）かつ事前通知なしで仮押収を行うことができる。刑法第 490.3 条及び第 462.4 条は、価値ある対価による善意の第三者への譲渡を除き、譲渡の無効を認めている。刑法第 354 条 1 項は、財産の保有者が故意に行動した場合、仮押収命令発出前でも刑事責任を問うことができる。テロ関連財産の没収については、刑法第 83.14 条が特別規定を設けている。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

善意の第三者の権利は、刑法第 462.42 条、462.34 条 b 項、490.4 条 3 項、490.5 条 4 項により保護されており、仮押収・押収・没収命令から特定財産を除外することができる。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

Seized Property Management Act (SPMA) は、押収・仮差押え財産の管理及び没収財産の処分・分配を規定している。同法により、公共事業・政府サービス大臣がこれら財産の管理を担い、効果的な管理のために適切な措置を講じることができる。没収財産は処分され、その収益は Seized Property Proceeds Account に入金される。罰金や外国政府からの分配金も同口座に計上される。余剰金は、内閣の指示により、没収制度が恣意的な財源確保手段となることを防ぎつつ、民主的統制のもとで公共目的に活用するため、他の勘定に移される²¹³。

総括（FATF 第 4 次相互審査における勧告 4 の法令遵守（TC）評価）

カナダは、犯罪収益や犯罪に使用された財産の没収・仮押収に関して、刑事・民事双方の手続を整備しているが、「同等価値財産の没収」が認められていない点が主な課題である。その点も踏まえて、勧告 4 は「Largely Compliant（概ね遵守）」（四段階評価の上から二番目）と評価されている。

4.7.2. FATF 第 4 次相互審査における法令等整備状況（TC）勧告 38 の評価

カナダの FATF 第 4 次相互審査報告書（MER）における、勧告 38（刑事共助—凍結・没収）の評価については、Largely Compliant（概ね遵守）とされた。基準（Sub Criterion）ごとの評価のポイントは、以下の通り。

38.1 外国からの要請に基づき資産凍結・没収等の措置

カナダは、外国からの要請に基づき、犯罪収益・犯罪関連資産の特定、凍結、押収、没収等の措置を迅速に講じる権限を有している。犯罪収益や犯罪に用いられた財産、犯罪収益の洗浄に使われた財産について、刑事手続に基づき対応可能である。ただし、「同等価値財産（equivalent value）」の没収については法的根拠がなく、罰金（fine

²¹³ 余剰金の移転とは、押収・没収財産の管理費用や法定の分配を行った後に残る資金について、自動的に一般財源へ組み入れたり担当大臣の裁量で処理したりするのではなく、内閣（Governor in Council）の正式な決定に基づき、他の政府勘定へ組み替える制度的な処理をいうものであり、これにより資金の用途は政治的・財政的統制の下に置かれる。具体的には、枢密令（Order in Council）によって、残額を一般歳入（Consolidated Revenue Fund）に移して国全体の財政需要に充てたり、犯罪被害者支援、法執行機関の能力強化、国際的な犯罪対策協力など、政策的に正当化された特定目的の政府勘定に振り向けたりすることが想定されており、没収制度が恣意的な財源確保手段となることを防ぎつつ、民主的統制のもとで公共目的に活用される仕組みとなっている。

in lieu) による対応となる。

38.2 有罪判決に基づかない没収等の協力

カナダでは、外国の有罪判決に基づかない没収命令の執行について、刑事事件に該当する場合（被告人が死亡又は逃亡した場合等）には対応可能であるが、民事没収命令については連邦法の管轄外であり、州ごとに対応が分かれる。多くの州では民事没収制度が導入されているが、外国からの民事没収命令に対しては、外国政府が民間弁護士を雇って州裁判所で手続を行う必要がある。

38.3 資産管理・分配等の協力体制

カナダでは、資産の凍結・没収に関する調整は、主に国内外の警察当局間の直接的な連携によって行われている。法的な枠組としては、Seized Property Management Actにより、連邦レベルではSPMDが、州レベルでは州検察当局が資産の管理・処分を担当している。必要に応じて、資産の売却や廃棄も可能である。

38.4 没収資産の国際的な共有

カナダは、Seized Property Management Actに基づき、相互合意により没収資産の国際的な共有（asset sharing）を実施している。19の二国間条約が存在し、外国が捜査・訴追等で協力した場合に、没収資産の分配が可能である。

総括（FATF 第4次相互審査における勧告38の法令遵守（TC）評価）

カナダは、外国からの要請に基づき、犯罪収益や関連資産の特定・凍結・没収等に対応できる法制度・実務体制を有している。犯罪収益や犯罪に用いられた財産の特定・凍結・没収については、迅速な対応が可能であるが、「同等価値財産（equivalent value）」の没収については法的根拠がなく、代替的に罰金（fine in lieu）を科す仕組みとなっている。また、外国の有罪判決に基づかない没収命令の執行については、刑事事件に該当する場合を除き、対応が限定的である。資産管理・分配については、連邦レベルではSPMD（Seized Property Management Directorate）が、州レベルでは検察当局が担当している。没収資産の国際的な共有（asset sharing）については、相互合意に基づき対応しており、19の二国間条約が存在する。総合評価は「Largely Compliant（概ね遵守）」（四段階評価の上から二番目）である。

4.7.3. FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8の評価

没収に関する集光性評価項目 I0.8に対する評価は、ME = moderate level of effectiveness（中程度の効果、四段階評価の上から三番目）となっている。各着眼点（Core Issue）における評価は以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

カナダにおいては、犯罪収益及び犯罪に用いられた財産の没収は政策目標として位置付けられているものの、その追求は限定的である。刑事及び民事（有罪判決を前提としない没収）双方の没収制度が存在し、連邦レベルでは押収・没収資産を管理する機関（SPMD）が設置されているが、等価財産の没収が認められておらず、代替的に罰金の賦課が用いられている点が制度上の制約となっている。統合犯罪収益対策（IPOC）などの枠組は存在するものの、国家ベースでマネロン等政策において没収が主要目標として明確に位置付けられておらず、各州の間でも取組にばらつきが見られる。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

犯罪収益の没収額は前回審査時より増加しているが、カナダが直面するマネー・ローンダリングリスクの規模に照らすと低水準にとどまっている。没収は主として薬物犯罪、詐欺、窃盗及び税犯罪に関連するものに集中しており、汚職、第三者型マネー・ローンダリング²¹⁴、国外犯罪収益に対する没収は限定的である。ケベック州など一部の州では専門部隊と明確な優先付けにより比較的高い成果を上げている一方、他地域では並行的金融捜査や資産追跡が十分に行われておらず、国外所在財産の回復も限定的である。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

カナダでは、国境を越える現金及び無記名支払手段の申告制度が導入され、違反時には押収が可能とされている。2009年から2015年にかけて国境で押収された現金等の総額は約2億6,300万カナダドルに上るが、最終的に没収に至った割合は9%未満であり、大半は旅行者に返還されている。虚偽申告・無申告に対する制裁は低額で、FIU（金融情報機関）や法執行機関による分析や捜査も既存事案に関連する場合を除き限定的であることから、抑止力及び実効性は十分とは評価されていない。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

没収実績は主として薬物犯罪、詐欺及び窃盗に関連する事案に集中しており、国家リスク評価（NRA）で高リスクと特定された汚職、第三者型マネー・ローンダリング、たばこ密輸等に関する没収は十分に行われていない。このため、没収実績はカナダのマネロン等リスク評価、並びに国家的マネロン等対策の優先順位と完全には整合していないと評価されている。

総括（FATF 第4次相互審査における IO. 8 に対する有効性評価）

カナダは、犯罪収益等の没収に関して刑事・民事両面で一定の成果を上げているが、政策目標の徹底や「同等価値財産の没収」制度の欠如、資産追跡・回収の遅延、国外資産への対応、申告違反への罰則の弱さ等が課題である。制度的枠組及び一部の実績は認められるものの、リスクに見合った没収成果が十分に達成されておらず、政策目標としての財産回復が全国的に徹底されていない点が評価を制約し、IO. 8の評価は「moderate level of effectiveness（ME、中程度の効果）」（四段階評価の下から二番目）とされている。

4.7.4. FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について

カナダでは、犯罪によって得られた資産を国家が剥奪する制度として、刑事没収と民事没収の二つの枠組が存在する。刑事没収は連邦刑法に基づき、有罪判決を前提として裁判所が命令を下すものである。一方、民事没収は州の管轄に属し、有罪判決を前提とせず、財産が違法活動に関連していると推定される場合に裁判所が没収を認める。これらの制度は、犯罪の経済的インセンティブを排除し、違法行為を抑止することを目的としている。

²¹⁴ 第三者型マネー・ローンダリング（Third-party Money Laundering）とは、犯罪の前提犯罪（predicate offence）を実行していない第三者が、報酬や手数料を得る目的で、他人が得た犯罪収益の洗浄を請け負う形態のマネー・ローンダリングを指す。FATFは、この第三者による資金洗浄を、犯罪者自身が自らの犯罪収益を洗浄する「自己洗浄（self-laundering）」と区別しており、特に専門的な知識やネットワークを用いて反復的に洗浄サービスを提供する者を「プロフェッショナル・マネー・ロンダラー（professional money launderer）」と位置付けている。第4次相互審査において、カナダは第三者型マネー・ローンダリングを高リスク類型の一つとして認識しているものの、捜査、訴追及び没収の取組は十分ではないと評価されている。

近年、有罪判決に基づかない没収制度 (Non-Conviction Based Confiscation NCBC) の強化が進められており、特にブリティッシュコロンビア州 (B. C. 州) では 2023 年に「説明不能財産命令 (Unexplained Wealth Order: UWO)」が導入された。UWO は、資産の取得源に疑義がある場合に、検察側ではなく、所有者に対して正当な説明を求める命令であり、説明が不十分であれば民事没収の根拠となる。これは、英国やオーストラリアなどで導入されている制度を参考にしたものであり、カナダでは初の試みである。B. C. 州では、UWO の導入により、組織犯罪による高額資産の剥奪が可能となり、治安対策の一環として期待されている。連邦政府もこの制度の全国展開を検討しており、2023 年には財務省が

「AML/CFT 体制強化に関する公開協議文書」²¹⁵を公表し、UWO の連邦法への組み込みや刑事没収制度の拡充について意見募集を行った。特に、刑法第 462.37 条以下に規定される「拡大没収」制度では、有罪判決後に正当な収入では説明できない財産を犯罪収益と推定し、反証がなければ没収を可能とする仕組みがある。この制度は、組織犯罪や重大麻薬犯罪などに適用されているが、今後はマネー・ローンダリングや詐欺などにも拡大される可能性がある。

これらの制度には、無関係の第三者の権利保護や司法審査の仕組みが組み込まれており、財産権や推定無罪原則との整合性が図られている。刑法第 462.42 条では、没収命令が出された財産について、善意の第三者が異議申立てを行い、自らが犯罪に無関係であることを証明すれば、その財産持分は没収の対象外となることが定められている。また、最高裁判所は 2009 年の Chatterjee 判決において、民事没収は刑罰ではなく、社会保護措置であるとの判断を示しており、憲法上の財産権や刑事法の原則との整合性が認められている判決となっている²¹⁶。

4.7.5. 税関における没収制度について

カナダの国境管理及び税関業務は、カナダ国境サービス庁 (Canada Border Services Agency: CBSA) が一元的に担っている。CBSA は 2003 年に設立された連邦機関であり、Public Safety Canada (公安省) 傘下に属する。CBSA の使命は、「国家安全保障と公共安全を支える統合的な国境サービス」を提供することであり、入出国する人・物の監督、関税・物品税の徴収、不法品の摘発、食品安全・動植物検疫など多岐にわたる業務を担っている。CBSA は全国に約 8,600 名の職員を擁し、陸海空あわせて 1,200 箇所以上のポート・オブ・エントリー (入国地点) で 24 時間体制の警備・通関を行っている。税関法

(Customs Act) に基づき、CBSA の国境審査官 (BSO: Border Services Officer) には、旅行者や貨物の検査・搜索、違法物品の押収・没収、課税などの広範な権限が付与されている。カナダでは入出国時に 1 万カナダドルを超える現金類を申告する義務があり、未申

²¹⁵ カナダ財務省は 2023 年 6 月に「Consultation on Strengthening Canada's Anti-Money Laundering and Anti-Terrorist Financing Regime」を公表し、AML/CFT 体制の強化に関する意見募集を行った。この文書は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実効性向上を目的とし、PCMLTFA (Proceeds of Crime (Money Laundering) and Terrorist Financing Act) 改正を視野に、連邦・州・準州間の協調、受益所有情報の透明化、法曹界対応、民事資産没収制度の拡充を論じている。特に第 3 章では、ブリティッシュコロンビア州で導入されている不明資産命令 (UWO) の連邦法への組み込み可能性を検討し、刑事没収制度の強化と併せて意見を求めている。

<https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/consultations/2023/strengthening-canada-anti-money-laundering-and-anti-terrorist-financing-regime.html>

²¹⁶ カナダ最高裁判所は 2009 年 4 月 17 日、Chatterjee v. Ontario (Attorney General) (2009 SCC 19, [2009] 1 S.C.R. 624) において、オンタリオ州の民事没収制度 (Civil Remedies Act) が違憲であるとの主張を退け、民事没収は「刑罰」ではなく、犯罪収益を回収し、州における社会的・経済的負担を軽減するための社会保護措置であると判断した。すなわち、民事没収法は財産・民事権利に関する規定であり、刑法ではないため連邦の犯罪立法権を侵害せず、結果として刑事法の原則や憲法上の財産権との整合性も維持されているとされた。

<https://www.canlii.org/en/ca/scc/doc/2009/2009scc19/2009scc19.html?resultIndex=1>

告で持ち出そうとした資金はCBSAにより押収されることがある。これは、犯罪収益の国外逃避を防ぐための措置である。押収された資産は、押収財産管理局 (Seized Property Management Directorate: SPMD) により管理され、事案に応じて返還又は没収処分が行われる。

2025年度上半期(2025年4月～9月)には、CBSAは入出国時の無申告資金として約2,324万ドル、犯罪起因が疑われる資金として約211万ドルを押収している。また、違法薬物、銃火器、偽造品なども多数押収されており、CBSAは国境における資産剥奪の重要な役割を果たしている。これらの措置は、刑事裁判とは別に行政的に処理されることが多く、迅速な対応が可能である。CBSAは、連邦警察(RCMP)や各州・自治体の警察とも緊密に協力しており、特に国境を跨ぐ組織犯罪(武器・薬物密輸、人身売買など)に対しては情報共有や合同捜査が行われている。例えば、港湾や空港で押収された麻薬については、CBSAが初動対応した後にRCMPが本格捜査・起訴を担当するケースが多い。また、州警察が盗難車両の国外持ち出しを阻止するためCBSAに通報・依頼する事例もある。

このように、CBSAは国境最前線における法執行機関として、犯罪収益の移動を阻止し、違法資産の剥奪を通じて国家安全保障と公共安全の確保に貢献している。今後も、CBSAの役割はマネー・ローンダリング対策や制裁履行の観点から一層重要性を増すと考えられる。

4.8. オーストリア

4.8.1. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況(TC) 勧告4の評価

2016年9月に公表されたオーストリアのFATF第4次相互審査報告書(MER)²¹⁷における勧告4(剥奪及び保全措置)の評価については、Compliant(完全遵守)となった。各基準(Sub Criterion)における評価は以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

オーストリアでは、刑法(Strafgesetzbuch, StGB)第19a条、20条、20b条、26条により、犯罪収益、犯罪に使用された道具類、犯罪組織やテロ組織に関連する財産、同等価値財産の没収が規定されている。これらは、犯罪被告人又は第三者が保有する財産にも適用される。第19a条「Konfiskation(物の没収)」は、犯罪に使用された物品を対象とする。第20条「Verfall(利益没収)」は、犯罪行為によって得られた収益又は犯罪に用いられた一切の「利益」を対象とする。第20b条「Erweiterter Verfall(拡大没収)」は、犯罪組織やテロ組織が管理する資産やテロ資金調達に使われた資産を対象とし、これらの資産が犯罪収益であるとの推定が働く。第26条「Einziehung(押収・没収)」は、「保安措置」としての没収を規定し、刑罰とは異なり、公益保護目的の没収規定。違法物や危険物の除去措置として、有罪判決がなくとも適用され得る(in remに近い性格)。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

捜査当局は、没収対象財産の特定、追跡、凍結、押収を行うための適切な調査措置を講じる義務がある。検察官や裁判所は、必要に応じて専門家を任命し財産評価を行うことができる。こ銀行口座情報や取引情報の開示は、犯罪捜査や没収等のために必要と認められれば、裁判所の承認のもとで可能となった(刑事訴訟法、

²¹⁷ <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/mer/MER-Austria-2016.pdf.coredownload.inline.pdf>

Strafprozessordnung、 StPO 第 116 条改正)。場所や物品の捜索 (StPO 第 119 条)、証拠保全のための押収 (StPO 第 110 条)、銀行口座や不動産の凍結・譲渡禁止 (StPO 第 115 条) などの仮押収措置が規定されている。没収・押収を妨害する契約等は、民法 (ABGB) 第 879 条等により無効とされ、破産法や債権者保護法に基づき取消しが可能である。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

善意の第三者の権利は、StGB 第 20a 条及び 26 条により保護されている。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

凍結・押収財産の管理・処分については、StPO 第 114 条により、警察、検察、裁判所が状況に応じて適切に保管・管理することが義務付けられている。裁判所の決定により国庫帰属となる。未決定の場合は公告等の手続があり、2 年以上経過した場合は処分が可能となる。

総括 (FATF 第 4 次相互審査における勧告 4 の法令遵守 (TC) 評価)

オーストリアの法制度は、犯罪収益、道具類、同等価値財産の没収・仮押収に関して、必要な要素を全てカバーしている。唯一の課題は、銀行口座等の凍結・押収命令 (sequestration) 取得のために「資産が逃避するリスク」を証明する高い挙証責任がある点であるが、これは主に実効性の問題であり、IO. 8 で議論されている。勧告 4 は「Compliant (完全遵守)」と評価されている。

4.8.2. FATF 第 4 次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告 38 の評価

オーストリアの FATF 第 4 次相互審査報告書 (MER) における、勧告 38 (刑事共助一凍結・没収) の評価については、Largely Compliant (概ね遵守) とされた。基準 (Sub Criterion) ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

オーストリアは、外国からの要請に基づき、犯罪収益・犯罪関連資産の特定、凍結、押収、没収等の措置を迅速に講じる権限を有している。EU 加盟国からの要請については EU 枠組 (EU-JZG 等) に基づき、非 EU 加盟国からの要請については ARHG 等に基づき、刑事手続に準じた基準で執行される。刑事・テロ関連犯罪に関する財産や「同等価値財産 (property of corresponding value)」についても執行可能である。

基準 38.2 有罪判決を前提としない没収や暫定措置への対応

オーストリアは、刑事手続に基づく有罪判決に基づかない没収 (in rem confiscation) や仮押収 (provisional measures) についても、外国からの要請に応じて執行可能である。EU 加盟国からの要請については EU 枠組 (FD 2003/577/JHA、FD 2006/783/JHA 等) に基づき、証拠や財産の凍結・没収命令を迅速に執行できる。オーストリア国内に所在する財産については、たとえ犯罪行為が国外で行われた場合でも、オーストリアの管轄権が及ぶ。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

オーストリアは、EU 加盟国との間での調整措置 (JITs 等) や、非 EU 加盟国との協力 (ARHG、EU 条約等) を通じて、資産の凍結・没収に関する調整を行っている。資産管

理・処分については、刑事訴訟法（StPO）に基づき、裁判所が個別に処理する仕組みであり、体系的な管理・処分体制は存在しない。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

オーストリアは、EU 枠組（FD 2006/783/JHA 等）や Merida 条約²¹⁸等に基づき、没収資産の国際的な共有（asset sharing）を実施している。EU 加盟国との間では、没収資産が 1 万ユーロを超える場合、50%を分配する仕組みがある。Merida 条約に基づき、要請国への資産引渡しも可能である。

総括（FATF 第 4 次相互審査における勧告 38 の法令遵守（TC）評価）

オーストリアは、外国からの要請に基づき、犯罪収益や関連資産の特定・凍結・没収等に対応できる法制度・実務体制を有している。EU 加盟国との間では EU 枠組に基づき、非 EU 加盟国との間では ARHG（Law on Extradition and Mutual Assistance）等に基づき、迅速な対応が可能である。刑事手続に基づく有罪判決に基づく没収、有罪判決に基づかない没収（in rem confiscation）や仮押収（provisional measures）も執行可能であり、オーストリア国内に所在する財産については、たとえ犯罪行為が国外で行われた場合でも対応できる。資産管理・分配については、裁判所が個別に処理する仕組みであり、体系的な管理・処分体制は存在しない。没収資産の国際的な共有（asset sharing）については、EU 枠組や国際条約（例：Merida 条約）に基づき、一定の条件下で分配が可能である。総合評価は「Largely Compliant（概ね遵守）」（四段階評価の上から二番目）である。

4.8.3. FATF 第 4 次相互審査における有効性評価項目 IO. 8 の評価

没収に関する有効性評価項目 IO. 8 の評価は ME = moderate level of effectiveness（四段階評価の上から三番目）となった。各着眼点（Core Issue）における評価は以下の通り、

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

オーストリアは、犯罪収益の没収及び仮差押えを可能とする包括的な法制度を有しており、刑法及び刑事訴訟法に基づき幅広い没収・暫定措置が認められている。しかしながら、マネー・ローンダリング及び犯罪収益の没収は、同国のマネロン等対策において優先度の高い目標として位置付けられているとは言い難く、特にマネー・ローンダリング罪の追及や没収は積極的に推進されていないと評価されている。制度的枠組は整備されているものの、政策上の重点付け及び戦略的な活用は限定的である。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

オーストリアでは、犯罪収益の没収に関する法的手段は広範に整備されているものの、実際の没収額及びマネー・ローンダリング関連の有罪判決数は低水準にとどまっている。特に、マネー・ローンダリングを独立犯罪として立件し、犯罪収益の追跡及び没収に結び付ける取組は限定的であり、低い法定刑及び高い立証要件が実効性を制約していると指摘されている。このため、国内外の犯罪収益に対する没収は、オーストリアが

²¹⁸ Merida 条約とは、国連腐敗防止条約（United Nations Convention against Corruption：UNCAC）の通称であり、2003 年にメキシコ・メリダで署名のため開放されたことに由来する名称である。本条約は、腐敗防止に関する唯一の普遍的かつ法的拘束力を有する国際条約であり、腐敗の予防、犯罪化・法執行、国際協力、腐敗により得られた資産の回復（asset recovery）等について包括的な規定を置いている。特に財産回復については、腐敗収益の返還を条約上の基本原則として位置付け、締約国間の司法共助及び没収・返還の枠組を定めている。

有するリスク及び国際金融センターとしての地位に見合った水準には達していない。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

オーストリアは、EU 規則に基づき国境を越える現金の申告制度を導入しており、虚偽申告又は無申告の場合には現金の一時的な差押えが可能である。しかしながら、国境で発見された現金がその後の捜査や没収に効果的に結び付けられている事例は限定的であるとされており、現金申告制度がマネー・ローンダリング対策や犯罪収益没収の実効的な手段として十分に活用されているとは評価されていない。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

オーストリアは、地理的条件や中東欧諸国との歴史的・経済的關係から、国外犯罪収益が流入するリスクを認識しているものの、実際の没収実績はこれらのリスク評価と十分に整合していない。特に、外国犯罪組織に関連するマネー・ローンダリングや複雑な金融犯罪に対する没収は限定的であり、没収実績は同国が直面するマネー・ローンダリングリスクの性質及び規模を十分に反映していないと評価されている。

総括 (FATF 第 4 次相互審査における I0. 8 の有効性評価)

オーストリアは、犯罪収益の没収及び暫定措置に関する法的枠組を十分に整備しているものの、マネー・ローンダリング及び犯罪収益没収を優先的に追求する姿勢は弱く、実際の没収成果は限定的である。とりわけ、マネー・ローンダリング罪の立件数、有罪判決数及び没収額の低さは、制度の実効性に対する重大な制約要因となっており、同国の金融センターとしてのリスク・プロファイルに見合った十分な成果とは言えない。特に銀行口座等の凍結・押収の要件が厳しく、複雑な資産管理体制の未整備、現金等の越境移動に対する抑止力の弱さ等が課題である。I0. 8 の評価は「moderate level of effectiveness (ME、中程度の効果)」(四段階評価の上から三番目)とされている。

4. 8. 4. FATF 第 4 次相互審査後の没収に関する法改正等について

オーストリアは 2016 年の FATF 第 4 次相互審査で、犯罪収益の没収制度の実効性に課題があると指摘された。国内法上、犯罪収益剥奪の枠組(刑法上の「Verfall」制度)は整備されていたが、実際の適用件数と金額が少なく、法執行が十分機能していないと評価されている。特に、銀行口座等の凍結にあたっては、資産が逃避する具体的リスク(Fluchtgefahr)が検察側からの証明が必要とされるなど資産凍結に厳格な証拠要件が課されていたため、捜査当局が口座記録の照会や資産の押収に消極的となり、大規模経済犯罪で資産没収まで追及する例が稀である点が課題とされた。その結果、「違法収益を剥奪する」という本来の目的が十分達成されず、汚職や組織犯罪による不正利益が没収されないまま残存するケースが散見された。

FATF はこれらの状況を踏まえ、法制度の運用改善と法改正による障壁除去を勧告していたところ、オーストリア政府としては、こうした指摘を受けて、没収制度の強化策を講じた。まず、国内マネロン等戦略を見直し、犯罪収益の剥奪を捜査・起訴の優先目標と位置づけて各機関の協力を強化した。さらに、2011 年改正で導入されていた「拡大没収(erweiterter Verfall)」制度を積極活用する運用が図られた。これにより、重大犯罪で有罪となった者については、合法的収入を超える不明財産を違法収益と推定して没収することが可能となり、大規模汚職事件等で隠匿された巨額資産の剥奪に道が開かれた。また、2021 年のテロ対策法改正では刑法に有罪判決に基づかない没収規定が追加され、被疑者が死亡・逃亡した場合でも押収済み資産を没収確定できるようになった。このように

FATF 勧告に沿って法執行上の制約を緩和・整備した結果、オーストリアの没収制度は 2017 年以降着実に強化され、FATF の第 4 次相互審査のフォローアップ評価において、没収に関する勧告 4 のテクニカル・コンプライアンスの評価が LC (largely compliant) から C (compliant) に改善した²¹⁹。実際、2016 年以降は犯罪収益の押収件数・没収額が大幅に増加し、汚職防止局や FIU による資金追跡の強化と相まって、違法財産の摘発・回収件数が増加している²²⁰。

EU では 2014 年指令 (2014/42/EU) により犯罪収益没収の共通基準を定めていたが、さらに 2024 年 4 月に新たな指令 2024/1260 (資産の追跡・凍結・没収に関する指令) が採択され、加盟各国に一層詳細な没収手段の整備を義務付けた。この指令は、第三者からの没収 (犯罪者が資産を他人名義に移転した場合でも没収)、拡大没収 (有罪者の収入不相応な財産の剥奪)、有罪判決に基づかないベース没収 (被疑者死亡・逃亡時の資産没収) などを、2026 年 11 月までに、加盟国の国内法に反映させるように求めているが、オーストリア政府は既に刑法 § 20a, § 20b の規定で第三者没収や拡大没収を導入済みであり、2021 年改正で有罪判決に基づかない没収も規定したことから、自国法は指令の主要要件をほぼ満たしている。加えて、域内協力の強化 (資産追跡局・管理局の設置) や被害者賠償への配慮といった指令の他項目も国内体制で対応済みか検討中である。オーストリア政府としては、2026 年 11 月までの指令国内法化期限までに細部の調整を行いつつ、欧州標準に合致した没収制度を完成させるため、同国の没収制度改革は EU の動きと整合的に進められていると考えられる²²¹。

他方、没収制度の強化に伴い新たな課題も浮上している。一つは、実際の財産回復率の向上である。過去には没収判決額に対して国庫への実収入が大きく下回る傾向が指摘されており (海外逃避資産の追跡難などが要因)、引き続き国際共助の強化や専門人材の育成によって没収執行の実効性を高める必要がある。二つ目は、基本権との調和である。強力な拡大・有罪判決に基づかない没収制度は、財産権や推定無罪の原則への影響も伴うた

²¹⁹ FATF “Austria’s progress in strengthening measures to tackle money laundering and terrorist financing” <https://www.FATF-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fur-austria-2017.html>

²²⁰ オーストリア会計検査院 (Rechnungshof) の報告書 (2019 年 2 月): 「Strafrechtliche Vermögensabschöpfung」 (第 26 期国民議会提出 III-250 号、2019/7 号) には、2013~2017 年の没収制度の適用実績が詳述されており、同報告書によれば、2013 年から 2017 年にかけて犯罪収益の差押え件数 (Sicherstellungen) が 2,431 件から 2,882 件へ約 19%増加し、裁判所による没収命令件数 (vermögensrechtliche Anordnungen) は 1,573 件から 3,649 件へと 132%増加している。さらに、没収宣告された財産額 (犯罪収益として没収が言い渡された総額) は 2013 年の約 170 万ユーロから 2017 年には約 1,384 万ユーロへと増加している (2015 年の没収宣告額約 1,005 万ユーロが 2017 年にはさらに増加)。同報告書は内務省 (Bundesministerium für Inneres) と司法省 (Bundesministerium für Justiz) の取組強化が実を結んだと分析しており、特に 2014 年に試行導入された「資産剥奪専門官 (Sonderreferate)」制度や 2011 年開始の警察プロジェクト「Vermögenssicherung NEU」が没収適用件数の飛躍的増加に寄与したと指摘している。

(出所) Rechnungshof Österreich, Strafrechtliche Vermögensabschöpfung, Bericht an den Nationalrat, III-250 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates, XXVI. GP, Reihe BUND 2019/7, Wien, Februar 2019,

https://www.rechnungshof.gv.at/rh/home/home/Strafrechtliche_Vermögensabschöpfung.pdf

²²¹ オーストリア政府が策定した「全国マネー・ローンダリング・テロ資金防止戦略 (2023 年版)」において、「犯罪が割に合わないようにするため、資産剥奪 (Vermögenssicherung) の取組を強化する」と明記されている。同戦略の目標 10 では、組織犯罪などによる不正利益を確実に没収することが強調され、「犯罪者から違法に得た巨額の利益を再び剥奪することは、組織的・重大な犯罪を恒久的に効果的に取り締まる上で基本的に重要である」と述べられている。特に、「犯罪が決して割に合わないようにするため、資産剥奪の努力を一層強化すべきである」との記述があり、これが政府の掲げる理念 (犯罪収益は逃さない) の表現となっている。また、同戦略には、EU 指令 2024/1260 (策定段階では「2022/0167 号指令案」) の主な要件を国内制度に反映させる計画が具体的に示されており、例えば、「違法収益を追跡・捜索するための情報アクセスの確保」(指令案第 6 条)、「資産管理局 (Asset Management Office) の設置」(指令案第 21 条)、「警察・司法における包括的な統計の整備」(指令案第 27 条) といった要請への履行が挙げられている。これは、EU 指令の求める最低基準 (例えば各国に資産管理機関を設置し、統計を報告させる等) をオーストリア国内で期限までに実現するという政府方針を示したものであり、オーストリア政府はこの指令を 2026 年 11 月までに国内法へ完全移行する予定で、現在、司法省・内務省を中心に必要な法改正の準備が進められている。

<https://www.bmf.gv.at/themen/finanzmarkt/geldwaescherei/risikoanalyse-und-strategie.html>

め、司法の厳格な審査と透明な手続によって恣意的な適用を防ぐことが重要である。実際、欧州人権裁判所の判例や国内の憲法判断でも、没収は「犯罪との合理的な関連性」が確認される範囲でのみ許容されるとされており、オーストリアでも善意の第三者保護や被害者優先返還の条項が設けられている。さらに、今後はEU指令に基づき国家戦略の策定（2027年までに財産回復戦略を策定・定期更新）も求められており、官民の協力や国民の理解を得ながら制度を運用していくことが課題と考えられる。

4.8.5. 税関における没収制度について

オーストリアの税関（Zollbehörde）は財務省（BMF）傘下の機関であり、国境における違法財産の取締りと没収を担っている。法的にはEUの現金密輸規制（2018年規則（EU）2018/1672）を国内法令化しており、出入国時に10,000ユーロ超の現金に申告義務を課している。違反者には最大10万ユーロの罰金が科され得る（連邦財政刑法FinStrG第48b条）。税関当局は入出国審査でのX線検査やリスク分析に加え、現金探知犬（紙幣の匂いに特化した警察犬）の活用などにより、大量の現金密輸や財宝の発見に努めている。また、違法財産に犯罪関与の疑いがある場合には、金融情報局（FIU）や連邦刑事局（BK）と連携し、マネー・ローンダリング防止の観点から資金源の調査・没収手続を進める。税関は欧州刑事警察機構（Europol）や欧州不正対策庁（OLAF）とも協力し、国際合同作戦にも参加する。例えば2024年にはスペイン・ポルトガルと共に主導した「オペレーション DECOY」において、郵便小包で密流通していた偽造紙幣を約38万ユーロ分押収する成果を挙げている²²²。また、近年、オーストリア税関による犯罪収益の没収実績は顕著に増加している。特にウィーン空港では、密輸現金の摘発額が2023年約100万ユーロから2024年には約330万ユーロへと3倍以上に急増した。2024年最大の事例は、イスタンブールへ向かう乗客の手荷物から申告漏れの現金約70万ユーロを発見・押収したケースであり、税関当局はこれをマネー・ローンダリング防止上の大きな戦果と位置付けている²²³。

4.9. オーストラリア

4.9.1. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況（TC）勧告4の評価

2015年4月に公表された、オーストラリアのFATF第4次相互審査報告書（MER）²²⁴に

²²² オーストリア財務省公表文のポイント「2024年10月、オーストリアは国際的な合同作戦「Operation DECOY」において、6,143枚の偽造紙幣（総額383,030ユーロ）を押収した。この作戦はEuropolの調整のもと、スペイン・ポルトガル・オーストリアが主導し、偽造紙幣の郵便流通を阻止することを目的として18か国が参加した。押収された紙幣の多くは「Movie Money」と呼ばれる模造紙幣で、見た目は本物に酷似しているが、識別表示が小さく、犯罪者によって実際の通貨として流通されていた。最も多く押収されたのは50ユーロ紙幣であり、次いで20ユーロ紙幣が多かった。オーストリア税関と連邦刑事局の緊密な連携により、郵便物からの摘発が成功し、144件の新たな捜査が開始された。財務相と内務相は、国際的な金融犯罪に対する断固たる姿勢と、国民の通貨への信頼維持の重要性を強調している。この成果は、国境管理機関と警察の協力体制がもたらしたものであり、今後も欧州諸国との連携を通じて偽造通貨の拡散防止に取り組む方針である。」<https://www.bmf.gv.at/presse/pressemitteilungen/2024/oktober/zoll-falschgeld.html>

²²³ オーストリア財務省公表文のポイント「2024年、オーストリア財務省はウィーン空港における税関の取締実績を公表し、麻薬、現金、偽造品の摘発件数が前年を大幅に上回ったことを明らかにした。税関は年間約10万件の検査を実施し、6,406件の摘発を記録。特に大麻の押収量は前年の約70kgから295kgへと急増し、未申告現金の押収額も100万ユーロから330万ユーロへと3倍以上に増加した。最大の現金摘発は、イスタンブール行きの乗客から約70万ユーロを発見した事例である。また、偽造品の摘発では、携帯電話、衣類、靴など計7万点以上、総額約1,200万ユーロ相当が押収され、偽造ぬいぐるみ4,500点も安全基準違反のため廃棄された。加えて、コカイン14kg、象牙製品、密輸された猫の赤ちゃん、高級車なども摘発されており、税関はリスク分析に基づく重点的な検査と国際協力を通じて、違法取引の防止と経済秩序の維持に貢献している。」<https://www.bmf.gv.at/presse/pressemitteilungen/2025/april/flughafen-zoll-bilanz-24.html>

²²⁴ <https://www.FATF-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Mer-australia-2015.html>

における勧告4（剥奪及び保全措置）の評価は、Compliant（完全遵守）となった。各基準（Sub Criterion）における評価は以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

オーストラリアの犯罪収益没収法令であるPOCA（Proceeds of Crime Act 2002）は、犯罪収益の没収（forfeiture）について広範な規定を有している。有罪判決に基づく没収命令は、全ての起訴犯罪（1年以上の懲役が科される犯罪）に適用され、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び前提犯罪に関連する財産が対象となっており、同等価値財産の没収も可能である。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

仮押収措置（provisional measures）は、POCAの規定により、金融口座や財産に対して合理的な疑い又は有罪判決に基づき発動できる。捜査のための各種命令（調査命令、提出命令、捜索・押収命令等）が整備されている。裁判所は、善意の第三者に不利益が及ばないように、押収命令に対する異議申立てを認めている。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

善意の第三者の権利は、POCAの各条項（該当条文番号：29, 29A, 69, 72, 73, 77, 81, 94, 94A, 99, 107, 179L）により保護されている。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

没収財産の管理・処分はPOCAの第4章に規定されており、AFSA（Australian Financial Security Authority）が管理を担当する。没収財産はConfiscated Assets Accountに入金され、法定の目的（他国との共有、犯罪被害者への補償、犯罪防止等）に使用される。

総括（FATF 第4次相互審査における勧告4の法令遵守（TC）評価）

オーストラリアの没収・仮押収措置はFATF基準を満たしており、勧告4はCompliant（完全遵守）と評価された。

4.9.2. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況（TC）勧告38の評価

オーストラリアのFATF第4次相互審査報告書（MER）における、勧告38（刑事共助—凍結・没収）の評価については、Compliant（完全遵守）とされた。基準（Sub Criterion）ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

オーストラリアは、外国からの要請に基づき、重大犯罪に関する犯罪収益・犯罪関連資産の特定、凍結、押収、没収等の措置を迅速に講じる権限を有している。Mutual Assistance in Criminal Matters Act 1987（MACMA）に基づき、外国の没収命令（forfeiture order）、価額相当財産の没収命令（pecuniary penalty order）、仮押収命令（restraining order）、証拠収集命令（production order）、監視命令（monitoring order）、捜索令状（search warrant）等の執行が可能である。犯罪に用いられた財産（instrumentality）についても有罪判決に基づき対応できる。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収や暫定措置への対応

MACMA 第 34 条により、有罪判決に基づかない没収、外国の没収命令や価額相当財産の没収命令の執行が可能である。被疑者が特定されていない場合でも、有罪判決に基づかない仮押収命令の執行が認められている。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

オーストラリアでは、中央当局（ACA）が中心となり、AFP（CACT）と連携しつつ、外国当局と調整しながら資産の凍結・没収措置を実施している。AFP は他国との間で資産凍結・没収措置の調整も行う。MACMA 第 34B 条により、外国の没収命令に基づく財産の処分や分配について、法務大臣又はその権限を受けた者の指示に従うことが定められている。没収資産は Confiscated Assets Account に計上され、管理・処分の仕組みが整備されている。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

オーストラリアは、相互法的支援に基づき没収された資産を、要請国に返還することを可能とする明確な一般原則や包括的な法的枠組を有しているわけではないが、既存の国内法の下で、個別事案ごとに行政上又は実務上の取決めを通じて、没収資産の返還や分配を行うことは可能であると評価されている。

総括（FATF 第 4 次相互審査における勧告 38 の法令遵守（TC）評価）

オーストラリアは、外国からの要請に基づき、犯罪収益や関連資産の特定・凍結・没収等に対応できる法制度・実務体制を有している。重大犯罪に関する外国の有罪判決に基づく没収、有罪判決に基づかない没収命令や仮押収命令の執行が可能であり、財産の特定・凍結・没収、価額相当財産の没収（pecuniary penalty order）も認められている。資産管理・分配については、中央当局（ACA）及び AFP（CACT）が中心となり、外国当局との調整や分配も可能である。没収資産の国際的な共有（asset sharing）については、法令により、外国が捜査・訴追等で重要な貢献をした場合、連邦法務大臣の裁量で分配が認められている。総合評価は「Compliant（完全遵守）」である。

4.9.3. FATF 第 4 次相互審査における有効性評価項目 IO. 8 の評価

オーストラリアの FATF 第 4 次相互審査報告書（MER）における、有効性評価項目 IO. 8（Confiscation、犯罪収益等の没収）の評価は、ME = moderate level of effectiveness（四段階評価の上から三番目）となった。各着眼点（Core Issue）における評価は、以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

オーストラリアでは、犯罪収益の没収及び犯罪に用いられた財産の剥奪が政策目標として明確に位置付けられており、連邦レベルでは犯罪収益没収タスクフォース（Criminal Assets Confiscation Taskforce : CACT）が設置され、2012 年以降、犯罪収益没収法（POCA）の下で主導的な役割を果たしている。CACT は、複数機関の専門性を統合し、犯罪から利益を奪うことを主要な政策目的として活動しており、州・準州レベルでも有罪前提及び非有罪前提の没収制度が整備されているなど、制度的基盤は概ね充実していると評価されている。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

犯罪収益没収は、薬物犯罪及び一部の詐欺事案を中心に積極的に追求されており、CACT 設立以降、差押え額は大幅に増加している点を確認されている。一方で、没収の対象は特定の前提犯罪に偏っており、その他の重大な前提犯罪に関連する犯罪収益の回復は必ずしも十分に示されていない。また、税犯罪については主として税務当局の権限により回収が行われており、必ずしも POCA に基づく没収として整理されていないなど、没収実績の全体像が必ずしも明確ではないと評価されている。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

オーストラリアでは、国境を越える現金の申告制度が導入されており、違反があった場合には現金の差押え及び没収が可能である。国境で検知された現金情報は AUSTRAC を通じて関係当局と共有され、捜査の端緒として活用されているが、MER では、国境現金検知が必ずしも一貫してマネー・ローンダリング捜査や没収に結び付いているとは言い難く、制度の活用には改善の余地があると評価されている。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

オーストラリアは、国家として主要なマネー・ローンダリングリスクを把握しているものの、没収実績は必ずしも特定された全ての高リスク分野を十分に反映していない。特に、第三者型マネー・ローンダリングや国外での前提犯罪に関連する犯罪収益に対する没収は限定的であり、没収の重点が一部の犯罪類型に集中している点で、リスク評価との整合性に課題があると指摘されている。

総括（FATF 第 4 次相互審査報告書における有効性評価項目 I0. 8 の評価）

オーストラリアは、犯罪収益没収に関する包括的な法制度及び専門的な執行体制を有し、差押え実績の増加など前向きな成果も示しているが、没収の範囲や重点は依然として限定的である。特定の前提犯罪に偏った取組や、リスク全体を網羅した没収戦略の不足により、犯罪収益回復の実効性は一貫して十分とは言えない状況にある。CACT の活動も評価されているが、没収実績はリスク規模に比して限定的であり、犯罪者が利益を保持している可能性が高い。I0. 8 の有効性評価は「moderate level of effectiveness（ME、中程度の有効性）」（四段階評価の下から二番目）とされている。

4.9.4. FATF 第 4 次相互審査後の没収に関する法改正等について

2015 年に公表された FATF（金融活動作業部会）第 4 次相互審査以降、オーストラリア政府は犯罪収益の没収制度を強化するために法改正と運用改善を重ねてきた。2015 年 2 月の高等裁判所判決（AFP 長官対 Zhao 事件²²⁵）を受けて、オーストラリア政府は、2016 年犯

²²⁵ Zhao 事件（Commissioner of the Australian Federal Police v Zhao [2015] HCA 5）は、オーストラリア高等裁判所が 2015 年 2 月 12 日に下した判決であり、民事没収手続と刑事手続の関係に関する重要な法的判断を示したものである。

この事件では、AFP（オーストラリア連邦警察）が犯罪収益法（Proceeds of Crime Act 2002）に基づき、刑事訴追前に民事的な資産没収手続を開始した。被告人は、刑事裁判における防御権（黙秘権や自己負罪拒否権）が損なわれる可能性があるとして、民事手続の一時停止（stay）を求めた。高等裁判所は、民事没収手続において証言や証拠提出を強いられることで、刑事裁判における防御戦略が露呈し、被告人の公正な裁判を受ける権利が損なわれる恐れがあると認定した。判決の要点は以下の通り。

- 民事没収手続と刑事手続が事実上同一の事案に関して並行して進行する場合、刑事手続に対する実質的な不利益が生じる可能性がある。
- 被告人が民事手続で証言を強いられることで、刑事裁判における黙秘権を放棄することになり得る。
- 裁判所は「正義の利益（interests of justice）」に基づき、民事手続の一時停止を認める権限を有する。
- 民事手続の進行が刑事裁判に不当な影響を与える場合、裁判所は柔軟に対応すべきである。

この判決は、後の 2016 年の法改正（Crimes Legislation Amendment (Proceeds of Crime and Other Measures) Act

罪立法修正（犯罪収益及びその他の措置）法（Crimes Legislation Amendment (Proceeds of Crime and Other Measures) Act 2016²²⁶）により、犯罪収益法を改正した（POCA2002年）。この改正により、刑事訴追中であっても民事没収手続を並行して進められることが明確化され、裁判所が民事没収手続を停止（stay）できる条件が厳格に規定された。具体的には、被疑者に対する刑事訴追が進行中であること自体は民事没収手続停止の理由とならないとし（新POCA319条）、「正義の利益のために必要な場合」を除き手続を止めないよう定めた。また、刑事手続に悪影響を及ぼさないための証拠保護措置（民事手続で得られた証拠の非開示や非公開審理）も新設されている。

2018年には、連邦と州・地域が協力して全国的な「アンエクスプレインド・ウェルス（違法所得推定）制度」を構築するための「説明不能財産立法改正法 2018（Unexplained Wealth Legislation Amendment Bill 2018）²²⁷」が制定された。これは2014年の独立レビュー（モローニー元警視総監らの報告）²²⁸を踏まえた措置であり、犯罪組織の正規収入で

2016)において、POCA第319条の改正につながり、民事没収手続の停止に関する裁判所の裁量と判断基準が明文化された。https://www.hcourt.gov.au/cases/case_m92-2014

²²⁶ 「Crimes Legislation Amendment (Proceeds of Crime and Other Measures) Bill 2015」は、オーストラリア連邦政府が犯罪収益法（Proceeds of Crime Act 2002）を中心に、刑事司法制度の効率性と実効性を高めるために提案した包括的な法改正案である。本法案は、犯罪収益の有罪判決に基づかないベース没収制度の運用明確化、会計文書の虚偽取扱いに関する新たな犯罪類型の創設、薬物関連犯罪の定義の精緻化、AUSTRAC情報の共有範囲の拡大、AusCheckによる個人情報の共有対象の拡張など、5つの分野にわたる改正を含んでいる。特に、2015年の高等裁判所判決（AFP長官対Zhao事件）を受けて、刑事手続と民事没収手続の関係を整理し、裁判所が「正義の利益」に基づいて民事手続の停止を判断するための具体的基準が新たに導入された点が重要である。この法案は2015年11月に下院に提出され、同年12月に可決された後、上院法務委員会による審査を経て2016年に成立した。

<https://www.ato.gov.au/law/view/document?DocID=NEM%2FEM20165%2FNAT%2FATO%2F00001&PiT=99991231235958>

²²⁷ 「Unexplained Wealth Legislation Amendment Act 2018」は、オーストラリアにおける説明不能財産（unexplained wealth）に対する全国的な対応を可能にするため、連邦犯罪収益法（Proceeds of Crime Act 2002）を改正するものである。本法は、2014年の独立報告書（元警察長官らによるレビュー）及び法務・治安担当閣僚会議の下での協議を踏まえ、国家協カスキーム（National Cooperative Scheme on Unexplained Wealth）を実現するために制定された。これにより、連邦・州・準州の法執行機関が連携して、正当な収入で説明できない資産を対象に没収手続を進めることが可能となった。

改正の主な内容としては、連邦の説明不能財産仮差押え命令及び没収命令の対象を、準州（ACT及びNT）の犯罪及び州法で定義された「関連犯罪」にまで拡張することが含まれている。また、州・準州の法執行機関が、連邦法に基づく情報収集権限（金融機関への照会など）を活用して、各自の説明不能財産法に基づく調査・訴訟を行えるようにする規定も盛り込まれている。さらに、州・準州の没収制度の有効性を維持するための並行運用規定や、連邦・州・準州・外国機関による没収資産の公平な分配を可能にする新たな収益共有制度も導入された。本法は、州が国家協カスキームに参加するための法的枠組も整備している。具体的には、州が連邦に権限を委譲するか、連邦法の文言を採用することで、連邦の説明不能財産制度を州犯罪にも適用できるようにする仕組みが設けられている。州は、制度参加前後に応じて異なる立法手続を踏む必要があり、制度離脱や適用範囲の制限に関する柔軟な対応も可能となっている。これにより、各州の法制度の独立性を尊重しつつ、全国的な犯罪収益対策の一体化が図られている。また、本法は州・準州の法執行機関が連邦法に基づく強制調査手段（文書提出命令や金融機関照会通知）を活用できるようにすることで、説明不能財産の調査・訴訟能力を大幅に強化している。これらの権限は、従来は連邦機関に限定されていたが、改正により州・準州にも拡張され、年間報告義務を通じて運用状況の透明性も確保される。加えて、収益分配制度を通じて、各機関の貢献が適切に評価される仕組みが整備されており、全国的な犯罪収益剝奪の実効性向上に資する制度改正となっている。

<https://www.ato.gov.au/law/view/document?LocID=%22NEM%2FEM201851%2FNAT%2FATO%2F00001%22>

²²⁸ 2014年に公表された「説明不能財産に関する独立報告書（Independent Report of the Panel on Unexplained Wealth）」は、オーストラリア政府が説明不能財産制度の全国的な強化を検討するために設置した専門パネルによる提言文書である。パネルは元連邦警察長官 Ken Moroney AO APM 及び元連邦警察副長官 Mick Palmer AO APM を中心に構成され、犯罪組織による不正資産の蓄積に対抗するため、連邦・州・準州の法執行機関が連携して説明不能財産を対象とする制度を構築すべきであると提言した。報告書は、既存の犯罪収益法制が州ごとに分断されていることが、組織犯罪の摘発と資産剝奪の障害となっていると指摘し、全国協カスキーム（National Cooperative Scheme on Unexplained Wealth）の創設を推奨した。

この報告書は、法務・治安担当閣僚会議（Law, Crime and Community Safety Council）の下で設置された「Officials-Level Working Group on Unexplained Wealth」によって検討され、2018年の「Unexplained Wealth Legislation Amendment Act 2018」の立法根拠となった。報告書の内容は、同改正法の Explanatory Memorandum（説明文書）において正式に引用されており、法案の背景として明示されている。出所はオーストラリア財務省及びATO（Australian Taxation Office）の法令データベースに掲載された以下のURLで確認できる：

<https://www.ato.gov.au/law/view/document?LocID=%22NEM%2FEM201851%2FNAT%2FATO%2F00001%22>

説明できない資産の没収を全国一体で推進することを企図した枠組である。この制度により、連邦の説明不能財産仮差押え命令・没収命令を州犯罪にも適用できるようにし（各州が立法措置をとることを前提）、州・準州当局が連邦法の強制調査権限（金融機関への情報要求など）を説明不能財産調査に利用できる道が開かれた。さらに、没収資金の収益配分制度も導入され、複数司法管轄が協力して収奪した犯罪収益を適切に分配するルールが定められている。この全国協調スキームに参加するため、2018年前後にニューサウスウェールズ州など各州は連邦への権限委譲法を成立させた。結果として、連邦レベルで単一の有罪判決に基づかないベース資産没収手続を活用し、州由来の犯罪収益も一括して追跡・没収できる体制が整ったと考えられる。

他方、有罪判決に基づかない民事没収制度は、刑事訴追を受ける被告人の権利に影響し得るため、2015～2016年の法改正過程で議会委員会や法律家から懸念が表明された。オーストラリア人権委員会は2016年1月の上院公聴会において、政府提出の改正法案（上記のPOCA 319条改正）が「将来の刑事裁判における被告人の公正な裁判を受ける権利に干渉しうる」と批判した²²⁹。具体的には、民事没収手続と刑事手続が並行するとき、被告人が民事手続で証言を強いられ事実上黙秘権を放棄させられる恐れがある点が問題視された。Zhao判決では、高等裁判所も「民事手続を先行させれば、被告人は刑事裁判で不利な立場に置かれ得る」という実質的な不利益（推定無罪や黙秘権の侵害可能性）を認め、いったん民事手続の中止を支持している。人権委員会はこの判例の立場を支持し、「裁判所が必要に応じ民事没収を一時停止できる柔軟性を残すべきだ」と勧告した。結果として改正法は成立したが、権利保護と犯罪抑止のバランスに加えて、財産権・推定無罪の尊重と犯罪収益剥奪の必要性とのバランスをどのように図っていくかが、引き続き、課題となっていると考えられる。

4.9.5. 税関における没収制度について

国境（税関）での現金没収制度も、2015年以降一層重要視されている。オーストラリアでは出入国時にAU\$10,000超の現金や無記名式の通貨類を所持する場合、申告が法的に義務付けられている（AML/CTF法及び税関法に基づく）。オーストラリア国境軍（ABF）とAUSTRACが、この「キャッシュ・クーリエ対策」（現金運び屋対策）の所管当局であるが、違反者に対しては、現金の押収や罰金科論を行っている。FATF第4次相互審査報告書によれば、2011～2014年の3年間に税関で発見された未申告現金の件数は年間平均339件、累計押収総額は平均約994万豪ドルに上った。しかしそのうち罰金が科されたのは3割強（35%前後）に留まり、FATFは制裁の実効性（抑止力）にまだ改善の余地があると指摘していた²³⁰。この指摘を受け、当局は処罰の厳格化や統計管理の強化を図っている。具体的

²²⁹ 上院に提出された意見書の正式名称は「Crimes Legislation Amendment (Proceeds of Crime and Other Measures) Bill 2015 に関するオーストラリア人権委員会提出意見書 (Australian Human Rights Commission Submission to the Senate Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee)」である。2016年1月6日に上院法務委員会に提出されたものであり、犯罪収益法 (Proceeds of Crime Act 2002) の改正案に対して、人権保護の観点から懸念と提言を示している。本意見書の主なポイントは、改正案に含まれるPOCA第319条の修正が、刑事裁判における被告人の公正な裁判を受ける権利 (ICCP第14条) を侵害する可能性があるというものである。特に、刑事手続と民事没収手続が並行する場合に、被告人が民事手続で証言を強いられ、事実上黙秘権を放棄せざるを得ない状況に置かれることが問題視されている。人権委員会は、Zhao事件における高等裁判所の判断を引用し、民事手続の進行が刑事裁判に不当な影響を与える場合には、裁判所が柔軟に民事手続を停止できるようにすべきであると主張している。また、改正案に含まれる新たな条文の文言が曖昧であり、裁判所が「正義の利益」に基づいて手続を停止する権限を制限する可能性がある点も批判されている。さらに、提案されている追加的な保護措置（非公開審理や証拠の非開示命令）は、黙秘権や公開裁判原則を損なう恐れがあり、十分な対策とは言えないとされている。人権委員会は、これらの懸念を踏まえ、改正案の該当部分の削除又は修正を強く求めている。
https://humanrights.gov.au/_data/assets/file/0019/45271/AHRC-16.01.06-ALRC-Submission-Proceeds-of-Crime-Bill-2015.pdf

²³⁰ これらの指摘は、FATF対オーストラリア第4次相互審査報告書の中で、クロスボーダー現金移動に関する評価項目

な運用面では、税関法の規定により未申告現金はその場で留置・没収され、必要に応じて起訴（違反者に対する刑事罰）も行われる。2015年以降、重大な資金密輸事案としては、たとえば、金地金の消費税制度の悪用事案²³¹や、中国からの組織的現金密輸摘発などが報じられている。ABFはこうした国境における犯罪収益の摘発に注力しており、2011年に発足したAFP主導の犯罪資産没収タスクフォース（CACT）にも参画して国内法執行機関と情報共有を行っている。

4.9.6. 暗号資産の没収について

暗号資産については、近年オーストラリアでも没収制度の整備・運用が急速に進展している。2010年代半ばには暗号資産の法的位置付けが明確でなかったが、2017年末のAML/CTF法改正で「デジタル通貨」が定義され規制に組み込まれた。以降、暗号資産は現金や有価証券と同様に「財産」（property）の一種として没収対象に含まれるとの解釈が浸透し、実務上も押収・没収が試みられるようになった。もっとも、暗号資産特有の技術的困難（秘密鍵の取得など）があり、初期には押収に手間取るケースもあった。例えば2018年頃までは、警察が押収した暗号資産ウォレットにアクセスできず事実上没収不能となる事案が各国で問題となっていた。これに対処すべく、オーストラリアでは州レベルの法改正も行われている。ビクトリア州は2023年8月、州の没収法（1997年法）を改正し、捜索令状に基づきデータ記憶装置から秘密鍵等を抽出する権限や、警察が暗号資産を「専有・支配下に置く（公式な管理者となる）」ことを明文で認める規定を設けた。2023年にはAFPが「Operation Kraken」と称する暗号資産犯罪対策プロジェクトを開始し、専門家チームを編成して暗号資産追跡・押収スキルを高めている²³²。

暗号資産の没収に関しては、法律上の整理（資産分類や手続）と技術的対応が両輪で進められてきたと言える。法の面では、暗号資産はPOCA上「財産」として押収・没収できる旨が確認され、州法にもそれを可能とする条項が整備された。技術面では、警察当局がブロックチェーン解析やキーの押収方法を習得し、民間取引所とも協力して資産凍結を行っている。現に2021年にはAFPがオーストラリア国内の取引所と連携して巨額の暗号資

「勧告32（Recommendation 32: Cash Couriers）」及び「有効性評価項目（Immediate Outcome 8: Confiscation）」に関連して記載されている。<https://www.FATF-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Mer-australia-2015.html>

²³¹ ゴールド密売による巨額脱税事件（Operation Nosean）：2012年に捜査開始されたこの事件では、シドニー拠点の犯罪シンジケートが金地金のGST（物品税）免税制度の抜け穴を悪用し、大規模な詐欺を行っていた事案。2023年12月に主犯格の男2名が有罪判決を受けたのち、2025年2月に約870万豪ドル相当の資産が連邦政府に没収された。没収対象はシドニー市内の高級不動産4軒（評価額約700万豪ドル）、銀行口座の預金200万豪ドル強、純金（5オンス）及び現金25万豪ドルなど多岐に及ぶ。この犯罪は高度に巧妙化しており、純金を何度も溶解・変形させ「スクラップ金」に偽装→架空取引を繰り返して不正還付金を得るというスキームだった。捜査・訴追には約10年を要したが、AFPの没収タスクフォースがATO（税務署）等と協力し金融証跡を解明、最終的に関連資産の凍結・没収に成功した。本件は複雑な金融犯罪に対し没収制度が有効に機能した例であり、「有罪判決後であっても犯罪収益を逃さず追跡する」という姿勢を示すものとなった。<https://www.ato.gov.au/media-centre/criminal-largest-buyers-of-gold-bullion-stripped-of-8-7-million>

²³² 暗号化通信ネットワーク「ゴースト」事件（Operation Kraken）：2023年、AFPは犯罪者向けの秘匿通信アプリ「Ghost」を開発・提供していたシンジケートを摘発し、関連する資産の没収に乗り出した。シドニー在住の主犯Jay J. Y. Jungは逮捕時に相当額の暗号資産ウォレットを所持していたが、強力な暗号で保護されアクセス不能であった。しかし捜査当局は押収した電子機器を分析し、ウォレットのシードフレーズ（復元キー）を入手することに成功。これにより約1,000万豪ドル相当と見積もられるデジタル通貨資産を特定・拘束し、2002年POCAに基づき政府がこれを接収する手続を進めている。本件では、暗号資産の没収に必要な技術的裏付け（ウォレットの開錠）が初めて実現したこと画期的と評される。さらに「Ghost」ネットワーク壊滅作戦全体では、複数の共犯者から計200万豪ドル相当の暗号資産や不動産も差し押さえられており、50人近い関係者の逮捕と合わせ大規模な成果を上げた。この事件は新興テクノロジーを悪用した犯罪にも没収制度が対応し得ることを示し、暗号資産の追跡・押収能力が着実に向上している証左と考えられる。

産を凍結した例もある。こうした取組の延長線上で、2025年には政府が暗号資産プラットフォームを包括的に規制する新法案（既存金融ライセンス法への組み入れ）を提出し、交換業者のカストディ規制や利用者保護を強化しようとしている。

4. 10. ベルギー

4. 10. 1. FATF 対ベルギー第 5 次相互審査

2025 年 12 月に公表されたベルギーの FATF 第 5 次相互審査報告書（MER）²³³ における勧告 4 及び勧告 38 の法令遵守に関する評価（Technical Compliance、TC）及び有効性評価項目 IO. 8（Immediate Outcome、IO）における評価の基準は、2023 年 10 月改定前の基準によって評価されている²³⁴。

4. 10. 1. 1. FATF 第 5 次相互審査における法令等整備状況（TC）勧告 4 の評価

2025 年 12 月に公表されたベルギーの FATF 第 5 次相互審査報告書（MER）における勧告 4（剥奪及び保全措置）の評価については、Largely Compliant（概ね遵守）となり、第 4 次相互審査における Compliant 評価から、1 段階格下げとなった。

ベルギーの勧告 4 に対する第 5 次相互審査での評価低下は、制度そのものが後退した結果でも、評価基準が形式的に厳格化された結果でもなく、FATF 第 5 次に特有の評価ロジックに基づくものであると考えられる。すなわち、評価対象となる基準自体は第 4 次と同一であるものの、当該制度が現在のマネロン・前提犯罪リスクの水準に照らして、恒常的かつ体系的に機能すると実証できるかどうか、より厳密に問われた結果であり、ベルギーの場合、法制度や権限の枠組は維持されている一方で、高リスク環境の下で資源制約や優先順位の問題により没収・押収が一貫して実施されているとは言い切れない点が重視され、技術的遵守評価にも影響した可能性があると考えられる。

第 4 次相互審査においては、勧告 4 の技術的遵守（TC）評価は主として、没収・押収に関する法的根拠が存在するか、権限が形式的に網羅されているかといった制度設計の有無と範囲に重点が置かれていたのに対し、第 5 次相互審査では、同一の基準（改訂前の勧告 4）を用いている場合であっても、当該制度が現在のマネロン及び前提犯罪リスクの規模や性質に照らして実際に十分活用され得る設計となっているか、また資源制約や制度間の断絶により恒常的に機能しない構造が内在していないかといった点が、評価判断の中に明示的に組み込まれていると考えられる。これは、FATF が 2022 年に採択した評価方法論において、技術的遵守評価と有効性評価を形式的に切り離すのではなく、国のリスクと文脈（major risks and context）を評価の起点とし、制度が有効性を発揮する前提として整合的に設計・運用されているかを重視することを明確にしたこと²³⁵に基づくものである。

²³³ <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/mer/Mutual-Evaluation-Belgium-2025.pdf.coredownload.inline.pdf>

²³⁴ “This evaluation was based on the 2012 FATF Recommendations (as updated from time to time) and was prepared using the 2022 Methodology.” (p.17 (Preface), MER) との記載があり、実際に勧告 4 及び勧告 38 の基準（Sub Criterion）や IO. 8 の着眼点（Core Issues）は、2023 年 10 月改定前のものに沿って評価されている。

²³⁵ FATF, Methodology for Assessing Technical Compliance with the FATF Recommendations and the Effectiveness of AML/CFT/CPF Systems (Adopted February 2022) の introduction (pp.6-7) 及び Technical Compliance (p.16) において。 “Each assessment will have a significant focus on effectiveness, to ensure that countries are implementing and making use of the laws, regulations and policies that are being passed. A country must demonstrate that, in the context of the risks it is exposed to, it has an effective framework to protect the financial system from abuse. There will also be a greater emphasis on the major risks and context.” (Introduction (p.6-7)), “Technical compliance assessments consider whether a country has the necessary laws, regulations and legal instruments in place, which form the basis for an

う。この評価ロジックは、同方法論及び第5次相互審査手続において、制度が形式的に存在していても、高リスク環境下で恒常的に機能していないことが明白な場合には、当該制度が勧告要件を十分に満たしているとは評価され得ないと整理されており、第5次においては有効性評価（Immediate Outcomes）で明らかになった構造的・継続的な機能面での不備が、技術的遵守評価にも反映され得るという評価ロジックが明確化されていると考えられる。

主な基準（Sub Criterion）における評価は以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

ベルギーには、主刑に付随する特別没収制度が存在し、資金洗浄罪及びテロ資金供与罪を含む、あらゆる犯罪及び軽罪について、有罪判決があった場合に適用される制度である。没収は、資金洗浄に関与した正犯、共犯、幫助犯のいずれに対しても命じることが可能であり、刑法第42条から第43条の4までに列挙された資産が対象となる。刑法第42条により、暗号資産も没収の対象として明示的に含まれている。不動産については、犯罪の対象又は犯罪収益である場合には没収が可能である。一方で、犯罪の「手段」として用いられた不動産については、麻薬取引、人身又は臓器取引、スラム家主（slum landlords）²³⁶に関する特定の犯罪に限定してのみ、特別規定に基づき没収が認められている。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

ベルギー当局は、刑法第42条第3号、第43条の2及び第43条の4に定められた資産について、没収を目的とした特定の捜査を実施している。また、没収対象となり得るあらゆる種類の資産について、取引を防止するための仮保全措置として、凍結又は差押えを実施する法的枠組を有している。これらの措置は、刑事訴訟法第35条、第35条の2及び第35条の3に基づき行われる。緊急の場合には、中央差押・没収機関（OCSC）²³⁷

effective system to prevent money laundering and terrorist financing and to deprive criminals of the proceeds of crime.”（Technical Compliance (p.16)）としており、これらの記載により、FATFは、TCは単なる形式的チェックではなく、有効性を発揮するための前提として制度が整合的に設計・運用されているかを含意的に判断対象とし、その判断の起点をmajor risks and contextに置くことを明確にしていると考えられる。また、FATF, Procedures for the FATF AML/CFT/CPF Mutual Evaluations, Follow-Up and ICRG (Adopted 2022 (最新版は2025年改訂))のIntroduction / Objectives section (p.4)において、“Mutual evaluations assess countries on two inter-related components: technical compliance and effectiveness. Technical compliance examines whether the necessary legal, regulatory and institutional framework is in place, while effectiveness assesses how well this framework operates in practice, taking into account the country’s risks and context.”と述べ、FATFは、TCと有効性を相互に関連する評価要素として位置付け、有効性評価で明らかになったリスク・文脈上の問題が、TC判断とも無関係ではないという第5次評価ロジックを手続面から明示していると考えられる。

²³⁶ スラム家主（英語：slum landlord）とは、住宅の所有者・賃貸人でありながら、建物の維持管理や安全・衛生面をほとんど行わず、劣悪な住環境のまま貸し出すことで利益を得る者を指す用語である。居住者の多くは、経済的・社会的に脆弱な立場にあり、住環境の改善を求めにくい状況に置かれていることが多いとされる。ベルギーでは、スラム家主は単なる俗称ではなく、刑事・行政の双方で対処される対象となる行為類型として明確に認識されている。ブリュッセル首都圏当局の説明によれば、スラム家主（仏語 marchand de sommeil）とは、行政的又は経済的に脆弱な者の立場につけ込み、人間の尊厳に適合しない住宅を賃貸し、異常な利益を得る者を指す。ベルギーでは、スラム家主による行為は、住宅関連法規違反にとどまらず、刑事責任を問われ得る行為である。実際に、劣悪住宅を賃貸していた家主に対し、懲役刑・高額罰金に加え、賃料収入や建物自体の没収が命じられた事例が存在する。この点が、FATF勧告4の文脈で重要となる理由である。すなわち、スラム家主に関する犯罪では、不動産そのものが犯罪の「手段（instrument of the crime）」と評価され得るため、例外的に不動産没収が認められている。勧告4の評価文において、不動産が犯罪手段として没収可能な例として、麻薬犯罪や人身取引と並び、「スラム家主」が挙げられているのはこのためである。

²³⁷ OCSC（フランス語正式名称 Organe central pour la Saisie et la Confiscation (OCSC)、英語表記（公的文脈で一般的に使用）Central Office for Seizure and Confiscation）は、ベルギー検察庁（Ministère public）に属する連邦機関であり、刑事事件における押収・没収財産を専門的に管理・執行する中央機関である。2003年3月26日法により設立され、2003年9月1日から業務を開始している。検察官（magistrats du parquet）が指揮し、警察及び財務

の裁判官が、国際協力事案を含め、最大5日間、直接資産凍結を命じる権限を有している。さらに、金融情報処理機関（CTIF）²³⁸も、同様に5日間の資産凍結措置を講じることができる。加えて、没収のための凍結、差押え、回復を妨げるおそれのある行為を防止又は無効化するための措置が整備されている。没収された財産を損壊する行為や、没収財産の引渡しを拒否する行為は犯罪とされている。刑事差押えが行われた財産については、民事上の強制執行は排除される。さらに、関係当局は、適切なすべての捜査措置を講じる能力を有している。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

ベルギーの法制度においては、善意の第三者の権利は法的に保護されている。差し押さえられた資産について権利を主張する善意の第三者は、当該資産を、差押時の占有者に返還することに対しても異議を申し立てることが可能である。この点は、2018年OCSC法第23条の1第2項に明記されている。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

OCSCは、必要に応じて差押え及び没収された資産の管理を担当する機関である。2018年の法改正により、その任務及び運営は強化された。特に、暗号資産の管理責任がOCSCに明確に付与され、凍結資産を一元的に管理する機関として、また欧州法に基づく国家資産回復機関としての法的基盤が強化された。さらに、資産返還手続が法令上明確化され、差押資産を価値の維持された状態で管理するため、OCSCが資産を処分する権限も付与されている。

総括(FATF第5次相互審査報告書における勧告4に関する法令遵守(TC)評価)

ベルギーの没収及び暫定措置に関する法制度は成熟しており、FATF要件の大部分を満たしている。特に暗号資産を含む幅広い財産類型への対応が進む一方、不動産の没収範囲など部分的な法的制約が残るとされた²³⁹。これらを踏まえ、FATFはベルギーの勧告4に対して「概ね遵守(Largely Compliant)」(四段階評価の上から二番目)との評価と

当局(SPF Finances)との常設的な連携体制を有する。OCSCの法定任務は、①押収・没収財産及び関連データの管理、②裁判所による没収命令等の執行、③検察・裁判官・警察に対する専門的支援(助言、実務支援、研修)、④国際協力の促進である。特に、ベルギーの資産回収局(Asset Recovery Office, ARO)として、EUのAROネットワーク及びCARINを通じた国際的な情報交換・協力を担っている。

²³⁸ CTIF (CTIF-CFI、フランス語正式名称 Cellule de Traitement des Informations Financières (CTIF)、英語正式名称 Financial Intelligence Processing Unit (CTIF-CFI)、(仏語・英語併記として CTIF-CFI が公式に用いられている))は、ベルギーの金融情報機関(FIU)として設置された、独立した行政機関(autorité administrative indépendante)であり、法人格を有し、司法大臣及び財務大臣の監督下に置かれている。検察から派遣された裁判官(magistrat)を長とし、法務・金融の専門家及び連邦警察から派遣された上級警察官で構成されている。CTIFの主たる任務は、マネロン等に関連する疑わしい金融取引・事実(STR/SAR)を、法令に基づき指定された機関・者から受理し、分析・精査することである。分析の結果、重大な疑義が認められる場合には、その情報を検察当局(公訴庁又は連邦検察)に移送する。また、CTIFは司法当局と報告主体との間のフィルター機関として機能するとともに、国内におけるマネロン等対策の助言・調整機能を担い、監督当局、警察、税関、外国FIU等との連携を通じて、ベルギーのマネロン等対策・体制の中核的役割を果たしている。

²³⁹ FATF第5次対ベルギー相互審査報告書 <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/mer/Mutual-Evaluation-Belgium-2025.pdf.coredownload.inline.pdf> “... Article 42 of the Penal Code allows for the confiscation of virtual assets. Immovable property that constitutes the subject or proceeds of the crime may be confiscated. However, immovable property constituting the instrument of the crime can only be confiscated in the case of drug trafficking, trafficking in human beings or organs and slum landlords, on the basis of specific provisions.” (Art. 4§6 of the 1921 Law, Art. 433 novies PC and Art. 433 terdecies PC). 及び” Weighting and conclusion - The confiscation of immovable property in the limited case in which it constitutes the instrument of a crime is not provided for in the Belgian Penal Code (PC), other than in the framework of certain specific predicate offences. Belgium is largely compliant with R. 4.” (出典: Annex A, Recommendation 4, p. 231-232)

なった。

4. 10. 1. 2. FATF 第5次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告 38 の評価

ベルギーのFATF第5次相互審査報告書(MER)における、勧告38(刑事共助—凍結・没収)の評価については、Largely Compliant(概ね遵守)とされた。基準(Sub Criterion)ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

ベルギーは、外国当局からの要請に基づき、犯罪収益及び関連財産の特定、凍結、押収及び没収を行うための法的枠組を有しているが、不動産については、ベルギー刑法に明示的に規定された限定的な場合を除き、対象とならない。資産の特定に関して、EU加盟国からの要請については、欧州捜査命令に基づき、資産所在地を管轄する検察官に直接送付され、迅速な対応が可能である。これに対し、非EU諸国からの刑事共助要請については、中央当局である司法省(SPF Justice)を通じて処理されるが、勧告37で指摘された軽微な制約が存在する²⁴⁰。

OCSCは、国際的にはCARINsネットワーク、EUレベルでは資産回収オフィス(ARO)を通じて、外国当局に対し非公式な情報提供を行うことができ、原則14日以内、緊急時にはより迅速な処理が求められている。凍結及び没収については、EU加盟国からの要請に対し、EU規則2018/1805²⁴¹及び改正後の2006年法²⁴²に基づき、相互承認制度の下で迅速な執行が可能である。最大刑3年以上の犯罪で、FATFの指定犯罪類型に該当するものについては、双罰性の確認を要しない²⁴³。他方、非EU諸国からの凍結要請については迅速な対応が可能であるものの、没収要請については必ずしも迅速な処理が体系的に確保されていない。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収等の協力

ベルギー法には、非EU諸国が発出した、有罪判決に基づかない外国没収命令を執行するための法的規定は存在しない。ただし、EU加盟国が刑事手続の枠内で発出した没収命令については、EU規則2018/1805及び2006年法に基づき、承認及び執行が可能である。同規則は、最終的な有罪判決に基づかない刑事手続上の決定も対象とするが、民事又は行政手続に基づく命令は対象外としている。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

²⁴⁰ 勧告37で指摘された軽微な制約とは、EU域外(第三国)からの刑事共助要請について、資産の特定や没収に関する要請を「常に迅速に」処理できる体制が制度上・運用上必ずしも保証されていない点を指すもの。

²⁴¹ 欧州議会及び理事会規則(EU)2018/1805(凍結命令及び没収命令の相互承認に関する規則)。EU規則2018/1805は、あるEU加盟国が発出した凍結命令や没収命令を、他の加盟国が原則としてそのまま承認・執行することを可能にするための法令である。目的は、犯罪収益や犯罪資産がEU域内で国境を越えて移転されることを防ぎ、越境的な資産回復を迅速かつ効率的に行うことにある。

²⁴² 2006年8月5日法(EU加盟国間における刑事事項に関する司法判断の相互承認原則の適用に関する法律)は、ベルギー国内法であり、EU規則2018/1805との整合性を確保するため改正された。これにより、EU規則2018/1805に基づく凍結命令、没収命令について、ベルギー当局がどのように認識・執行するかの国内手続規定が明確化された。

²⁴³ 双罰性とは、ある行為について外国当局の要請に応じて強制措置(凍結・没収など)を執行する際、その行為が「要請国」と「被要請国」の双方で犯罪とされていることを確認する要件である。本来、国際共助や引渡しではこの確認が必要とされることが多いが、EU規則2018/1805及びそれを受けたベルギーの2006年法では、次の2つの条件(①②)を満たす場合、執行国(例:ベルギー)は双罰性の確認を行わずに、凍結・没収命令を承認・執行しなければならないとされている。条件①最大刑が3年以上の自由刑に処せられ得る犯罪であること(これは、当該犯罪が軽微ではなく「重大犯罪」であることを示す客観的な基準である)と条件②FATFの「指定犯罪類型(designated categories of offences)」に該当すること。

OCSCは、CARINネットワーク及びEUの資産回収オフィス（ARO）におけるベルギーの国家連絡窓口である。また、捜査・訴追段階における差押・没収の調整において、ユーロジャストや欧州司法ネットワークも活用している。さらに、アラブ首長国連邦やインドとの間で、差押・没収に関する規定を含む二国間刑事共助条約を締結している。

差し押さえられた資産及び没収資産の管理責任は、OCSC、ベルギー裁判所の書記部門、財務省（SPF Finance）によって分担されており、外国当局からの共助要請に基づく資産についても同様である。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

ベルギーは、EU加盟国との間では2006年法及びEU規則2018/1805に基づき、また非EU諸国との協力においては1997年5月20日法に基づき、没収資産を他国と分配することが可能である。

総括（FATF第5次相互審査報告書における勧告38の法令遵守（TC）評価）

ベルギー法には、非EU諸国からの、有罪判決を伴わない外国没収命令を執行するための規定が存在せず、またEU加盟国との関係においても、民事・行政手続に基づく没収命令は対象外である。さらに、EU域外国からの資産特定及び没収に関する刑事共助要請について、迅速な処理が恒常的に確保されていないという課題²⁴⁴が残っている。総合評価は「Largely Compliant（概ね遵守）」である。

4.10.1.3. FATF第5次相互審査における有効性評価項目10.8の評価

ベルギーのFATF第5次相互審査報告書（MER）における、有効性評価項目10.8（Immediate Outcome 8: Confiscation）の評価は、ME = moderate level of effectiveness（四段階評価の上から三番目）となった。主な着眼点（Core Issues）における評価は以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

ベルギーは、差押え及び没収に関する包括的な法的枠組を有しており、法執行機関に対しても、没収を見据えた差押えの重要性を強調する指示が出されている。中央差押・没収機関（OCSC）は、差押資産の管理や外国当局との協力において検察当局を支援しており、制度的基盤自体は整備されている。また、犯罪資産の国外所在を積極的に特定し、ベルギー裁判所が発出した没収命令を国外で執行する政策姿勢も確認されている。しかし、2024年3月に採択されたAML行動計画では、没収が実務的・野心的な意味で十分に優先事項として位置づけられていない。資産特定・凍結を伴う金融捜査を効果的に実施するための人的資源、技術的資源、訓練が不足しており、政策レベルの意図と実装との間に乖離が生じている。結果として、財産回復が国家的刑事司法政策の中核として十分に機能しているとは評価されていない。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

ベルギーでは、犯罪資産を特定・没収するための金融捜査の活用が以前より増加しており、テロ資金供与に関しては、没収の実績がリスク認識と比較的整合していると評価されている。また、OCSCを通じた国際協力や、国外資産の特定に向けた積極的な取組も

²⁴⁴ ベルギーでは、EU域外のNCBC要請への対応に時間を要するケースがあり、要請処理の優先順位付け基準が明確でなく、遅延の原因となり得る。また、資産共有に関する国内の明確な政策方針が不足し、国際協力の一貫性が弱い上、案件増加に対応する人的リソースの不足が長年の課題となっている。

行われており、国際的な資産回復に向けた制度的努力は確認できる。一方で、マネロン等の全体のリスク・プロファイルに照らすと、没収の実績は依然として不十分である。没収結果は、犯罪資産回復を優先するという政策的意図や、主要な ML リスク要因と完全には整合していない。特に、ベルギー国内で全部又は一部が行われた前提犯罪に由来する犯罪収益が国外に存在する場合について、実効的に没収できていることを十分に示せていない点が課題とされている。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

ベルギーの国家マネロン等リスク分析では、国境を越える現金及び無記名支払手段 (BNIs)²⁴⁵の移動が主要なマネロン等リスク要因として明確に特定されており、税関当局は、非 EU 諸国との間の随伴現金移動について主に空港で監視を行っており、その結果、申告義務違反が比較的多数検出されている。非 EU 諸国との間の資金移動に関する違反については、税関が留保する金額自体は相対的に高い水準にある。しかし、EU 域内の国境を越える現金移動に対する監視は限定的であり、特にアントワープ港のような主要物流拠点を通る非随伴現金の動きは十分に把握されていない。申告義務違反に対する制裁も抑止力として十分とは言えず、留保された金額が没収に結びつくケースは限られている。こうした状況は、現金を多用するマネロン・スキームが蔓延しているというベルギーのリスク環境に照らして、重大な脆弱性と評価されている。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

ベルギーは、国家マネロン等リスク評価分析を通じて、現金密輸、無記名支払手段 (BNI) の越境移動、国際的な現金取引が主要なマネロン等リスクであることを把握しており、リスク認識自体は明確である。また、例外的ではあるが、申告義務違反を端緒として大規模な没収につながった事例も存在しており、制度が有効に機能し得ることは実証されている。しかし、没収の総体的な実績は、こうしたリスク評価や国家的マネロン等対策優先度と整合していない。没収額はリスク水準に見合ったものとは言えず、現金・BNI 関連措置もマネロン等事案の端緒として十分に活用されていない。税関当局から検察当局へのマネロン等に関する通報は限定的であり、没収がリスク主導型で体系的に行われているとは言い難い。この乖離こそが、IO. 8 全体の評価を「中程度の効果 (Moderate)」にとどめている核心的要因とされている。

総括 (FATF 第 5 次相互審査報告書における有効性検証項目 IO. 8 の評価)

ベルギーは、差押え及び没収に関して包括的な法的枠組を有しているものの、犯罪の収益及び犯罪手段から犯罪者を十分に剥奪できているとは言えない。金融捜査は以前より実施されるようになってきているが、犯罪資産や財産を特定し、差押え・没収するためにこれらの捜査が十分に活用されているとは評価されていない。

捜査・訴追機関における資源不足や、IO. 7 (マネロン等の捜査・訴追・制裁) で指摘された司法対応上の課題²⁴⁶は、犯罪による不正な経済的利益を、ベルギーが直面するリスクの大きさに見合う形で剥奪する能力に直接的な影響を及ぼしている。その結果、

²⁴⁵ 無記名支払手段 (Bearer Negotiable Instruments : BNIs) とは、物理的に保有している者が、そのまま権利者として支払請求や換金ができる金融商品を指す。名義登録や所有者の記録が不要であり、占有＝支配となる点が最大の特徴である。FATF の定義によれば、BNIs には、旅行者用小切手、無記名小切手、無記名為替、約束手形、マネーオーダー、支払先が空欄のまま署名された不完全な金融商品等の無記名形式の金銭的手段が含まれる。これらは、裏書や名義確認を要さず、引渡しのみで権利が移転するためマネロン等リスクが高い商品であるとされている。

²⁴⁶ IO. 7 (マネロン等の捜査・訴追・制裁) で指摘された司法対応上の課題とは、「資源不足と戦略性の欠如により、ベルギーの司法当局が、マネロンを独立した重大犯罪として十分に捜査・訴追できておらず、そのことが財産回復の実効性を大きく制約している点」に集約される。

没収の実績は、マネロン等対策及び財産回復に関する国家的な政策や優先事項、並びにベルギーのリスク・プロファイルと整合していない。

さらに、国境を越える現金及び無記名支払手段（BNIs）の移動を監視する制度には重大な弱点が存在する。特に、EU 域内の現金移動や主要物流拠点における非随伴現金²⁴⁷の動きに対する監視が不十分であり、申告義務違反に対する制裁も十分な抑止力を有していない。現金及び BNI の没収は、マネロンやテロ資金供与の端緒として限定的にしか活用されていない。

これらの問題は、ベルギーが欧州における戦略的な経済・物流ハブであり、特にアントワープ港が重要な役割を果たしていること、また国際的な現金密輸に関連する資金流動が主要なマネロン指標として認識されていることを踏まえると、極めて重大である。このため、IO. 8 については大幅な改善が必要とされ、その結果、IO. 8 の有効性評価は「moderate level of effectiveness (ME、中程度の効果)」(四段階評価の上から三番目)となった。

4. 10. 2. FATF 第 4 次相互審査後の没収に関する法改正等について

ベルギー刑法では、犯罪によって得た利益や犯罪に使用された物品を剥奪する没収制度が整備されているが、この没収は刑罰に付随する特別没収と位置付けられており、裁判官が一定の条件の下で科すことができる付加刑である。没収の対象となるのは、犯罪行為の対象となった物品、犯罪遂行に用いられた物品、又は犯罪によって生じた収益などであり、犯人の所有物であれば合法的なものであっても没収し得る。たとえば、違法薬物や密輸品などの物自体の没収だけでなく、窃盗で得た金銭で購入した財産など「犯罪行為によって得た財産上の利益」も没収が可能である。ベルギーでは 1990 年の法律改正により、犯人の手に違法収益が残っていない場合でも、相当額の金銭を徴収する形で没収を執行できる規定（刑法第 43 条）が導入されており、これにより犯人が利益を隠匿した場合や、第三者に移転した場合でもその価値相当を追徴できる枠組が整えられている。没収が命じられた場合、当該物品や金銭については犯人の財産権が永久に剥奪される（＝国家に帰属する）ことになり、犯罪収益を「犯罪者の手元に残さない」ことで犯罪への経済的動機を削ぐことが制度趣旨となっている。さらに、ベルギーでは 2003 年に司法当局内に中央押収没収機関（OCSC）が創設され、押収資産の管理・知見集約や没収判決の執行支援を担っている。この機関は検察官が主導し、金融財務当局である「連邦財務サービス²⁴⁸」や警察と連携して没収の実施を助けており、押収資産の保全・管理や国際協力において中心的役割を果たしている。

ベルギーは 2015 年 4 月に公表された FATF 第 4 次相互審査報告書で、資産凍結・没収措置（FATF 勧告 4）を含むマネロン等対策全般に改善の余地が指摘された。この評価を受けてベルギー当局は法制度の強化に着手し、違法資産の没収制度を一層効果的にするための法改正を進めてきた。実際、2018 年には EU 指令 2014/42/EU（犯罪収益の凍結・没収に関する指令）の国内法令化の一環として刑事没収制度の改正法が制定されており、犯罪収益剥奪の範囲拡大や手続の整備が図られた。また同年 2 月には OCSC（中央押収没収機関）の権限や任務を定める法律（2018 年 2 月 4 日付法律）が施行され、押収資産の集中管理や国際協力体制が強化されている。こうした取組の結果、FATF は 2018 年 9 月のフォローアッ

²⁴⁷ 非随伴現金（unaccompanied cash）とは、人が携帯して国境を越える（随伴現金）形ではなく、貨物・郵便・宅配便・コンテナ等を通じて物理的に移動される現金又は無記名支払手段（BNIs）を指す。

²⁴⁸ ベルギーの金融財務当局である「連邦財務サービス（Service Public Fédéral Finances, SPF Finances）」は、ベルギー連邦政府の主要な行政機関の一つであり、税務、歳入、財政管理、関税・税関業務などを所管しているほか、OCSC（中央押収没収機関）と連携し、没収資産の徴収・管理を実施している。

プ審査においてベルギーの技術的遵守状況を大幅に再評価し、没収関連を含む多数の勧告について「C (適合)」又は「LC (概ね適合)」に格上げした。さらに、2022年、「押収・没収資産の管理・回収に関する新法」²⁴⁹を制定し、司法省傘下に資産管理局 (Bureau de gestion des avoirs) 及び財産回復局 (Bureau de recouvrement des avoirs) を新設するなど、押収資産を確実に保全・管理し没収につなげる実務体制を強化している。この法令により、現金や預金、暗号資産を含む押収資産は裁判確定まで国家の信託勘定で一元管理され、没収判決後の財産回復や被害者への損害填補も含めた総合的な運用が図られている。

2024年4月にEUで採択された指令2024/1260 (財産回復及び没収に関する指令) は、既存の2014年指令を刷新して域内各国に資産追跡・凍結・没収の強化策を義務付けるものであり、犯罪収益剥奪の範囲と手続を大幅に拡充し、暗号資産などあらゆる形態の財産を明示的に没収対象に含めた点や、従来は限定的だった有罪判決に基づかない没収の拡充が主な特徴となっている。また加盟国に財産回復局 (ARO) 及び資産管理局 (AMO) の設置を義務付け、国境を越えた協力と情報連携を強化する枠組も導入されている。ベルギーでは既にOCSCが国内の財産回復局として機能しており、2022年の法令により資産管理局・回収局が整備済みであるため、制度基盤は新指令の趣旨に概ね沿ったものと考えられる。同指令は2026年11月までの国内法化が求められており、ベルギーでも今後詳細な法改正が進められる見通しである。例えば、新指令では「正当な収入を大きく上回る不明財産」の没収手続を導入しており、これは組織犯罪集団に対する取り締まりを強化する狙いがある反面、国内法上の財産権保障との調整が課題となりうる。ベルギー政府及び立法府は現在、この指令への対応状況を精査しており、2024年に成立した新刑法典 (Book I 及び II)²⁵⁰の規定とも整合させつつ段階的に実装していく構えである。なお、新指令は犯罪被害者への没収資産の優先的な補償や社会的再利用の促進も謳っており、ベルギーでもこれら付随措置を含めた包括的な没収制度の運用指針が策定されると考えられ、今後、EU指令2024/1260に対応した国内法改正により、ベルギーの没収制度はEU全体の強化方針に沿ってさらに現代化・効率化される見込みである。

²⁴⁹ 2022年6月22日にベルギーで公布され、同年7月5日に施行された「Loi du 22 juin 2022 relative à la gestion et au recouvrement des avoirs saisis ou confisqués (押収・没収資産の管理及び回収に関する法律)」は、刑事手続における犯罪収益の管理・回収体制を抜本的に強化するもの。同法により、資産の保管・売却・返還を担う「Bureau de gestion des avoirs (資産管理局)」と、有罪判決後の資産追跡・徴収を担う「Bureau de recouvrement des avoirs (財産回復局)」が新設され、暗号資産を含む多様な財産の一元管理が可能となった。また、金融機関や専門職に対して押収資産の報告義務が課され、違反時には最大125万ユーロの罰金が科される。さらに、価値下落の恐れがある資産の売却や、被害者・第三者への返還請求手続も制度化されており、FATF勧告やEU指令2024/1260に先行して対応した国内法である。

²⁵⁰ ベルギーでは2024年2月29日付けで「刑法典第I編導入法」及び「刑法典第II編導入法」(仏語正式名称: Loi introduisant le livre Ier du Code pénal 及び Loi introduisant le livre II du Code pénal) が議会で可決され、新たな刑法典 (Livre I 及び Livre II) が制定された。同法典は2024年4月8日に官報公布されており、施行は2年後の2026年4月8日に予定されている。第I編には、科し得る付加刑 (付随的刑罰) として「没収 (confiscation)」が明記されており、裁判官は必要に応じて判決に追加の制裁として財産没収を科することができる (特定の場合には義務的没収**となる) と規定された。一方、第II編 (Livre II) は個別の犯罪類型とそれぞれに対応する法定刑を定めた部分であり、人道に対する罪や環境犯罪 (エコサイド) の新設を含め、人身に対する罪、公共の安全に対する罪、経済犯罪などテーマ別に全8章・約600条の犯罪構成要件が体系化されている。この新刑法典は1867年制定の現行刑法を150年以上ぶりに全面改正するもので、現代社会に即した処罰規範の明確化と合理化が図られている (公布時の政府声明では「時代遅れとなったナポレオン時代の基本法の大改訂」と位置付けられた)。またEUの指令や勧告を踏まえ、マネー・ローンダリングやテロ対策の強化など近年の要請にも対応した内容となっている。例えば、組織犯罪による犯罪収益剥奪を徹底するための拡大的な没収や、犯罪動機となる経済的利得を断つための新たな罰金制度も盛り込まれている。総じて、新刑法典は従来の刑法を現代化し、刑事司法における処罰と保護のバランスを図る構成となっている。https://justice.belgium.be/fr/themes/securite_et_criminalite/reforme_du_code_penal

【参考 31】ベルギーの新刑法典における没収制度の改革

新刑法典第 I 編において、没収制度（資産剥奪）については、従来の「特殊没収」（犯罪に関連する財産の剥奪）制度が整理・継承されている。裁判所は判決において、特定の物件の没収を命じることができ、これによってその物件に対する所有権を永久に剥奪され国家帰属とする。没収の対象範囲は、犯罪の客体となった物、犯罪行為に使用された物、そして犯罪によって生じた利益・収益である。たとえば違法行為で得た金銭や、それによって購入された財産・権利（動産・不動産・預金・暗号資産などあらゆる形態の利得）が含まれる。仮に犯罪収益そのものが押収できない場合でも、その価値に相当する金銭の没収（価値追徴没収）が認められており、犯人が資金を消費・隠匿していても同額の支払いを科すことで不当利得を剥奪し得る仕組みである。没収対象の財産が犯人以外の第三者の所有名義にある場合でも、実質的に犯罪に関与した財産であれば没収が可能である（例えば犯罪収益の譲渡先である親族名義の財産などは剥奪対象となり得る）。

また、新刑法典では、被害者や無関係の第三者の権利保護にも配慮した規定が置かれている。第 I 編第 5 章「民事上の規定と保安処分」において、損害賠償請求権との調整や第三者の異議申立て手続が定められており、没収財産については被害者への損害賠償が優先して充当される仕組みや、無辜の第三者が権利主張できる制度が明文化された。

さらに、伝統的に没収は有罪判決に付随する刑罰として科されるが、新刑法典では「保安処分としての没収」の概念も規定されている。これは、犯人が心神喪失などで刑事責任を問えない場合であっても、社会防衛のため犯行に供された物の没収を認める趣旨であり、刑罰としてではなく公共の安全措置として財産を剥奪することを可能にするものである。

新刑法典は犯罪収益に着目した新たな金銭ペナルティを導入している。すなわち、「犯罪が経済的利得の獲得を目的とする場合に、裁判官の裁量で、通常の付加的罰金に代えて犯罪により得た（又は得ようとした）経済的利益額に応じた罰金を科す」規定である。この罰金額は得た利得の最大 3 倍相当まで設定可能であり、没収と併科することもできる。従来の没収制度に加えてこうした「犯罪利益を根こそぎ剥奪する」ための罰則が盛り込まれた点は、EU の資産没収指令 2024/1260 の趣旨とも整合しており、犯罪者が得た不正収益を最大限に回収し、犯行動機を断つ枠組となっている。

なお、刑事訴追を伴わない民事・行政上の没収制度（有罪判決に基づかない没収）については、本法典では包括的には規定されていない。

税関措置や行政処分としての没収は引き続き特別法（関税法や行政経済法など）の管轄事項であり、これらについても今後 EU 指令を踏まえた整備が検討課題となっていると考えられる。一方で、税関等の行政当局は、違法資産の追跡・管理を専門とする OCSC（中央押収没収機関）などとの連携により、判決で命じられた没収の実効性確保も図られている。

2024 年成立のベルギー新刑法典は、犯罪収益の没収制度を時代に即して強化・明確化しており、犯罪による利得を幅広く没収対象と定義するとともに、裁判所による柔軟な経済制裁（利得額連動罰金）を可能にすることで、犯罪者から不正利益を剥奪する実効的な手段を提供している。また被害者救済や第三者保護の規定を整えることで、財産権・人権とのバランスにも配慮した制度設計となっている。

なお、犯罪収益の没収制度を強化する一方で、個人の財産権や無罪推定（推定無罪）との調和も重要な論点である。没収や資産凍結は犯罪者の財産権を制限する措置であるため、必要性・比例性の原則を満たすことが不可欠であり、国内外でこの点に関する議論が続いている。例えばEUの専門家は「資産凍結・没収はそれ自体が財産権の制限であり、効果性向上の要求が強まるほど手続的保証とのバランスを如何に確保するかが重要な課題である」と指摘している。

【参考 32】 没収と財産権の関係に関するコメント

EUにおける資産凍結・没収制度の専門家や機関が「資産の凍結・没収は本質的に個人の財産権への制約であり、没収の効果性（実効性）向上を図るほど、適正手続など手続的保障とのバランス確保が極めて重要になる」との指摘がある。例えば、EUの基本権機関（FRA）は2012年に公表した公式意見書²⁵¹の中で、犯罪収益の没収制度を強化する際には財産権や防御権など基本的権利が侵害されないよう十分に慎重な権利保護のバランスが必要だと強調している。FRA意見書は「より強化された没収制度は基本権保護にも資する可能性があるが、他の基本的権利（防御権など）を危うくしないようバランスを取る必要がある」と述べ、強力な有罪判決に基づかないベース没収（NCBC）制度には厳格な手続的保障の伴行が不可欠だとしている。

欧州委員会自身も、2016年の資産没収に関する影響評価報告書（SWD(2016) 468）²⁵²で「没収措置は当事者の財産権や私生活への権利に重大な影響を及ぼし得る」ため、法の適合性（適法性）や比例原則を順守するとともに、防御権・公正な裁判を受ける権利・効果的な司法救済を含む手続的保障の尊重が不可欠であると明記している。同報告書は、資産凍結・没収命令の相互承認を強化する新法制を策定するにあたり、欧州人権条約（ECHR）やEU基本権憲章に完全に整合する形で設計しなければならず、「いかなる新たな措置も基本的権利との適切な均衡を図ることが肝要」と指摘している。すなわち、没収制度の実効性向上が求められるほど、適正手続の保障との調和（フェアバランス）が重要課題になるという認識が示されている。

EUの公式審議過程でも同様の懸念が表明されている。欧州経済社会評議会（EESC）は2012年7月の意見表明²⁵³で、組織犯罪対策として没収の実効性を高めること自体には賛同しつつも、「組織犯罪との戦いにおける効果向上の必要性を理由に、基本的権利をいかなる形でも侵害することは正当化できない」と明言している。EESC意見書は特に被疑者の防御権や無罪推定への配慮を強調し、提案された没収指令案における財産権制限は「厳格な手続的セーフガード（公正な裁判を受ける権利、効果的な不服申立て手段、通知を受け異議を述べる権利等）でバランスを取る必要がある」としている。このように欧州委・議会の立法プロセスでも、「犯罪収益剥奪の実効性向上 vs. 基本権保障」のバランス確保が重要論点として繰り返し指摘されてきている。

²⁵¹ FRA Opinion - 03/2012 “Confiscation of proceeds of crime” Vienna, 4 December 2012
“Opinion of the European Union Agency for Fundamental Rights on the Confiscation of proceeds of crime.”
https://fra.europa.eu/sites/default/files/fra-opinion-3-2012_confiscation-of-proceeds-of-crime.pdf

²⁵² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52016SC0468>

²⁵³ Official Journal of the European Union, “Opinion of the European Economic and Social Committee on the ‘Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the freezing and confiscation of proceeds of crime in the European Union” <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52012AE1584>

特に「有罪判決に基づかない没収（NCBC）」や「拡大没収（有罪となった犯罪以外の違法収益も包括して没収すること）」は、推定無罪の原則や被告人の防御権との緊張関係が問題となり得る。ベルギーでは従来、NCBCは被疑者が逃亡・死亡など訴追不能の場合に限定的に認められてきたが、新たなEU指令ではこれを一定の要件下で拡充する方向にあり、今後国内での慎重な審議が見込まれる。一方、司法判断においても財産権との均衡を図る動きがある。実際、ベルギー憲法裁判所は近年「没収が関与者の財産状況に過度の負担を強いる場合には、裁判官に一定の裁量（没収の減免）を認めないと財産権の侵害となり得る」との判断を示した。例えば2025年1月の憲法裁判所判決²⁵⁴では、関税法違反に伴う没収及び代替的な金銭徴収の義務について、被告の支払い能力などを顧慮し極端に不均衡な場合には没収を適用しない余地を認めるべきと判示されている。これを受けた同年の破毀院²⁵⁵（最高裁）判決²⁵⁶でも、「犯則品が現物で存在しない場合の対価徴収額は犯行時点の価値で算定すべきであり、また没収適用が不合理に苛酷となる場合には裁判所は没収を命じないことができる」として、没収制度に比例原則を貫く解釈を明示している。このように、ベルギーでは犯罪収益剥奪を図る一方、個人の基本的権利とのバランスにも配慮する法解釈・運用上のコントロールが働いており、今後も立法・司法両面で、効果性と権利保護の調和点を探る議論が続けられていくと考えられる。

²⁵⁴ ベルギー憲法裁判所は2025年1月30日付の判決（判決番号11/2025）において、関税・物品税法分野における没収の義務付け規定が財産権の侵害に当たり得るとの判断を示した。本件は、非アルコール飲料及びコーヒーに対する物品税法（2009年12月21日法）第30条第4項の合憲性が争点となった事案である。ベルギーのブリュッセル控訴裁判所は、同条項が「物品税法違反があった場合には、裁判官に対し、当該違反の対象となった課税商品を必ず没収するよう義務付け、しかも当該物品が提出不能な場合にはその相当額の金銭（代替的な対価）を違反者全員に連帯して納付させる」ことを定めており、裁判官が事情に応じて没収刑を減免・不適用にする余地を全く認めていない点が憲法16条の保障する財産権や比例原則に反しないか疑問があるとして、憲法裁判所に違憲審査（付随的審査）の前提問題を付託した。この背景には、一次裁判所において同条項の適用（没収及び不提出時の代価徴収）が「被告らの財政状況に鑑みて極めて過酷で非人道的な追加制裁になる」として排除された経緯があった。すなわち、すでに科された罰金刑や租税追徴に加え、犯則品の市場価値分を徴収することは、違反者に二重三重の経済的負担を強いる可能性があり、本件では被告会社及び役員らの財務状況を破綻させかねないとの判断が示されていた。この論点につき憲法裁判所が審査した結果、問題の法規定は「裁判官に一切の裁量なく没収（及び代価徴収）を強制する点で、状況次第では違反者の財産権を不合理に侵害し得る」として違憲と判断された。公式サイト上で公開されている判決文（仏文）及びプレスリリースによれば、本判決の事件番号はロール番号8129であり、判決全文は憲法裁判所HPに掲載されている。
<https://www.const-court.be/public/f/2025/2025-011f.pdf>

²⁵⁵ ベルギーにおける憲法裁判所（Cour constitutionnelle）と破毀院（Hof van Cassatie）は、それぞれ異なる役割と権限を持つ司法機関。憲法裁判所は、法律、政令、条例などがベルギー憲法に適合しているかどうかを審査する権限を有する。特に、基本権（財産権、平等原則、法の適正手続など）との整合性を判断する機関であり、立法府が制定した法令が憲法に違反しているか否かを判断する。憲法裁判所の判決は拘束力を持ち、違憲とされた法令は無効となるか、一定の条件下でその効力が制限される。一方、破毀院はベルギーの最高裁判所であり、下級裁判所の判決に対する法的審査を行う。事実認定には関与せず、法の適用や解釈に関する誤りがあるかどうかを審査する。破毀院の役割は、法の統一的な適用を確保することであり、判例法の形成において中心的な役割を果たす。両者の関係は、相互補完的である。憲法裁判所が違憲判断を示した場合、破毀院はその判断を尊重し、違憲とされた法令の適用を回避する。また、破毀院が判決の中で憲法上の問題を認識した場合、憲法裁判所に対して予備的憲法審査（question préjudicielle）を付することができる。これにより、憲法裁判所が先に憲法適合性を判断し、その結果を踏まえて破毀院が最終判断を下すという連携が可能となる。このように、憲法裁判所は憲法の番人として立法の合憲性を監視し、破毀院は司法の最終審として法の正確な適用を担うことで、ベルギーの法秩序の安定と基本権の保障に寄与していると考えられる。

²⁵⁶ ベルギー破毀院（Hof van Cassatie）2025年10月7日付の判決（事件番号P.25.0081.N）で、「犯則品の没収を命じることで被告人にとって不合理に過重な制裁となる場合、裁判官はその没収を科すことを控えなければならない」と判示。さらに、この破毀院判決及び同日の関連判決（事件番号P.25.0842.N）では、「没収対象物が現物として存在しない場合、その対価徴収額（没収の代替金）は犯行時点での価値に基づいて算定すべきである」とし、そして「没収自体を科さないと判断した場合には、当然ながら犯則品の提出義務も代替金支払い義務も生じない（=国家は単に提出されなかったこと自体を理由に損害賠償を請求する権利を有しない）」ことが示された。これらの判断は、同年1月の憲法裁判所判決（判決番号11/2025）で示された基準（財産権との均衡）を受けて、破毀院が没収制度に比例原則を貫徹する解釈を打ち出したもの。判決文は、<https://hofvancassatie.be/nl/Arrêts.html> →「Recente arresten」から日付（2025年10月7日）で絞り込み。

4.10.3. 税関における没収制度について

ベルギーの没収制度は、関税・密輸取締りの分野でも重要な役割を果たしている。税関では違法な輸出入品や関税逃れの商品の押収及び没収が法定されており、たとえば無申告で持ち込まれた課税商品（酒類・タバコ等）が発覚した場合、商品そのものの没収や、商品が現物で存在しないときはその相当額の払込（対価没収）が科される仕組みである。従来の関税法では、特に悪質な事案では刑事罰に付随して違反物品の没収が強制的（義務的）に適用され、犯人に所有権がなく第三者の物であっても没収できる規定が存在した。さらに没収品が提出できない場合には、その市場価値を算定して国庫に納付させること（*confiscation par équivalent*、対価没収）も認められており、国家は租税債権保全の観点から非常に強力な権限を有していた。しかし、この分野でも近年は前述の財産権バランスの議論が反映され、制度の調整が行われつつある。2025年1月の憲法裁判所判決（判決番号11/2025）は、関税違反に対する一律の没収義務規定が場合によっては財産権の過剰な侵害となり得る点を問題視し、刑事裁判官に酌量の余地を一切認めない現行規定は憲法上疑義があるとの判断を下した。これを踏まえ、同年10月の破毀院判決では「犯則品没収が違反者に極度の財政的破綻を招くような場合、裁判所は没収を命じないことができ、かつ没収を命じなかった以上、対価の支払いも求められない」と明確に判示されている。この解釈により、関税訴追においても違反の悪質性・被告の財産状況・社会的利益を総合衡量して、没収措置の適否を判断する道が開かれたと言える。もともと、関税法上は依然として没収は原則必須の制裁と位置付けられており、違法輸出入品の社会からの排除（没収）は厳格に遂行されている。ベルギー税関当局は没収品の適切な管理・処分にも取り組んでおり、ブリュッセル空港などでは押収保管庫の整備が進められている。また、EUレベルでも相互承認による凍結・没収令状の執行（2018年規則）などが施行され、ベルギー関税当局は欧州諸国と協力して国境を越えた違法財の押収に対応している。総じて、関税領域では税収保全と犯罪抑止の観点から没収制度が活用されつつ、近年は判例を通じて人権上の調和にも配慮した運用が図られている。

4.10.4. 暗号資産の没収について

ビットコイン等の暗号資産については、2018年のOCSC関連法において「暗号的価値（*valeurs virtuelles*）」も押収・管理の対象に含める条項が追加され、暗号資産が犯罪収益や違法取引に関わった場合には他の財産と同様に押収・没収し得る体制が整えられた。ベルギー当局は欧州における違法金融取引摘発の過程で大量の暗号資産を押収しており、中央押収没収機関（OCSC）の暗号資産専用ウォレットに保管されている犯罪関連暗号資産は2025年時点で2,350万ユーロ超にのぼっている²⁵⁷。ビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）、テザー（USDT）など主要銘柄が押収対象の大半を占めるが、特に価格が安定したステーブルコイン（テザー等）は犯罪組織に悪用事例が増加しており、押収量が増加している。

他方、暗号資産の没収には独特の課題もある。ひとつは評価・管理の問題であり、もうひとつは、捜査上も専門知識の不足が課題であり、暗号資産のウォレットの所在特定や鍵の押収には高度な技術が要ることである。こうした課題に対応すべく、EU指令2024/1260

²⁵⁷ ベルギーの中央押収没収機関（OCSC）が保管する犯罪関連暗号資産の総額「約2,350万ユーロ」というデータは、COIV（OCSC）の年次報告書（2024年活動報告書）に記載されている。同報告書によれば、2024年12月31日時点でCOIVの暗号資産ポートフォリオの評価額は23,535,730.31ユーロに達している。この数字はCOIVが管理する暗号資産専用ウォレット（「暗号資産ポートフォリオ」）内の全暗号資産の合計評価額であり、前年（2023年末）から大幅に増加したことが同報告書の序文でも触れられている。https://www.ommp.be/sites/default/files/Activiteitenverslag%202024%20COIV_synthese.pdf

では暗号資産を正式に没収対象と規定するとともに、各国に専門の資産管理局を整備して効率的に管理・換価処分することを求めている。ベルギーは既に資産管理局を設け暗号資産の売却・換金や安全管理を担わせる仕組みを導入しており、押収した暗号資産は国家名義の口座で保管の上、必要に応じ市場で売却してその対価を差し替える運用が行われている。今後、暗号資産の法的扱いについてはEU規制（MiCA規則²⁵⁸など）とも整合させつつ整備が進むと予想されるが、現状においても暗号資産は他の犯罪収益と同様に没収可能であり、ベルギー当局は法制度と専門技術の両面からこの新たな領域への対処を強化していると考えられる。

4.10.5. FATF 第5次相互審査の総括

FATFによる第4次相互審査以降、ベルギーは没収・仮押収の法制度や運用体制の強化、中央没収管理機関（OCSC）の機能拡充など法制度や規制面で多くの改革を進めてきており、FATF勧告に対する技術的な整合性は概ね高い水準に達しているものの、実効性の面では依然として多くの課題が残されている。第5次相互審査報告書（2025年12月）では、勧告4（剥奪及び保全措置）、勧告38（刑事共助一凍結・没収）、IO.8（犯罪収益の剥奪）の評価は、いくつかの課題が残っておりとされ、FATFの求める水準には十分に到達していないと評価されている。

まず、勧告4については、ベルギー刑法第42条により犯罪収益や犯罪の対象となった財産の没収は可能であるものの、「犯罪の手段となった不動産の没収」が薬物犯罪や人身売買など一部の特定犯罪に限定されているとされ²⁵⁹、FATF勧告4が求める「全ての犯罪収益や犯罪の手段に対する没収」の要件を完全には満たしていないと結論付けられている。また、勧告38については、EU加盟国間では迅速な没収協力が可能となる法整備が進んだ一方で、EU域外の国からの有罪判決に基づかない没収については、ベルギー法上、執行の法的根拠が存在しないことが課題とされ²⁶⁰、EU域外との国際的な犯罪収益の剥奪において抜け穴が残っている。IO.8（犯罪収益の剥奪）に関しては、制度面では一定の進展が認められるものの、実際の没収・剥奪の実効性は限定的であると評価された。特に、警察・検察のリソース不足や、金融調査の深度不足、没収命令の執行率の低さなどが指摘されている²⁶¹。さらに、現金や無記名有価証券の越境移動に対する戦略的な監視・没収体制が不十分であり、ベルギーのリスク・プロファイルに則したリスクベースでの対応が求められている。

これは、ベルギーが直面しているマネー・ローンダリングや犯罪収益のリスクの大きさ・特徴（たとえば、薬物犯罪、組織犯罪、現金・有価証券の越境移動、国際的な犯罪ネットワークの存在など）に対して、没収・剥奪の実効性や成果が十分に比例していないことを意味している。すなわち、ベルギーは欧州の物流・金融の要衝であり、犯罪収益の流入・流出リスクが高いにもかかわらず、実際の没収額や執行率、資産特定・追跡の体制が

²⁵⁸ EUにおける暗号資産の規制は、2023年に採択されたMiCA規則（Markets in Crypto-Assets Regulation）によって統一され、2024年末から段階的に施行されている。MiCAは、ステーブルコイン（資産参照型トークンや電子マネートークン）やユーティリティトークンなどを対象に、発行者やサービス提供者に対してホワイトペーパーの提出、資本要件、ライセンス取得、AML/CFT対策などを義務付ける。証券性のある暗号資産はMiFID IIなど既存の金融規制が適用され、NFTは原則対象外とされるが、金融商品に該当する場合は規制対象となる可能性がある。

²⁵⁹ 報告書では、「Immovable property that constitutes the subject or proceeds of the crime may be confiscated. However, immovable property constituting the instrument of the crime can only be confiscated in the case of drug trafficking, trafficking in human beings or organs and slum landlords, on the basis of specific provisions (p.231-232)」と記載されている。

²⁶⁰ 報告書では、「Belgian law contains no legal provision for the enforcement of foreign confiscation orders without prior conviction for non-EU countries... (p.297)」と記載されている。

²⁶¹ 報告書では、「Belgium only deprives criminals of illegally obtained assets to a limited extent... the actual recovery rate is low. (p.12)」と記載されている。

そのリスク水準に見合っていないと評価されていると考えられる。この評価は、単に法制度が整っているかどうかだけでなく、実際にどれだけ犯罪収益を剥奪できているか、どれだけリスクの高い分野（現金、暗号資産、国際的な資産移転など）に対応できているかという「実効性」の観点から踏まえた評価であり、報告書では、「The results of confiscations are not commensurate with national policies and priorities on AML/CFT, asset recovery and Belgium's risk profile.」(p.174)と指摘されている通り、第5次相互審査において、FATFが、単なる法制度の有無ではなく、各国のリスク特性に応じた「実効的な成果」を重視していることが分かる。

4.11. 韓国

4.11.1. FATF 第4次相互審査における法令等整備状況（TC）勧告4の評価

2020年4月に公表された韓国のFATF第4次相互審査報告書（MER）²⁶²における勧告4（剥奪及び保全措置）の評価については、Compliant（完全遵守）となった。各基準（Sub Criterion）における評価は、以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

韓国は、犯罪収益等の没収について、以下の財産を有罪判決に基づき没収できる法制度を有している。

- (a) マネー・ローンダリング収益（犯罪収益隠匿規制法（POCA）8条、麻薬類不法取引防止特例法（ASPIT）13条）、
- (b) 直接又は間接的な犯罪収益や犯罪手段（POCA 8条、ASPIT13条、刑法（Criminal Act）48条）、
- (c) テロ資金供与やテロ犯罪に関連する財産（POCA 8条、Criminal Act48条）、
- (d) 同等価値財産（POCA10条、ASPIT16条、Criminal Act48条）。

第三者からの没収も、当該第三者が財産が犯罪収益であることを知っていた場合に可能である（POCA 9条、ASPIT15条、Criminal Act48条）。財産の定義には暗号資産も含まれる。ただし、脱税犯罪の大部分はマネー・ローンダリング犯罪の前提犯罪に含まれていないため、マネー・ローンダリング犯罪に関連する脱税の収益については没収権限が限定される。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

検察庁（SPO、Supreme Prosecutors' Office）、高等検察庁（HPO、High Prosecutors' Offices）、地方検察庁（DPO、District Prosecutors' Office）及び支部検察庁（Branch Prosecutors' Offices）²⁶³は、没収対象財産の特定・追跡・評価のた

²⁶² <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/mer/Mutual-Evaluation-Report-Korea-2020.pdf.coredownload.inline.pdf>

²⁶³ 韓国の検察制度は、Supreme Prosecutors' Office（検察庁）を頂点に、High Prosecutors' Offices（高等検察庁）、District Prosecutors' Offices（地方検察庁）、Branch Prosecutors' Offices（支部検察庁）からなる階層構造を形成しており、各機関は対応する裁判所の管轄区域に基づいて設置され、検察庁が全国の検察業務を統括・指揮する一方、高等検察庁は控訴審対応と地方検察庁の監督、地方検察庁は地域の捜査・起訴を担当し、支部検察庁は地方検察庁の管轄区域内で地域密着型の業務を補完する役割を果たしている。没収に関する権限については、重大犯罪や経済犯罪など一定の類型に限り、検察庁及び高等・地方検察庁が直接捜査・起訴を通じて没収請求を行うことができるが、通常の事件では警察が捜査を主導し、検察は補充捜査や起訴判断を通じて没収の法的手続を担うため、機関ごとに没収権

めに、捜索・押収・検査命令、書類や情報の提出要求、金融・取引・税務情報の取得命令等を発出できる（刑事訴訟法 215 条、POCA10 条）。財産の処分を防ぐための保存命令（preservation order）も取得可能である（ASPIT33 条、34 条、POCA12 条）。保存命令に違反する行為を無効とすることもできる（ASPIT36 条、POCA12 条）。第三者が善意で取得した場合を除き、保存命令の対象となる。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

没収対象財産に対する善意の第三者の権利は、犯罪発生前に取得した場合や、犯罪発後に善意で取得した場合に保護される（POCA 9 条、ASPIT15 条）。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

没収された金銭は国庫に帰属し、物的資産は検察庁、又は、韓国資産管理局（Korea Asset Management Corporation）が管理・競売し、収益は国庫に入る。

総括（FATF 第 4 次相互審査報告書における勧告 4 の法令遵守（TC）評価）

韓国は、勧告 4 の全ての基準を満たしており、韓国の没収・仮押収制度は FATF 基準に完全に準拠しており評価は、Complaint（完全遵守）である。

4.11.2. FATF 第 4 次相互審査における法令等整備状況（TC）勧告 38 の評価

韓国の FATF 第 4 次相互審査報告書（MER）における、勧告 38（刑事共助—凍結・没収）の評価については、Compliant（完全遵守）とされた。基準（Sub Criterion）ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

韓国は、外国からの要請に基づき、犯罪収益・犯罪関連資産の特定、凍結、押収、没収等の措置を講じる権限を有している。これらの権限は、マネー・ローンダリング（ML）、テロ資金供与（TF）及び前提犯罪に関連する財産や、価額相当財産にも及ぶ。刑事手続に基づく没収・仮押収の執行が可能であり、要請国の判決に基づく没収命令の執行も認められている。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収や暫定措置への対応

韓国は、有罪判決に基づかない没収や暫定措置についても、外国からの要請に応じて執行可能である。最終的な凍結・没収命令がある場合、これらの要請に対応できる法的枠組が整備されている。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

韓国は、二国間条約等に基づき、他国と連携して資産の凍結・没収措置の調整、管理・処分を実施できる体制を有している。没収資産の管理・処分については、国内の刑事手続と同様の仕組みが適用される。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

韓国は、腐敗犯罪等に関しては正式な分配ルールを有し、それ以外の犯罪についても、要請国との合意に基づき没収資産の国際的な共有（asset sharing）が可能であ

限の範囲と実行手段に違いがある。

る。

総括（FATF 第4次相互審査報告書における勧告38の法令遵守（TC）評価）

韓国は、外国からの要請に基づき、犯罪収益や関連資産の特定・凍結・没収等に対応できる法制度・実務体制を有している。没収・仮押収の執行、価額相当財産の没収、有罪判決に基づかない没収や暫定措置にも対応可能である。資産管理・分配、国際的な資産共有（asset sharing）も実施できる。主要な要件を満たしており、重大な技術的欠陥は認められない。総合評価は「Compliant（完全遵守）」である。

4.11.3. FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 I0.8 の評価

韓国の FATF 第4次相互審査報告書（MER）における、有効性評価項目 I0.8（Immediate Outcome 8: Confiscation）の評価は、SE = substantial level of effectiveness（四段階評価の上から二番目）となった。各着眼点（Core Issues）の評価は以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

韓国では、犯罪収益の没収及び財産回復が2017年以降、政府の正式な政策的優先事項として位置付けられており、これに伴い専門性の強化及び資源配分の拡充が行われている。法制度面では、犯罪収益の凍結、押収及び没収を可能とする包括的な枠組が整備されており、法執行機関は「フォロー・ザ・マネー」アプローチを明確に採用していると評価されている。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

犯罪収益の没収は、詐欺、違法賭博及び腐敗事案を含む主要な前提犯罪に関連して積極的に追求されており、一定の成果を上げている。一方で、韓国では税犯罪が最大の犯罪収益源と特定されているにもかかわらず、マネー・ローンダリング罪の前提犯罪として対象となる税犯罪が限定的であるため、税犯罪に関連する犯罪収益の没収が十分に行われていない点の実効性を制約していると評価されている。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

韓国は、国境を越える現金及び無記名有価証券に関する申告制度を導入しており、無申告又は虚偽申告があった場合には押収及び制裁を科すことが可能である。これらの制度は一定程度運用されているものの、国境で検知された現金がその後のマネー・ローンダリング捜査や犯罪収益没収に一貫して結び付いているとは言い難く、制度の活用には改善の余地があると評価されている。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

韓国は、継続的な国家リスク評価を通じて、詐欺、違法賭博、腐敗及び税犯罪を主要なマネー・ローンダリングリスクとして把握しているが、没収実績はこれらのリスク全体を十分に反映しているとは言えない。特に、税犯罪及び国外関連事案に係る犯罪収益の没収が限定的である点で、没収成果とリスク評価との間に乖離が認められると評価されている。

総括（FATF 第4次相互審査報告書における有効性評価項目 I0.8 の評価）

韓国は、犯罪収益の没収に関する強固な法的枠組と、強化された政策的優先付けを背景に、財産回復を積極的に追求しており、制度面及び運用面で多くの有効な要素を有し

ている。一方で、前提犯罪の範囲の制約や一部リスク分野における没収の限定性が、犯罪収益剥奪の実効性を完全なものとする上での課題となっている。今後は、没収命令資産の実際の回収率向上や、詐欺犯罪収益の没収拡大、クロスボーダー資産の摘発・制裁強化等が課題とされている。IO. 8の有効性評価は「substantial level of effectiveness (SE、相当程度の効果)」(四段階評価の上から二番目)」とされた。

4.11.4. FATF 第4次相互審査後の没収に関する法改正等について

韓国は、2020年のFATF第4次相互審査報告書で示された指摘や、2023年10月に採択されたFATF勧告4の改訂内容を踏まえ、没収に関する法整備を進めている。韓国当局は、2020年以降、犯罪収益追及の実効性向上に取り組んでおり、主要な改正の一つが2022年の犯罪収益規制法(POCA)の改正である。従来この法律で没収対象となる「特定犯罪」の範囲は限られていたが、2022年改正により「死刑又は長期(3年以上)の懲役・禁錮に当たる犯罪」を包括的にカバーすることとなった。これにより、従来は麻薬や一部の組織犯罪など列挙された犯罪に限られていた没収・追徴の適用範囲が、脱税や詐欺・横領など広範な重大犯罪に及ぶことになり、FATF勧告に沿った包括性が確保されたといえる。また2018年には、腐敗財産没収・返還特別法²⁶⁴が制定され(UNCAC〈国連腐敗防止条約〉の履行措置)、被害回復を目的とした没収・返還手続が新設されている。これらの法改正と制度整備により、韓国は2024年のFATFフォローアップ審査でも勧告4について引き続き「完全遵守」を維持し、法制度面での欠陥は解消されつつあると考えられる。

韓国では、FATF勧告4の2023年の改訂に対応するさらなる制度強化も検討されている。改訂勧告では各国に有罪判決に基づかないベース没収制度の導入や拡大没収の義務化が盛り込まれたため、韓国でもこれに沿った議論が活発化している。例えば、2024年には韓国国会議員から「有罪判決に基づかない没収制度」を創設する法案が提出された。これは、死亡した元公職者の不正蓄財など公訴が困難な場合にも、時効なく犯罪収益を国家に帰属させられるようにするもので、有罪判決に基づかない没収(民事没収)的な仕組みを部分的に導入しようとする試みである。現時点で法案の行方は不透明だが、こうした立法努力はFATFの強化された基準を念頭に置いた動向と考えられる。

また、財産回復(Asset Recovery)を国家的な優先事項として位置付け、国内体制を整備することは、FATF勧告4の改正で強調された論点の一つであるが、韓国は、FATF第4次対韓国相互審査でも評価されたように、犯罪収益剥奪の法的枠組(刑法・各種特別法・犯罪収益規制法)が充実していることに加え、捜査・訴追段階で資産追跡と没収に特化した組織として、法務部国際刑事企画官(国際司法共助の窓口)に加え、最高検察庁に「マネー・ローンダリング捜査・資産没収タスクフォース」(2006年設置)を前身とする「犯罪収益没収センター」が2010年に設置され、各地方検察庁にも専担部署が段階的に拡充された。2018年にはソウル中央地検に「犯罪収益追徴部」が新設され、その後も釜山・大邱・水原・ソウル南部など主要地方検に順次「財産回復チーム」が立ち上げられている。こうした専門部署では、財務・金融の専門知見を持つ検察官や捜査官が犯罪収益の追跡や

²⁶⁴ 「腐敗財産没収・返還特別法」は、英文名称を Act on Special Cases Concerning Confiscation and Recovery of Stolen Assets といい、韓国が国連腐敗防止条約(UNCAC)を国内で効果的に履行するために2008年に制定した法律である。国連腐敗防止条約(UNCAC: United Nations Convention against Corruption)は、2003年に国連総会で採択され、2005年に発効した世界初の包括的な腐敗防止に関する国際条約である。韓国の国内法である本法は賄賂や横領など腐敗犯罪によって得られた財産(腐敗財産)を対象に、その没収と被害者への返還手続を定めている点の特徴である。具体的には、腐敗犯罪の類型を明確に定義するとともに、犯人が被害者から搾取した財産や犯罪収益から派生した財産についても特例的に没収できる仕組みを整備し、没収した財産は被害者へ返還することを可能にしている。さらに、外国政府から腐敗財産の追跡・返還協力の要請があった場合に法務部が財産の保全・引渡しを指示できる規定を設け、国際的な汚職収益の還流防止と被害回復に寄与する体制を構築している。

没収執行を専従で担当し、全国的なネットワークを形成している。

さらに、関連機関の協力体制も整備されている。韓国 FIU（金融情報分析院、KoFIU）は捜査機関への疑わしい取引の届出情報の提供のみならず、国際共助の観点から海外 FIU との情報交換も実施しており、国際的な資産追跡を支援している。法務部国際刑事課は各国との外交ルートを通じた資産凍結・没収の共助手続を統括し、33 か国との二国間犯罪共助条約や UNCAC など多国間条約に基づき外国当局との協力も円滑に行える体制となっている。国内では、警察、検察、税関、金融監督当局が参加する合同調整会議等を通じて、政策レベルの協議を重ねており、犯罪収益対策に関するリスク評価や戦略も共有されている。

マネー・ローンダリングが疑われる取引を迅速に一時凍結する措置は、犯罪収益の逸失を防ぐ上で極めて重要であることから、韓国では、起訴や有罪判決に基づかないで資産を仮押収できる制度が整備されている。具体的には、検察官は裁判所に対し「没収保全命令」（追徴保全命令）の発付を請求できる権限を持ち、この保全命令により起訴前であっても犯罪に関係すると疑われる財産の処分を一時的に禁じることが可能である。例えば、金融当局や捜査機関が口座動きを監視する中で巨額の不審振込や送金を察知した場合、直ちに当該口座の資金移動を停止すべく裁判所命令を取得することができる。これによって、後日正式に没収決定が下るまでの間に資金が国外逃避・隠匿されるのを防止している。この「疑わしい取引の一時停止」措置は、FATF の 2023 年 10 月に改訂した勧告 4 の要請に合致している。運用面では、KoFIU が受理した疑わしい取引の届出の分析結果を速やかに検察・警察に提供し、緊急性が高い案件では金融機関の協力の下、口座からの出金や振替を数日間保留する措置²⁶⁵も検討されている。

また、韓国では、拡大没収の法制化が進んでいる。拡大没収とは、特定の犯罪で有罪判決を受けた者に対し、その犯罪による直接的な収益だけでなく、正当な収入では説明できない過大な財産についても没収を及ぼす仕組みを指し、犯罪者の不当利得を徹底的に剥奪するための手段であり、勧告 4 でも各国に導入が求められている事項である。韓国においては、従来この種の没収は必ずしも一般的ではなかったが、近年一部で導入が始まっている。代表的なものが、汚職防止のための特別法における規定で、公職者の汚職犯罪に関する特別法では「著しく不相当な財産の推定没収」規定が盛り込まれている。具体的には、贈収賄などの汚職事案に関与した者がその行為時点で合法的な収入に比して著しく過大な財産を取得している場合、その財産は犯罪による収益で取得されたものと推定し没収できるとしている。これは、犯人に対し、不正蓄財の挙証責任を事実上転換し、合理的な説明ができなければ広範な資産を没収し得るという拡大没収の一形態である。こうした仕組みは、現状では、腐敗犯罪など限定的な領域に留まっており、一般の刑事事件全般に適用されるまでには至っていない。韓国の刑法や犯罪収益規制法では、没収はあくまで特定犯罪により「得た財産」又は「対価」に集中しており、犯人の他の財産に自動的に及ぶ構造にはなっていない。そのため、例えば麻薬犯人が麻薬取引による利益を不動産や株式に転化して蓄財していた場合でも、その麻薬取引による収益と証明できない資産までは現行法では没収できない可能性がある。今後、韓国でも、効果と運用実績を踏まえて他の犯罪

²⁶⁵ この措置は、金融情報分析院（KoFIU）がマネー・ローンダリングの疑いがある取引を分析し、緊急性が高いと判断した場合に、捜査当局が正式な差押命令等を取得するまでの間、金融機関に対して当該取引や口座の一時凍結を要請するもの。韓国では従来、法律上明文化された「取引即時停止権限」はなく、金融機関の自主的協力に基づく措置として運用されてきたが、2023 年の FATF（金融活動作業部会）勧告改訂で各国にこの権限の付与が求められたことを受け、韓国当局も「선제적 의심거래 정지제도」（先制的疑わしい取引停止制度）の導入を検討中。これにより、法律（「特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律」等）を改正し、KoFIU 又は金融監督当局が正式に金融機関へ疑わしい取引の即時停止（Suspension）を指示できる権限を創設する方向と考えられる。

類型にも拡大没収を広げることが課題となるが、財産権や無罪推定との調和も図る必要があるため、拡大没収の対象の拡大と法整備は、合憲性に配慮した慎重な立法が求められると考えられる。

有罪判決に基づかない没収は、刑事裁判での有罪立証が得られなくても、民事訴訟や行政手続を通じて違法収益を没収する仕組みであるが、韓国の現行制度では、原則として没収・追徴は刑事手続（有罪判決）の付随措置として行われるため、有罪判決が得られない場合に独立した没収手段を講じることは困難である。例えば、犯人が国外逃亡したり死亡したりした場合、犯罪収益と疑われる財産があっても起訴や有罪判決ができなければ没収できないのが基本である。勧告4（2023年改定）では、各国に「自国の基本法原則と両立する限りで」NCB没収制度を整備することを求めているが、韓国では、この動きを受けて2024年に国会で関連法改正案が提出されている。その一つは、全斗煥元大統領らの隠し財産を対象に、本人が死亡して刑事訴追が不可能な場合でも特例的に追徴を可能にする法案である²⁶⁶。もっとも、有罪判決に基づかない没収は伝統的な刑事法の原則（無罪推定や手続的保障）との調和が課題となるため、韓国において広範囲に導入するには国民的コンセンサスと憲法上の検証が不可欠でありとされており、現状、韓国の司法制度では有罪判決に基づかない没収に相当する仕組みは、没収保全命令後の起訴断念時に行政没収へ移行するような特例措置のみでしか実現しておらず、一般化には至っていない。しかしながら、全斗煥元大統領の事例の様に腐敗や経済犯罪で犯人逃亡・死亡により刑事裁判継続が困難なケースも散見されることから、今後は有罪判決に基づかない没収を導入するか否かが立法上の大きな論点となってくると考えられる。

マネー・ローンダリング対策において、税務当局（国税庁）との連携は、不正資産の発見と没収に大きな効果をもたらすことから、勧告4（2023年改定）は、財産回復に税務当局の知見や権限を活用するよう求めているが、韓国ではこの分野でも着実な連携強化が図られている。まず制度面では、租税犯罪（脱税）はマネロンの上位リスクとなる犯罪類型として重視されており、2011年施行の特定金融情報法などを通じて脱税がマネロンの上位類型（指定職務違反）犯罪に明確に位置付けられている。これにより、重大な脱税で得た財産も他の犯罪収益と同様に追跡・没収の対象となりうる。実際、2022年の犯罪収益規制法改正で脱税は「特定犯罪」のカテゴリーに含まれるようになったため、悪質な脱税犯に対しても犯罪収益の没収・追徴が法的に可能となっている。こうした法整備を背景に、国税庁と検察・警察・FIUの間で情報共有や合同取締りが活発化している。具体的には、韓国国税庁は近年、高額滞納者対策の中で暗号資産も含めた財産の押収を強化しており、2025年には、日本の国税庁との間で海外隠匿財産の追跡に関する協力強化で合意し、租税回避や犯罪収益の国外移転に対して二国間で情報交換と協調措置をとる枠組を構築した

²⁶⁷。

²⁶⁶ 韓国では2024年6月、「헌정질서 파괴범죄의 공소시효 등에 관한 특별법」（日本語訳：憲政秩序破壊犯罪の公訴時効等に関する特例法）の一部改正法案が国会に提出された。この法案は、1980年代の軍事政権を主導した全斗煥元大統領が蓄財した未回収の不正資産（1997年の有罪判決で命じられた追徴金2205億ウォンのうち約867億ウォンが未回収）を含む犯罪収益を、本人が死亡して刑事訴追が不可能な場合でも没収・追徴できるようにすることを目的としている。法案提出者は進歩党の尹鍾五議員ほか22名であり、提出後に国会法制司法委員会に付託されて同年8月23日に委員会で審議入りしたが、2025年末時点でも継続審議中である。国会の立法資料（提案理由）でも「現行法では当事者が死亡するなど公訴を提起できない場合、不法に得た財産でも没収や追徴が困難である」と問題点が指摘され、本改正案では「行為者の死亡や公訴時効満了の場合でも」違法収益を没収・追徴できるよう明記されている。

<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/nsmlmSts/out/2200413/detailRP>

²⁶⁷ 韓国国税庁は2025年4月16日付の公式プレスリリース「국세청, 대한해협 너머 체납 세금 받아낸다 (国税庁、対馬海峡を越えて滞納税金を取り戻す)」を公表しており、この中で第29回日韓国税庁長会議（2025年4月15日、東京）において海外に財産を隠匿した悪質滞納者に対し、日韓両国が一層緊密に国際協力して取り組むことを確認したと

没収した財産を被害者や正当な所有者に返還することは、犯罪による経済的被害の回復に不可欠であり、勧告4（2023年改定）でもその体制整備が求められている。韓国では、国内犯行に関する没収財産の被害者返還手続と、国際共助を通じた没収資産の返還の双方について法整備がなされており、国内犯行の場合、被害者から奪われた財産が犯人から没収されたときの扱いについて、腐敗財産没収特別法（「腐敗財産の没収及び回復に関する特例法」）²⁶⁸に明文規定がある。同法第6条第2項は「被害者から搾取された財産は没収後、被害者に返還されるものとする」と規定しており、実際に検察官はそのような財産を没収した場合、直ちに被害者に通知し返還の申請を受け付ける義務を負う。被害者が返還申請を行えば、検察官は速やかに財産の引き渡しを決定し、被害者へ返還することになっている。国際的な観点では、韓国は没収資産の国外返還・共有にも前向きな姿勢をとっている。法務部は国際刑事共助法に基づき、外国からの要請に応じて韓国国内で没収・押収した資産をどう処理するかについて、二国間条約や国内法の枠組を整備している。たとえば、腐敗財産没収特別法は、外国当局から要請があった腐敗財産について共助を行い没収した場合、「要請国が原所有者や被害者へ返還すること」を保証しなければならないと規定している。これは、没収資産が単に要請国政府の歳入になるのではなく、真の被害者に戻るよう担保する条項であり、韓国がUNCACの精神（汚職資産の返還）に則っていることを示す。

犯罪収益剥奪を徹底することと、基本的人権である財産権の保障や無罪推定原則とのバランスは、常に慎重に検討されるべき課題であり、韓国の没収制度においても、この点は立法・運用上の重要なテーマとなっている。現行法では、原則として有罪判決を経た犯人の財産に対してのみ没収・追徴を行う仕組みで、無罪推定の原則が尊重されている。また、犯人以外の第三者の財産権にも十分配慮がなされており、例えば犯罪収益規制法第9条では「没収対象財産又は混和財産が犯人以外の者に属する場合には没収できない」という限定を定めつつ、ただし書きで「犯人以外の者がその財産が犯罪収益であることを知りながら取得した場合や、不当に低廉な対価で取得した場合」には例外として没収し得ると規定している。さらに、第三者が善意で有する権利（使用借権や抵当権など）は没収後も存続すると条文中に明記されており、無関係の第三者が没収によって不当に損害を被らないよう保護している。これらの規定からも分かるように、韓国の没収制度は「犯罪者から不当利益を剥奪する」という公益目的と「無辜の第三者の権利保護」との調和を図って設計されている。しかし、有罪判決に基づかない没収や拡大没収など、新たな手段を導入しようとすると、このバランスが再び問われることになると考えられる。特に有罪判決に基づかない没収は、有罪判決という前提を外すため無罪推定との緊張関係が生じる。批判的視点からは「有罪が確定していない者の財産を奪うのは事実上の処罰であり、人権侵害」との懸念が出されている一方で、支持する側は「手続を民事ないし行政と位置付け、財産そのものを対象にする措置とすれば無罪推定には反しない」「裁判所の審査を経て執行されるため適正手続は担保される」と主張し議論が行われているようである²⁶⁹。勧告4（2023

明記した。具体的には、両庁長官が「海外に隠した財産による滞納に断固対処し、日韓間の『徴収共助』（징수공조）の実効性を高める必要がある」との認識で一致したことが述べられ、今後両国間で租税情報交換や代理徴収などの協力枠組を強化する方針が示されている。<https://www.korea.kr/briefing/pressReleaseView.do?newsId=156684513>

²⁶⁸ 韓国政府の公式サイトである国家法令情報センター（National Law Information Center）において、「腐敗財産の没収及び回復に関する特例法」の英語翻訳版が公開されており、同センターの英語法令ページには、本法の正式名称を“Act on Special Cases Concerning the Confiscation and Return of Property Acquired Through Corrupt Practices”として全文が掲載されており、法務部所管でUNCAC（国連腐敗防止条約）履行のため制定された本法の目的・定義・手続に関する内容を英語で確認できる。

<https://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?viewCls=engLsInfoR&urMode=engLsInfoR&lsiSeq=188378#0000>

²⁶⁹ 大法院傘下の司法政策研究院の報告書「『물수제도（没収制度）の改編案に関する研究』（2025年4月）」でも、独立没収を導入する際の憲法原則との整合が議論されている。同報告書は「罪刑法定主義、適法手続の原則、過剰禁止、財産権保障、無罪推定の原則」といった憲法上の要請を列挙し、有罪判決なき没収が無罪推定や財産権保障に抵触

年改定)も、有罪判決に基づかない没収の導入にあたり「各国の基本法制と人権保護の原則に照らして」行うよう求めている²⁷⁰。韓国法に照らすと、憲法 13 条 1 項が遡及処罰の禁止、23 条が財産権保障（公共のための適正な補償要件付き）を定めており、有罪判決に基づかない没収や拡大没収がこれらに抵触しないよう慎重な設計が必要となると考えられる。

4.11.5. 税関における没収制度について

韓国関税庁（税関）は、国境における現金・物品の密輸を取り締まり、違法財産の没収において重要な役割を果たしている。まずキャッシュクーリエ（現金の密輸持込出）に関しては、外為法に基づく申告制度が整備されている。韓国に現金を持ち込む旅行者は 1 万ドル相当額を超える場合に申告が必要で、無申告で超過額を持ち込んだ場合はその資金が外国為替取引法違反として没収される可能性がある。実際、韓国の空港税関では、近年、日本円や人民元など高額現金の無申告持込事案が増加傾向にあり、発覚した場合には超過額の全部又は一部がその場で押収・没収される運用が取られている。また、犯罪収益の海外移転手段として現金密輸が使われるケースにも警戒が強まっており、税関は公安当局と協力して組織的な現金密輸ネットワークの摘発にも乗り出している²⁷¹。これらの取締り強化の結果、韓国税関による過去 5 年間の資金密輸摘発額は約 11.4 兆ウォン（約 78 億ドル）に達し、その多くが没収対象となったと伝えられている（ただしこの統計には後述の暗号資産経由の密輸額を含む）。

また、金（地金）の密輸も韓国税関が直面する大きな課題である。韓国と日本の間では、金の消費税（付加価値税）差を悪用した地金の密輸出入が頻発しており、韓国当局は日本当局とも協力して摘発に当たっている。例えば 2023 年から 2024 年にかけて、香港で購入した金塊を粘土状に加工して金属探知機をすり抜け、仁川空港経由で日本に密搬送する大規模な密輸組織が摘発された。この事件では総額 74 億ウォン相当（約 85kg）の金塊が密輸され、韓国警察と税関の合同捜査により 39 人が検挙、未遂分として押収された金塊 5 個（5.5kg）について没収手続が取られた。また別件では、2023 年までの 1 年半で日韓を 200 回以上往復し、韓国から合計約 1 トンもの金地金を密輸・日本国内において約 108 億円で売却していたグループが摘発されるなど、過去最高規模の金密輸が明らかになっている。韓国税関はこうした事案で犯行グループの金塊を押収・没収し、関与者を関税法違反で起訴するとともに、日本など他国と協力して密輸経路を封じる措置を講じてい

しないための法的枠組が必要であると指摘しており、これは公式の研究機関による見解で、拙速な導入は人権侵害の懸念を伴うことを示唆するものと考えられるとの立場をとっていると考えられる。（出所）司法政策研究院報告書

『몰수제도의 개편방안에 관한 연구』(2025 年 4 月)

²⁷⁰ FATF Recommendation 4 (2023 Revised) - “Countries are required to establish a Non-Conviction Based Confiscation regime in their legal systems, as far as it aligns with their fundamental principles of domestic law.”

²⁷¹ 韓国政府の公式資料によれば、犯罪収益の海外移転手段として現金の密輸（無申告による多額現金の国外持ち出し）が横行していることが確認されている。例えば、韓国関税庁（Korea Customs Service）が 2025 年 11 月 17 日に発表したプレスリリース「“초국가 범죄 수익 해외 유출 원천 봉쇄!” 관세청, 범죄자금 반출입·자금세탁 특별단속 실시」（邦訳例：『超国家的な犯罪収益の海外流出を根本から封鎖！』関税庁、犯罪資金の搬出入・資金洗浄の特別取締を実施）には、「最近、東南アジア等に拠点を置く犯罪組織が、国内被害者から騙し取った資金を不法送金や現金無断持出（現金密輸）などの方法で海外に逃避させる事例が急増している」と明記されている。関税庁はこうした動きに対処するため、捜査官 126 名からなる「犯罪資金追跡チーム」を編成し、犯罪収益の不正な国外持出・洗浄の摘発に乗り出し、この特別取締では、不法な地下銀行（환치기）による送金、空港・港湾での外貨密輸出入、貿易を悪用したマネー・ローンダリングという「3 大手段」に焦点を当て、金融情報分析院（KoFIU）や金融監督院など関係機関とも協力体制を構築して国内外の情報を共有しながら、組織的な現金密輸ネットワークの摘発と資金源遮断に取り組んだとしている。（出所）韓国関税庁（Korea Customs Service）が 2025 年 11 月 17 日に発表したプレスリリース「“초국가 범죄 수익 해외 유출 원천 봉쇄!” 관세청, 범죄자금 반출입·자금세탁 특별단속 실시」

る。さらに韓国は香港・日本の税関と金製品の合同取締り協力を合意しており、金の違法取引撲滅に向けた情報交換と同時摘発を実施している。このように、金密輸に対しても没収制度が厳格に適用され、大口の違法財産が国庫に帰属させられるケースが増えている。

また、違法薬物の密輸摘発と没収に関して、韓国関税庁は近年成果を上げている。特に麻薬の水際取り締まりを強化した結果、2022年5月から2024年4月までの2年間で押収した違法薬物は総計1,417kgに達し、摘発件数も1,459件と過去最多水準となった。押収された薬物はすべて証拠保全の後に没収・廃棄されており、麻薬特別法に則って密輸業者からはその末端価格相当額の追徴金が科される場合もある。韓国税関はこの成果を受け、仁川空港など主要空港に新型のボディースキャナー（ミリ波検査機）を13台配備し、旅客の身体・手荷物検査を高度化したほか、コンテナ港でも大型X線検査装置や麻薬探知犬の増強を図っている。さらに2023年には仁川空港に専用の「麻薬取り締まり検査区域」を新設し、麻薬密輸の多い特定路線からの全旅客に対する徹底検査を開始した。加えて、国際協力にも積極的であり、タイ・ベトナムなど周辺国に連絡官を派遣して情報収集、米独中など6か国との合同捜査を通じて国際的な密輸組織を摘発する成果も挙げている。こうした一連の強化策により、大量の薬物とその犯罪収益が市場に出回る前に押収・没収されており、韓国は勧告4（2023年改定）における「没収資産の適切な処分・管理」の観点でも模範的な取組を示していると考えられる。

4.11.6. 暗号資産の没収について

ビットコインなどの暗号資産は、新たな犯罪収益の蓄財・移転手段として台頭しており、その没収・追跡は世界的な課題となっている。韓国も例外ではなく、過去数年の間に法制度を整え、暗号資産を使ったマネー・ローンダリングへの対策を講じてきた。まず2021年3月には「特定金融取引情報法」の改正により暗号資産サービスプロバイダー（VASP）に対する登録制・顧客確認義務が導入され、匿名取引の遮断が図られた。これにより、犯罪収益が国内の交換所で暗号資産化された場合でも、当局がその交換記録を把握しアカウントを特定できる環境が整った。実際、韓国の捜査機関は違法サイト運営者や麻薬密売組織からビットコイン等を差し押さえた事例が複数あり、裁判所もそれらを「犯罪による収益物」と認定して没収命令を下している（暗号資産そのものを国家が取得し、後に売却して換価）。このように暗号資産であっても犯罪収益であれば没収できることが韓国の裁判で確立されつつあり、法制度上も刑事没収の対象に含まれる解釈が定着したと言える。また、国税庁や警察も暗号資産の押収手続を実践しており、2021年には地方自治体が滞納者からビットコイン等を押収して換金・徴収した例、2022年以降は捜査当局が大規模な詐欺事件で犯人の保有する暗号資産ウォレットを差し押さえた例が報じられている。さらに国税庁は暗号資産専用の分析ツールを導入して取引追跡に乗り出すなど、技術面の能力向上にも努めている。総じて、韓国は立法と捜査実務の両面で暗号資産を従来の金融資産と同様に扱い、犯罪収益として没収・追徴する準備を整え、既に一定の実績を上げつつある。しかし、暗号資産特有の課題も依然として多い。

第一に、技術的・国際的な追跡の難しさがある。暗号資産はブロックチェーン上で移転履歴が公開されているものの、匿名性を高める手法（ミキシングサービスやプライバシーコインの利用）も存在し、犯人が巧妙に隠匿すると当局による判別が困難となる。また、個人の「コールドウォレット」（インターネットに繋がっていない記憶媒体）に保管された暗号資産を押収するには、そのデバイス自体を物理的に確保する必要がある。韓国当局は家宅捜索により犯人のハードウェアウォレットを押収する手法も試みており、国税庁が滞納者の自宅訪問でコールドウォレットを押さえる方針を示したのもその一環である。しかし、犯人が秘密鍵を巧妙に分散保管していたり海外のサービスに預けていたりすれば、

押収には国際共助や高度なサイバー捜査が必要となる。

第二に、暗号資産は価値変動が激しく、没収後の管理や処分にも課題がある。額面上巨額の暗号資産を押収しても、処分時に価格が暴落していれば実質的な回収額は減少してしまう。そのため各国では、押収した暗号資産を速やかに売却して法定通貨化するか、国家が適切に保管・運用するか議論があり、韓国も今後、没収暗号資産の管理ルールを明確化する可能性がある。

第三に、暗号資産がマネー・ロンダリングの主要手段となりつつある現状への対処が挙げられる。韓国税関の報告によれば、過去5年間に摘発された違法資金の密輸約11.4兆ウォンのうち83%（約10兆ウォン）は暗号資産経由で行われていた。最近では、韓国とベトナムの間でテザー（USDT）などステーブルコインを用いて総額9,200億ウォン（約6億3千万ドル）を不正送金したマネロン集団が摘発されるなど、その手口も巧妙化・大規模化している。このような状況に対し、韓国当局はブロックチェーン分析企業との協力を深め、疑わしい暗号資産取引をリアルタイム検知するシステムの開発を進めている。

また、国内の暗号資産交換業者にFATF勧告15のトラベルルール（暗号資産送金時の情報伝達）を遵守させるべく、国内外の取引所への規制を強化し、違法資金が匿名のウォレットに逃げ込む前に捕捉する努力も続けている。

今後の課題としては、国際協力の一層の強化（海外の取引所や捜査機関との連携なしにはグローバルな追跡は困難）、新たな技術への対応（DeFiやNFT経由のマネロンなど新手法への対応策検討）、法的手続の整備（犯人に秘密鍵の開示を義務付ける法制の是非など）も挙げられ、韓国においても、法制度と捜査手法の高度化を継続し、「抜け穴のない没収」を目指す不断の努力が求められていくと考えられる。

4.12. マレーシア

4.12.1. FATF 対マレーシア第5次相互審査

4.12.1.1. FATF 第5次相互審査における法令等整備状況（TC）勧告4の評価

2025年12月に公表されたマレーシアのFATF第5次相互審査報告書（MER）²⁷²における勧告4及び勧告38の法令遵守に関する評価（Technical Compliance、TC）及び有効性評価項目IO.8（Immediate Outcome、IO）における評価の基準は、2023年10月改定前の基準によって評価されている²⁷³。勧告4（剥奪及び保全措置）の評価については、Largely Compliant（概ね遵守）となった。主な基準（Sub Criterion）における評価は以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

マレーシアは、犯罪収益及び犯罪に用いられた財産の凍結、押収及び没収を可能とする包括的な法的枠組を整備しており、刑事司法制度の中に財産回復のための権限及び手続が明確に位置付けられている。AMLA（Anti-Money Laundering Act）により、犯罪収益、テロ関連資産、違法活動の収益、犯罪に使用された資産の没収が可能である。ただし、前提犯罪に使用された資産の「相当価値の財産」については、ML又はTFで起訴されない限り没収できないという軽微な欠陥が存在する。これは刑事訴訟法（Criminal

²⁷² <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/mer/mer-malaysia-2025.pdf.coredownload.inline.pdf>

²⁷³ “This evaluation was based on the 2012 FATF Recommendations (as updated from time to time) and was prepared using the 2022 Methodology.” (p.17 (Preface), MER)との記載があり、実際に勧告4及び勧告38の基準（Sub Criterion）やIO.8の着眼点（Core Issues）は、2023年10月改定前のものによって評価されている。

Procedure Code) では補完できない。DDFOPA (Dangerous Drugs (Forfeiture of Property) Act 1988)²⁷⁴及びMACCA (Malaysian Anti-Corruption Commission Act 2009)²⁷⁵は、麻薬及び汚職に関する包括的な没収制度を提供しており、犯罪者本人及び第三者が保有する財産にも適用される。ただし、テロ以外の犯罪に「使用される予定の資産 (instrumentalities intended)」については、明示的な規定が存在せず、一部の未遂罪に該当する場合に限られるため、完全な対応とは言えない。このように、マレーシアは、資産回復を政策及び運用の優先事項として位置付け、法執行機関、検察、金融情報機関が連携する体制を構築しており、大規模汚職事案では、専任体制の下で国内外の手段を組み合わせ、実効的な資産回復が実現しているものの、当該体制の成果は特定事案に集中しており、他の高リスク前提犯罪全般にわたり同水準の運用が一貫して示されているとは言い難い。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

マレーシアの法執行機関及び司法当局は、犯罪財産の特定、追跡及び評価を行うための法的権限を有しており、捜査過程において金融情報や強制捜査権限を活用することが可能である。AMLA は、没収対象となる財産の凍結・押収・回収を妨げる行為を防止するための暫定措置を包括的に規定している。これらの措置は、ML、TF 及び勧告3で定義されたすべての上位犯罪に適用される。AMLA は、財産の特定、追跡、評価、捜査に関する広範な権限を捜査官に付与しており、上位犯罪に関する疑いがある場合にも適用可能である。DDFOPA 及び MACCA も、麻薬及び汚職犯罪に関する捜査措置を包括的に規定しており、暫定措置の実施において制度的な不足は認められない。金融情報、税務情報、捜査情報を横断的に活用する枠組が整備され、複雑な資金移動の把握能力が示されており、国際的な資金経路を伴う事案でも、特定・追跡・評価が行われているものの、薬物、組織犯罪、密輸等の高リスク分野における追跡実績は、国のリスク評価に必ずしも見合っていない。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

マレーシアでは、善意の第三者の権利を保護するための明確な規定が整備されている。具体的には、AMLA s. 61 により、善意で財産を取得又は保有する第三者の権利が、没収手続において保護される仕組みが設けられている。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

マレーシアの法制度は、没収又は凍結された財産について、基本的な資産管理の仕組みを定めている。これには、当局による保管及び管理、動産や凍結財産の売却、土地登記上の措置、押収された事業の管理及び閉鎖、記録の作成・保存が含まれる。一方で、拘束 (restraint) 段階において不動産を売却又は当局が直接管理するための明文規定は存在しない。マレーシア当局は、土地登記上の処分制限を行うことで十分であり、不動産の性質や拘束命令の期間を踏まえれば追加措置は必ずしも必要ではないとの立場を

²⁷⁴ DDFOPA は麻薬関連犯罪に特化した没収法であり、麻薬取引に関与した者が保有する財産が違法に得られたものであると推定される場合、裁判所の命令によりその財産を没収することが可能である。同法は有罪判決に基づかないベース没収 (NCBF) を認めており、刑事有罪判決がなくとも、財産の由来が正当でないと判断された場合に没収が可能である点の特徴である。これにより、麻薬犯罪に関与する者が資産を第三者名義に移転するなどして隠匿する行為に対しても、実効的な対応が可能となっている。

²⁷⁵ MACCA は汚職犯罪に対する捜査・訴追及び資産没収を規定する包括的な法律であり、マレーシア汚職防止委員会 (MACC) に広範な捜査権限を付与している。MACCA の下では、汚職に関連する資産の凍結・押収・没収が可能であり、特に 1MDB 事件などの大型汚職案件においては、MACCA の法的枠組が財産回復の中核を担ってきた。MACCA もまた、有罪判決に基づかない没収を認めており、汚職収益の剥奪において柔軟かつ迅速な対応を可能にしている。

示している。ただし、不動産市場の下落や、所有者が適切に管理できない場合には問題が生じ得ると評価されており、その場合には当事者の同意による売却や早期の民事没収手続により対応可能であるとされている。資産管理は、各法執行機関（LEA）が行政的に実施しており、それぞれが標準業務手順（SOP）を有する。中央銀行BNMは、AMLA事案に関する資産管理ガイドを策定しているが、内容は簡潔であり、網羅性には欠けるものの、出発点としては有用と評価されている。ただし、凍結財産の売却について同意に依存する点は、実務上の課題とされている。これに対し、王立マレーシア警察（RMP）によるDDFOPAに基づく処分ガイドは、最も詳細な内容を有している。

総括（FATF 第5次相互審査報告書における勧告4の法令遵守（TC）評価）

マレーシアの没収関連法制度は高度に整備されており、FATFの要求事項の大部分を満たしている。調査権限は広範であり、資産管理制度も基本的な枠組は整っている。ただし、資産管理ガイドラインや一部の法的欠陥（instrumentalitiesの相当価値財産の没収要件など）については改善の余地がある。これらを踏まえ、FATFはマレーシアの勧告4に対して「ほぼ遵守（Largely Compliant）」（四段階評価の上から二番目）との評価を受けた。

4.12.1.2. FATF 第5次相互審査における法令等整備状況（TC）勧告38の評価

マレーシアのFATF第5次相互審査報告書（MER）における、勧告38（刑事共助—凍結・没収）の評価については、Largely Compliant（LC、概ね遵守）とされた。基準（Sub Criterion）ごとの評価のポイントは、以下の通り（第4次相互審査の際の勧告38の評価もLC）。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置

マレーシアは、MACMA（Mutual Assistance in Criminal Matters Act）により、犯罪収益及び犯罪関連財産について、特定、押収、凍結及び没収に関する国際共助を提供・取得する法的根拠を有している（MACMA第3条）。2024年のMACMA改正により、「外国没収命令（foreign forfeiture order）」の定義が拡張され、犯罪に用いられた道具（instrumentalities）及びその価値相当財産についても国際共助の対象となった（MACMA第2条）。また、薬物関連犯罪については、DDFOPA（Dangerous Drugs（Forfeiture of Property）Act）Part VIIにより、外国からの要請に基づく犯罪収益及び犯罪道具の押収・没収に関する直接的な支援を可能とする包括的な規定が整備されている。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収等の協力

マレーシアは、MACMA及びAMLAを根拠として、有罪判決に基づかない没収に関する国際共助を提供することができる。AMLAは、外国犯罪に関連する有罪判決に基づかない没収にも適用され得る枠組を有している。さらに、2024年のMACMA改正により、「司法手続（judicial proceedings）」の定義が拡張され、外国におけるNCB没収手続に対しても国際共助を提供することが明確化された（MACMA第2条3項(a)）。加えて、DDFOPA第50条により、薬物関連犯罪については、外国からの要請に応じた有罪判決に基づかない没収が可能とされている。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

実務面では、検事総長府（AGC）がマレーシアの刑事共助中央当局として、押収・没収に関する要請について、対外国中央当局との調整及び国内の法執行機関（LEA）との

調整を行っている。これらの調整は、対面会合、ビデオ会議、電話会議等を通じて実施されている。一部の二国間条約には、押収・没収要請の執行に関する規定が存在し、特定の事案では協調を補完しているが、制度的に確立した枠組が存在しない場合には、国際協調が制約され得ると評価されている。また、MACMA 及び MACMR (Mutual Assistance in Criminal Matters Regulations) は、国際要請に基づく資産管理について詳細な規定を設けている。具体的には、財産の保管・管理 (MACMA 第 37 条、MACMR 第 25 条 6 項)、土地登記への登録 (MACMR 第 25 条 7～9 項)、財産の売却 (MACMR 第 25 条 5 項、第 28 条 4 項) 及び大臣の指示に基づき財産を管理する管理人の選任 (MACMR 第 29 条) が可能とされている。没収された財産又はその売却代金は、マレーシア政府に帰属し (MACMR 第 28 条)、執行費用や管理人報酬等を控除した後、外国没収命令に基づく支払額を充当し、残余金は財産の元保有者及び連邦統合基金 (Federal Consolidated Fund) に分配される (MACMR 第 28 条 5～7 項)。管理人が選任された場合、当該管理人は大臣の指示に従い、財産を管理又は処分する。行政的には、資産管理は関係する法執行機関 (LEA) が担当しており、国内事案と同様に、外国要請に基づく資産管理にも対応可能な基本的手続を有している。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

AMLA に基づき没収された財産は、連邦政府に帰属する (AMLA 第 62 条、MACMR 第 28 条)。当該財産は、法執行機関が公的目的で使用することも、連邦政府に移転することも可能である。MACMR 第 28 条 4 項により、没収財産の管理及び処分については、マレーシア政府に広範な裁量が認められている。さらに、二国間 MLA 条約では、国内法の許す範囲で、没収された犯罪収益や犯罪道具又はその価値の全部又は一部を、要請国に移転することができる旨が規定されている。

総括 (FATF 第 5 次相互審査報告書における勧告 38 の法令遵守 (TC) 評価)

マレーシアは、国際共助に関する技術的枠組として、全体的に強固な制度を有している。MACMA の規定により、有罪判決に基づかない没収を含め、あらゆる種類の財産について、特定、押収、凍結及び没収に関する国際支援が可能である。一方で、押収・没収に関する国際的な調整を制度的に担保する正式な法的枠組やメカニズムが存在しない点は、他国との協調を行う上で制約となり得ると評価されている。これらを踏まて、総合評価は「Largely Compliant (概ね遵守)」(四段階評価の上から二番目)である。

4.12.1.3. FATF 第 5 次相互審査における有効性評価項目 I0.8 の評価

マレーシアの FATF 第 5 次相互審査報告書 (MER) における、有効性評価項目 I0.8 (Immediate Outcome 8: Confiscation) の評価は、ME = moderate level of effectiveness (四段階評価の上から三番目) となった。各着眼点 (Core Issues) における評価は以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

マレーシア当局は、政策面及び運用面の双方において財産回復を明確な国家的優先事項として位置付けている。NCC Policy Roadmap²⁷⁶に基づき、法執行機関 (LEA) は押収・

²⁷⁶ NCC Policy Roadmap とは、マレーシア国家調整委員会 (NCC: National Coordination Committee) が策定した、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する国家レベルの中期行動計画。NCC (National Coordination Committee) は、マレーシアにおけるマネロン等対策の中核的な省庁間調整機関であり、17 の省庁・政府機関 (FIU、監督当局、法執行機関等) で構成され、国家レベルでの政策立案、実施、機関間連携及び情報共有を担う枠組として位置付けられている。

没収に関する具体的な行動計画を策定し、検事総長府（AGC）及び LEA には没収を専門に扱うチームが設置されている。とりわけ、1 MDB 事案²⁷⁷においては、国外民事没収や和解を含む多様な手段を活用し、約 60 億ユーロ超の資産回復を達成するなど、制度を実務に落とし込む能力と政治的コミットメントが示された。一方で、1 MDB 対応に多くの人的・組織的資源が投入された結果、他事案への対応が相対的に制約されたことも当局自身が認めている。

このように、政策的優先度と基本的制度基盤は強固であるが、資産回復を横断的・持続的に推進する戦略的枠組は十分に確立されているとは評価されていない。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

2019 年から 2025 年 2 月までに、マレーシアは合計 81.1 億ユーロの資産回復を達成しているが、その約 75%（60.8 億ユーロ）は 1 MDB 関連である。1 MDB 以外の回収額（約 20.3 億ユーロ）については、税務当局（IRBM）による税務上の是正措置（tax remedies）への依存が顕著であり、刑事没収の活用は限定的である。没収の形態としては、有罪判決に基づく没収よりも、有罪判決に基づかない没収が大宗（約 88%）を占めている。FATF 方法論上、回収手段の優劣は問われないものの、有罪判決に基づく没収実績が低水準となっていることは、IO. 8 で指摘されているマネロン罪の訴追・有罪判決の困難さと連動した構造的課題を反映している。また、麻薬取引、組織犯罪、密輸といった国際性の高い高リスク犯罪については、没収実績が国家リスク評価（NRA）で示されたリスク水準に見合っていない。国外前提犯罪や海外所在資産に連動した資産回復の活用も限定的であり、全体として、資産回復の実効性はリスク・プロファイルと十分に整合していない。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

マレーシアは、国境を越える現金及び無記名支払手段（CBNI）の申告・把握制度について、2015 年審査以降一定の改善を行っており、申告件数は増加している。しかし、虚偽申告又は無申告の CBNI が、リスク水準に見合っただけで押収・没収されていない点が重大な課題とされている。加えて、申告義務違反に対する制裁は、効果的・均衡的・抑止的とは評価されていない。その結果、国境を越える現金移動に伴うマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクに対する対応は不十分と結論付けられている。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

マレーシアの財産回復実績は、1 MDB という単一かつ例外的に大規模な事案に大きく依存している。これを除いた場合、資産回復の水準は 2015 年審査時から改善しているものの、国の全体的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク、特に高リスク及び中高リスク前提犯罪の範囲に照らすと十分とはいえない。審査団は、大規模・複雑な国際事案を処理する能力自体は実証されたとしつつも、より広範な犯罪類型にわたり、安定的かつ一貫した財産回復成果を上げる体制には至っていないと指摘している。

²⁷⁷ 1 MDB 事案とは、マレーシアの政府系投資会社 1Malaysia Development Berhad（1MDB）を巡り、2009 年以降、国家資金が不正に流用され、国境を越えてマネー・ローンダリングが行われた結果、複数国の当局が関与する大規模な国際金融犯罪及び資産回復案件であり、第 5 次相互審査報告書においては、マレーシアの財産回復能力を示す代表的事例として位置付けられている。

総括（FATF 第5次相互審査報告書における有効性評価項目 IO. 8 の評価）

マレーシア当局は、財産回復を明確な政策目標として重視し、民事手続、税務回収、有罪判決に基づかない没収、刑事没収・剥奪、返還・和解を組み合わせた多面的な戦略により、2019年以降、81.1億ユーロという顕著な資産回復実績を達成した。一方で、その成果は1MDB事案への依存度が極めて高く、これを除いた場合、刑事没収の活用、国外資産への対応、国境を越える現金の押収・没収などにおいて、国家リスク評価との整合性が十分に確保されていない。以上を踏まえ、審査団は、制度的能力と実績は一定程度認められるが、リスクベースで一貫した成果を上げる段階には至っていないと結論付け、IO. 8の有効性評価は「moderate level of effectiveness (ME、中程度の効果）」（四段階評価の上から三番目）となった。

【参考 33】 1MDB 事件の概要とマレーシア第5次相互審査における位置づけ

- 1MDB 事案とは、マレーシア政府系投資会社である 1Malaysia Development Berhad (1MDB) を巡り、2009 年以降、国家資金が組織的に不正流用され、国境を越えてマネー・ローンダリングが行われた大規模な汚職・金融犯罪事案である。第5次相互審査報告書 (MER) においては、本事案はマレーシアの資産回復実績を数量的に最も大きく左右した中核事例として位置付けられている。2019 年から 2025 年 2 月までに回収された資産総額約 81.1 億ユーロのうち、約 75% (約 60.8 億ユーロ) が 1MDB 関連であり、同国の没収・財産回復の評価 (IO. 8) を理解する上で不可欠な前提事実とされている。
- MER において 1MDB 事案が持つ意味は、単なる汚職事件ではなく、マレーシア当局が越境的・複雑・大規模な事案において、国際協力、民事没収、和解、返還を組み合わせることで実際に資産回復を成し遂げ得る能力を有することを実証した点にある。評価団は、米国等における外国民事没収や和解を通じた資産の本国還流を、マレーシアの制度と当局能力が最も効果的に機能した例として明示的に認めている。この点で 1MDB 事案は、マレーシアの資産回復制度が「形式的に存在する」だけでなく、「特定条件下では高い成果を生み得る」ことを示す象徴的事例であると評価されている。
- 審査団は、1MDB 事案が成功した理由として、①国家的優先事項としての政治的・政策的コミットメント、②AGC 及び法執行機関への資源の集中的投入、③外国当局との緊密な協力関係、④刑事没収に限定せず、民事没収、有罪判決に基づかない没収、税務回収、和解といった手段を柔軟に組み合わせた点を挙げている。特に、1MDB は国家の信用や財政に直結する事案であり、その重要性和国際的注目度の高さから、当局が例外的な規模と継続性をもって対応したことが、巨額の資産回復につながったと整理されている。MER 本文では、当局自身が、1MDB 対応のために相当な人的・制度的資源を投入したことを明示的に認めている。
- 一方で MER は、1MDB 以外の事案について、没収・資産回復の実績がマレーシアのリスク・プロファイルに見合っていないと結論付けている。その理由として、①資源が 1MDB 事案に集中した結果、他の犯罪類型への対応が相対的に弱体化したこと、②刑事没収の活用が限定的で、税務是正や有罪判決に基づかない没収に過度に依存していること、③麻薬取引、組織犯罪、密輸といった高・中高リスク前提犯罪について、押収から最終没収への転換率が低いこと、④国外前提犯罪や海外所在資産に連動した回収が限定的であることを挙げている。評価団は、1MDB 事案は成功

例である一方、それが「例外的事案」にとどまっており、資産回復が制度全体として一貫的・リスクベースで機能しているとは言えないと判断し、その結果としてIO. 8の有効性評価を「Moderate」と位置付けている。

(マレーシア第5次相互審査報告書(MER)に基づき、あずさ監査法人が作成)

4.12.2. FATF 第5次相互審査の総括

マレーシアはFATFによる第4次相互審査(2015年)以降、没収制度の高度化に向けて法制度及び運用体制の強化を進めてきた。特に1MDB事件を契機として、有罪判決に基づかない没収(NCBC)制度の導入と活用が進み、民事訴訟や国外での和解を通じた財産回復が顕著に増加した。これに伴い、資産追跡・凍結・管理に関する法的枠組が整備され、金融情報システム(FINS)の導入などにより、関係機関間の情報共有も強化された。これらの改革は、財産回復を国家的優先事項として位置付ける政策的コミットメントの表れであり、第4次審査後の改善措置として高く評価されている。

マレーシアにおけるFATF第5次相互審査後の没収制度の今後の課題は、国内制度の強化に加え、国際的な共助の活用をいかに拡充するかが重要な焦点となる。評価報告書では、マレーシアが国外に流出した犯罪収益の回収において、相互法的支援(MLA)や外国判決の執行申請を十分に活用していない点が指摘された。特に、1MDB事件を除けば、外国に所在する資産の追跡・没収の実績は限定的であり、今後は外国当局との連携強化、迅速な照会・情報交換、外国判決の承認手続の簡素化などが求められる。国際的な財産回復ネットワーク(ARINS)やFATF-INTERPOLラウンドテーブルなどの枠組を積極的に活用することが、越境型犯罪への対応力を高める鍵となると考えられる。

税関における没収制度についても、制度整備と実効性のギャップが課題である。マレーシアは、現金や無記名支払手段の出入国時申告制度を導入しており、申告漏れや虚偽申告に対しては押収・没収が可能な法的枠組を有している。しかし、評価では実際の摘発件数や没収額がリスク水準に見合っていないとされ、特に密輸やテロ資金の持ち込み・持ち出しに対する監視が不十分であると指摘された。今後は、税関職員の訓練強化、監視技術の導入、リスクベースの検査体制の構築などを通じて、制度の実効性を高める必要がある。

暗号資産(Virtual Assets)に関する没収制度も、今後の重要課題である。マレーシアは暗号資産サービスプロバイダー(VASPs)に対する監督制度を整備しており、AML/CFT義務の履行を求めているが、暗号資産そのものの没収に関しては、技術的・法的な対応が発展途上にある。評価報告書では、暗号資産に関連するマネロンやテロ資金供与のリスクが増大していることが指摘されており、これらの資産を特定・凍結・没収するための専門知識、捜査技術、法的手続の整備が急務である。特に、秘密鍵の管理、ウォレットの所在把握、取引所との連携など、技術的課題への対応が求められる。

これらの制度強化にあたっては、財産権などの人権との関係にも十分な配慮が必要である。特に有罪判決に基づかない没収(NCBC)や仮押収の活用の際には、被疑者の権利保護、手続の透明性、司法審査の確保が不可欠である。FATFは善意の第三者保護や適正手続(due process)の確保を強調しており、マレーシアもこれに沿った制度運用を行う必要がある。資産剥奪の迅速性と権利保護の均衡を図ることは、制度の正当性と国民の信頼を維持する上で重要である。

総じて、マレーシアの没収制度は法制度面では国際基準に概ね整合しているものの、運用面では実効性の向上と国際連携の強化が課題である。税関、暗号資産、国際共助といっ

た分野において、制度の深化と人材・技術の強化を進めることで、犯罪収益の剥奪をより効果的に実現することが可能となる。これにより、マレーシアのマネロン等対策・体制はより包括的かつ持続可能なものとなり、国際的な信頼性の向上にも寄与すると考えられる。

4. 13. シンガポール

4. 13. 1. FATF 第 4 次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告 4 の評価

2016 年 9 月に公表されたシンガポールの FATF 第 4 次相互審査報告書 (MER)²⁷⁸ における勧告 4 (剥奪及び保全措置) の評価については、Compliant (完全遵守) となった。各基準 (Sub Criterion) における評価は以下の通り。

基準 4.1 犯罪収益等の没収の根拠法令

シンガポールの CDSA (Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes (Confiscation of Benefits) Act) 4 条及び 5 条により、薬物犯罪・犯罪行為から得られた利益 (proceeds)、洗浄財産 (laundered property)、テロ組織に関連する財産 (TF 含む) 及び同等価値財産 (property of corresponding value) について、犯罪者や第三者が保有する場合も含めて没収が可能とされている。CDSA 7 条・8 条は「得られた利益」の評価手続が規定されている。犯罪の道具類 (instrumentalities) や使用予定の道具類については、CPC (Criminal Procedure Code) 364 条(2)(a)でカバーされ、同等価値財産の没収は CDSA29B 条で規定されている。その他、CPC (Criminal Procedure Code、刑事訴訟法)、TSOFA (Terrorism (Suppression of Financing) Act、テロ資金供与抑止法)、PCA (Prevention of Corruption Act、汚職防止法)、MDA (Misuse of Drugs Act、薬物乱用防止法) にも追加的な没収権限が規定されている。

基準 4.2 資産の特定・追跡等の権限

シンガポールの法執行機関は、CDSA20, 32, 33, 34 条や CPC14-40, 235 条等により、没収対象財産の特定・追跡・評価が可能とされている。CDSA30, 31 条で裁判所への提出命令も可能とされている。CDSA15-16 条、TSOFA11 条で仮押収命令 (restraint order) が ex parte (一方的申立て) で申請可能とされている。CPC35 条、CDSA34(5)条等で財産の押収も規定されている。CDSA16 条(8)は、財産の散逸防止のための押収も認める。CDSA12 条(7)(8)は、犯罪収益の贈与等を無効化できる。

基準 4.3 善意の第三者の権利保護

CDSA13 条、TSOFA19, 27-29 条、CPC35(7), 370 条等で、善意の第三者の権利保護が規定されている。裁判所は、押収財産の所有者等からの申立てにより財産の返還を命じることができる。

基準 4.4 没収財産の管理・処分

押収財産の管理は、各捜査機関 (シンガポール警察 SPF など) が SOP (Standard Operating Procedure、標準捜査手順書) に基づき厳格に管理されている²⁷⁹。CDSA16 条

²⁷⁸ <https://www.FATF-gafi.org/content/dam/FATF-gafi/mer/MER-Singapore-2016.pdf.coredownload.inline.pdf>

²⁷⁹ これらの手順は、刑事訴訟法 (CPC) や CDSA (Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes Act) などの法令に準拠しつつ、各機関が独自に策定しているものである。特に高額資産やデジタル資産 (暗号資産など) については、証拠性・保全性・法的有効性を確保するため、SOP に基づく厳格な管理が求められる。

(6)は「receiver」²⁸⁰の任命を規定。CPC364(2), 370(2)条、TSOFA 25 条等で裁判所による財産処分手続も規定されている。

総括 (FATF 第 4 次相互審査報告書における勧告 4 の法令遵守 (TC) 評価)

シンガポールは、勧告 4 の全要件を満たしており、没収・仮押収制度は FATF 基準に完全に準拠しており評価は、Complaint (完全遵守) である。

4. 13. 2. FATF 第 4 次相互審査における法令等整備状況 (TC) 勧告 38 の評価

シンガポールの FATF 第 4 次相互審査報告書 (MER) における、勧告 38 (刑事共助一凍結・没収) の評価については、Largely Compliant (概ね遵守) とされた。基準 (Sub Criterion) ごとの評価のポイントは、以下の通り。

基準 38.1 外国からの要請に基づく資産凍結・没収等の措置)

シンガポールは、MACMA (Mutual Assistance in Criminal Matters Act) 第 2 条、第 29 条、第 30 条及び関連スケジュールに基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び関連犯罪の収益や犯罪に使用された財産の特定、凍結、押収、没収について、相互法的支援を提供できる法的枠組を有している。ただし、「犯罪に使用する意図があった財産 (intended for use)」については法的定義に含まれていない。国内捜査が伴う場合は迅速な対応が可能であるが、国内捜査がない場合は MLA (相互法的支援) を通じた手続となり、2～3 か月を要する場合がある。

基準 38.2 有罪判決に基づかない没収や暫定措置への対応

シンガポールは、MACMA の規定により、有罪判決に基づかない外国の没収命令 (Non-Conviction Based Confiscation orders) にも対応できる。MACMA における「外国没収命令 (foreign confiscation order)」の定義は、有罪・非有罪を問わず適用される。実際に、過去に有罪判決に基づかない外国命令の執行実績がある。

基準 38.3 資産管理・分配等の協力体制

シンガポールでは、AGC (Attorney-General's Chambers) が相互法的支援の中央当局として、資産の凍結・没収等の措置を他国と調整する。MACMA 第 3 スケジュール第 7～11 項により、凍結・没収資産の管理・処分に関する規定があり、高等法院が受託者 (Public Trustee) を任命し、資産管理に関する指示を出すことができる。

基準 38.4 没収資産の国際的な共有

シンガポールの法制度は、没収又は没収された資産を、直接的又は間接的に共同捜査の結果として他国と分配・共有することを認めている (MACMA 第 3 スケジュール第 10・11 項)。分配比率は、各国の貢献度や協議により決定される。

総括 (FATF 第 4 次相互審査報告書における勧告 38 の法令遵守 (TC) 評価)

シンガポールの法制度は、犯罪収益等の特定・凍結・没収等に関する相互法的支援について、概ね FATF 勧告の要件を満たしている。ただし、「犯罪に使用する意図があった

²⁸⁰ シンガポールの CDSA (Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes (Confiscation of Benefits) Act) 16 条 6 項に規定される「receiver (レシーバー)」とは、裁判所が任命する財産管理人のことである。レシーバーは通常、弁護士、会計士、又は財産管理の専門家が任命され、裁判所に対して定期的に報告義務を負う。この制度は、FATF 勧告 4 が求める「差押え財産の価値保全と適切な管理」に対応するものであり、シンガポールの財産回復体制の信頼性を支える重要な要素である。

財産 (intended for use)」が法的定義に含まれていない点や、国内執行権限が使えない場合の資産凍結に時間を要する点がある点が課題である。総合評価は「Largely Compliant (概ね遵守)」(四段階評価の上から二番目)である。

4.13.3. FATF 第4次相互審査における有効性評価項目 IO. 8 の評価

シンガポールの FATF 第4次相互審査報告書 (MER) における、有効性評価項目 IO. 8 (Immediate Outcome 8 : Confiscation) の評価は、ME = moderate level of effectiveness (四段階評価の上から三番目)。各着眼点 (Core Issues) における評価は以下の通り。

着眼点 8.1 財産回復の政策的優先度と制度的基盤

シンガポールは、法制度上は包括的な没収・押収枠組を有しているが、没収を刑事司法制度の主要な政策目標として追求しているとは言い難い。2013年以降、資産押収・没収の推進を目的とした運用・政策変更が行われ、CADに Asset Confiscations Branch が設置されるなど、マネー・ローンダリング捜査における資産押収の重要性が強調されている。新たな Organised Crime Act²⁸¹により、有罪判決に基づかない民事没収も導入予定とされている (2015年に施行済)。警察及び検察当局は、犯罪収益の剥奪を重要な刑事司法手段として活用しており、没収制度は制度的に整備されている。一方で、没収を独立した戦略目標として一貫して追求する政策的強調は十分ではないと指摘されており、財産回復を独立した優先事項としてさらに明確化する必要性が示されている。

着眼点 8.2 国内外犯罪に係る犯罪収益等没収の実効性

2011~2014年の間に、シンガポールは合計 SGD 342百万 (約31億円)の資産を押収、SGD 48百万 (約4.8億円)を没収した。没収の大半は現金であり、国内詐欺・CBTや外国の詐欺・汚職に関連する ML 案件が中心。没収の14%のみが押収から没収に至っており、残りは捜査中又は証拠不十分等で返還されている。国外犯罪収益の没収・返還も一部実施されているが、全体としてはリスク・規模に比して低水準。非現金資産 (不動産、船舶、貴金属等)の没収も一部実施。国外移転資産の追跡・没収は限定的で、MLAの活用も少ない。また、外国前提犯罪に関連するマネー・ローンダリング事案における没収が限定的である点が指摘されている。国際金融センターとしての地位を踏まえると、より複雑かつ大規模な外国犯罪収益に対する没収の追求が十分ではなく、実効性の面で改善の余地があると評価されている。

着眼点 8.3 国境を越える現金等の申告制度と押収

シンガポールは、国境を越える現金及び無記名有価証券に関する申告制度を導入しており、無申告又は虚偽申告に対して押収及び制裁を科すことが可能である。制度は法的に整備され、一定の運用実績も認められている。一方で、国境で検知された現金が必ず

²⁸¹ Organised Crime Act (OCA) は、シンガポールにおいて組織的犯罪活動に対処するために2015年に制定された特別法である。本法は、従来の刑事訴訟法や CDSA では対応が困難であった、組織的かつ継続的な犯罪行為に対し、より広範かつ柔軟な法的手段を提供することを目的としている。OCA は、犯罪組織の構成員や関係者に対して、刑事訴追に加えて民事的手続による資産の没収 (civil confiscation) を可能とする規定を含み、有罪判決を前提としない有罪判決に基づかないベース没収 (NCB confiscation) を認める点で、FATF 勧告4の要件にも合致する制度である。OCA の特徴的な規定として、裁判所が「組織犯罪活動により得られた利益」と認定した財産に対し、民事訴訟手続を通じて没収命令を発することができる点が挙げられる。この手続では、検察官が証拠に基づき財産の犯罪由来性を立証すれば、刑事有罪判決がなくとも裁判所は没収を命じることが可能である。また、OCA は犯罪組織の構成員に対する監視命令や活動制限命令の発令も認めており、組織的犯罪の継続的抑止に資する制度設計となっている。シンガポール政府は、OCA を通じて犯罪収益の剥奪と犯罪組織の弱体化を図ることで、国家の安全保障と金融システムの健全性を維持する方針を明確にしている。

しもマネー・ローンダリング捜査や没収に体系的に結び付いていないと指摘されており、制度の活用には更なる改善の余地があると評価されている。

着眼点 8.4 没収実績とマネロン・テロ資金供与リスク評価等との整合性

シンガポールは、国家リスク評価において国内犯罪及び一部の越境犯罪リスクを把握しているが、没収実績がこれらのリスク全体を十分に反映していない。特に、外国前提犯罪や複雑な越境マネー・ローンダリングに対する没収が限定的である点で、没収成果とリスク評価との間に乖離が認められる。

総括 (FATF 第 4 次相互審査報告書における有効性評価項目 IO. 8 の評価)

シンガポールが犯罪収益没収に関する包括的な法的枠組と高度な捜査能力を有していることを認めつつも、没収が主として国内事案や比較的単純なケースに集中している点を指摘しており、国際金融センターとしてのリスク・プロファイルに見合った没収実績を示すには、外国前提犯罪に関連する財産回復をより積極的に追求する必要がある。

IO. 8 の有効性評価は「moderate level of effectiveness (ME、中程度の効果)」(四段階評価の上から三番目)。

4.13.4. FATF 第 4 次相互審査後の没収に関する法改正等について

シンガポールは 2016 年の FATF (金融活動作業部会) 第 4 次相互審査で、勧告 4 については適合 (Complaint) との判定を受けたが、その後の FATF 勧告の強化や国内外の犯罪手口の変化に対応すべく、2022 年以降も関連法制度の継続的な強化を図っている。まず、2022 年には FATF 勧告に沿った「金融サービス・市場法」(Financial Services and Markets Act 2022) が成立し、暗号資産サービス業者 (Digital Token Service Providers) への新規制や無免許業者への罰則強化が進められた。また、2023 年 4 月には CDSA 改正法案 (2023 年法案第 12 号) が議会提出され、2024 年 2 月までに施行された。この改正により、いわゆる「マネーミュール (資金運び屋)」対策として、犯罪収益と知りながら又は注意を払えば気付くはずでありながら他人の資金移動を手助けする行為を新たに処罰する規定が追加された。具体的には、「軽率なマネー・ローンダリング (rash money laundering)」及び「過失的マネー・ローンダリング (negligent money laundering)」の新設であり、疑わしい取引を十分確認せず実行した者に対し最高 25 万シンガポールドルの罰金又は 5 年以下の懲役 (軽率の場合)、もしくは、15 万ドル・3 年以下の懲役 (過失の場合) を科すよう改訂された。加えて、他人に自らの電子政府アカウント (シンガパス) を不正利用させる行為も処罰対象に加えられた。これら改正は、近年多発する詐欺スキームで使い捨て口座を提供する協力者への対処や、FATF が指摘する「実効性向上」への対応と考えられる。

制度面では、国家的な財産回復戦略も策定された。2024 年 6 月、シンガポール政府は「国家財産回復戦略」(National Asset Recovery Strategy) を公表し、違法資金の追跡・押収・没収と被害者への返還までを包含する包括的アプローチを打ち出した。この中で、違法資産の探知 (Detect)・剥奪 (Deprive)・回収 (Deliver)・抑止 (Deter) という 4 本柱を掲げ、国内外の機関連携や民間との協働を強化して、一層迅速かつ効果的な没収を実現する方針が示されている。実際の成果として、2019 年 1 月～2024 年 6 月の間に累計 60 億シンガポールドル相当の犯罪収益が押収され、そのうち約 10 億シンガポールドルが国家に没収、一部 (4 億 1,600 万ドル) は被害者に返還されている。さらに、2023 年 8 月に発覚した史上最大級の資金洗浄事件を受け、同年 10 月には内務省・金融管理局 (MAS)・法務省など複数省庁横断の高リスク取引対策委員会が設置され、法人構造の濫用防止や銀

行の監視強化、名義取締役制度の見直し等、幅広い制度強化策が検討・実施されている。これら一連の動向は、2025年に予定されるFATFの第5次相互審査も見据え、シンガポールが引き続きAML/CFT分野での高い遵守と実効性を維持・向上させる取り組みと考えられる。

犯罪収益剥奪制度と基本的人権のバランスについては、シンガポールでも法制度上の設計と運用面で慎重な配慮がなされている。まず財産権の制限に関して、シンガポール憲法は財産権を明文で保障していないものの、市民の正当な財産は一般法の下で保護される。ただし犯罪に起因する財産については、公共の利益（犯罪抑止）のため没収し得るとの立場が採られている。CDSAによる没収命令は有罪判決を前提としており、有罪が確定した後に違法収益と認定された財産のみを剥奪するため、刑事手続上の推定無罪の原則とは直接の抵触を避けている。また、没収手続自体は刑事訴訟法上の付帯手続でありつつ、その性質上民事的要素も持つと解され、証拠の判断などで柔軟性が認められる。

また、挙証責任の転換に関する議論もある。CDSA11条では、検察官が「被告人の保有財産がその正当所得に比して不相応に多い」ことを証明した場合、その不相応部分は犯罪収益と推定されるが、この規定により、いったん不相応な財産の存在が示されれば、被告人側が「無罪の財産」であると合理的に説明する責任を負う。これは一般の刑事事件での挙証責任（検察官が被告人の有罪を合理的疑いなく証明）とは異なるが、没収手続が「犯罪による利得」を対象とする特殊性から正当化されている。この仕組みについては、「実質的な推定無罪の修正」であり財産権への重大な制約との批判も理論上あり得るが、シンガポールの裁判所は「重大犯罪による不当利得を社会から排除する必要性」と「手続的公正」の調和が図られていると判断している。すなわち、財産没収は被告人の犯罪関与が確定した後に限られ、なおかつ不相応財産の推定を覆す機会（適法な所得や贈与であることを証明する機会）が与えられているため、過度に権利を侵害するものではないとされる。実際、シンガポール高等裁判所は「不相応財産の保有について被告人が合理的説明を尽くせない場合、その財産は没収されて然るべきである」と判示し、この立法趣旨を支持している。

さらに、被害者の権利との調整も議論となる論点である。没収された財産は原則国庫帰属となるため、被害者救済とのバランスが問題となるが、シンガポール当局は別途被害金返還プログラム等で対応している（前述のとおり押収資産の一部は被害者に返還）。総じて、シンガポールの没収・追徴制度は厳格な適用により犯罪抑止を重視しつつも、手続保障を組み込むことで基本的人権とのバランスを取っていると評価できる。このアプローチはFATFからも技術的適合性において高く評価されており、引き続きその実効性と適正手続の両立が重要になると考えられる。

4.13.5. 税関における没収制度について

シンガポールの税関（関税）分野でも、不正取引物品や密輸品に対する没収制度が確立されている。法的根拠は主に「関税法」（Customs Act 1960）に定められており、違法な輸出入行為に関与した物品は政府当局によって押収・没収される。例えば、未申告・脱税目的の輸入品（関税・物品税未納の酒類やタバコ等、いわゆる「無着荷物品」）や、輸入禁止品（武器、爆発物、違法薬物など）は、税関当局又は警察官により発見次第その場で差し押さえられる。押収後、所有者が正当な権利を主張しない場合や裁判所が違法性を認定した場合には、正式に没収（forfeiture）となり政府が当該物品を処分・廃棄あるいは売却することが可能である。関税法には、こうした無許可・不正輸出入品の没収手続や、押収物品の保管・処分方法が詳細に規定されている。実務上も、シンガポール税関（Customs）や移民・関税局（ICA）は定期的に密輸取締を行い、車両に秘匿されたタバコの押

収・没収や、高額現金の不申告持込の摘発などを公表している（シンガポール入出国時に2万シンガポールドル超の現金等を所持する場合の申告義務違反は犯罪となり、現金の押収・没収及び罰金刑等の対象である）。また、戦略物資の無許可輸出など安全保障関連の関税違反については「戦略物資（管理）法」（Strategic Goods (Control) Act）に基づき、対象物資の押収・没収や厳しい刑罰が科される。たとえば核関連装置などの違法輸出を行った場合、当該物品は没収の上、関与者に懲役刑・罰金刑が科される（近年の改正で関税法や戦略物資法の執行権限・罰則は一層強化されている）。総じて税関領域では、国家の財政と安全保障を守る観点から、違法物品に対する即時の没収権限が法律で付与されており、これにより密輸や関税逃れの抑止を図っている。

4.13.6. 暗号資産の没収について

近年台頭した暗号資産についても、シンガポールはその法的財産性を明確に認め、犯罪収益であれば没収対象とする枠組を整備している。シンガポール法では暗号資産は「動産（財産）」として扱われ、現行のCDSA制度下で他の財産と同様に犯罪収益として没収し得る。例えば、2023年11月の高等法院判決（ByBit Fintech Ltd v Ho Kai Xin 事件）では、ステーブルコインUSDTを含む暗号資産が「無体財産」であり法的に財産権の客体となり得ると明示され、暗号資産は従来型の財産と同様に信託の目的物や差押・没収の対象になり得ることが確認された。同判決では、シンガポール民事訴訟規則において「動産には暗号資産を含む」と定義されている点にも言及されており、法令上も暗号資産が財産として組み込まれている。したがって、マネー・ローンダリングや麻薬取引などの犯罪で得たビットコイン等の暗号資産は、CDSAに基づく没収命令の対象となる。実際、シンガポール当局は暗号資産の押収・凍結に積極的であり、技術的専門知識を培ってきた。金融管理局（MAS）は2019年施行の「決済サービス法」（Payment Services Act）で暗号資産を「デジタル決済トークン」として定義・規制し、暗号資産関連企業にマネロン対策等の義務を課す一方、法執行当局（商業事件調査局CADや警察）もブロックチェーン分析ツールや国際協力を駆使して違法な暗号資産を特定・差し押さえを実行している。シンガポールでは暗号資産も現金や銀行口座と同等に「犯罪収益たり得る財産」と位置づけられており、法的根拠は現行法の財産没収規定に包含される形で確立している。さらにMASと警察は連携して、暗号資産を介したマネロンに対処するため口座凍結・取引追跡の迅速化や、取引所との協力メカニズムを構築している。シンガポールの暗号資産没収制度は特別の立法によるというより既存の没収法制の適用拡大によって実現しており、裁判所の判例と相まって強固な法的根拠を備えていると考えられる。

4.13.7. 2023年の没収事案について

2023年8月に摘発された資金洗浄事件では、中国福建省に起源を持つ海外犯罪シンジケートが、シンガポールで不動産購入や銀行口座を通じて巨額の不正資金を洗浄していたことが発覚している。警察当局は400名以上を動員した一斉手入れで中国籍等の外国人10名を逮捕し、当初約10億シンガポールドル相当の資産を押収・凍結した。その後の追加捜査で押収額は最終的に約30億シンガポールドル（約3,700億円（2026年1月の換算レート））に達し、現金、銀行預金、不動産110件、高級車64台、宝石・金地金、そして前述の暗号資産約3,800万ドル相当など多種多様な財産が含まれた。このケースはシンガポール国内のみならず世界有数のマネー・ローンダリング事件となり、没収・追徴の観点でも記録的な規模であった。2024年にかけて順次10被告に対する裁判が行われ、複数名が有罪を認めて犯罪収益の国家帰属（没収）に同意した。例を挙げると、一部被告は約1.65億シンガポールドル、1.18億シンガポールドル、6,500万シンガポールドルといった巨額資産の没収に応じている。最終的に10人で計9億4400万シンガポールドルが国庫に没収

されたとされている（他に逃亡中の関係者 15 名も 18 億 5 千万ドル相当の資産を自主返納することで追及を終結させている）。この事件は、違法財産の把握と没収におけるシンガポール当局の能力と、基本的人権とのバランスに関する社会的議論の両面で大きな注目を集め、先述の制度強化（省庁委員会設置や AML 規制強化）の直接の契機ともなった。また、2023 年、薬物対策では、中央薬物庁 (CNB) が麻薬取引に絡む資産を押収しており、7 月のある摘発ではシンガポール人容疑者から高額の現金・高級腕時計等が証拠品として没収されたと発表している（当局発表による）。詐欺対策でも、警察の専門部隊がマネーミューールを摘発し、犯罪収益とみられる銀行預金や暗号資産を差し押さえた事例がある。2023 年末時点までに、詐欺グループに自身の銀行口座や暗号資産ウォレットを提供していた容疑者多数が検挙され、数百万シンガポールドル規模の犯罪収益が凍結・没収の手続に入っている（2025 年 6 月には関連して 49 人を取り調べ、総額 20 万シンガポールドル超の現金・暗号資産を押収）。こうした中小規模の没収事案は日常的に発生しており、累積すると相当額にのぼる。実際、2020 年代に入ってからシンガポール全体で年間数億シンガポールドル規模の違法資産が没収・追徴されている。

以上